





朝涼山梅江五春夕村時白夕有若初子初響曉電雷漣潮  
月  
風風風風風雨雨立雨雨露暮明葉霜日春

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同  
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同  
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三  
三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三  
佐同浦舞藤浦舞佐藤浦佐舞神佐同浦世舞佐藤浦舞浦  
世 永 世永 世 戶 世 佐 世永  
保 賀鶴田賀鶴保田賀保鶴崎保 賀保鶴保田賀鶴賀

曠曙狹夕天朝綾敷浦叢初白吹白薄東磯望夕三長水菊  
日無  
霧霧霧霧波波波雲雪雪雲雲雲波月月月月月

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同  
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同  
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

昭  
和  
六六六五五五五四四四三三三三三三二二二二二二  
六六六五五五五四四四三三三三三三二二二二二二  
佐藤浦舞石佐藤舞佐藤舞橫舞藤石佐同浦藤佐石浦舞  
世永 川世永 世永 永川世 永世川  
保田賀鶴島保田鶴保田鶴濱鶴田島保 賀田保島賀鶴

〇一等潜水艦

伊號 第五八	伊號 第五七	伊號 第五六	伊號 第五五	伊號 第五四	伊號 第五三	伊號 第五二	伊號 第二〇	伊號 第一六	伊號 第一五	伊號 第八	伊號 第七	伊號 第六	伊號 第五	伊號 第四	伊號 第三	伊號 第二	伊號 第一	芙蓉 朝顏 刈萱 早苗
同	同	同	同	同	同	一、六五五	一、五九〇	二、一八〇	二、一八〇	一、九五〇	同	一、七五〇	一、七〇〇	同	同	同	一、六五五	同
同	同	同	同	同	同	同	一九〇	二〇〇	二〇〇	一九〇	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	八	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和
三 ・ 五	三 ・ 三	三 ・ 三	二 ・ 九	二 ・ 三	二 ・ 三	一 ・ 五	一 ・ 五	一 ・ 五	一 ・ 五	一 ・ 五	一 ・ 五	一 ・ 五	一 ・ 五	一 ・ 五	一 ・ 五	一 ・ 五	一 ・ 五	三 ・ 二	三 ・ 八
須 賀	同	同	吳	佐 世	同	吳	三 菱	吳	吳	神 戶	同	同	同	同	同	同	同	神 戶	浦
須 賀	同	同	吳	佐 世	同	吳	三 菱	吳	吳	神 戶	同	同	同	同	同	同	同	神 戶	浦

〇二等驅逐艦

吳竹	若竹	運竹	梅竹	栗竹	早潮	雪風	夏潮	初潮	親潮	黒潮	陽炎	不知火	霰雲	霞雲	峰雲	出雲	大潮	夏雲	滿潮	朝雲	荒潮	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和
二 ・ 三	二 ・ 九	二 ・ 七	九 ・ 七	九 ・ 四	一 ・ 五	一 ・ 五	一 ・ 五	一 ・ 五	一 ・ 五	一 ・ 五	一 ・ 五	一 ・ 五	一 ・ 四	一 ・ 四	一 ・ 四	一 ・ 四	一 ・ 三	一 ・ 三	一 ・ 三	一 ・ 三	一 ・ 三	一 ・ 三
同	同	同	神 戶	浦 賀	石 川	吳	浦	佐 世	川	藤 永	舞 永	藤 永	舞 永	浦	浦	同	藤	舞	神 戶	佐 世	藤 永	神 戶
同	同	同	神 戶	浦 賀	石 川	吳	浦	佐 世	川	藤 永	舞 永	藤 永	舞 永	浦	浦	同	藤	舞	神 戶	佐 世	藤 永	神 戶

○水雷艇

鷺	雁	雉	鶻	隼	鷲	鴻	初	友	真	千	呂號	呂號	呂號	呂號	呂號	呂號	呂號	呂號	呂號	呂號	呂號	呂號			
										雁	鶴	鶴	鳥	第六八	第六七	第六六	第六五	第六四	第六三	第六二	第六一	第六〇	第五九	第五八	第五七
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

○二等潜水艦

呂號	呂號	呂號	呂號	呂號	伊號	伊號	伊號	伊號	伊號	伊號	伊號	伊號	伊號	伊號	伊號	伊號	伊號	伊號	伊號	伊號	伊號	伊號	伊號
第三四	第三三	第三二	第三一	第三〇	第一二四	第一二三	第一二二	第一二一	第七五	第七四	第七三	第七二	第七一	第七〇	第六九	第六八	第六六	第六五	第六四	第六二	第六〇	第五九	第五八
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭	大	昭			昭																		
三	一〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
菱	吳	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神
神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神
神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神
神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神
神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神
神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神



彙報 (自昭和十六年十一月至同十七年十一月)

目次

- 一、記念軍艦旗規則改正
- 二、海務院の開設
- 三、今次戦争に於ける戦時禁制品特別規定
- 四、ハワイ方面、海軍特別攻撃隊
- 五、大東亜戦争と海戦法規一部と異なる規定
- 六、濠洲方面海軍特別攻撃隊
- 七、運航統制法の制定
- 八、見習士官制の制定
- 九、海防隊と海防艦の新設  
其他數項

記念軍艦旗規則改正

(一六、一〇、一一)

左の通り定められた。  
 戦時又は事變に於て艦艇、特務艦艇又は陸上部隊戦闘の際使用したる軍艦旗は、其の艦艇等の名譽を表彰し且軍隊教育資料とする爲現品に其の戦歴を

添附して之を保存することを得。特設の軍艦、特務艦、特務艦又は特設陸上部隊に付亦同じ。  
 前項の軍艦旗は之を記念軍艦旗と稱す。

記念軍艦旗は一戦役又は一事變に付一旗とす。

記念軍艦旗は海軍記念日、戦役又は事變の記念日、戦死者の祭典等に際し之を掲揚し又は祭壇に飾るものとし、尙將來戦闘の際に成るべく之を掲揚するものとす。

海務院の開設

(一六、一一、一八)

新設の海務院の官制は左の如くである。

海務院は通信大臣の管理に屬し水運、船舶、造船、船員其他海事に關する事務を掌る。

海務院に長官官房及總務部、運航部、船舶部、船員部、航路部の五部を置く。  
 一 海事に關する綜合計畫の設定其の

他重要海事政策の綜合調整に關する事項

二 外地海事行政との連絡に關する事項

三 水運事業の監督及助成に關する事項

四 船舶の保護に關する事項

五 海事情報、海事調査及海事思想普及に關する事項

運航部

一 船舶の管理に關する事項

二 水上運輸に關する事項

三 港灣運送業の監督及助成に關する事項

四 運航用資材に關する事項

船舶部

一 造船に關する事業の監督及助成に關する事項

二 造船及船舶修繕に關する事項

三 船舶の積量測定検査及登録に關する事項

四 船舶用資材鑄製品其他船舶用品に關する事項

船員部に於ては左の事務を掌る。

- 一 船員の使用に關する事項
  - 二 船員の監督及保護に關する事項
  - 三 船員の教育及養成に關する事項
  - 四 船員の指導及訓練に關する事項
- 航路部に於ては左の事務を掌る。
- 一 港務、水路、水先、航法及海難に關する事項
  - 二 燈臺其他の航路標識に關する事項
  - 三 航路標識附屬の設備に依る氣象觀測に關する事項
- 尙海務院の新設と共に從來の通信省燈臺局は廢止せられた。

今時戦争に於ける戦時禁制品特別規定

(一六、一二、二二)

大東亜戦争の開始と共に本戦争の特性に鑑み、海軍では本規定を設け聖戦目的の完成に萬全を期することとなつた。

(規定全文「國軍現制之項」参照)

ハワイ方面海軍特別攻撃隊

(一六、一二、八)

眞珠灣攻撃に偉勳を樹てた特殊潜航艇による特別攻撃隊は、當時大本營の發表中、「いまだ歸還せざる特殊潜航艇五隻」といふ悲壯な發表があつたのみで、その詳報は全國民から待望されつゝあつたが、十七年三月六日大本營より詳細發表され、純忠無比の年若き武人の生死を超越した心構へに國民ひとしく嚴肅な感激に打たれた。

この發表によれば、山本聯合艦隊司令長官は特別攻撃隊に對し二月十一日感状を授與し、海軍大臣より奏上した。また特別攻撃隊中の戦死者に對しては十二月八日附をもつて左の如く特に二階級を進級せしめられた。

(任海軍中佐)

海軍 大尉 岩佐 直治

前橋市天川原九出身、二七歳

(任海軍少佐)

海軍 中尉 横山 正治

鹿兒島市下荒田町二二二出身、二三歳

(任海軍少佐)

海軍 中尉 古野 繁實

福岡縣遠賀郡遠賀村虫生津出身、二四歳

(任海軍大尉)

海軍 少尉 廣尾 彰

佐賀縣三養基郡旭村大字江島出身、二二歳

(任海軍特務少尉)

海軍 一等兵曹 横山 憲範

鳥取縣東伯郡古布庄村出身、二五歳

(同上)

海軍 一等兵曹 佐々木直吉

島根縣那賀郡上府村出身、二九歳

(任海軍兵曹長)

海軍 二等兵曹 上田 定

廣島縣山縣郡川迫村大字藤迫出身、二六歳

(同上)

海軍二等兵曹 片山 義雄

岡山縣赤盛和五城村大字矢知出身、

二四歳

(同上)

海軍二等兵曹 稻垣 清

三重縣一志郡川合村大字庄村出身、

二七歳

大東亞戦争と海戦法

規一部と異なる規定

(一七、三、二〇)

首題の海軍省達第七六號は本書「國軍現制」項に掲記してある。

濠洲方面海軍特別攻撃隊

撃隊

(一七、五、三一)

南濠シドニー要港に奇襲を敢行、壯烈なる散華を遂げた帝國海軍特別攻撃隊四勇士海軍大尉中馬兼四氏、海軍大尉松尾敬宇氏、一等兵曹大森猛氏、二等兵曹都竹正雄氏(階級はいづれも戦死當時のまま)の遺骨は十月九日未明

横濱入港の日英交換船鎌倉丸で、國民の敬虔な感謝と哀悼のうちに無言の歸還をした。

去る五月三十一日、特別攻撃隊は折柄皎々たる月明下、しかもシドニー港の外港であるシャクソン港の嚴重な哨戒網を潜つて在泊中の敵艦一隻を撃沈した壯舉は、インド洋の西端マダガスカル島デイルゴ・スアレスを急襲した特別攻撃隊と日時を同じくしてゐただけに、當時濠洲をはじめあらゆる敵陣營を恐怖と不安のどん底に陥れたのである。濠陸相フオードが「日本潜航艇は濠洲の心臓深く刺し込んだできた」と悲鳴をあげた放送を行つたが、彼等はその後わが特別攻撃隊四勇士の遺骸を引上げ、懇な海軍葬を営んだのである。(第二次海軍特別攻撃隊に關する大本營公表は五三五頁に掲ぐ)

海軍大尉 中馬 兼四  
鹿兒島縣薩摩郡上東郷村出身  
海軍大尉 松尾 敬宇  
熊本縣鹿本郡三玉村出身

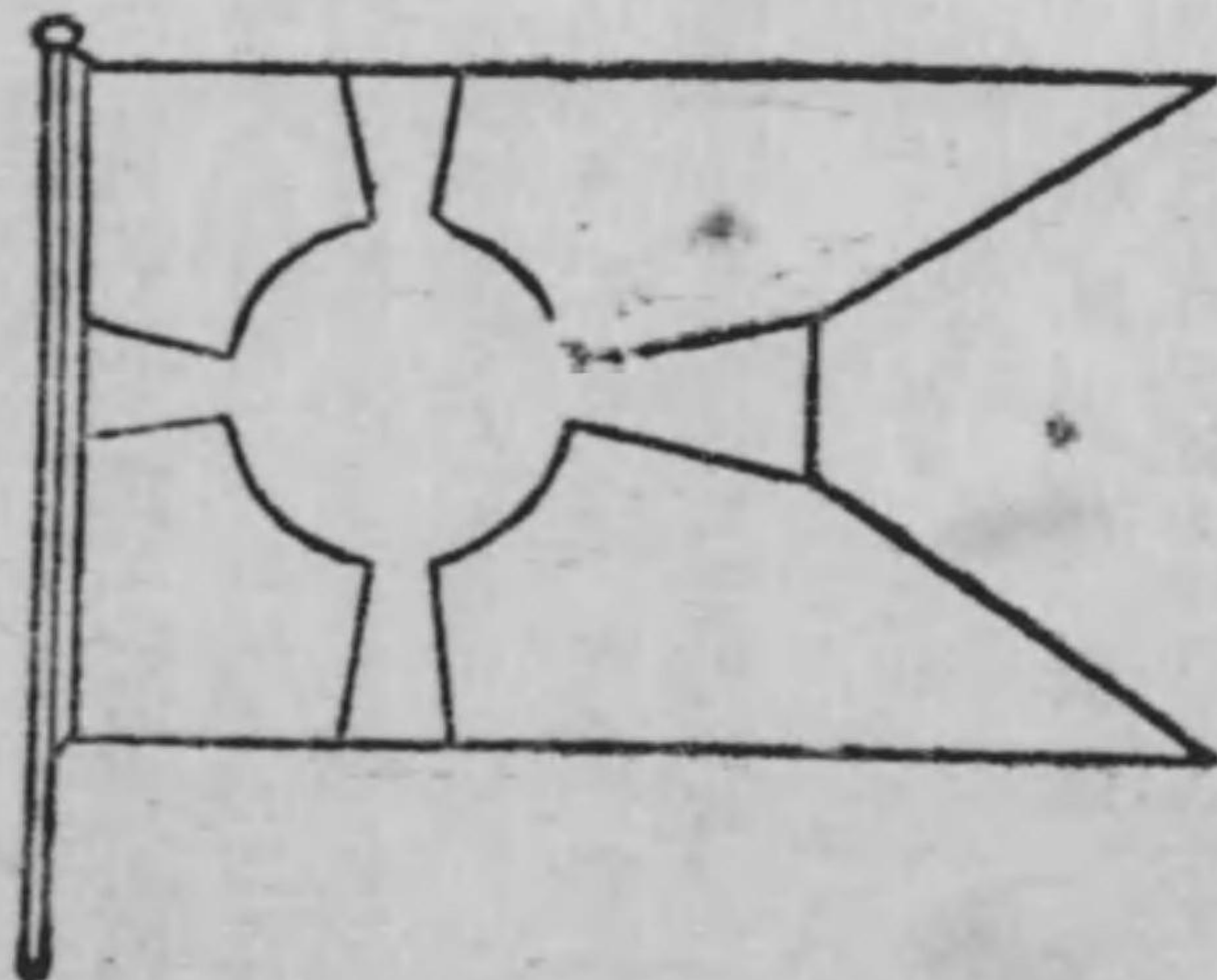
海軍一等兵曹 大森 猛  
兵庫縣美方郡大庭村出身  
海軍二等兵曹 都竹 正雄  
岐阜縣吉城郡國府村出身

運航統制旗の制定

(一七、四、二一)

護衛船團の運航統制に任ずべき海軍軍人の乗船には必要ある場合左の旗章(運航統制旗と呼稱)を掲揚することを得と定められた。

地 色 白 紺  
線 光 及 章 日



見習尉官制の制定

(一七、四、二三)

海軍では新しく見習尉官制度を設けることとなり、廿二日の海軍武官任用令改正により廿三日附官報で公布した海軍では従来部外大學及び専門學校卒業から士官を任用する場合、大學學部卒業者は中尉級に、醫學及び藥學の専門學校程度卒業者は少尉級に、それ直ちに任官せしめてきたが、今回の改正によりいづれも二ヶ月以上の見習尉官期間を置かれることとなり、また高等試験合格者よりの採用及び任用は、大學學部卒業者と同様になつた、その他部外學校卒業者で、従来候補生として採用せられた者は、今回の勅令改正でこれを見習尉官として採用されることとなり、従つて候補生といふ名稱は海軍兵學校、海軍機關學校または海軍經理學校の各生徒課程を卒業したものだけに用ふることとなつた。なほ見習尉官の地位待遇は、候補生

と同様で、またその期間は實際の運用では大學の學部卒業者、高等試験合格者、醫學、藥學または齒科醫學専門學校卒業者に對しては、大體二ヶ月乃至四ヶ月、それ以外の専門學校卒業者に對しては、約十ヶ月乃至一ヶ年となる模様で、現役期間特別のもの、所謂二年現役のものに對しては、その期間を現役期間に通算するものである。(本年艦陸海軍召募一覽記事参照)

海防隊と海防艦

(一七、七、一)

— 本文艦船之項掲記 —

艦船令其他中改正せられ軍艦の部より海防艦を除き驅逐艦潜水艦と同列の海防艦を設け、海防艦長以下の諸職員を置き、又海防艦二隻以上を以て海防隊を編制し、司令以下の諸職員を置き、艦隊其他に編入せらるゝ事も亦驅逐艦と同様になつた。

わが海軍では沿岸警備を主要任務と

する海防艦を新に建造し、將來特別に建造された數隻の海防艦をもつて海防隊が編成され、わが本土周邊海域の防備に更に鐵壁の陣を布くことになつたが、海防艦とは文字の示すやうに主として沿岸防禦に任ずる軍艦、海岸要塞と協力して港灣防備に當つたり、或は進んで敵の海岸の攻撃を行ひ、その攻防力はともに相當なものである。

大砲は少數だが巨砲を積み、速力は遅いが淺吃水がその特徴とされてゐた從來の海防艦は、世界各國とも戰艦、巡洋艦、砲艦等の艦齡に達した舊式なものを改装して使用してゐたもので、わが國でも出雲、八雲等をこれに充ててゐたが、この改正によつて今後は他の艦種と同じく、最初から海防を本務とする海防艦を建造して就役せしめることになつたのである、その意義は、一、大東亞戦争勃發により今やわが戰果の擴大と共に太平洋南北六千海里、東西五千海里に及ぶ大作戦を展開してゐるが、従つてわが占領地沿



岸も甚大な擴張をみたこと。一、從來海岸沿岸防備は第二義的に扱はれ、その必要性もあまりみとめられなかつたが、飛行機、潜水艦等の發達によつて戰場が無限に擴がり、開戦と同時に本土沿岸が戰場と化する場合もあり、古い型の艦船では間に合はず、沿岸防衛に適する海防艦が必要となつた。

一、沿岸防備に當り、來襲する敵飛行機、潜水艦等により爆弾、魚雷、機雷に對し萬全の策をとらねばならずわが艦隊が米本土に對し行つた如く殊に潜水艦によつていきなり本土が砲撃される場合も考慮される。

以上海防艦乃至は海防隊の建造によつてわが本土周邊海域は鐵壁の防衛陣が布かれるのである、海防艦の沿革はクリミヤ戰爭當時建造された浮砲臺が濫觴といはれ、わが海軍では明治十六年にはじめて海防艦といふ名前が現れたが、明治廿四年乃至同廿七年日清戰爭前後ごろまでは戰艦といふ名稱がな

く、もつばら軍艦は巡洋艦とか、海防艦などで、當時は主力艦として勇戰敢闘した例の三景艦松島、橋立、嚴島などもすべて海防艦と呼ばれてゐた。

明治卅一年にはじめてわが海軍に軍艦の類別に戰艦、海防艦といふ正式に區別した名稱が出来、戰艦は一萬トン以上が一等戰艦、それ以下が二等戰艦といつた區別や、海防艦は七千トン以上、七千トン未満三千五百トンが二等、三千五百トン以下が三等の三種にわかれてゐた、わが國現有海防艦は舊巡洋艦の淺間、八雲、吾妻、出雲、磐手、春日の六隻のほか占守などがある、八雲の如きは卅數年間わが練習艦とし世界海上に雄飛し、また出雲は上海事變以來揚子江警備として赫々たる武勳の海防艦である。

要するに海防艦の新建造は「攻撃こそ最大防禦」の言葉の如く、わが沿岸防禦と共に攻撃力においても一大偉力を發揮するものである。

海軍召集規則中改正

(一七、八、二八)

召集を分ちて、充員召集、勤務演習召集、教育召集及補缺召集とす。充員召集とは戰時又は事變に際し充員を行ふ爲に郷軍人を召集するを謂ふ。勤務演習召集とは勤務演習の爲に郷軍人(國民兵役下士官兵を除く)を召集するを謂ふ。教育召集とは教育の爲補充兵を召集するを謂ふ(以下略)。其他改正あり。

海軍禮砲令中改正

戰時事變又は已むを得ざる場合には禮砲の全部又は一部を行はず。

志願兵名稱改正

(一七、八、三一)

看護兵を衛生兵に、水中測的兵を水測兵に、乙種飛行兵を少年飛行兵に改めらる。

特務機關

諮詢機關

兵馬の大權は 天皇親ら之を總攬し給ふ所なりと雖も軍事の進歩と國軍の擴大に伴ひ軍事に關する最高顧問機關として元帥府を又諮詢機關並に陸海軍の協調を完からしむべき機關として軍事參議院を設置せられてある。

元帥府

天皇の軍事上に於ける最高顧問にして元帥府に列せらるる陸海軍大將には特に元帥の稱號を賜ふ。元帥は勅を奉じ陸海軍の檢閲を行ふことがある。元帥府に列せられたる者

- 彰仁親王 山縣有朋 大山 巖 西郷從道

(○印は現存の元帥)

軍事參議院

帷幄の下に在つて重要軍務の諮詢に應ずる所にして諮詢を待ちて參議會を開き意見を上奏する。

軍事參議官は元帥、陸海軍大臣、參謀總長、軍令部總長及特に軍事參議官に親補せられたる陸海軍將官を以て之

- 野津道貫 伊東祐亨 奧保鞏 井上良馨 威仁親王 東郷平八郎 長谷川好道 貞愛親王 川村景明 寺内正毅 伊集院五郎 載仁親王 守正王 上原勇作 島村速雄 加藤友三郎 邦彦王 博恭王 武藤信義

に充て、其の高級先任者を以て軍事參議院議長とす。陸軍大將に補せられたる者

(○印は現存者)

- 出身縣名 鹿兒島 西郷隆盛 山口 熾仁親王 山縣有朋 彰仁親王 大山 巖 野津道貫 能久親王 佐久間 左馬太 川上 操 桂 太 郎 黒木 爲 積 奥 保 鞏 山口 素 臣 岡 澤 精 長谷川 好道 西 寛二 郎 兒 玉 源 太 郎 乃 木 希 典

特務機關

關機務特

東大鳥 熊石山福福岡山滋福熊愛山愛東佐  
京分取 本川形島岡山口賀島本媛口知京賀

○眞崎甚三郎  
○荒木貞夫  
○松井石根  
○松直亮  
○川島義之  
○林仙一  
○西義一  
○植田謙吉  
○寺內壽夫  
○岸本綾夫  
○杉山元  
○畑俊六  
○小磯國昭  
○中村孝太郎  
○古莊幹郎  
○鳩莊幹郎  
○稔彦王  
○西尾壽造  
○梅津美治郎  
○山田乙三  
○土肥原賢二  
○多田蕃  
○蓮沼

廣高滋石岩福  
島知賀川手島

鹿兒島  
樟山資紀  
井上良馨  
山本權兵衛  
柴山矢八  
日高壯之丞  
上村彦之丞

海軍大將に補せられた者

○岡村寧次  
○東條英機  
○後宮淳  
○塚田利為  
○山下奉文  
○藤江惠輔  
○岡部直三郎  
○西郷從道  
○伊東祐享  
○東郷平八郎  
○川村純義  
○鮫島規  
○片岡七郎  
○伊集院五郎  
○威仁親王  
○出羽重遠  
○齋藤實  
○瓜生外吉  
○三須宗太郎  
○島村速雄  
○加藤友三郎

岡高  
山知  
愛知  
東山  
山形  
福井  
佐賀  
和歌山  
岩崎  
宮崎  
山形  
鹿島  
岩手  
千葉  
鹿島  
石川  
福井  
静岡  
佐賀  
廣島  
福井

吉松茂太郎  
藤井較一  
依仁親王  
八代六郎吉  
加藤定吉  
山下源太郎  
山和又八郎  
村上格一  
有馬良橘  
山屋他入  
財郎彪  
黒井梯次郎  
野間口兼雄  
柄内曾次郎  
博内恭王  
鈴木貫太郎  
竹下三郎勇  
小栗孝三郎  
岡田啓介  
井出謙治  
百武三郎  
安保清郎  
加藤寛治

關機務特

長鹿鳥青宮滋同長 崎德鹿愛靜同山三鹿秋山鹿福  
兒 兒 兒 兒 兒 兒 兒 兒 兒 兒  
野島取森崎賀 野 玉島島知岡 口重島田口島岡

○眞崎甚三郎  
○荒木貞夫  
○松井石根  
○松直亮  
○川島義之  
○林仙一  
○西義一  
○植田謙吉  
○寺內壽夫  
○岸本綾夫  
○杉山元  
○畑俊六  
○小磯國昭  
○中村孝太郎  
○古莊幹郎  
○鳩莊幹郎  
○稔彦王  
○西尾壽造  
○梅津美治郎  
○山田乙三  
○土肥原賢二  
○多田蕃  
○蓮沼

茨 鹿福神長山大山福高山佐三福福兵福宮愛福靜  
城 島岡川崎口分口岡知口賀重島岡庫岡城媛井岡

○菊地慎之助  
○守邦正王  
○町田彦王  
○尾野實信  
○山梨半造  
○福田雅太郎  
○河合中一  
○大庭二郎  
○立花少衛  
○由比光元  
○大井成太郎  
○宇都宮太郎  
○島川文八郎  
○柴川五郎  
○明石元二郎  
○本郷房太郎  
○仁田重行  
○松川敏胤  
○秋山好古  
○大谷喜久藏  
○井口省吾

石兵石佐愛福大鹿岡同鹿大石千山佐同山岡愛栃新  
川庫川賀知島分島山 島分川葉口賀 口山媛木瀨都

○阿部信行  
○本庄繁  
○林銑十郎  
○緒方勝一  
○渡邊錠太郎  
○畑邊英太郎  
○南次郎  
○吉田豊彦  
○岸本鹿太郎  
○麥刈重  
○田中重三  
○金谷國重  
○磯村年  
○鈴木幸雄  
○井上幾太郎  
○武藤信義  
○森岡守成  
○菅野一  
○宇垣義成  
○白川則次  
○奈良武次  
○鈴木莊六  
○田中弘太郎

廣島 鹿島 愛知 宮城 和歌山 廣島 青森 山口 高知 東京 青森 岩手 佐賀 廣島 福岡 長野 岩手

谷口尚眞 山本英輔 大角岑生 山梨勝之進 野村吉三郎 小林躋造 中村良三 末次信正 永野修身 高橋三吉 藤田尙徳 米内光政 百武源吾 加藤隆義 長谷川清 鹽澤幸一 及川古志郎 吉田善吾 山本五十六 島田繁太郎 豊田貞次郎 豊田副武 古賀峯一

其の他の特務機關

- 一、侍從武官府
  - 侍從武官府に侍從武官長及侍從武官を置く、其の任務は、天皇に常侍奉仕し軍事に關する奏上、奉答及命令の傳達に任じ、觀兵、演習行幸其の他祭儀、禮典、宴會、謁見等に陪侍扈從するに在り。侍從武官長は陸海軍大中將を以て之に親補し侍從武官は陸海軍將校を以て之に補す。
  - 武官長 陸軍大將 連沼 蕃
  - 武官 海軍少將男爵 鮫島 具重
- 二、皇族附及王公族附武官
  - 陸海軍武官たる皇族(王)に附屬し各兵科佐尉官を以て之に補す。其の附屬する皇族(王公族)の威儀整飾を奉助し、行軍、觀兵、演習、其の他の軍務及祭儀、禮典、宴會等に隨從するを任とす。武官に在らざる皇子(公)に特に皇族(王公族)附武官を附屬せらるゝことがある。
- 三、陸軍將校生徒試験委員

陸軍將校生徒の召募試験に任ず。委員を分ちて常置委員及臨時委員の二とす常置委員は教育總監部に置き、陸軍豫科士官學校生徒及陸軍幼年學校生徒の召募試験に關する事項の調査立案審査成績調査に任ず。

四、海軍生徒採用試験委員

海軍兵學校、海軍機關學校、海軍經理學校生徒志願者の採用試験に任ず。委員長は海軍次官を以て充て、委員は常置及臨時委員の二とす。常置委員は採用規格試験問題其の他試験に關する事項を調査立案し、志願者の審査試験の實施及試験成績の調査に任ず。臨時委員は各試験場に就き試験の實施に任ず。

五、外國駐在員

學術研究の爲外國に派遣する陸軍將校及海軍士官同相當官なり。

恩給、救恤

恩給

恩給の種類 普通恩給、増加恩給、傷病年金、一時恩給、傷病賜金、扶助料、一時扶助料とし「普通恩給」は准士官以上は十三年、下士官以下は十二年以上在職して退職したる軍人に。「増加恩給」は公務の爲傷病を受け又は疾病に罹り、不具廢疾となり退職せる軍人、准軍人(陸軍の見習士官、海軍候補生勅令にて指定する陸海軍の學生、生徒)等に給せられ、在職年數に關せず普通恩給を併給せらる。「傷病年金」は公務の爲永続性の傷病を受け又は疾病に罹り、不具廢疾に至らざるも勅令の定むる程度に達し、且之が爲其の職

恩給 扶助料 附、昭和十七年改正説明 轉免役賜金令 軍事扶助法 入營者職業保障法 恩給金庫

に堪へず三年内に退職した者、又は下士官以下退職後三年内に之が爲一種以上の兵役を免ぜられたとき給せられ、一時恩給の併給を認められる。「傷病賜金」は下士官以下公傷、病にて傷病賜金を受くる程度に非ざるも、之が爲退職し又は退職後一年内に之が爲一種以上の兵役を免ぜられた者に給せられ、普通恩給又は一時恩給と併給を認められる。「一時恩給」は准士官以上が三年以上在職し、未だ普通恩給を受くる年限に達せざるに退職せる者に。「扶助料」(一時扶助料)は遺族に給せられる此中一時恩給、傷病賜金及一時扶助料は一時金であるが、其の他は全て部年金である。

恩給權の消滅 恩給を受くる事由の生じたる日より七年間請求せざるとき。恩給を受くる者が死亡せる場合死刑又は無期若しくは二年を超ゆる懲役若しくは禁錮の刑に處せられたとき。國籍を失つた場合。在職中の職務に關する犯罪(除過失犯)に因り禁錮以上の刑(陸軍刑法の一年未滿禁錮を含まず)に處罰せられたとき、但し犯罪が普通恩給を受けた後に行はれた場合には後に生じた權利のみ消滅する。

未給與恩給 受給權者が死亡したとき其の生存中の恩給として未だ給與せられざる分は裁定前と後とを問はず、其の遺族(遺族なきときは死亡者の相続人)に給せられる。

恩給の處分停止 恩給は國稅徵收法又は國稅徵集の例に依る場合の外は差押を禁止し又恩給を受くる權利は之を讓渡し又は擔保に供することを禁止され、此の規定に反するときは支給を差止めらる。但し恩給金庫に擔保に供するは此の限りでない。

在職年 就職の月より起算し退職又は死亡の月を以て終る、又退職後再就職せる場合は前後の在職年月数は合算せられる。(一時恩給及一時扶助料の場合を除く)。但し陸軍以外の公職に就た場合の軍人は准士官以上は十三年に達する迄、下士官以下は十二年に達する迄は軍人以外の公務員としての在職年数は其の十分の七に相當する年月数を以て計算する。又休職、待命、歸休、停職等の在職年は一月以上に亘るものは半減して計算す。準軍人が職務、戒嚴地境内の勤務又は外國領内に服した年月数は在職年として計算する。

加算 加算は在職年に合算されるもので加算種類は、(一)從軍加算、(二)外國交戦擾亂地域内勤務加算、(三)戒嚴地境内勤務加算、(四)外國領内加算、(五)航空加算、(六)潜水艦加算、(七)邊陲又は不健康地域在勤加算及不健康業務加算(一ヶ年以上在勤せるとき其の期間一月に付一月以内)、(八)遠洋航海加算及艦隊進戰訓練加算、(九)殖

民地加算、(十)國境警備又は理番地加算等がある。

恩給額の算出法 (普通恩給)退職前一年内の俸給(軍人は後出第一號表の假定俸給による)の總額を基礎として計算す。而して准士官以上は十三年十四年未滿者は退職前の恩給額の百五十分の五十相當額、在職十四年以上の者は在職一年を増す毎に其の一年に對し退職前の俸給額の百五十分の一相當額を増加し下士官以下は在職十二年十三年未滿は、退職前の俸給年額百五十分の五十相當額とし、在職十三年以上の者は在職一年を増す毎に、其の一年に對し下士官七圓兵は五圓を増加す。(増加恩給)退職當時の階級、傷病原因、不具廢疾程度に依り別表第二號表の金額とす。(傷病年金)同上別表第三號表に依る。(傷病賜金)同上別表第四號表に依る。(一時恩給)退職前の俸給月額在職年を乗じたる額。(扶助料)後段に示す。

恩給の停止 普通恩給を有する者公

職又は宮内職員に再就職せる場合(除實在職期間一月未滿)。二年以下の懲役又は禁錮に處せられた場合(除執行猶豫)には支給を停止せられる。其の他普通恩給を受くる者滿三十五歳に達する月迄は普通恩給の六分の一、三十五歳以上四十歳迄は八分の一を停止される。但し増加恩給又は傷病年金と併給されてる普通恩給は停止されず。又恩給年額十圓以上にして恩給外の所得年額五千圓を超ゆるときは、恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が六千圓を超ゆる額の二割に相當する金額を停止される但し恩給の支給年額千圓を下らしむることなく、且其の停止年額は恩給額の二割を超ゆることなし。

恩給の改定 普通恩給は再就職後在職一年以上にて退職せる場合(加算年を含む)再就職後公務の爲に傷病を受け又は疾病に罹り不具廢疾となり退職せるとき。同上の理由にて退職後五年以内に之が爲に不具廢疾となり又は其の程度増進し其の期間に請求するとき

改定される(五年を経過せる後の請求は恩給審査會に附される)。此の場合増加恩給は前後の傷病又は疾病を合したもので不具廢疾程度を定められる。傷病年金も同様である。

恩給の請求 恩給は請求に依つて裁定下附されるものである。請求に要する書類は「普通恩給」請求書に在職中の履歴書戸籍抄本添附。「増加恩給」請求書に履歴書、戸籍抄本、現認證明書、又は事實證明書等、症狀經過を記載せる書類、請求當時に於ける診断書改定の場合は舊恩給證書を附す。「傷病年金」増加恩給の場合に同じ。「傷病賜金」同上。「一時恩給」請求書に履歴書添附。「扶助料」在職中に死亡せる爲初めて扶助料を請求する場合は請求書、在職中の履歴書、請求者の戸籍謄本等で此の外詳細な恩給請求書提出先及手續等は最後の所屬部隊、聯隊區司令部官公廳、軍人分會等に就き承知するを可とす。

扶 助 料

扶助料權の發生 年金扶助料は普通恩給年限に達した者が在職中死亡した場合と、普通恩給を給せられてる者が死亡した場合及先順位者が扶助料權を失ひ次の者が之を取得するときの三つの場合で、一時扶助料は普通恩給を受けてる者又は普通恩給年限に達し、在職中死亡した場合、遺族が兄弟姉妹のみで其の兄弟姉妹が未成年であるか、不具廢疾で生活の資を得る途が無く、且扶養する者無き場合と、准士官以上在職三年以上十三年未滿、下士官にて在職三年以上十二年未滿で在職中死亡せる場合に給與される。

遺族の順位 扶助料を受ける順位は妻、未成年の子、夫、父、母、成年の子、祖父母で遺族が兄弟姉妹のみにて一時扶助料を給與される場合は其の中の一を總代とする。父母は養父母を先とし實父母を後とする。祖父母亦養祖父母を先とする。

以上は軍人、準軍人の死亡當時之と同一戸籍内に在ることが必要である。軍人、準軍人死亡當時の胎兒は同一戸籍内にあるものと認められる。

扶助料權の失格その他 子が婚姻し其の家を去りしとき、(父の屬した家より分家し、又は公務員若くは之に準ずべき者の妻若くは子にして、分家する者に伴ひ其の家に入りたるときは此の限りでない)父、母、祖父母其の家を去りたるときは扶助料を受くる資格を失ふ。又扶助料を受くる者懲役、禁錮に處せられ又は所在不明になれば、其の期間だけ支給を停止される。但し此の場合次順位者があれば停止期間中だけ之に轉給される。遺族が其の家を去りしとき(但し妻が夫の屬したる家より分家し、又は遺族たる子にして分家する者に伴ひ、其の家に入りたるとき、及び子が父の屬したる家より分家し、又は公務員若くは之に準ずる者の妻若くは子にして、分家する者に伴ひ、其の家に入りたるときは此の限に在らず)。

不具廢疾にして生活資料を得る途なく且之を扶養する者なき成年の子、其の事情止みたるとき、未成年の子が成年に達したときには受給権が無くなる。  
**扶助料の金額** (イ) 年金扶助料は (ロ) (ハ) (ニ) の場合以外は普通恩給の十分の五相當額。(ホ) 戦闘又は準戦闘の公務に因る傷、病にて死亡せる場合には普通恩給の半額に退職當時の階級により定めた**第五號表率**を乗せる金額 (ハ) 普通公務に因り傷、病にて死亡のときは普通恩給半額に**第六號表率**を乗せる金額、(ニ) 普通恩給と増加恩給を併給される者原因公務に非ずして死亡のときは普通恩給半額に**第七號表**を乗せる金額但し(イ)を除きたる場合同一戸籍内に扶助料を受くる資格者受給者を併せ三人以上あるときは右に依り算出せる額に**第八號表**の率を乗せる金額を加給される。「一時扶助料」額は遺族が兄弟姉妹のみのときは扶助料年額の一年乃至五年分又公務員が在職年數規定に達せず死亡せる場合は死亡前の俸

給月額に其の在職年數を乗せる金額とす。  
**扶助料請求** の爲には請求書、在職中の履歴書、戸籍謄本、現認證明書、事實證明書、症狀經過に関する書類、死亡診断書又は死體検案書等を要するも、細部に就ては最後所屬隊又は聯隊區司令部、官公廳等に就て承知するを可とす。  
**恩給受給權調査** 受給者の身分關係の變動の有無、遺族の員數に就て行ふものである。故に受給者は附表様式の調査票に軍人又は準軍人は戸籍抄本。扶助料受給者は戸籍謄本(成年の子にして不具廢疾の爲生活資料を得る途なき理由にて給與される者は診断書及居住地の市町村長又は之に準ずる者の證明書)を陸軍軍人、同準軍人は昭和の偶數年の一月、同上遺族の受給者は昭和の偶數年の七月。海軍關係の者は昭和の奇數年の一月、遺族の受給者は昭和の奇數年の七月に内閣恩給局に提出を要する。若し之を怠るときは支給を

一時差止められる。  
**注意** 昭和十七年より約二年間此届を要せざる臨時法規が出てゐる。  
**受給者心得** 年金恩給を受けある者國籍を失ひ、死亡し又は遺族で受給權利を失ひたるものは本人、遺族又は縁故者より届出づること。受給者本籍地又は現住地變更のときは速かに届出づること。受給權調査及扶助料を受くるべき遺族三名以上ある場合加給を受くる前に提出する抄本、謄本及證明書等は提出月又は其の前月現在に於ける受恩給者の身分關係を明瞭にしたものなるを要す。受給者死亡又は權利を失ひたるとき恩給を受くる順位者なきときは證書を返還すべし。恩給證書又は裁定通知書亡失毀損せるときは其の事由及證據書類を附し内閣恩給局へ再交附申請が出来る。受給者氏名變更のときは恩給證書に戸籍謄本を附し裁定廳へ提出すべし。恩給請求書類履歴書は三通其の他は二通を要す。

第一號表 軍人假定俸給表 (甲)

階 等	將官及相等官		佐 尉 官		及 相 等 官	
	親 任	高等官	同 等 上	同 等 上	同 等 上	同 等 上
假定俸給年額	7,400円	6,400円	5,600円	4,800円	4,000円	3,200円

同 (乙)

階 等	准士官		下 士 官		兵	
	判任官	同上	同上	同上	陸軍兵長	陸軍一等兵
假定俸給年額	1,100円	850円	750円	675円	400円	500円

第二號表

傷 病 原 因	階 等	勅 任		奏 任		判 任
		親 任	將 官	三 等 乃 至 五 等	六 等 乃 至 九 等	
病 狀	差 等	奏 任		判 任		兵
		三 等 乃 至 五 等	六 等 乃 至 九 等	一 等	二 等 等	
甲 號	戰闘又ハ戰キニ準スヘキ公務	特別第一項	特別第一項	特別第一項	特別第一項	特別第一項
乙 號	普通公務	特別第七項	特別第七項	特別第七項	特別第七項	特別第七項
		(最高) 二四〇〇圓	(最高) 一九二〇圓	(最低) 一四四圓	(最低) 一三〇圓	(最低) 一八四圓

第三號表

特別項ハ各號第一項ノ金額ニ其ノ十分ノ五以内ノ金額ヲ加ヘタルモノトス

傷病原因	階	傷病原因 症狀差等	
		甲	乙
戰闘又ハ戰闘ニ準スヘキ公務	第一等	最高 三四八圓	最高 二七九圓
	第二等	二四二圓	一五九圓
普通公務	第一等	最低 一五〇圓	最低 一二〇圓
	第二等		

高等官及同待遇者ニ給スヘキ金額ハ判任一等ノ者ニ給スヘキ金額ニ其ノ十分ノ一二相當スル金額ヲ加ヘタルモノトス

第四號表

傷病原因	症狀差等	下士官	兵
甲 戰闘又ハ	第一目	六六〇圓	六〇〇圓
乙	第一目	五二八圓	四八〇圓

第五號表

號	戰闘ニ準スヘキ公務		
	第二目	第三目	第四目
第一	四九五	三三〇	一六五
第二	四五〇	三〇〇	一五〇

號	普通公務		
	第二目	第三目	第四目
第一	三九六	二六四	一三二
第二	三六〇	二四〇	一一〇

第六號表

階	親任		將官
	勅任	待遇	
將官	親任	待遇	將官
佐官	奏	奏	佐官
大尉	六等	六等	大尉
中尉	七等	七等	中尉
少尉	八等	八等	少尉
准士官	判	判	准士官
曹長	一等	一等	曹長
兵曹	二等	二等	兵曹
軍曹	三等	三等	軍曹
伍長	四等	四等	伍長
陸軍兵長	陸軍兵長	陸軍兵長	陸軍兵長
陸軍上等	陸軍上等	陸軍上等	陸軍上等
陸軍一等	陸軍一等	陸軍一等	陸軍一等
陸軍二等	陸軍二等	陸軍二等	陸軍二等

第七號表

階 等	將 官		佐 官		尉 官		准 士 官		下 士 官		兵	
	親 任	勅 任	奏 任	奏 任	奏 任	奏 任	判 任	判 任	判 任	判 任	陸 軍 兵 長	陸 軍 上 等 兵
率	一四・四割	一五・六割	一六・八割	一六・八割	一八・〇割	一八・六割	二〇・四割	二二・六割	二二・六割	二二・六割	二二・六割	二二・六割
待 遇	勅 任	奏 任	奏 任	奏 任	奏 任	奏 任	判 任	判 任	判 任	判 任	海 軍 一 等 兵	海 軍 二 等 兵
俸 給	三 等 乃 至 五 等 乃 至 九 等 乃	一 等 三 二 等 等 四 等	一 等 三 二 等 等 四 等	一 等 三 二 等 等 四 等	一 等 三 二 等 等 四 等	一 等 三 二 等 等 四 等	一 等 三 二 等 等 四 等	一 等 三 二 等 等 四 等	一 等 三 二 等 等 四 等	一 等 三 二 等 等 四 等	一 等 三 二 等 等 四 等	一 等 三 二 等 等 四 等

第八號表

階 等	親 任		奏 任		判 任	
	親 任	勅 任	奏 任	奏 任	判 任	判 任
率	〇・五割	一・〇割	二・〇割	二・〇割	二・〇割	二・五割
待 遇	親 任	奏 任	奏 任	奏 任	判 任	判 任
俸 給	三 等 乃 至 五 等 六 等 乃 至 九 等	一 等 三 二 等 等 四 等	一 等 三 二 等 等 四 等	一 等 三 二 等 等 四 等	一 等 三 二 等 等 四 等	一 等 三 二 等 等 四 等

遺族ノ員數三人ヲ超ユル場合ノ率ハ三人ノ場合ノ率ニ三人ヲ超ユル一人ニ付親任勅任ノ者、勅任待遇者及將官ノ者ノ遺族ニ給スヘキ扶助料ニ在リテハ〇・五割、高等官三等乃至五等ノ者、同待遇者及佐官ノ者ノ遺族ニ給スヘキ扶助料ニ在リテハ〇・七五割、高等官六等以下ノ者、同待遇者及尉官以下ノ者ノ遺族ニ給スヘキ扶助料ニ在リテハ一・〇割ヲ加ヘタル率トス

昭和十七年公布

恩給改正の概説

(恩給金庫發行「福 利通信」に據る)

今回の恩給法の改正は

- (一) 戦地と戦地外との區別の撤廢
- (二) 遺族扶助料の増額
- (三) 遺族の員數に因る加給額の改正
- (四) 公務員の死亡後認知せられたる子を遺族の範圍に加へたこと
- (五) 事務整理としての改正
- (六) 其の他の改正

の六つの點である。此等の點に就いて以下主要な説明して見やう。

一、戦地と戦地外との區別の撤廢

過去の戦争又は事變に於ては戦闘は事實上殆んど外國に於て行はれ、我が國土内に於ては行はれて居らない。従つて恩給法上戦地に指定せられた地域は殆んど外國のみであつた。ところが

大東亞戦争勃發以來敵の潜水艦が我が近海に出沒して我が領海内に於て交戦が行はれたこともあり、將來も行はれることが考へられるし、又何時敵の飛行機が我が國土を襲來するか解らない。かうなると我が國土に於ても事實上戦闘が行はれることになるのであるが我が國土を戦地に指定することは我が光輝ある國史に照しても適當でない。然し我が國土に於て事實上戦闘が行はれた場合に、若し戦地に指定し得ないといふ理由で、戦闘の行はれた地域に於て戦務に服する軍人に對して戦地外で戦務に服したものととして、服務期間一月に付一月の加算を爲すのは加算の程度から謂つても又軍人に及ぼす心理的影響から考へても決して當を得たものではない。どうしても戦地と同様に取扱はざるを得ないのである。

他方近次の戦争は其の實情より考察すれば日清、日露の兩役當時と異なり極めて長期に亘り、其の間種々の段階があつて、必ずしも全期間全地域を通じて從來の恩給法上の戦地として取扱ふ必要はないのである。支那事變に例をとつて見れば初の中は戦地として取扱ひ服務期間の一月に付三月の加算を爲してもそれは當然であるが、占領地域の治安が相當確立して來た後も猶戦地として右の如き高い程度に加算を爲すのは甚だ適當を失するものといはざるを得ない。然し之を戦地でないとは勿論謂へない。

にしたのである。例へば第一線で戦つてゐる公務員には三月の加算を占領地で治安が相當確立せられた地域で職務に服する公務員には二月の加算を附けるとかいふことになる、従來の戦地外職務加算に該當するものは今後は特別の事情の發生せざる限り、兵隊全防衛に直接當る防衛部隊例へば高射砲隊の如きものにのみ附けることにした。

(ロ)第四十八條第一項第二號に「戦地ニ於テ流行病ニ罹リタルトキ」とあるのを「勅令ヲ以テ指定スル地域ニ於テ流行病ニ罹リタルトキ」と改めたる戦地といふ觀念をなくしてしまつた。

以上當然の改正であつて、今後は從來の戦地に該當すべき地域を勅令で指定することにしたのである。而して勅令で指定せられた地域で流行病(恩給法施行令第二十二條に列擧せられてゐる)に罹つたときは證明を待たず公務員の爲に疾病に罹つたものと看做される。

のである。

二、遺族扶助料の増額

現在の社會情勢からすれば公務員の爲に死亡した者例へば戦病死者の遺族に給する扶助料の中少額のものに更に増額する必要があると認められるので少額扶助料受給者に付て其の扶助料を増額することとし、恩給法別表第五號表及第六號表を改正した。こゝに少額扶助料受給者とは大體扶助料年額千圓以下の者を謂ふのであつて軍人で謂へば中尉以下の者の遺族である。而して増額の割合は下に厚く、上に薄くする方針で大體最高四割強、最低三分の増額を爲すことにした。

三、遺族の員數に因る

加給額の改正

遺族扶助料の遺族の員數に因る加給額は現行法に於ては遺族が三人より五人迄は一人増す毎に累増し六人以上の場合に何人で居つても五人の場合と同額となつてゐるが六人以上の場合でも一人増す毎に其の生消費もそれだけ増

加せざるを得ないのだから人口政策をも考慮して其の員數に應じて扶助料を累増せしむることとし、恩給法別表第八號表を改正したのである。こゝに注意すべきは此の改正の結果遺族の員數が多くなると、在職年數、死亡原因及遺族の員數が同一で而も階等の上位の者の遺族に給する扶助料より多額の扶助料を受くる場合が出て來るのである。場合によっては上位の者の遺族が受くる扶助料の額を越へることは出來ないといふことにしたことである。これが第七十五條第四項の新規定である。

四、公務員の死亡後認

知せられた子を遺

族の範圍に加へた

こと

從來父母の死亡後認知は認められなかつたのであるが、今回の民法の改正に依つて父母の死亡後三年以内に於ては其の子は訴に依つて認知を請求することが出來ることになつた(民法第八百三十五條)ので、恩給法でも此の民

法の規定に依つて認知せられた子を遺族とすることに定めたのである。即公務員死亡後認知せられた子は公務員死亡當時實際は之と同一戸籍内になつたのであるが、同一戸籍内に在つたものと看做したのである(第七十二條第四項)而して扶助料は認知届出が戸籍吏に受理せられた日から給せられることにした(第七十四條ノ二第一項)認知の裁判確定の時から給するとする考へ方も出來るのであるが、戸籍を標準とする恩給法としては認知届出の時をおさへるのをより妥當と考へたのである。(終)

恩給法施行前の爲恩給未受額のもの

即ち恩給法施行前戦闘又は之に準ずべき公務の爲傷疾疾病に罹り死亡し、又は此の種公務の爲増加恩給(之に準ずるものを含む)を受けたる軍人の寡婦、父母、祖父母で軍人死亡當時軍人と同一戸籍内に在りたるも軍人現役中兵籍に登記せざる等の特別事由で扶助料を受ける資格なき者は昭和十三年四月一

日より扶助料を給與せられる。但し軍人死亡當時前項の事由以外の事由により扶助料を受くる資格なきもの又は其の後に失權事由ありし者には給與されず。扶助料の請求は請求書(昭和十三年法律第五六號附則第六條に依る扶助料請求書と標記)に在職中の履歴書(本籍地縣區區司令官作成)傷病事實を證する軍部の證明。軍人が退職當時増加恩給又は賑恤金若しくは之に準ずるものを受け又は軍人死亡の廉により扶助料を受けたる遺族ありたる場合は要せざる旨の請求書の申立書。軍人死亡時以後請求者の身分關係を明かにせる戸籍簿本其の他軍人退職後公傷病の爲死亡當時扶助料受給遺族なき爲請求を爲さざりし者は右の書類の外死亡診斷書を添附し本籍地縣區區司令官に提出すべし。

轉免役賜金令

本令は昭和十三年七月制定せられ同

年四月一日以後轉免役若しくは免役と爲りたる者又は死亡したる者に適用せらる。

轉免役賜金を受くる者

陸軍兵、憲兵上等及軍樂上等兵を除く(及海軍兵にして在營期間(應召期間を含む)中に故意又は自己の重大なる過失に因るに非ずして服務に關聯して傷疾を受け又は病氣に罹り之が爲陸海軍に於て治療中一種以上の兵役を免ぜられたる者又は死亡したるときは別表の轉免役賜金を給せらる但し一種以上の兵役を免ぜられ引續き陸海軍に於て官費治療を受くる者には治療を受けざるに至りたる時又は死亡したるときに給せらる。幹部候補生、操縦候補生、下士官候補者及志願に依らずして兵より陸軍又は海軍の下士官に任ぜられたる者にして兵に引續き在營期間中又は在營期間より引續き陸海軍に於て官費治療中の者も本令を準用せらる。

死亡者に給する賜金

死亡したる兵に給すべき賜金は之を



其の遺族に給せらるる其の賜金を受くべき遺族の順位は兵の妻子、父、母、祖父、祖母、兄弟及姉妹の順序にして男は女に、長は幼に先とし死亡當時より引續き之と同一戸籍内に在るものに限る但し兵死亡後に分家したる遺族又は分家したる遺族に伴ひ其の家に入りたる遺族は引續き兵と同一戸籍内に在るものと看做す又兵死亡當時胎兒たる子出生したるときは兵死亡當時之と同一戸籍内に在りたるものと看做す。

遺族なき場合は兵死亡當時實家又は本家に在る實父母、兵の家督相続人、兵死亡當時の戸主の順位に依り遺族に給すべき金額の二分の一を給せらるる。賜金を給せられざる場合左に掲ぐる場合は賜金は給されな

- 一 恩給法に依り増加恩給、傷病年金、傷病賜金又は扶助料を給せらるべきとき
- 二 在營期間一月未満に於て發生したる疾病に因り轉役又は免役と爲りたるとき
- 三 在營期間中又は在營期間より引續き陸海軍に於て官費治療中陸軍刑法若しくは海軍刑法に依り死刑。懲役若しくは一年以上の禁錮の刑に處せられ、其の他の法令に依り禁錮以上の刑に處せられ又は懲罰に依り免官と爲りたるとき
- 四 陸軍給與令の規定に依る退營賜金又は海軍給與令の規定に依る傷病手当を受くべき者但し本令賜金額退營賜金又は傷病手当の額より多きときは其の差額を給せらるる

遺族の賜金受給権失格  
 賜金を受くべき遺族左に掲ぐる場合は之を給せられずして其の次位の遺族に給せらるる

- 一 死亡したるとき
- 二 所在不明なるとき
- 三 同一戸籍内に在らざるに至りたるとき（分家の場合を除く）
- 四 死刑又は無期若しくは六年以上の懲役若しくは禁錮の刑に處せられたるとき

遺族より請求する場合は在營中の履歴書、受傷又は罹病證明書、死亡診斷書又は死體檢案書（死體を收容し能はざるときは死亡認定の理由を詳記したる死亡事由證明書）及戸籍謄本（本人の死亡事項を記したる）を添ゆること。前項の受傷若しくは罹病證明書、死亡事由證明書は所屬部隊長に於て、診斷

書は陸軍病院長に於て調製する。賜金請求書提出後に請求者死亡するか所在不明となり又は六年以上の懲役（禁錮）の刑に處せられたるときは賜

金受給の順位者より請求書（第三號様式）戸籍謄本及市區町村長の事實證明書（兵の死亡又は本請求者の正當順位者たることを證明し得るもの）を添へ、

當時の所屬部隊長を経て陸（海）軍大臣に差出すのである。

別表

備考	轉	免	役	賜	金	表
一種以上ノ兵役ヲ免ゼラレ死亡シタル者ニ對スル額ノミヲ給ス。	恩給法施行令第二十四條特別項症乃至第四項症程度ノ者	同條第五項症乃至第七項症程度ノ者	同令第二十四條第二第一款症又ハ第二款症程度ノ者	同條第三款症又ハ第四款症程度ノ者	同令第三十一條第一目症又ハ第二目症程度ノ者	同條第三目症又ハ第四目症程度ノ者
	1,000.00	700.00	400.00	1,000.00	1,000.00	500.00
						1100.00

支那事變に係る死役者  
 特別賜金  
 陸軍軍人、軍屬囑託員及工員にして昭和十二年七月七日以後に、（一）戦死又は戦傷の原因にて三年以内に死せるとき。（二）事變地又は事變地以外の地に於て戦傷以外の傷痕を受け三年以内

に死せし又は疾病に罹り、二年以内に死せるときに其の遺族にして之と同一戸籍内に在る者、遺族なきときは死役者の家督相続人、本人死役當時に於ける戸主の順に特別賜金を給せらるる。

軍事扶助法

現役兵の入營、下士官兵の應召傷痕死亡、傷病兵の死亡の爲に生活に困難なる家族若しくは遺族を扶助する法令で大正七年一月一日より施行せらるる。

救護の種類 生活扶助、醫療、助産及生業扶助にして救護の程度及方法に關し必要なる事項は地方長官に於て定

む但し救護は生活に必要な限度を超ゆることを得ない。

**生活扶助** 生活扶助は金銭又は物品を給與せらる、居宅扶助（扶助を受ける者の居宅に於て行ふ扶助以下同じ）の場合に於て生活扶助の爲支出する費用は一人一日三十五錢以内である一世帯に於て扶助を受ける者二人以上あるときは前記金額を減額することを得。  
**醫療及生業扶助** 醫療及生業扶助の爲支出する費用の限度は地方長官の定むる所に依る。

**助産** 居宅扶助の場合に於て助産の爲支出する費用は十二圓以内である。

**埋葬** 救護を受ける者死亡したる場合は埋葬を行ふ者に對し埋葬費を給せらる埋葬を行ふ者なきときは地方長官に於て埋葬する。埋葬の爲支出する費用は十二圓以内である。

**災害** 災害に因り必要な場合は地方長官は一世帯總額三十圓を限り金銭又は物品を臨時に給與することを得。  
**扶助繼續期間** (一)下士官兵の家族

に對する扶助は必要ある場合は現役兵の退營又は下士官兵の召集解除後より二十日以内(二)下士官兵又は傷病兵の死亡後より三月内繼續することを得此の場合扶助を受ける者に對しては其の間下士官兵又は傷病兵の遺族としての扶助を爲さず(三)下士官兵の傷病兵となりたる後より三月内此の場合扶助を受ける者に對しては其の間傷病兵の家族としての扶助は行はれず。

**扶助の停止又は廢止** (一)下士官兵にして逃亡し又は陸軍教化隊に收容せられたる者に付ては其の逃亡又は收容の間其の家族に對し扶助を爲さず(二)傷病兵六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者なる場合は其の者並に其の家族及遺族に對し扶助を爲さず(三)下士官兵又は傷病兵六年未滿の懲役又は禁錮に處せられたる者なる場合は其の刑の執行を終り又は執行を受けることなきに至る迄の間其の傷病兵及下士官兵又は傷病兵の家族に對し救護を爲さず(三)下士官兵又は傷病兵の家

族又は遺族が六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者なる場合は其の者に對し扶助を爲さず六年未滿の懲役又は禁錮に處せられたる場合は其の刑の執行を終り又は執行を受けることなきに至る迄の間扶助を爲さず(四)下士官兵又は傷病兵にして怠惰又は素行不良なる者に付ては其の傷病兵並に其の下士官兵又は傷病兵の家族及遺族に對し情狀に因り扶助を爲さず又は扶助の程度を減少することあり、家族又は遺族にして怠惰又は素行不良なる者に對しても同様である(五)傷病兵にして日本の國籍を失ひたる者に對しては扶助を爲さず。

**手續** 扶助を受けんとする者又は其の住所の市區町村長より其の地方長官に申請する。

**入營者職業保障法**

**雇傭者の義務** 雇傭者は入營を命ぜられたる被傭者を解雇したるとき又は被傭者の入營中雇傭期間の満了したる

ときは其の者が退營（入營の際身體検査の結果歸郷を命ぜられたる場合を含む）したる日より三月以内に更に之を雇傭するを要す其の場合に於て之に與ふべき勞務及給與は少くとも其の者の入營直前の勞務及給與と同等の者なるを要す但し被傭者が疾病又は傷疾に因り入營直前の勞務に堪へざるとき其の他止むを得ざる事由あるときは之と異なる勞務及給與を與ふることを妨ず以上の規定は入營を命ぜられたる被雇傭者が解傭せられざる場合に於ける退營後の復職及取扱に付之を準用する又此の規定は雇傭者が常時三十人以上の被傭者を使用する場合に之を適用する。

**解雇** 左の各號の一に該當する場合は雇傭するの義務なし。  
一 被傭者が入營の日より陸軍に在りては二年、海軍に在りては三年を超ゆる期間服役を志願し採用せられたるとき

二 被傭者が退營したる通知を爲さず又は雇傭者より勞務に就くべき旨を

指定したる日より故なく二十日以内に勞務に就かざるとき  
三 被傭者が疾病又は傷疾に因り勞務に堪へざるとき  
四 被傭者が著しく其の職務を怠りたるるとき  
五 被傭者に著しき不良行爲ありたるるとき  
六 雇傭の目的たる事業の廢止、終了又は著しき整理縮少其の他に準ずる事由あるとき

**職業紹介の取扱** 職業紹介事業を行ふ行政廳は退營者にして原職なきもの又は原職に復歸すること困難なりと認むるものの職業紹介に付ては被傭者を求めんとする者に對し其の被傭者たるに適すと認むる退營者を優先して雇傭することを懲懲することを得但し退營者が退營したる日より三月を経過したる場合には適用せず。

**入營者職業保障法**

**施行規則**

**被傭者より通知を要する場合**  
(一)遲滞なく書面を以て雇傭者に通知するを要する場合(イ)入營すべき期日及部隊定まりたる時(ロ)入營の日より陸軍に在りては二年、海軍に在りては三年を超ゆる期間服役を志願し採用せられたるとき(ハ)傷疾疾病其の他の事由に因り退營後再び雇傭せらるること又は復職することを希望せざるとき。  
(二)退營豫定期日前三月より退營後二十日以内に書面を以て雇傭者に通知するを要する事項(イ)退營豫定期日又は退營したる日(ロ)退營後再び勞務に就き得べき豫定期日(ハ)退營後の受信場所(ニ)以上の事項通知後に退營豫定期日其の他の期日場所を變更したるとき。  
(三)雇傭者より勞務に就くべき旨を指定せられたる日より二十日以内に勞務に就くこと能はざる下記の場合は速に其の事由の要旨を書面を以て雇傭者に通知するを要す(イ)疾病に罹り又は

傷痍を受けたるとき(ロ)直系尊屬、妻又は直系卑屬が死亡したるとき又は重態なるとき(ハ)本人と同一戸籍又は同一世帯内に在る者死亡し他に後始末を爲す者なきとき又は重態にして他に看護を爲す者なきとき(ニ)本人の住家の火災、流失又は倒壊其の他重大なる災害を蒙り他に後始末を爲す者なきとき(ホ)其の他前號に準ずる止むを得ざる事由あるとき。

雇傭者の爲すべき事項

(一)雇傭者は被傭者より前諸項の通知を受けたるときは遅滞なく書面を以て被傭者に(イ)再び勞務に就かしめ得る期日(ロ)入營直前の勞務又は給與と異なる勞務又は給與を與ふる場合に於ては其の事項(ハ)其の他必要と認むる事項を通知するを要する。

(二)雇傭者は入營者職業保障法の規定に因り被傭者を解雇したるとき又は被傭者を再雇傭若しくは復職せしめ得ざるときは遅滞なく其の事由の要旨を書面を以て被傭者に通知するを要す。

(三)雇傭者は被傭者にして入營を命ぜられたる者あるときは其の氏名、住所、勞務及給料及雇傭者より被傭者に對し前項の規定に因り通知したる事項を地方長官に對し遅滞なく其の事項を書面を以て届出でねばならん。

恩給金庫法

恩給金庫法は昭和十三年法律第五十七號を以て制定せられた法人であつて資本金(三千萬圓)は政府と民間の共同出資に依り其の事業は内閣總理大臣及大藏大臣の監督を受け關係官廳と連絡して最も公正に行はるる非營利の公益的の事業である要するに受恩給者を保護し福利の増進を圖り、社會に貢獻するを目的とす。

恩給金庫の仕事

(一)恩給、扶助料又は勳章年金を擔保とする貸付、(二)恩給及年金を本人に代りて受領し並に受領したる金銭の寄託、(三)恩給年金扶助料に就ての相談。

所在地

恩給金庫(本店) 東京市京橋區新川一

丁目五番地

同支店及出張所

大阪、名古屋、廣島、福岡、仙臺、京城、臺北、大連、四谷、横濱、金澤、小倉、鹿児島、小樽、臺南、松江等。

軍事援護

軍事保護院 傷兵保護  
軍人援護會 醫療保護  
銃後奉公會 職業保護  
傷痍軍人會

軍事援護の組織は厚生省外局の軍事保護院が中樞機關となつて、援護事務を全面的に管掌し、地方廳では道府縣の學務部、更にその下の機關としては市區町村がこの事務に當つてゐるのである。しかし軍人援護事業の完壁を期するためには、これらの公の機構だけでは不十分で強力な民間團體が必要である。そこで創立されたのが恩賜財團軍人援護會、銃後奉公會、大日本傷痍軍人會の三團體であつて、政府機關と相俟つて活動してゐる。

なほ昭和十七年度からは、各府縣に軍人援護教育研究指定校を設けてゐる。これは、大阪府の二十九校を筆頭に、一縣少くとも五校以上を設け、全國では五百二十二校に達し、各々その地方における軍人援護教育の推進力となつてをる。

これらの機關によつて實施されてゐる援護事業の内容は非常に廣範圍に涉るが、大別すると五つに分けることができる。

第一が教化指導でこれは、傷痍軍人遺族、家族の精神指導と銃後國民に軍人援護思想の普及徹底を期する國民の教化との二つに分けられ、文藝、映畫、展覽會等各種の方法で實施されてゐる。

第二は一般軍人援護で、兵役に服したため生活困難になつた下士官兵の家族、遺族、傷病兵、その家族、遺族の生活扶助から醫療、助産、埋葬、生業扶助を行ふ軍事扶助法の施行、軍事扶助法に準じて援護を必要とする者や、小商工業者、小農漁業者等の家業經營

軍事援護標語

援護の光に輝く更生  
讚へよ功績忘るな援護  
起てよ報國ぬかるな援護  
銃後の護りは東亞の鎮め  
忠義の楯には援護が宿る  
備へよ長期戦護れよ銃後  
護れ傷兵援けよ遺族  
銃持つ心で銃後に盡くせ  
銃後は輝く恩賜の援護  
固い銃後に強い將兵  
湧き立つ感謝、燃え立つ援護  
勝ち抜け耐へ抜け  
兵強し銃後は固し國安し、  
隣組刀あはせてまづ援護  
一億の誠で包め兵の家  
慰問袋あける心で送りませう  
兵の家背負つて目指せ大東亞  
常會の先づ一番は慰問文  
『頼む』と征つた一語を護れ

(軍人援護會選)

困難となつた者その他軍事扶助法の及ばないものに對する援護を道府縣に助成して行はせる軍人援護事業の助成、それに家族、遺族の家業の維持經營、紛議の調停その他身上、家事等一切の相談指導を行ふ軍事援護相談所の三つの仕事が行はれてゐる。

第三は遺族の援護で、遺児の育兵、遺族の職業指導、職業者遺族の教員養成の三つで、遺児の學費補助や、未亡人や遺児その他遺族一般に裁縫、手藝等から製圖、機械製作等の職業指導を行つたり、中等教員養成所一、國民學校教員養成所六、保姆養成所一を特設して教員を養成する等の仕事を、又中央並に道府縣に婦人指導嘱托を配置するとともに、市區町村に婦人相談員を設け家庭訪問等により遺族の身上家事などすべてのことに關して親身の相談相手としてその指導に當らしめてゐる。

なほ恩賜財團軍人援護會に於ては、大學、專門學校在學中の遺児(男子)

に對する學費給與、小學校五、六年に在學中の遺児の靖國神社參拜、遺族母子寮の設置、遺児の保健施設等を行ひ、遺族の援護に遺憾なきを期してゐる。

第四は傷痍軍人の援護で、醫療の保護、職業の保護、優遇とその他の種々の事業が實施されてゐる。醫療保護として傷痍軍人療養所、國立結核療養所、溫泉療養所、精神療養所を設け、その他公私立病院への委託療養等がある。職業の保護は相談指導、就職後の指導、斡旋、國立職業指導所三ヶ所の設置、作業義肢、補助具の製作配受、中等、國民學校教員養成、失明傷痍軍人教育所の設置、自營業者への資金貸付等が行はれてゐる。その他軍人傷痍記章の授與や身上相談所の設置、手押車、補聴器等介護要具の支給等である。

第五は歸郷軍人の援護で、これは農山漁業者や中商工業者が生業に復歸するに必要な器具資料、小額資本、就職準備費を給與して生業に復歸するまでの期間の生活費を補助するなど、生業

復歸の援護を行つてゐるのである。

軍事保護院

軍事保護院は厚生大臣の管理に屬し(一)軍人又は之に準ずべき者として職闘其の他の公務に因り傷痍を受け又は疾病に罹りたる者の療養職業保護其の他の援護、(二)軍人又は之に準ずべき者として職闘其の他の公務に従事し爲に死したる者、遺族の援護、(三)軍人又は之に準ずべき者として職闘其の他の公務に従事する者の家族の援護、(四)其の他軍人援護事務を掌る。

軍事保護院は總裁官房及援護局、業務局の二局に分れ總裁官房に於ては人事、文書、會計事務其の他主管に屬せざる事務を、援護局は軍事扶助法の施行、軍人遺族及軍人家族の援護並に業務局主管に屬せざる軍人援護事務を、業務局に於ては傷痍軍人の療養及職業保護並に工營事務を掌る。

總裁は名譽官とし保護院に顧問、參與等の外専門委員を置き専門の事項を調査せしむ。

事項

總裁 朝香宮鳩彦王  
會長 陸軍大將男爵 奈良武次  
事務所、東京市牛込區原町三丁目八番地

醫療保護

軍事保護院療養所

軍人として恩給法の規定に依る公務傷病の爲退職したる者にして其の退職原因と爲りたる傷痍疾病又は其の傷痍疾病に基因する疾病の爲(一)結核性疾患(胸膜炎を含む)、(二)溫泉療養、(三)精神障礙の療養を必要とする者或は軍人として故意又は自己の重大なる過失に因るに非ずして服務に關聯し結核性疾患(胸膜炎を含む)に罹り又は精神障礙を受け之が爲退職したる者にして其の退職の原因と爲りたる傷痍疾病又は其の傷痍疾病に基因する疾病の爲(一)又は(二)の療養を必要とする者の爲に左の療養所を設けらる。  
傷痍軍人千葉療養所(千葉縣千葉郡千

城村

傷痍軍人愛知療養所(愛知縣知多郡大府町)

- 同岡山療養所(岡山縣都窪郡早島町)
- 同福岡療養所(福岡縣糟屋郡古賀町)
- 同京都療養所(京都府綴喜郡青谷村)
- 同新潟療養所(新潟縣刈羽郡柏崎町)
- 同長野療養所(長野縣上水内郡若槻村)

- 同宮城療養所(宮城縣亶理郡山下村)
- 同石川療養所(石川縣江沼郡篠原村)
- 同廣島療養所(廣島縣賀茂郡寺西村)
- 同東京療養所(東京府北多摩郡清瀬村)

- 同大阪療養所(大阪府泉南郡貝塚村)
- 同兵庫療養所(兵庫縣有馬郡三輪町)
- 同三重療養所(三重縣河藝郡大里村)
- 同愛媛療養所(愛媛縣溫泉郡北吉井村)
- 同佐賀療養所(佐賀縣三養基郡中原村)

- 同宮崎療養所(宮崎縣宮崎郡赤江町)
- 同神奈川療養所(神奈川縣中郡東秦野

傷痍軍人の療養又は職業保護に關する事業を行ふ爲療養所又は職業指導所を設く。  
恩賜財團軍人援護會  
本會は昭和十三年十月三日内閣總理大臣に賜はりたる勅語の旨を奉戴し戦歿軍人の遺族傷痍軍人及其の家族並に現役又は應召中の軍人及其の家族等に對する援護事業を行ひ、政府の施設と相俟つて銃後援護の實を擧げ軍人として後顧の憂なからしむることを目的とする。

本會は前條の目的を達する爲左の事業を行ふ。

- 一、生業援護に關する事項
- 一、醫療保護に關する事項
- 三、生活援護に關する事項
- 四、育英に關する事項
- 五、慰藉に關する事項
- 六、身上相談に關する事項
- 七、銃後援護思想の普及に關する事項
- 八、援護事業の助成に關する事項
- 九、其の他本會の目的達成に必要なる

村)  
 傷痍軍人徳島療養所 (徳島縣麻植郡西尾村)  
 同鹿兒島療養所 (鹿兒島縣揖宿郡指宿町)  
 同小濱温泉療養所 (長崎縣南高來郡小濱町)  
 同白濱温泉療養所 (和歌山縣西牟婁郡瀬戸鉛山村)  
 同湯田温泉療養所 (山口縣山口市)  
 同鹽原温泉療養所 (栃木縣鹽谷郡鹽原町)  
 同伊東温泉療養所 (静岡縣田方郡伊東町)  
 同三朝温泉療養所 (鳥取縣東伯郡三朝村)  
 同別府温泉療養所 (大分縣別府市)  
 同登別温泉療養所 (北海道幌別郡幌別村)  
 同花巻温泉療養所 (岩手縣稗貫郡湯本村)  
 同宇奈月温泉療養所 (富山縣下新川郡内山村)

傷痍軍人北海道療養所 (北海道龜田郡七飯村)  
 同青森療養所 (青森縣東津輕郡西平内村)  
 同秋田療養所 (秋田縣由利郡本莊町)  
 同島根療養所 (島根東八束郡乃木村)  
 同武藏療養所 (東京府小平村)  
 同箱根療養所 (神奈川縣大窪村)  
 同下總療養所 (以上二箇所は精神及頭部)  
 同岩手療養所 (岩手縣西磐井郡山國村)  
 同福島療養所 (福島縣岩瀬郡須賀川町)  
 國立結核療養所 (村松晴嵐莊及天龍莊山陽莊)

其他の醫療援護

一、軍人軍屬公務に起因したる傷痍疾病治療の後再發したる者の官費治療  
 入院治療を受けむとする場合は、最寄又は希望陸軍病院長 (海軍關係者) に在つては願書に海軍軍醫科士官又は地方醫師の診断書を添へ、最寄海軍病院又は要港部の病院へへ差出せば支障なき限り許可せらる、入院中の諸費は官費とす。  
 恩賜の義眼又は義肢、官給義齒、義眼、コルセット、上下肢支持装置又は義肢の故障に因る治療補修を要する場合も亦右に同じ。  
 作業用義肢の支給を願出づれば交付せらる。  
 口、陸海軍下士官兵服役免除者を陸軍病院又は海軍病院に收容  
 陸軍下士官兵にして部隊編入中傷痍疾病に罹り之が爲豫備役、又は第一國民兵役に編入せられ若くは兵役を免除されたる者、海軍下士官兵にして第一種又は第二種病に罹り之が爲第一國民兵役に編入せられ又は兵役を免除せられたる者及海軍下士官兵にて召集中傷痍の爲該召集中 (召集解除後現に海軍病院入院中を含む) 第一國民兵役に編入され又は兵役を免除されし者陸軍病院にて入院治療を受けんとする者は一

家を爲せる身元確實なる者を保證人とし軍隊手牒 (海軍は履歴表) を添へ陸軍病院長に願出づれば病院に收容治療の餘裕ある場合は許可せらる但し急性傳染病、同疑似症、癩、結核、精神病患者は入院せしめず。  
 海軍病院に入院希望者 (陸軍軍人を含む) も概ね右と同じ。  
 ハ、公務基因の陸海軍下士官兵服役免除者收容  
 公務基因の陸海軍下士官兵の服役免除者にして日本赤十字本社病院又は支部病院に治療を希望する者は服役免除となりたることを證明するに足る書類 (口頭にて可) を以て本人の原籍又は現住地府縣内に在る病院を有する支部 (東京にては本社病院) に申出づれば病院の經費、收容力の許す限り通療又は入院を許可せらる。  
 公務基因の陸海軍下士官兵の服役免除者にして公務基因以外の傷病に罹りたる場合も亦同じ。  
 ニ、公務起因の「マラリア」再發患者

の取扱

公務に起因したる「マラリア」再發患者にして陸軍病院に入院治療を願出せる軍人軍屬 (出願のとき軍人軍屬に非ざる者を含む) にして (一) 遠隔地に居住し又は交通其の他の關係上陸軍病院に入院 (通院) を不便とし其の地の地方病院又は地方醫師の治療を希望するとき、(二) 家計貧困にして陸軍病院に入院する爲に要する費用支辨困難なるとき、(三) 陸軍病院に於て患者收療に餘力なきときは之を地方病院又は地方醫師に實費支辨を以て治療を依託せらる。

職業保護

傷痍軍人に對する職業保護は職業指導、就職斡旋、就職後の輔導を目的とするものにして傷痍軍人職業顧問、師團司令部、海軍人事部、在郷軍人職業輔導部、陸海軍病院、職業再教育施設其の他と緊密なる連繫の下に萬全を期してゐる。

職業指導方針は勤勞報國の意義を理解せしめ職業智識を與へ求職意思發現を助長すること。成るべく入營又は應召前の原職に復歸せしむること、原職復歸困難なる者は原職類似の職業を選定從事せしむること、新規に職を求むる者又は新規の職業に轉ずる者は志望、適性、家族關係、居住地等を考慮して適職を選定すること、職業再教育を要する者は遅滞なく再教育を受けしむること。

就職斡旋は道府縣廳に主要職業紹介所長、在郷軍人職業輔導部主事を加へたる傷痍軍人就職斡旋組織を設け傷痍兵を收容する病院所在地所轄職業紹介所に専任の係員を設け事業主側との協議會、懇談會又は委員會に依り傷痍軍人の復職又は優先的雇傭等に付理解、協力、實行を求む。

就職後の輔導は雇傭主との連絡により就職後の輔導に努む。

軍事保護院職業輔導所  
 輔導所は軍人として恩給法の規定に

依る公務傷病の爲退職したる者に對し職業の再教育並に作業義肢若くは作業補助具の製作配給又は修繕を爲すもので、職業再教育を受けんとする者は職業再教育願に恩給證書寫其他必要書類を添へ地方長官を経て厚生大臣に願出づるものとす。

軍事保護院職業補導所左の如し。

傷痍軍人大阪職業補導所 大阪府堺市

同福岡職業補導所 福岡縣小倉市

財団法人啓成社 東京市豊島區巢鴨六

丁目二〇ノ一

傷痍軍人職業再教育の爲にする學資給與

(一) 戦闘又は公務に因り傷痍を受け又は疾病に罹り之が爲増加恩給、傷病年金、傷病賜金を受け又は受ける見込確實なる者(將校及准士官を含む)、(二) 工業、農業、商業其他傷痍軍人職業再教育に適當なる科目を有する大學、專門學校、實業學校其他各種の學校に入學したる者、(三) 品行方正、意思鞏固且思想穩健にして將來成業の

見込確實なる者にして專門學校程度以上の者には一人年六百圓以内中等學校程度の者に對しては一人年三百圓以内の學資を給與せらる。學資給與を受けんとする者は給與願に履歷書、戶籍謄本、傷痍軍人たることを證する書面、健康診斷書、在學證明書、最近の學業成績證明書を添へ居住地方長官を経て保護院に提出するものとす。

傷痍軍人職業再教育の爲にする入學志願者取扱

傷痍軍人の入學志願者對にしては左の便宜を與へられあり。

體格検査には戰傷に依る身體異狀を原因として不合格と爲さず。

入學者の年齢制限は之を免除すること。

本科に入學困難なる者は選科、別科等に出來得る限り入學せしむ。

傷痍の爲學科を繼續し得ざる者は學修上支障なき限り轉科せしめ得。

體操、教練、武道其他學修困難科目は免除又は卒業成績より除去す。

傷痍軍人國民學校訓導及進修養成所

傷痍軍人にして教育者たるに適當する者に對し必要なる教育を施し、小學校教員たらしめ再び奉公の誠を致さしめる爲に設けられたる制度にして其の施設は各府縣師範學校内に傷痍軍人養成所を置き尋常小學校本科正教員養成を目的とし教育期間一ケ年である。

尙傷痍軍人國民學校初等科准訓導養成所が福島、石川、和歌山、島根、大分等の各縣師範學校に設けられて居る。

入所資格者は戦闘又は公務に因り傷痍を受け又は疾病に罹り増加恩給、傷病年金若くは傷病賜金を受け又は受くる見込確實なる者、中學校卒業者及之と同等以上の學力を有するもの(陸海軍の相當學校を含む)。品行方正、意志鞏固、思想穩健にして小學校教育に適する者。

入所希望者は教員養成所長宛入所願、卒業(修業)成績證明書又は試験檢定合格證明書、履歷書、傷痍軍人た

ることを證する書面、戶籍謄本を居住地方長官を経由して提出するものとす。

採用者は寮舎に收容し授業料等は徴收せず家庭の状況其他經濟上の事情を斟酌し年三百圓以内の修學手當を支給す教育修了者は一年間教職に従事する義務を有す。

失明傷痍軍人保護施設

傷痍軍人の生活訓練並に一般的教育を以て爲東京市小石川區大塚窪町二三番地に失明傷痍軍人寮を設け失明傷痍軍人を收容し講習講話、體育、讀書娛樂、見學、其他必要と認むる事項の訓育指導を行ふ。

本施設を利用せんとする者は厚生大臣宛の願書に履歷書、戶籍抄本、失明軍人たることを證する書面、健康診斷書を添附し居住地地方長官を経て保護院に願出づるものとす。

寮に入所を許可せられたる者は衣類、身廻品の外特に寢具、食器等を要せず。

東京市小石川區雜司ヶ谷一二〇番地東京盲學校内に失明軍人傷痍軍人教育所を設け失明軍人の教養を高め再び國家社會に貢獻せしむるに必要な學術技藝を授け、失明傷痍軍人教育所に中等部及師範部を置き中等部の修業年限二年。師範部の學科目は修身、公民教育及心理、歴史、地理、國語、體操、音樂、演習、教育實習とし修業年限二年とす。中等部に入所を許可すべき者の資格は尋常小學校卒業者又は之と同等以上の者師範部入所資格者は中等學校卒業者又は之と同等以上の者又は本教育所中等部卒業者とす。

歸郷軍人の援護

歸郷軍人に對する援護は、歸郷軍人をしてその矜持を保ちつゝ戰線に於ての尊い體験を日常生活の上に活かし、一日も速かに生業に復歸して生活の安定を得せしめ、眞に良兵良民たるの實を擧げ、銃後の奉公に邁進せしめることをその眼目としてゐる。

これがため入營者職業保障法により

職業保障の途を講ずるとともに國民職業指導所その他の機關に於て就職の斡旋職業の指導を行ひ、更に生業に復歸するため援護の必要ある者に對しては道府縣をして生業費、生活費及び醫療費の給與を爲すほか、生業資金の貸付を行ふ等各種の援護を實施せしめてゐる。生業費は召集解除または除隊後三ヶ月以内の者及び本事業により醫療を受けこれを終りたる後三ヶ月以内の歸郷軍人に對し、生業に必要な器具資料の購入費、少額の資金、就職準備金等を給與し、生活費は召集解除後三ヶ月以内の者で未だ生業に復歸せざる場合または本事業により醫療を受けてゐる場合、本人及びその家族に對し軍事扶助法による生活扶助に準じこれを支給する。また醫療費は召集解除または除隊後六ヶ月以内に本人またはその家族に醫療の必要があつて願出を爲した場合、本人が生業に復歸するまでの間軍事扶助法による醫療に準じて給與し、生業資金は中小商工業者で資金の必要

ある者に對し、恩賜財團軍人援護會道府縣支部をして低利で資金の貸付を行はしめてゐる。尙醫療の徹底を期するため新に歸郷軍人の健康診断を実施することとなつた。

右の外、除隊または召集解除後結核性疾患に罹りまたは精神障害を受けその原因が服務に關するものと認めらるるときは、歸郷後六ヶ月以内に療養の申請があつた場合に限り、前述の傷痍軍人と同じく醫療保護を受け得るのである。

其の他

育英事業 支那事變以後の戦闘又は公務に因り傷痍を受け又は疾病に罹り一種以上の兵役を免除せられたる軍人の子又は之に準すべき者 傷痍軍人に依り扶養を受くべき弟妹 にして中等學校程度の學校に在學中の者にして本人卒業迄毎年一人二百圓内の範圍内に於て修學に必要な金額を給與又は貸與す。

傷 兵 院

所在地 神奈川縣足柄下郡大窪村風祭

沿 草

日露戰役に傷つき不具發疾となれるもの一萬七千餘人を算し、此等を收容し國費を以て直接扶養する爲明治三十九年發病院法を公布し、陸軍省内に於て事務を開始し、次で豊島區巢鴨に新築成り四十一年移轉した。大正十二年四月に至り陸軍省より内務省に移管し、更に厚生省に移管せられ昭和九年六月傷病院と改稱し、昭和十一年六月、小田原近郊の現地に移轉した。

入院者の資格

本院に入院せしめる者は戦闘若しくは戰鬥に準すべき公務又は普通公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹り軍人又は軍人として恩給法に依り増加恩給を受けてゐる者で、精神又は身體に著しい障害があり收容保護を要する者であつて、其の障害の程度が恩給法施行令第二十四條第一項の特別項症乃至第三項

戰公傷病死者、公務從軍者及下士官以下軍人の公務傷病死者等の子弟に對する授業料等の減免 市町村立小學校に於ては上記の子及弟妹は授業料を減免し右以外の小學校及公立中學校に於ても授業料は勿論入學考査料、入學金等を免除又は減額して遺家族の養育に關し力めて負擔の軽減を圖ることとなつてゐる。

公式の式典、會同等に於ける傷痍軍人及戰歿軍人の遺族優遇 道府縣又は公共團體に於て定時、或は隨時實施する公式の式典、會同等の場合に傷痍軍人又は遺族席を設定し參列の便宜を與ふること。

傷痍軍人國有鐵道無賃乘車 傷痍軍人記章及傷痍軍人證を有せる者毎年三回以内通用期間各十五日以内國有鐵道無賃乘車證を請求することを得又單獨旅行不可能の者は附添人一名を限り無賃同伴することを得。

新たに乘車證の交付を受けむとする者は國有鐵道無賃乘車請求書及市區町

症の症狀に相當し且家族、資産、其の他の狀況からして適當な介護を受けることの出来ない者に限られてゐる。而して特に注意を要することは第四項症乃至第六項症の増加恩給を受けてゐる者でも現在の症狀が第三項症以上に相當するものであれば審査の上入院を許可せらるゝこと及准士官將校にても入院することが出来ること、又準軍人即ち陸軍の見習士官及海軍の候補生並に特に指定せられたる陸海軍の學生、生徒にても入院することが出来ることである。

出願の手續

出願の手續は傷病院法施行規則第二條に規定する厚生大臣宛の入院願書(様式別記参照)に恩給證書寫、身體又は精神の障害の程度を證する醫師の診斷書及戸籍謄本を添へ居住地の地方長官を経由して提出するものであつて、地方長官は必要な調査を遂げ厚生大臣に進達する。此の場合道府縣廳に於ては市町村長をして必要な調査を爲さし

村長(外地に在りては之に相當する者、傷病院入院中の者は院長)の印鑑證明書を鐵道大臣官房文書課に差出すものとす。

傷病賜金受給旅客運賃割引 傷病賜金受給者に對し旅費運賃割引證(一人一年四枚)を發行す。

煙草 地方專賣局長煙草小賣人を指定する際公務の爲傷痍を受け若しくは疾病に罹り法律に依り恩給を受けたる者又は之を受くる者、公務の爲死亡したる者の遺族にして法律により扶助料を受くる者は優先權を與へらる。

郵便切手類及收入印紙賣捌 收入印紙のみの賣捌は増加恩給又は扶助料を受くる者に限る郵便切手類賣捌に就ては傷痍軍人、戰公死者遺族の申請に對しては相當考慮せらる。

所得稅及地方稅 軍人從軍中の俸給手當、扶助料及傷痍疾病者の恩給、退隱料には所得稅を課せず。又戶數割納稅義務者の資力算定標準たる所得高に算入せず。

めるから、出願者は願書を市區町村役場に提出し、市區町村長から道府縣廳へ進達の手續を執るを便宜とする。(入院願書様式)

傷病院入院願

私 儀

傷病院ニ入院致度候ニ付御許可被成下度恩給證書寫、醫師診斷書及戸籍謄本相添へ此段及御願候也

年 月 日

本籍地……………

現住所……………

元兵種官等級 氏 名

厚生大臣 殿

(注意) 醫師診斷書ハ身體又ハ精神ノ

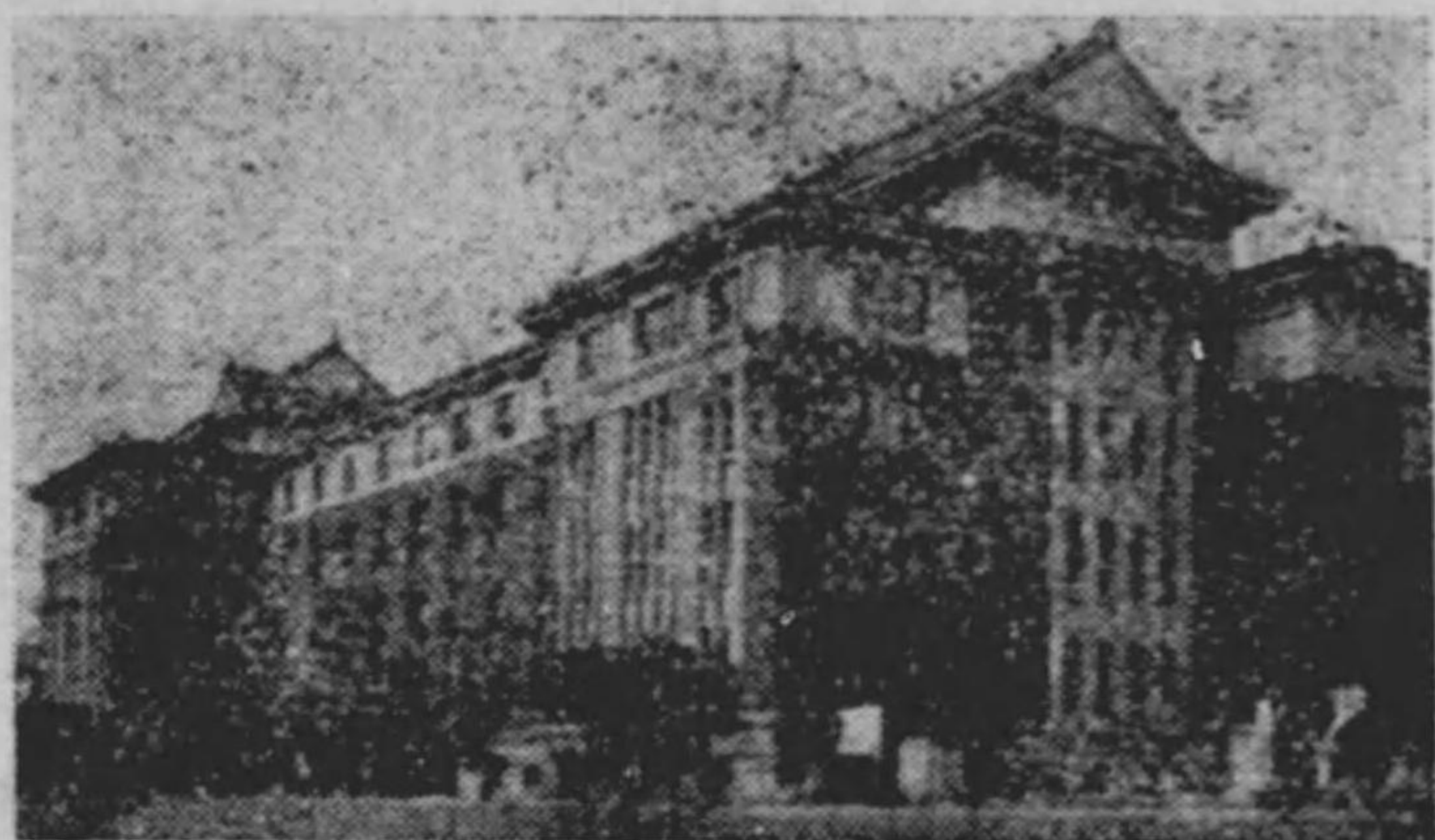
障碍ノ程度ヲ詳細ニ記載スル

コト

役 員

院 長 原 田 武

院 醫 渡 邊 司法



# 財團法人 軍人會館

東京市麹町區九段一丁目五番地  
(九段下・牛淵公園内)

電話九段(33)二〇〇〇番  
自四一〇〇番至四一九〇番

## 設立の目的並事業の概要

軍人會館は、今上陛下御即位の大典を永遠に記念する爲設立せられたるものにして帝國在郷軍人會の發達を助成し兼て國防思想の普及並に一般軍人及其の關係者の便益を圖るを目的とする公益法人で其の組織及事業の大要左記事業案内の如し尙一般の人々にも公開しあり。

## 軍事刑罰

### 刑法令

**刑罰、懲罰**  
刑罰は犯罪行為に對し科する所の法益剝奪の處分にして、犯罪者を膺懲し社會共同生活の危害を豫防する目的を以て設けたる制裁なり。之が爲刑法其の他の刑罰法令あり、就中刑法は其の主なるものにして他の刑罰法令の基礎を爲し汎く之を適用し、特に其の一般原則は特別の規定あるもの外他の刑罰法令に適用す。懲罰は紀律違反の犯行に對し科する所の軍事上の制裁にして行政の處分に屬する紀律罰の一種なり。陸海軍軍人、軍屬は一般臣民として普通刑法の制裁を受くる外、陸海軍刑法及陸海軍懲罰令の支配を受くるものとす。

### 陸海軍刑法

軍の鞏固なる成立は軍紀の嚴肅を以て其の最大要件と爲し、軍紀の嚴肅は軍人に課するに特別なる服従義務を以てせざるべからず。従つて常に峻嚴なる紀律の下に立たしむるの要ある軍人に對しては、普通の刑罰法の外更に軍刑法を制定せらる。即ち常人に在つては刑と爲らざる行爲も軍人に在つては特別に之を刑と爲し、又等しく罰と爲るべき行爲も軍人に對しては更に之を嚴にせざるを得ざるものあり。陸海軍刑法は此の必要に基ける刑法にして、普通刑法に對し特別法たる關係を有するものとす。軍刑法は軍の害を爲すものを懲するものなるを以て軍人、陸海軍所屬の學生、生徒、軍屬及陸海軍の勤務に服する海陸軍軍人に適用するは勿

論、此等の者の身分が構成要件たるべき犯罪行為に共犯したる場合(逃亡、抗命の如き犯罪に加擔せる等)及特權の事項(哨兵に對する暴行、軍用物の損壞、戦地に於ける掠奪、召集の遅刻等)に關しては常人にも亦之を適用するものとす。

刑は主として罪の種類に依り其の輕重を定むるものにして主刑(懲役、禁錮)及附加刑(沒收)とし、叛亂、擅權、辱職の罪の如きは概ね死刑に處し、其の他の罪と雖も敵前に於ては殊に重くして多くは死刑に處するものとす。  
死刑は陸軍法衙を管轄する長官の定むる場所に於て銃殺し、懲役は無期及有期とし監獄に拘置し定役に服せしむ。禁錮は無期及有期とし監獄に拘置し、沒收は犯罪行為を組成したる物又は該行為に供せんとしたる物又は該行為より生じ又は之に因り得たる物を官に沒收す。  
多謀共同の暴行を鎮壓する爲又は敵



前に在る部隊の急迫に臨み軍紀を保持する爲止むことを得ざるに出でたる行爲は之を罰せず。但し其の必要の程度を超えたる行爲は性狀に因り其の刑を軽減又は免除することあり。

普通刑法又は他の法令の罪となるべき行爲に就ても亦然り。

陸軍刑法の罪は之を叛亂、擅權、辱職、抗命、暴行、脅迫、殺傷、侮辱、逃亡、軍用物損壞、掠奪、強姦、違令及俘虜に關する罪の十一に分つ海軍刑法に於ても其の罪名陸軍刑法と同じく十一より成る。

懲 罰

陸軍懲罰令の所謂懲罰とは陸軍軍人の爲したる犯行に對し、統帥權に基き科する所の制裁なり。従つて懲罰は國家の司法權に基き犯罪に科する制裁たる刑罰と其の性質を異にす。懲罰令に所謂犯行とは陸軍軍人たるの本旨に背き又は軍事の定則に違ひ其の他軍紀を害し風紀を紊る行爲にして陸軍刑法の罪

に該らざるものを謂ふ。而して懲罰と刑罰とは其の性質を異にするを以て同一の行爲に對して二種の制裁を併科するを妨ぐずと雖も、此の兩者は共に軍紀保持の必要上科せらるる制裁なるが故に、陸軍刑法の刑に處せられたる陸軍軍人に對しては懲罰を併科するを許さず、之に反し陸軍刑法以外の法令の刑に處せられたる陸軍軍人に對しては軍事の必要に依りては更に懲罰を科することを得るものなり。

海軍懲罰令も陸軍懲罰令に準ずる。

陸海軍軍事司法

司法權は 天皇の總攬し給ふ所にして陸軍に在りては憲法第六十條に據る特別裁判所即ち軍法會議 天皇に代りて之を行ふ。

抑々軍人軍屬の犯罪を檢察審判するは常人と其の趣を異にするものなかるべからず蓋し軍人軍屬の國家に對する義務は一般臣民の國家に對する義務權利と同日の論に在らずして森嚴なる軍紀

を維持するは軍隊成立上最も緊要なればなり。是即ち軍の特質に適合する軍法會議法を制定せられある所以なり。

軍法會議

軍法會議の意義及特色

軍法會議は主として軍人軍屬等に關する刑事裁判を取扱ふ特別裁判所なり。軍法會議は軍法會議法に依り其の犯罪陸軍刑法の罪たると普通刑法の罪たるを問はず之を審判す。即ち刑法は犯罪の成立を規定する法律にして軍法會議法は犯罪審判の權限を規定する法律なり。

軍法會議設置の目的は軍の特質に適合せしむる爲、軍の内容に通曉せる裁判官により最も迅速に判決を與へ、以て軍の要求に應ぜんとするに在り。従つて左の特色を有す。

一 軍隊指揮權と軍の裁判權とを事情の許す限り一致せしむる爲軍隊指揮官を軍法會議の長官とす。

二 平常常設する軍法會議と戰時特設

する軍法會議との間に訴訟手續の差別を設け以て軍事の必要に應ぜしむ。

三 軍法會議の裁判官は大部分將校を以て任命し軍事上の必要と人權の尊重との一致調節を圖り、以て軍紀の確保と軍事上の利益保護とを適切ならしむ。

四 判士は被告人の身分に應じて區別し常に被告人と同等以上の官等の者たることを要す。

軍法會議の裁判權 軍人、軍屬、陸軍用船の船員、俘虜等の犯罪及戰時事變に際しては常人の特定の犯罪を審判す。其の概要左の如し。

- 一 陸軍の現役に在る者(未入營者及歸休兵を除く)召集中の在郷軍人、召集に依らず部隊に在りて現役軍人を以て充つべき勤務に服する在郷軍人、現に服役上の義務履行中の在郷軍人、志願に依り國民軍隊に編入せられ服務中の者、陸軍所屬の學生、生徒(各部依託學生生徒を除く)陸軍

軍屬、陸軍の勤務に服する海軍軍人、陸軍用船の船員並に以上掲げたる外陸軍の部隊に屬し又は從ふ者及俘虜の犯罪は時と場所とを問はず又普通法と軍事法との區別なく總て審判す。

二 前項以外の在郷軍人は時と場所との如何を問はず制服着用中に犯したるは陸軍刑法の罪に因り逮捕拘留若しくは拘引せられ、又は捜査報告ありたるときに限り審判す。

三 常人は戰時事變に際し合圍地境又は作戦地域兵站地域の占領地域に於て特定の犯罪ありたるときに限り審判す。

軍法會議の種類 陸軍軍法會議は左の如くで、概して長官指揮官の部下若くは監督を受くる者に對する被告事件を管轄す。

- 一 高等軍法會議
- 二 軍法會議
- 三 師團軍法會議
- 四 合圍軍法會議

五 臨時軍法會議

軍法會議の職員 軍法會議に判士、軍法務官、陸軍録事及陸軍警査を置く。判士は陸軍將校を以て之に充て將官を以て判士と爲すときは陸軍大臣の奏請により之を命じ、佐官以下の將校を以て判士と爲すときは長官之を命ず。高等軍法會議以外の軍法會議に於ては判士四人及法務官一人を以て裁判官とす。

前項の判士は左の區別に従ふ。

一 被告人下士官又は兵なるときは佐官一人尉官三人又は佐官二人尉官二人。

二 被告人尉官又は准士官なるときは佐官二人尉官二人。

三 被告人佐官なるときは將官一人佐官三人又は將官二人佐官二人

四 被告人將官なるときは將官四人前項の判士は其の官等被告人より下ることを得ず。

交通斷絶したる地に在る軍法會議に於ては被告人と同等以上の判士を以て裁

判官と爲すことを得

- 高等軍法會議判士は左の區別に従ふ。
  - 一 被告人下士官又は兵なるときは佐官二人尉官一人
  - 二 被告人尉官又は准士官なるときは佐官三人又は將官一人佐官二人
  - 三 被告人佐官なるときは將官二人佐官一人又は將官三人。
  - 四 被告人將官なるときは將官三人。前項の判士は其の官等被告人より下ることを得ず。
- 檢察官は陸軍司法檢察官又は司法警察官をして捜査の輔佐をなさしむることを得、憲兵の將校、准士官又は下士官は陸軍司法警察官として捜査を爲す。中隊以上の軍隊及之に準ずべき軍隊、官衙、學校、特務機關及戰時に於ける特設機關の長は其の部下に屬する者及監督を受くる者の犯罪に付陸軍司法警察官の職務を行ふ。

察官の職務を行ふ。

警査又は憲兵は檢察官又は陸軍司法警察官の命令を受け、陸軍司法警察吏として捜査の補助を爲す。

豫審及豫審機關 豫審は豫審官（法務官中より長官之を命ず）之を行ふ。審判は裁判官五人（高等軍法會議は判士三、法務官二、其の他は判士四、法務官一）を以て構成したる會議に於て之を爲し、其の上席判士を以て裁判長と爲す。

訴訟手續

一 始審

イ 捜査 告訴、告發ありたるとき又は苟も犯罪ありたることを知りたるときは捜査を爲す。犯人の自首も亦捜査の端緒たり。捜査を爲したるときは書類及證據物に意見を添へ長官に捜査の報告を爲す。長官捜査の報告を受けたるときは檢察官に對し公訴提起の命令又は豫審請求事件送致の命令を爲す。

口 豫審 豫審官取調を終了したるときは書類及證據物を檢察官に送付す、檢察官は之に意見書を添へ長官に豫審終了の報告を爲す。長官は報告を受けたるときは豫審官に對し公訴提起又は不起訴處分の命令を爲す。

ハ 公判 公訴の提起は公訴狀により之を爲し被告人に犯罪事實及罪名を示す。

ニ 公訴 公訴提起ありたるときは裁判長は公判期日を定め期日には被告人、辯護人（公訴の提起ありたる後陸軍將校、陸軍高等文官又は同試補陸軍大臣の指定したる辯護士中より之を選出することを得）及其の他の關係人を召喚す。被告人の訊問及證據調は裁判長又は其の命を受けたる一名の裁判官之を爲す。

辯論は之を公開す。但し安寧秩序若くは風俗を害し又は軍事上の利益を害する虞あるときは辯論の公開を停止す。

開を停むることを得。而して軍法會議は審判を爲すに付他の干渉を受くることなし。裁判は定数の裁判官評議して之を爲し、其の評議は之を公開せず。判決は別段の規定あるものの外口頭辯論に基き之を爲し其の宣告は公開して之を爲す。

ホ。辯護及輔佐 被告人は公訴の提起ありたる後何時にても辯護人を選任することを得。

被告人の法定代理人、保佐人又は夫は獨立して辯護人を選任することを得

- 一 陸軍の將校
- 二 陸軍高等文官又は同試補
- 三 陸軍大臣の指定したる辯護士
- 二 上告 檢察官又は被告人（被告法定代理人、輔佐人、夫及辯護人）は師團軍法會議及朝鮮、臺灣、關東軍各軍法會議の判決に對して法令違反

を理由とするときに限り上告を爲すことを得。高等軍法會議上告の理由ありたるときは原判決を破棄し更に審判を爲さしむ。

三 非常上告 軍法會議の判決確定後

其の判決法律に於て罰せざる所爲に對し刑を言渡し又は相當の刑より重き刑を言渡したるものなることを發見したるときは高等軍法會議の長官は檢察官をして高等軍法會議に非常上告を爲さしむることを得。

四 再審 管轄軍法會議の檢察官及刑

の言渡を受けたるものは刑の言渡又は無罪、免訴、若くは公訴棄却の言渡を爲したる確定判決に對し事實の認定に瑕瑾あることを理由とし、刑の言渡を受けたる者又は被告人たりし者の利益若くは不利の爲再審の請求を爲すことを得、管轄軍法會議再審の理由ありとするときは再審開始の決定を爲し其の事件の審判に從ひ更に審判を爲す。

五 裁判の執行 裁判は確定したる後

之を執行す。

裁判の執行は其の裁判を爲したる軍法會議の檢察官又は其の裁判を爲したる豫審官の屬する軍法會議の檢察官之を指揮す。但し其の性質上軍法會議裁判長、受命裁判官又は豫審官の爲すべきものは此の限に在らず。

海軍軍法會議法

- 陸軍と略々同じ。
- 軍法會議の種類
- 一 高等軍法會議 海軍大臣を以て長官とす。
- 二 東京軍法會議 同右。
- 三 鎮守府軍法會議 鎮守府司令長官を以て長官とす。
- 四 警備府軍法會議 要港部司令官を以て長官とす。
- 五 艦隊軍法會議 必要に依り艦隊司令長官、獨立艦隊司令官若くは分遣艦隊司令官の率ある艦隊又は外國派遣の軍艦に之を特設す。
- 六 合團地軍法會議 戒嚴の宣告あり

七 臨時軍法會議 戰時事變に際し必要に因り海軍の部隊に之を特設す。軍法會議に判士、海軍法務官、海軍録事及海軍審査を置く。判士は海軍の將校を以て之に充つ。

陸軍懲罰令割目

- 一、將校
  - 重 謹 慎
  - 輕 謹 慎
  - 證 責
- 二、下士
  - 免 官
  - 重 謹 慎
  - 輕 謹 慎
  - 證 責
- 三、兵卒
  - 降 等
  - 重 營 倉
  - 輕 營 倉

在郷軍人に對する罰目左の如し。

一、將校

陸軍懲罰令割目

- 一、下士官
  - 免官、證責
- 一、兵卒
  - 降等、證責

海軍懲罰令割目

- 一、謹 慎(准士官以上)
- 二、拘 禁
- 三、禁 足

陸軍軍人軍屬等犯罪即

決法(昭一六、法律八四號)

第一條 陸軍軍法會議第一條に記載したる者の犯したる拘留又は科料の刑に該るべき罪は違警罪即決例に依り憲兵隊長(分隊長及分遣隊長を含む以下之に同じ)に於て其處分を爲す可し。

第二條 憲兵隊長被告人を留置したるときは直ちに其所屬の部隊の長に通知す可し。

第三條 即決の言渡に對しては管轄軍

法會議に正式の裁判を請求することを得

第四條 正式の裁判を請求する者は違警罪即決例第五條に記載したる期限内に其理由を記したる書面を即決の言渡を爲したる憲兵隊長に差出す可し。

第五條 前條の書面を受領したるときは二十四時間内に訴訟に關する書類及證據物を管轄軍法會議の檢察官に送致す可し。

關係機關

陸軍刑務所

陸軍拘禁所

海軍監獄

陸軍教化隊

陸軍兵卒にして屢々刑罰に觸れ改役の狀無き者を收容にする處で短路市にある、此隊には海軍教化兵も收容される。

馬

附、軍犬、軍用鳩、功章

事

目次

- 一、馬 事
  - 馬 政
  - 馬改良方針
  - 軍馬の資格及能力標準
  - 馬事團體
  - 軍馬祭、興亞馬事大會
- 二、軍 犬
  - 軍犬の種類
  - 軍犬の用法
  - 軍犬の管理及參考書
- 三、軍 用 鳩
- 四、軍用動物の功章

馬 政

軍馬は活兵器と云はれ平時は農業經營の要素として將又交通運輸機關として其の重要度は少しも減らないのである。最近科學の進歩に伴ひ馬の必要性は減却したかの様に考へらるけれども、事實全く之れに反し日露戰爭では出征兵員百人に對し馬数は約十九頭、

世界大戰では兵員百人に對して約三十頭を使用し殊に今支那事變に際して更に以上増加を示すに至つた。今後戰爭では尙ほ多くの軍馬を必要とすることは想像に難からざる所である。又農業經營より見るも、勞力及び肥料の點に於て更に緊要缺くべからざるものがある。近年商工業の發展に伴ひ農業勞力の減少を來しつつあるが、

殊に支那事變により更に一段の缺乏により畜力利用は益々重要性を加ふるに至つた。又交通運輸に至りては認識更に改まり荷物運送の如き荷馬車は益々増加しつつあり。以上の如く馬は國防上並に産業上緊要缺くべからざるものである、故に各分野に於て馬事奉公に専念する事が緊要である。

馬政計畫設定經過

本邦の馬政は封建時代に創り、明治以前にありては各藩(南部、鹿兒島等の如し)夫れ々自藩の軍事上の要求により獨自の馬政を布いた。明治維新に至りて文武の制度が齊しく改善の機運に向ふや馬政も亦改良の必要を認め、明治十四年農商務省の設立に方つて同省内に産馬、牧馬の二課を設置して馬産振興と馬政の整備に努めた、然るに日清戰役を一轉機とし更に日露戰役を経て愈々國防上馬政改良の必要に迫られ革新の機運勃興するに至つた仍て政府は畏くも明治天皇の御慮を奉體し馬政の擴充を企圖し、先づ馬政調査委員會を設け、

明治三十九年其決議に基き馬政改良三十年計畫を樹立し特に内閣に馬政局を置き之れが計畫遂行に當らしめた。爾來馬に關する諸般の制度は年を逐て整備せられ、馬政改良に關する幾多の施設は國內に普及し官民一致之れが實施に努力した結果概ね豫期の成績を收めたことは世人の齊しく確認する所である。今や内外諸般の情勢は國防並に産業上馬産の資源を涵養すると共に有能馬の充實を圖るの要益々緊切なるものあるに鑑み、昭和十年第一次計畫の終了に際し政府は之れを繼承して更に新規計畫を設定するの必要を認め、曩に馬政調査會の審議を経て馬政第二次計畫を決して之れを公表した。而して外地の馬産は内地の馬政と緊密なる連絡を保ち、之れが發達助長に努むる方針に則り遠東朝鮮、臺灣及樺太に在りても夫れ／＼馬政計畫を設定することとなつた。

陸を企圖しつゝありしが、今次支那事變勃發し馬政方針の變改の要あるを認め、政府は日滿に亘る馬政國策、内地馬政計畫、内地馬政計畫實施要領、馬政方針地域的役種別産馬方針を決定し之れを公表し有能馬の充實を期せんとする方針を樹立し、又法律を以て軍馬資源保護法、種馬統制法を制定し、今後本計畫の實施に當ては學國一體最善の努力を竭し之れが達成を期せねばならぬ。

**日滿に亘る馬政國策**

有事の際國軍所要の軍馬の供給を容易ならしむると共に努めて産業上に及ぼす支障を尠からしむる爲め、左の要綱に據り速に日滿を通じ馬の生産及分布の調整を圖り以て馬産資源の培養充實に努む。

**要綱** 内地に於ては軍所要の有能馬を供給するを主眼とし、銳意國內保有馬の資質向上を圖ると共に生産力を擴充し以て國內保有馬の維持に努め且つ外地及滿洲に於ける軍馬資源の培養並に

改良の促進に付積極的援助を圖ること、外地に於ては速に軍所要馬数を整備するを主眼とし、差當り内地馬の移植を圖り且つ澤次現地に於ける生産により馬資源を充實すること、滿洲に於ては軍所要の有能小格馬の供給を潤澤ならしむるを主眼とし、優良なる國內産並に日本産種馬の供用により改良を促進するの外銳意馬の増産に努め、別に爲し得る限り多數の有能日本産馬を移民地其他所要の地方に輸入し、馬の増加を圖る措置を講ずる事。

**内地馬政計畫**

**要綱** 有事に際し軍馬の供給を容易ならしむると共に努めて産業に及ぼす支障を輕減し廣義國防上の要求を充足するため、軍所要の有能馬特に戦列部隊所要の有能馬を供給するを主眼とし、銳意内地保有馬の資質向上を圖ると共に、産業上の基礎に立脚し生産力を擴充し以て從來の内地保有馬數百五十萬頭の維持に努め且更に産駒を増加すること等に依て外地及滿洲等に於ける軍

馬資源の培養並に改良促進に付積極的援助を圖らんとす。

**要綱** 第一、内地に保有すべき軍用適齡馬

内地に保有すべき五歳以上十七歳以下の馬の總數は少なくとも百萬頭とす。

**第二 内地保有馬の資質向上**

牧野を擴大整備し、衛生施設を充實すると共に飼養管理を改善し以て馬の健康を増進し天賦の能力を發揮するに遺憾なからしむ、就中國防上特に必要とする有能馬に付軍用保護馬の制を設け、其飼養管理を完全ならしむると共に之に所要の鍛鍊を加へ常に軍馬たるの資質を具有せしむるに努め、又軍用保護馬中幼駒に就ては育成調教を周到にし其發育を完からしむ。軍用保護馬の鍛鍊に資し併て軍用馬の資質に關する正當なる認識を普及徹底する爲鍛鍊競技を實施す。

**第三 軍馬資源の分布調整**

外地及滿洲に於ける馬政と絶えず緊

密なる協調を保持し、軍馬資源の培養並に改良促進に付積極的援助を圖る。

**第四 馬の生産及改良**

蕃殖に供用し得べき牡馬並に蕃殖技術を最も有効に活用し、内地保有馬の維持並に外地及滿洲等に對する援助に必要な馬の生産に努む。産馬方針は低身廣軀、四肢強健にして負擔力、視力並に持久力に富み、中等體尺者の乘御使役に便にして飼養管理に容易なる馬を標準とし、鞍型馬を生産するを以て第一義とし、乘型馬の生産は平時に於ける軍の需用を充すを目的とし之れを制限す、而して織細菲薄なる馬特に過悍なるものゝ生産は嚴に之れを戒む。

前項による馬の改良方針に關しては別に之を定む。種馬は特に政府に於て認可せるものゝ外は之れを國有とし、種牝馬は其資質優良なるものを生産地に保留するに努むると共に之れが向上を圖る。競馬法に依る競馬は馬の改良に必要な種馬の能力を檢定し、種馬

の取得を容易ならしむる如く實施し併せて馬事知識の普及に資す。

**第五 馬の利用並に馬事知識の普及**

馬の利用範圍の擴張及利用法の改善に努め以て馬の需用を増進し併せて馬事知識の普及を圖る。

**第六 有事の際に於ける軍馬の供給並に産業維持**

有事に際しては軍馬の供給を容易ならしめ且軍用徵發等の産業上に及ぼす支障を輕減するに必要な處置を講ずるに遺憾なからしむ。

**内地馬政計畫實施要領**

昭和十四年度より昭和二十年度に至る間に於ける内地馬政計畫實施要領左の如し。

**第一 内地保有馬の資質向上**

1、牧野の擴大整備を期すると共に飼料の増産を奨励し其配給の圓滑を圖る。

2、馬の病氣、護蹄、榮養改善、一般馬衛生に關する知識の普及並に之れが

施設の擴充を圖る。  
3、軍用保護馬の飼養に對し飼養補助金を交付し、軍用保護馬の鍛練に關する施設の完備を圖り、其幼駒に對しては育成調教の施設を充實す。

第二 軍馬資源の分布調整  
外地及滿洲等に對し、戰列部隊所要の有能馬の移輸出を圖る外其の地方の馬の改良に必要な種馬を供給す。  
内地と外地及滿洲等の間に於ける馬政上の連絡を圖るに必要な施設を講ず。

第三 馬の生産及改良

1、國有種牡馬は昭和二十年度迄に〇〇〇〇〇に達せしめ、内〇〇〇頭は昭和二十年度迄に政府に於て繋養し又政府に於て特に認可する以外の民有種牡馬は逐次之れを整理す。  
2、種牝馬にして資質優良なるものに對して毎年検査の結果に依り、其使用者に對し使用獎勵金を交付す。  
3、候補種馬の育成鍛練施設を完備すると共に、優良候補種牝馬の飼養者に對しては保留又は設置に關する獎勵金を交付す。

對しては保留又は設置に關する獎勵金を交付す。  
4、競馬法に依る競馬に所要の改善を加へ、種馬選定上其機能を發揮するに遺憾なからしむ。  
5、生産率増加並に傳染性流産豫防に關する施設を完備す。

第四 馬の利用並に馬事知識の普及

1、農馬の農業經營上に於ける利用を擴大する。  
2、荷馬車用鞍馬の使役方法を改善すると共に其利用を増進す。  
騎乗の普及を獎勵すると共に、學校其他青少年教育機關農事團體等に馬事教育を行はしめ、之れに必要な馬の飼養を獎勵す。

第五 有事の際に於ける軍馬の供給並に産業維持

4、地方の事情に應じ公園、運動競技場、道路就中遊歩道の新設改造等に際し努めて馬の利用を便ならしむるの施設を講ず。  
速に基礎調査を完了し、有事の際に

於ける軍馬の供給を容易ならしむべき處置並に之れが實施に必要な組織計畫等を改むると共に、軍馬徴發等の程度に應じ、馬の移輸出及使用の制限禁止又は共同利用等産業の維持に必要な臨機處置を講ずるに違算なからしむ。  
第六 馬に關する試験研究  
東亞に於ける馬政の振興に必要な科學的基礎研究を實施する爲め、内地に馬に關する綜合機關を設置す。

馬改良方針

馬の改良に付ては、役種別區分に基き地方の實情に即して地域的に産馬の方針を確立すると共に種馬を厳選し其配置及配合を適正ならしめ、血液の調節と體型の整理に努め以て役種特有の有能馬の造成を期せんとす。  
馬改良の目標たる役種を分ちて乘馬、小格鞍馬及重鞍馬の四種とし、各役種は馬體各部の對稱宜しきを得、低身廣軀、體質強健、筋力よく發育し

跛勢正良、關節堅牢、蹄質堅韌にして持久力に富み、性質温順慈癖なく悍威あり飼養管理容易なるを目標とす。  
1、乘馬 長軀短背胸深く肩斜にして後驅力あり、運動輕快步樣低伸濶大なるを目標とす。

本役種に適當なる種類は、乘型に屬するアングロノルマン、アングロノルマン系種及中半血種とす。  
2、鞍馬 體量豊にして、厚頸長軀強筋充實し、力量に富み步樣確實なるものを目標とす。

本役種に適當なる種類は鞍型に屬するアングロノルマン、アングロノルマン系中半血種並に重半血種とす。  
3、小格鞍馬 頭頸高からず、鬚甲著しく突起する事なく背腰短直力あり特に温順にして使用容易なるを目標とす。

本役種に適當なる種類は小格のアングロノルマン、アングロノルマン系中半血種及重半血種とす。  
4、重鞍馬 頭部短小頸部重厚にして

背腰強く體積に富み筋力の發育良く蹄質堅牢なるを目標とす。  
本役種に適當なる種類は、ベルシユロン、ベルシユロン系種及重系種とす。

種馬

種馬は各役種を通じ有能馬の生産に必要な型格性能を具へ、遺傳確實なるものを選定整備する要がある。種馬の造成に當りては國に於て登録の制度を設け、血統體型及能力の登録を實施して個體の選擇淘汰を嚴にし以て本邦特有の種類固定の促進を圖らんとするるのである。尙種馬改良の原種として海外より輸入すべき馬は、從來の實績に徴し輕種に在りてはアラブ、サラブレット及びアングロアラブ、中間種に在りてはアングロノルマン、重種に在りてはベルシユロンに之れを制限す。

産馬方針

國防上必要な有能馬資源の充實を期する爲、四圍の關係と既往の實績を

考查し、適種を適地に生産せしむる目的を以て馬改良方針に基き地域的に役種別産馬方針を定めたり。而して本産馬方針に準據し各産地に於て生産すべき馬の種類を擧ぐれば概ね左の如し。

乘馬産地	アングロノルマン(乘型)	中半血種(乘型)	アングロノルマン(鞍型)	アングロノルマン(鞍型)	アングロノルマン(小格)	アングロノルマン(小格)	アングロノルマン(小格)
鞍馬産地	アングロノルマン(乘型)	中半血種(鞍型)	アングロノルマン(鞍型)	アングロノルマン(鞍型)	アングロノルマン(小格)	アングロノルマン(小格)	アングロノルマン(小格)
小格鞍馬産地	アングロノルマン(乘型)	中半血種(小格)	アングロノルマン(小格)	アングロノルマン(小格)	アングロノルマン(小格)	アングロノルマン(小格)	アングロノルマン(小格)
重鞍馬産地	アングロノルマン(乘型)	中半血種(重)	アングロノルマン(重)	アングロノルマン(重)	アングロノルマン(重)	アングロノルマン(重)	アングロノルマン(重)

我國の主な馬産地は左の如し。

北海道、福島縣、岩手縣、鹿兒島縣、宮崎縣、熊本縣、青森縣、秋田縣、長野縣、宮城縣の順とす。

軍馬の資格及能力に関する標準

(昭和十三年八月十三日馬政局長官陸軍省官廳に依る)

一、軍馬は馬體各部の對稱宜しき得、低身、廣軀、體質強健、筋髓能く發育し肢勢正良、關節堅牢、蹄質堅韌

にして持久力に富み性質温順癖なく悍威あり飼體管理容易にして、其用役に應じ左に掲ぐる資質を具するを要す。

乘馬は容相輕快、血液性に富み長軀短背にして前軀輕く後軀力あり歩幅廣きこと、但し騎兵機關銃及同通信馬に在りては體高の之れに適すること。戰馬は體量豊に厚頸、長軀、強筋充實し力量に富み歩樣確實なること、但し

騎砲の戰馬に在りては比較的悍威に富むこと。

戰馬は頭頸高からず鬚甲著しく突起することなく背腰短直力あり特に温順にして使役容易なること、但し輜重戰馬に在りては軀力に富むこと。

二、用役別に依る軍馬の體高體重の標準は附表第一負擔力、軀力並に持久力の標準は附表第二の如し。

附表第一

用役別に依る軍馬體高體重標準一覽表

考備	體	體	用役別			
			乘馬	砲兵戰馬	戰列戰馬	輜重戰馬
一、戰列戰馬には山砲、機關銃、歩兵及架橋材料等の戰馬を含むものとす 二、括弧内は尺、實單位に依る	區分	標準	標準	標準	標準	
	許し得る範圍	許し得る範圍	許し得る範圍	許し得る範圍		
體	(米)高	(五・一五三)	(五・一五五)	(四・九五〇)	(四・一四八)	
體	(斤)重	(四六〇)	(五〇〇)	(四六〇)	(四三〇)	
		(四三三)	(四八以上)	(四二二)	(四一四)	
		(四三以上)	(四二八)	(四一五)	(三九以上)	
		(四一四)	(四一八)	(四一五)	(三九以上)	
		(四一四)	(四一八)	(四一五)	(三九以上)	
		(四一四)	(四一八)	(四一五)	(三九以上)	

附表第二

用役別に依る軍馬負擔力並に持久力標準一覽表

備考	持久力(科口)		度		速		軀	負擔	區分	用役別
	大部隊	小部隊	部	伸暢	速	常				
一、戰列戰馬には山砲、機關銃、歩兵砲及架橋材料等の戰馬を含むものとす 二、持久力は連日行軍し得るものとす 三、本表は戰馬を基準とす	(歩兵)	(歩兵)	(時料)	(分米)歩	(分米)歩	(分米)歩	(斤)力	(斤)力		
	選拔せるもの	選拔せるもの	選拔せるもの	選拔せるもの	選拔せるもの	選拔せるもの	選拔せるもの	選拔せるもの	選拔せるもの	選拔せるもの
	八六〇	六四〇	一〇八	四二〇	三三〇	二二〇	一〇〇	三三〇	乘馬	馬
	八六〇	六四〇	一〇八	四二〇	三三〇	二二〇	一〇〇	三三〇	砲兵戰馬	戰列戰馬
	八六〇	六四〇	一〇八	四二〇	三三〇	二二〇	一〇〇	三三〇	戰列戰馬	輜重戰馬
	八六〇	六四〇	一〇八	四二〇	三三〇	二二〇	一〇〇	三三〇	戰列戰馬	輜重戰馬
	八六〇	六四〇	一〇八	四二〇	三三〇	二二〇	一〇〇	三三〇	戰列戰馬	輜重戰馬
	八六〇	六四〇	一〇八	四二〇	三三〇	二二〇	一〇〇	三三〇	戰列戰馬	輜重戰馬
	八六〇	六四〇	一〇八	四二〇	三三〇	二二〇	一〇〇	三三〇	戰列戰馬	輜重戰馬
	八六〇	六四〇	一〇八	四二〇	三三〇	二二〇	一〇〇	三三〇	戰列戰馬	輜重戰馬

馬政に關する主要法規

- 一、馬籍法
- 一、陸軍豫備貸付規則
- 一、軍犬管理規則
- 一、種馬飼養獎勵規則
- 一、軍馬資源保護法
- 一、軍馬補充部令
- 一、軍馬管理規則
- 一、牧野法
- 一、馬産獎勵規則
- 一、役馬獎勵規則
- 一、種馬統制法

軍馬關係陸軍機關

- 陸軍省 兵務局 馬政課
- 陸軍省 軍馬補充部
  - 補充部支部
  - 育成購を掌る
  - 臨時補充馬廠

軍馬補充部支部所在地

- (1) 川上支部
- (2) 十勝支部
- (3) 釧路支部
- (4) 釧路支部
- (5) 根室支部
- (6) 三本木支部
- (7) 三本木支部
- (8) 白河支部
- (9) 白河支部
- (10) 高鍋支部
- (11) 高鍋支部
- (12) 雄基支部

- 北海道
- 北海道
- 北海道
- 北海道
- 北海道
- 青森縣
- 青森縣
- 宮城縣
- 宮城縣
- 宮城縣
- 宮城縣
- 朝鮮

馬政局

馬の改良増殖其他馬政に關する一切の事務及牧野に關する事務

種馬牧場

種馬の蕃殖及改良 農林省種馬育成所幼種馬の育成調教

種馬所

種馬の種付及貸付 種付成績及産駒の成績調査

馬事研究所

馬事團體

- 一、日本競馬會 昭和十二年九月三十日設立。
- 大正十二年四月十日法律第四十七號ニ依ル競馬法ニ依リ設立シ、馬ノ改良

増殖及馬事思想ヲ圖ルヲ目的トシ、左ノ事業ヲ行フ

(一) 競馬ノ施行 (二) 競走馬ニ關スル血統、名稱其他必要ナル事項ノ登錄 (三) 調教手及騎主ノ修練施設 (四) 競走馬購入及賣却 (五) 競馬ニ關スル諸般ノ調査研究 (六) 其戒本會ノ目的ヲ達スル必要ナル事業

二、日本馬事會及馬事組合 昭和十七年十二月二十四日設立

昭和十六年十二月七日國家總動員法第十八條の規定に基き十二月二十四日勅令第千二百一號以て日本馬事會及馬事組合を設立する事となつた。

勅令第千二百一號

馬事團體令

第一條 國家總動員法第十八條の規定に基く馬事に關する事業の統制及統制の爲にする經營を目的とする團體に付ては本令の定むる所に依る

第二條 本令に依る團體は日本馬事會及馬事組合とす

第三條 日本馬事會は馬事に關する施設の總力を最も有効に發揮せしむる爲め馬事に關する事業の綜合的統制經營を圖り之れに必要な經營を行ひ且つ馬事に關する國策の遂行に協力する事を目的とす

第四條 日本馬事會は其目的を達する爲め左に掲ぐる事業を行ふ

- 一 會員及會員たる團體を組織する者の馬事に關する事業の統制指導
- 二 馬の生産増加及資質向上、馬事訓練其砲馬事發達に關する施設
- 三 馬の移殖に必要な事業の經營
- 四 馬事に關する調査及研究
- 五 前各號に掲ぐるもの、外日本馬事

會の目的を達するに必要な事業

第五條より第五十二條に至る省略

即ち既設の帝國馬匹協會、軍用保護馬鍛練中央會、大日本騎道會、馬事公庭は全く發展的解消をなし又此他に日本獸醫師會、裝蹄師會、各府縣畜産組合聯合會等馬事に關する會、組合を全統制して日本馬事會及馬事組合が設立せられたわけである。

軍馬に關する常識

仔馬が二歳になると軍馬に買上げられる、軍馬に買上になる様な馬は、馬市へ出す前から村で評判ない馬で年々購買される所も定まつて居り何市場は何日と購買日もきまつて居る。軍馬購買日の前日には買上候補馬を一齊に廣場に引き出し検査して合格した馬は翌日馬市に臨むのである。斯くして買上になつた馬は、他の馬と區別する爲に買上順に數字の焼印を前肢の蹄に押しつけて引渡しがすんで茲に始めて軍馬となるのである。

買上げられた仔馬は軍馬補充部支部へ送られて来るのである。軍馬補充部は北海道東北九州全國で八ヶ所あり、ここで軍馬としての基礎教育を受けるのである。其方法は大きな厩舎に二三十頭つづ入れて寝かせる、其厩舎は窓や入口を明け放し寒い風も入り放題でただ雨や雪を凌ぐ丈けである。夫れは晝間は如何なる寒い時でも外へ出して遊ばせるから夜になつて寝る部屋の内と外との温度が違ふと病氣になりやすからで、五月初になると放牧する。

其方法は五月は山の下の方、六七月は中腹、八月は山の高い涼しい所、秋になると下へ順に下りて来て冬になれば厩舎へ戻すのである。之れは内地の放牧の仕方である。二三歳の時は馬は可成平の所に放牧するが、段々と大きくなるにつれ傾斜がある山に放牧し知らず知らず山野を歩き自然體が丈夫になる様にする。亦集團調教を怠らすする。

軍馬は全部牡馬であるが、軍馬補充部では牡馬は三歳の春を迎えると去勢

をする。去勢すると馬は柔順になり、まして戦場では牡馬だと所嫌わず嘶き敵に所在が判るので、軍事上の必要からである。牡馬の去勢したのを騾馬と云ふ。今度の事變の如く澤山馬を動員する時には止むを得ず牝馬を徴發するが、然し牝馬は銃後にありて子孫を殖す爲め必要であるから平時の軍馬は全部牡馬である。斯くして大切に扱われしかも十分體を鍛へられていよ／＼五歳の秋になると全國軍隊へ配屬せられ之れで立派な軍馬となるのである。補充部では乗馬と鞍馬丈けを育てて居るから、夫れ／＼騎兵部隊、騎砲兵部隊か或は野砲部隊、野戰重砲部隊に配られるのである。此外五歳から七歳位の馬を買って来てすぐ入營させる。之れは牡馬補充部と言ひ、此馬は大部分山砲部隊、輜重兵部隊へ配られ鞍馬或は駄馬として使用する。何んと云つても軍馬の主力となり基礎となるのは補充部から入る馬である。

隊にみつちり一年間軍隊教育を受け古馬となり、騎兵は騎兵、砲兵は砲兵の馬として夫れ／＼十分役に立つ様につくり上げられるのである。

軍馬の服役期間は大体八年から十年になつて居るが、よく／＼注意して使えば體力も増進し優良な古馬として之れ以上長く使役する事が出来る。平時は軍馬として、そう澤山飼て置くわけには行かぬので、戦争にでもなれば大變な敷を要するのである。其馬は大部分農村で田畑を耕したり、荷車を輓いたり、乗馬として使用して居る、平時産業に役立ち居る馬が、いざ戦争となると出征するのである。

馬も五歳から十七歳迄は、一朝有事の際全部軍用馬として出征する名譽を荷て居る。此の馬を徴發馬と言ふのである。今度の事變に此徴發馬が澤山出征して行くのを見て今更戦争に馬が必要だと言ふ事が判るのである。

我國でも日露戦争の時に、六百十五萬圓の金を出して濠洲から軍用馬とし

て一萬頭の馬を輸入したつらい経験を持て居る。又日露戦争の時ロシアは二十萬四千頭の馬が出征して、其うち十二萬頭が病氣になり八萬死んで居る。近頃の様に科學兵器を用ひられ、戦争もスピード化し、幾日も／＼人も馬も食事すら満足にとるひまもなく追撃また追撃である、平素鍛練してある軍馬でさへ疲労がひどく斃れるものがある。徴發馬はまことにみじめなものである。此の前の歐洲大戦の例を見ると、開戦當初にフランスの軍馬は約三分の二を失ひ、ドイツ、オーストラリアは、十六ヶ月目に三分の二強も失つた騎兵聯隊さへあつたのである。又ドイツは東部戦線丈で、二十四萬頭も役に立たぬ様になつたとの事である。之れでは何程馬があつてもたまらない。

今事變で馬の取扱や鍛練について痛切に感ずる處があつて、政府では昭和十四年軍馬資源保護法の制を定め、軍用保護馬の制度が出来た。之れは内地の馬の資質を良くし、體力を向上し、

國防國家の備を完全にする爲である。全國の民家にある馬を檢定して、之れに合格した者を軍用保護馬に指定するので、之れは丁度兵隊檢査に合格したと同じである。合格した馬は毎年一回檢査がある、其時平素の取扱や手入が悪く馬の質が悪くなつたり、年をとつたものは不合格になつて軍用保護馬の特典を取消される、軍用保護馬には毎年五十圓以内の飼養補助金と云ふ飼料代を支拂ひ、榮養を取らせるかわり、是非鍛練を受けねばならぬ義務がある。

鍛練には普通鍛練と、鍛練競技とがある。普通鍛練は保護馬の全部が是非受けねばならない。これは二十頭を一班として軍隊出身の指導員が集團訓練を受けさせるのである、いはゞ馬の青年訓練、在郷訓練である。

鍛練競技とはこの普通鍛練を受けたものの中から、成績のよい馬が行ふのである。駄馬は荷を背負ひ、鞍馬は車を輓き、乗馬は乗つて山や坂を越え

り煙幕や爆竹の間を通りぬけて、實戦さながらの國防競技である。之れは一般鍛練競技であるが、軍用保護馬丈で競走する鍛練馬競走と言ふのがあるがこの鍛練馬競走は競走法に依る競馬と違ふのである。

軍用保護馬は許可を受けねば濠洲、支那は勿論臺灣、樺太、朝鮮へも輸出出来ない。

- 現在列國の馬數
- 一、フランス 今大戰前二百七十萬頭
  - 一、ソウイェト 千六百萬頭
  - 一、アメリカ 千百萬頭

軍 犬

軍犬の種類 シェパード。ドーベルマン。ピンシエル。及エアデル。テリヤの三種である。時により雜犬も使用される。

軍犬の用法

軍犬の使用に方つては指揮官は犬の性能及之が用法に通曉し状況、地形に適應し各種の機會を捉へ之が活用に違

算ならしむるを要する。

軍犬を連絡、警戒、搜索等何れに使用すべきかは當時の状況、犬の素質、訓練の程度に依つて異なるも勉めて單一任務を與へ限定的に使用することが必要である。

傳令犬は敵火の熾烈、峻峻なる山岳地帯、道路の不良、夜暗又は地形の錯雜、積雪等傳令の行動困難なる時に於て特に價値がある。

警戒犬は夜間若くは蔭蔽錯雜地等に於て警戒を補助し、警戒勤務者に精神的餘裕を與へ或は監視幕を構成して警戒を嚴ならしめる等警戒勤務の有効な補助者である。

夜間又は蔭蔽錯雜地等に於て人に依る搜索が困難なる場合軍犬は負傷兵、落伍者、遭難者等の搜索、密偵或は殘敵の搜索、隱匿又は埋没物件の搜索等に有利に使用せられる。

雜犬は適種犬に比し能力は劣るが訓練用法適切なる場合に於ては有利に使用し得るものである。



故に戦場所在の雑犬を片道連絡、警戒等に使用する著意が必要である。

瓦斯に對する犬の抵抗力は人に比して稍々大にして瓦斯内の通過を忌避せざるものである又感毒するが人に比して治癒は迅速である、殊に一時性瓦斯(窒息性を除く)中に於ては無防護の儘使用することを得、但し濃厚瓦斯及持久性瓦斯に對しては防護の處置を講じなければならぬ。

防毒具を裝着せる軍犬は一般に能力低下するのが通常である。

發情せる此犬は其の能力低下するのみでなく牡犬の任務遂行を阻碍するを以て止むを得ざる場合の外使用せざるを可とする。

軍犬の管理(昭和九年軍犬管理規則抄)部隊犬と育成所犬に分ち軍犬名簿により保管され尙、各部隊軍犬定数の五分の一以内の豫備犬が居るが其補充は民間より購買又は軍犬育成所からの育成犬を以てする。

軍犬には其頸革に金具の認知票を附

け星章番號及所屬部隊號が記されてゐる。

軍犬の研究試験等は千葉陸部步兵學校内に於てし軍犬育成所も同校内に在り、参考書として『軍犬の参考』軍人會館發行)が刊行せられてゐる。

### 軍用鳩

鳩が其の居住を愛する習性を利用して、遠距離通信に利用することが出来る。其の速力は通常一時間六十軒(二十五里餘)、近距離ならば九十軒(二十二里餘)に及ぶことがある。他に通信手段の無いとき、鳩によつて連絡した例はいくらかもある。其の通信距離は、鳩舎の種類によつて異なるが、鳩舎鳩の最大限度は二百乃至三百軒餘(五十里乃至七十五里)で往復鳩は約五十軒である。

### 軍馬、軍犬及鳩の功章

軍馬功章 は額革であつて之に左の區分の金具が附著されて居る。

甲功章 金色星章及旭光

乙功章 銀色同右

丙功章 銀色圓形

軍犬功章 は額革であつて之も左の區分による金具が附著されて居る。

甲功章 金色星章柏葉

乙功章 銀色(柏葉ナシ)

丙功章 角形、星章及犬

鳩の功勞章 は其脚に附けるもので、

甲功章 五鈴形金色環

乙功章 圓形五瓣花銀色

丙功章 指環形

の三種である。

## 兵 役 篇

### 目 次

- 一、帝國兵役法の根本精神
- 兵制發布七十周年
- 二、兵役法
- 陸軍特別志願兵令抄
- 臺灣志願兵制度及朝鮮に徴兵制施行
- 三、徵集及徵兵検査
- 附、徵兵適齡
- 徵集延期と入營延期
- 四、召集及簡閱點呼
- 五、服 役
- 陸軍將校准士官の服役
- 陸軍下士官兵の服役
- 海軍士官准士官の服役
- 海軍下士官兵の服役
- 六、分限、進級
- 陸軍將校分限令
- 海軍將校分限令

陸軍武官進級令  
海軍武官進級令

### 一、帝國兵役法の根本精神

帝國兵役制度の精神は、我が特有の國體、建國の本義、國民の崇高なる道義心に基き、皇猷扶翼、國家の保護の名譽及責任は全國民の負擔なりとの理念に基き制定せられてゐる。

一、舉國一致、國民皆兵の主義に立脚せることは憲法第二十條に「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と規定せられてあるのみならず、兵役法に於て戶籍法の適用を受くる年齢十七年より四十年迄の男子(内地又は樺太に本籍を有する)は特定の者を除くの外悉く何れかの

兵役に服することを規定してあるのを見ても明かである。

二、之と同一の精神から朝鮮には昭和十三年より特別志願兵制が施行せられ其一部は已に今次聖戰に参加して殉國英靈に祀られし者あり、又臺灣にも同一制度が昭和十七年より施行せられた、朝鮮には昭和十九年より徴兵制を布かるゝことに決定した。

三、兵役は國民の最高且榮譽の義務たると同時に、忠良なる臣民の享有する權利であつて、兵役に堪へない不具發失者及六年以上の懲役又は禁錮の刑に處せられた者は其の權利がない。

四、國民負擔の軽減、生産の増加は固より顧慮する所であるが、精兵主義を以て根本方針としてゐる。

五、兵役義務負擔の公平を圖る爲地域的公平主義を採用してある。

六、國民資質の向上を圖る爲文教及社會政策等の重要政策との關係を適切に顧慮してある。

七、帝國兵役法は必任義務の徵兵制を主體として義務的志願兵制を併用してゐる。

兵制發布七十周年

陸軍大臣 東條英機

昭和十七年十一月二十八日は皇國今日の國運隆昌の基礎をなした國民皆兵の詔が發せられてより七十年、恰も北の空に、南の海に皇軍の幾多燦たる戰果、赫々たる武威のうちにわれらは輝く兵制七十周年記念日を迎へたが、東條陸相は二十七日午後七時半東京中央放送局から「兵制發布七十周年を迎へて」と題し左の如く全國國民に力強く呼びかけ銘記すべき大東亞戰爭一周年を眼前にし、この記念日の重大な意義を強調するとともに、大東亞戰爭の完勝にいよいよ一億一心、前線統後ともに渾身の努力を致すべきを要望した。

に、陸に、空に連戰連勝、東亞における敵の牙城を粉碎して、今や皇威は遠く北邊より南域に及び、大東亞共榮圈建設の聖業は着々として進歩し帝國は茲に必勝の基礎を確立するに至つた。而して帝國は、この有利なる態勢の下に愈々決戦に次ぐに決戦を以てして、飽く迄も米英を撃滅せんとしてゐる、この秋に當り兵制發布七十周年の記念の日を迎ふるに至つたことは、洵に意義深く、感激更に新たなるものがあるのである。

抑々帝國國民は古來泰平無事の時に於いては、各々その家業に勵み、一朝命を君國に捧げて、國を護るの大任を全うし、以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉つて來たのである。しかるに中世に至り、兵權武門に歸し、兵農全く二つに分るに至り、こゝに舉國皆兵の制は一時全く破れたのである、加ふるにこの武士も諸大名の私兵と化するに至つた結果は徳川末期において、約四十

ある、これと思ふについても、我國の兵制の有難さに感慨特に大なるものがある。

今や大東亞戰爭はいよいよ本格的段階に入り一億國民が盡忠報國の大精神の下に總力を結集するの要今日より切なるはない、一旦召されては一身を捧げて君恩に報ずべく、統後にあつては第一線將兵の心を心とし一切の苦難を克服してその職域に渾身の努力を致すべき秋である、かくして一億一心、兵農歸一の我國兵制の精神を遺憾なく具現し敢然としてこの大戰爭を戦ひ抜き勝ち抜いて國民皆兵の聖旨に副ひ奉らなければならぬ、こゝに光輝ある兵制發布七十周年記念日を迎ふるに當り、一億國民齊しく「我等は 天皇陛下の兵なり」との我國傳統の大精神に徹せられんことを切望する。

二、兵役法

第一章 總則

- 第一條 帝國國民タル男子ハ本法ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ服ス
- 第二條 兵役ハ之ヲ常備兵役、補充兵役及國民兵役ニ分ツ
- 第三條 常備兵役ハ之ヲ現役及豫備役ニ、補充兵役ハ之ヲ第一補充兵役及第二補充兵役ニ、國民兵役ハ之ヲ第一國民兵役及第二國民兵役ニ分ツ
- 第四條 志願ニ依リ兵籍ニ編入セラルル者ノ兵役ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル
- 第五條 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ兵役ニ服スルトヲ得ズ
- 第六條 豫備役ハ陸軍ニ在リテハ十五年四月、海軍ニ在リテハ十二年トシ現役ヲ終リタル者之ニ服ス
- 第七條 第一補充兵役ハ十七年四月トシ現役ニ適スル者ニシテ其ノ年所要ノ現役兵員ニ超過スル者ノ中所要ノ人員之ニ服ス
- 第八條 第二補充兵役ハ十七年四月トシ現役ニ適スル者ノ中現役又ハ第一補充兵役ニ徵集セラレザル者之ニ服ス
- 第九條 第一國民兵役ハ常備兵役ヲ終リタル者及軍隊ニ於テ教育ヲ受ケタル補充兵ニシテ補充兵役ヲ終リタル者之ニ服ス
- 第十條 第二國民兵役ハ戶籍法ノ適用ヲ受ケタル者ニシテ常備兵役、補充兵役及第一國民兵役ニ在ラザル年齢十七年ヨリ四十年迄ノ者之ニ服ス
- 第十一條 現役兵ノ在營期間ハ軍事上妨ゲナキトキニ限り勅令ノ定ムル所ニ依リ六十日(海軍現役兵ニシテ師範學校ヲ卒業シ國民學校ノ教職ニ就クノ資格ヲ有スル者ニ在リテハ一年六十日)以内之ヲ短縮スルコトヲ得
- 第十二條 現役兵ニシテ一年六月以内ニ於テ教育ヲ修了シ得ル兵種ニ屬スル者ノ在營期間ハ前條ノ規定ニ拘ラ

ズ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ短縮ス  
ルコトヲ得

第十四條 現役兵ニシテ在營中左ノ各  
號ノ一ニ該當スル者ノ在營期間ハ之  
ヲ短縮スルコトヲ得

一 青年學校ノ課程又ハ之ト同等以  
上ト認ムル課程ヲ修メタル者ニシ  
テ品行方正學術勤務ノ成績優秀ナ  
ル者

二 定員ニ對シ過剩ト爲リタル者  
前項第一號ニ規定スル課程ノ修得ノ  
程度及認定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以  
テ之ヲ定ム

第十六條 第十二條乃至第十四條ノ規  
定ニ依リ在營期間ヲ短縮スル場合ニ  
於テハ現役期間内ニ未入營期間又ハ  
歸休期間ヲ置ク

第十七條 現役又ハ補充兵役ハ現役兵  
又ハ補充兵トシテ徵集シタル年ノ十  
二月一日ヨリ之ヲ起算ス

戰時又ハ事變ノ際其ノ他必要アル場  
合ニ於テハ前項ニ規定スル起算ノ日  
ヲ變更スルコトヲ得

第十八條 第五條、第六條、第八條及  
第九條第一項ニ規定スル服役ハ其ノ  
期間ニ拘ラズ年齢四十年ヲ以テ限リ  
ス

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルト  
キハ服役ノ期間ヲ延長スルコトヲ  
得

一 戰時又ハ事變ニ際スルトキ  
二 出師ノ準備又ハ守備若ハ警備ノ  
爲必要アルトキ

三 航海中又ハ外國ニ於テ勤務中ナ  
ルトキ

四 重要ナル演習又ハ特別ニ觀兵ノ  
學アルトキ

五 天災其ノ他避クベカラザル事故  
ニ因リ已ムヲ得ザルトキ

前項ノ規定ニ依リ延長シタル期間ハ  
次ニ服スベキ兵役ノ期間ニ之ヲ通算  
ス

第十九條ノ二 特ニ必要アルトキハ第  
十六條ニ規定スル未入營期間ノ外概  
ネ三月以内ノ未入營期間ヲ置クコト  
ヲ得此ノ場合ニ於テハ當該期間ニ相

當スル期間以内現役期間ヲ延長スル  
コトヲ得

前項ノ規定ニ依リ延長シタル期間ハ  
豫備役期間ニ之ヲ通算ス

第二十條 在營中本人ニ依ルニ非ザレ  
バ家族(戶主ヲ含ミ本人ト世帯ヲ同  
シクスル者ニ限ル)ガ生活ヲ爲スコ  
ト能ハザルニ至リタルトキハ現役ヲ  
免除ス但シ故意ニ其ノ事故ヲ作爲シ  
タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條 現役兵、豫備兵若ハ補充  
兵ニシテ疾病其ノ他身體若ハ精神ノ  
異常ニ因リ當該兵役ニ服シ難キ者又  
ハ現役兵ニシテ前條ノ規定ニ依リ現  
役ヲ免除セラレタル者ハ之ヲ他ノ兵  
役ニ轉ゼシム但シ疾病其ノ他身體又  
ハ精神ノ異常ニ因リ兵役ニ堪ヘザル  
者ニ對シテハ兵役ヲ免除ス

前項ノ規定ニ依リ轉役スル者ノ服ス  
ベキ兵役及服役期間ノ計算ニ關シテ  
ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 現役兵ニシテ入營前又ハ  
入營後六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑

ヲ受ケタル日數及在營中逃亡シタル  
者ノ逃亡中ノ日數ハ之ヲ現役期間ニ  
算入セズ

徴集スルコトヲ得

ニ處セラレタル者ノ在營中刑ノ執行  
ヲ受ケタル日數及在營中逃亡シタル  
者ノ逃亡中ノ日數ハ之ヲ現役期間ニ  
算入セズ

第三章 徵集

第二十三條 戶籍法ノ適用ヲ受クル者

ニシテ前年十二月一日ヨリ其ノ年十  
一月三十日迄ノ間ニ於テ年齢二十年  
ニ達スル者ハ本法中別段ノ規定アル  
モノヲ除クノ外徵兵検査ヲ受クルコ  
トヲ要ス

前項ニ規定スル年齢ハ之ヲ徵兵適齡  
ト稱ス

第二十四條 戶主ハ其ノ家族中毎年十  
二月一日ヨリ同月三十一日迄ノ間ニ  
年齢二十年ト爲ル者アルトキハ其ノ  
年十一月廿一、一月一日ヨリ十一月  
三十日迄ノ間ニ年齢二十年ト爲ル者  
アルトキハ其ノ前年十一月廿一ニ本籍  
ノ市町村長ニ届出ツベシ戶主年齢二十  
年ト爲ルトキ亦同ジ但シ命令ヲ以  
テ定ムル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラ  
ズ

第二十四條ノ二 前二條ニ規定スル年  
齡及時期ハ戰時又ハ事變ノ際其ノ他  
特ニ必要アル場合ニ於テハ勅令ノ定  
ムル所ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ  
得

第二十五條 兵員ヲ徵集スル爲徵兵區  
ヲ設ク

徵兵區ハ之ヲ徵募區ニ分ツ  
徵兵區ノ種類及區域並ニ徵募區ノ區  
域ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十六條 現役兵及第一補充兵ノ員  
數ハ之ヲ徵兵區ニ配賦シ更ニ之ヲ徵  
募區ニ配賦ス

前項ニ規定スル配賦ハ徵兵區又ハ徵  
募區ニ本籍ヲ有シ徵兵検査ヲ受クベ  
キ者ノ見込數ヲ基準トシテ之ヲ行フ

第二十七條 前條ノ規定ニ依リ配賦シ  
タル兵員ハ當該徵募區ニ本籍ヲ有ス  
ル者ヨリ之ヲ徵集ス

第二十八條 徵兵區又ハ徵募區ニ配賦  
シタル兵員ヲ當該徵兵區又ハ徵募區  
ニ於テ充足シ難キトキハ其ノ不足員  
數ヲ他ノ徵兵區又ハ徵募區ニ配賦シ

徵集スルコトヲ得

第二十九條 徵兵検査ハ徵兵検査ヲ受  
クベキ者ノ本籍所在ノ徵募區ニ於テ  
之ヲ行フ但シ身體検査ニ限リ本籍所  
在ノ徵募區以外ノ地ニ於テ行フコト  
ヲ得

第三十條 徵兵検査ヲ受クベキ者徵兵  
検査ヲ受クベキ年ニ於テ之ヲ受ケザ  
ルトキハ次年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ

第三十一條 身體検査ヲ受ケタル者ニ  
シテ現役兵又ハ第一補充兵トシテ徵  
集セラルベキ者ハ他ノ徵募區ニ轉屬  
スルモノヲ轉屬前ノ徵募區ノ配賦人  
員ニ充テ徵集ス

第三十二條 身體検査ヲ受ケタル者ハ  
左ノ如ク之ヲ區分ス

一 現役ニ適スル者

二 國民兵役ニ適スルモ現役ニ適セ  
ザル者

三 兵役ニ適セザル者

四 兵役ノ適否ヲ判定シ難キ者  
前項ニ規定スル區分ノ標準ハ勅令ノ  
定ムル所ニ依ル

第三十三條

現役ニ適スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ體格等位ノ優劣ニ從ヒ徵集豫定者及其ノ徵集順序ヲ定メ各徵募區ノ配賦人員ニ應ジ現役兵、第一補充兵ノ順序ニ之ヲ徵集ス

ニ適セザル者ハ之ヲ徵集セズ  
第三十五條 兵役ニ適セザル者ハ兵役ヲ免除ス  
第三十六條 兵役ノ適否ヲ判定シ難キ者ニ付テハ徵集ヲ延期シ爾後適否ヲ決定シ得ルニ至ル迄毎年徵兵検査ヲ行フ

六 矯正院法ノ定ムル所ニ依リ假退院中ナルトキ  
前項ノ規定ハ現役ニ適スル者ニシテ未ダ徵集順序定マラザル者ニ之ヲ準用ス  
前二項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ハ其ノ事由止ム年又ハ其ノ翌年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ

第一項ノ規定ニ依リ徵集スベキ者ノ屬スル兵種ハ各徵募區ノ配賦人員ニ應ジ其ノ身材、藝能及職業ニ依リ之ヲ定ム

第三十七條 徵兵検査ヲ受クベキ者勅令ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ適セズト認ムル疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ノ者ナルトキハ其ノ事實ヲ證明スベキ書類ニ基キ身體検査ヲ行フコトナク兵役ヲ免除スルコトヲ得

四十條 徵兵検査ヲ受ケタル者現役兵トシテ徵集セララルルニ因リ家族(戶主ヲ含ミ本人ト世帯ヲ同ジクスル者ニ限ル)ガ生活ヲ爲スコト能ハザルニ至ルベキ確證アル場合ニ於テハ二年間徵集ヲ延期ス但シ故意ニ其ノ事故ヲ作爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

現役ニ適スル者ニシテ現役兵又ハ第一補充兵ニ徵集セザル者ハ之ヲ第二補充兵ニ徵集ス  
現役兵徵集豫定者ニシテ其ノ屬スル兵種定マリタル者ハ本人ノ願ニ依リ第一項及第二項ノ規定ニ依リ徵集順序ニ拘ラズ現役兵ニ之ヲ徵集スルコトヲ得

第三十四條 國民兵役ニ適スルモ現役

第三十九條 徵兵検査ヲ受クベキ者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ徵集ヲ延期スルコトヲ得  
一 禁錮以上ノ刑ニ該ルベキ犯罪ノ爲豫審又ハ公判中ナルトキ  
二 犯罪ノ爲拘禁中ナルトキ  
三 刑ノ執行停止中ナルトキ  
四 假出獄中ナルトキ  
五 少年法ノ定ムル所ニ依リ少年教護院、矯正院又ハ病院ニ收容中ナルトキ

ルトキ  
六 矯正院法ノ定ムル所ニ依リ假退院中ナルトキ  
前項ノ規定ハ現役ニ適スル者ニシテ未ダ徵集順序定マラザル者ニ之ヲ準用ス  
前二項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ハ其ノ事由止ム年又ハ其ノ翌年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ

事由止マザルトキハ之ヲ過ギタル年ノ翌年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ但シ現役兵又ハ第一補充兵トシテ徵集スルコトナシ

第一項ノ延期期間ハ徵兵検査ヲ受ケタル年ノ十二月一日ヨリ之ヲ起算ス

第四十一條 徵兵検査ヲ受クベキ者ニシテ勅令ノ定ムル學校ニ在學スル者ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ年齡二十六年迄ヲ限トシ其ノ徵集ヲ延期ス

前項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ニ對シテハ在學ノ事由止ム年又ハ其ノ翌年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ但シ一ノ學校卒業ノ日ヨリ六月以内ニ他ノ學校ニ入學スル者ニ付テハ徵集延期ノ事由尙繼續スルモノト看做ス

第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル期間満了ノ年ニ至ルモ在學ノ事由止マザル者ニ對シテハ其ノ年徵兵検査ヲ行フ  
戰時又ハ事變ニ際シテニ必要アル場合

合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ徵集ヲ延期セザルコトヲ得

第四十二條 徵兵適齡及其ノ前ヨリ帝國外ノ地ニ在ル者(勅令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク)ニ對シテハ本人ノ願ニ依リ徵集ヲ延期ス

前項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ハ其ノ事由止ム年又ハ其ノ翌年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ

第四十三條 前條第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ニシテ直系尊屬若ハ妻子ノ死亡若ハ重態ノ爲又ハ官廳ノ命ニ依リ一時帝國内ニ歸還スル者ハ徵集延期ノ事由尙繼續スルモノト看做ス但シ歸還後ノ滞在期間九十日ヲ超ユルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定スル場合ヲ除クノ外前條第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ニシテ一時帝國内ニ歸還スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ在留地ノ遠近ニ應ジ一年間一回滞在期間九十日ヲ超エザル場合ニ限り徵集延期

ノ事由尙繼續スルモノト看做ス  
前二項ノ規定ニ該當スル者ニシテ歸還後ノ滞在間ニ於テ疾病其ノ他避クベカラザル事故生ジ前二項ノ規定スル期間内ニ出發シ難キ者アルトキハ其ノ滞在期間ヲ延長スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ延長シタル期間徵集延期ノ事由尙繼續スルモノト看做ス

第四十四條 前二條ノ規定ハ帝國外ノ地ヲ往復スル帝國船舶ノ船員ニ之ヲ準用ス

第四十五條 家族(戶主ヲ含ミ本人ト世帯ヲ同ジクスル者ニ限ル)二人以上現役兵トシテ同時ニ在營スル爲家世上ノ支障ヲ生ズベキトキハ一人ノ在營間他ノ者ノ入營ヲ延期スルコトヲ得

第十七條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ入營ヲ延期セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第四十六條 現役兵トシテ入營スベキ者疾病其ノ他避クベカラザル事故ニ

因リ入營スベキ期日ニ入營シ難キトキ又ハ第三十九條第一項各號ノ一ニ該當スルトキハ三十一日以内入營ヲ延期スルコトヲ得

補闕スルコトヲ得 第二十七條及第二十八條ノ規定ハ前項ニ規定スル補闕ニ之ヲ準用ス

トキハ發見ノ年又ハ其ノ翌年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ戸籍ノ記載ノ錯誤ノ爲徵兵検査ヲ受クベキ者ニシテ之ヲ受ケザリシモノヲ發見シタルトキ亦同シ

第四十七條 現役兵トシテ入營スベキ者入營ノ際行フ身體検査ニ於テ疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ニ因リ三十一日以内ニ治癒ノ見込ナク且勤務ニ堪ヘズト認ムル者ナルトキハ之ヲ歸郷セシメ第二十一條ノ規定ノ適用ヲ受クル者ヲ除クノ外更ニ徵兵検査ヲ行フ

第四十九條 左ニ掲グル者徵集豫定者ト爲リタル場合ニ於ケル其ノ徵集順序ハ第三十三條第五項ノ規定ニ依ル者ノ下位トシ其ノ他ノ者ノ上位トス

一 現役中ノ者又ハ現役ヲ終リタル者

前條第二項但書ノ規定ニ依リ歸郷セシメラレタル者ニ之ヲ準用ス

第五十一條 戸籍ノ記載ノ抹消又ハ遺漏其ノ他ノ事由ニ因リ戸籍ニ記載セラレザル爲本籍ヲ有セザル者ニシテ徵兵検査ヲ受クベキ者ヲ發見シタル

二 補充兵ニシテ教育ノ爲召集中ノ者又ハ召集ヲ終リタル者

第四十八條 現役兵ニ關員ヲ生ジタル場合ニ於テハ服役第一年次ノ第一補充兵ヲ以テ其ノ徵集順序ニ從ヒ之ヲ

第五十二條 戸籍法ノ適用ヲ受ケザル者ニシテ徵兵適齡ヲ過ギ戸籍法ノ適用ヲ受クル者ノ家ニ入りタル者ニ對シテハ徵集ヲ免除ス

三 第三十七條ノ規定ニ依リ兵役ヲ免除セラレタル者

第五十三條 第三十條、第三十六條、第三十九條第三項、第四十條第二項若ハ第三項、第四十一條第二項若ハ第三項、第四十二條第二項、第四十四條、第四十六條第二項、第四十七條、第五十一條第一項又ハ第六十六條第一項ノ規定ニ依リ徵兵検査ヲ受クベキ者年齡三十七年ヲ過ギタルトキハ徵集ヲ免除ス

第五十四條 豫備兵ハ警備其ノ他ノ必要ニ因リ歸休兵ヲ召集スルモ尙兵員ヲ要スル場合ニ之ヲ召集スルコトヲ得

第五十八條 補充兵ニシテ軍隊ニ於テ教育ヲ受ケタル者ハ勤務演習ノ爲之ヲ召集スルコトヲ得

第五十五條 朝鮮、臺灣又ハ帝國外ノ地ニ在留スル者ノ徵集ニ關シテハ第二十六條、第二十七條又ハ第二十九條ノ規定ニ對シ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第五十六條 豫備兵ハ勤務演習ノ爲五回以内之ヲ召集スルコトヲ得

第五十九條 勤務演習ニ召集セラレタル者召集中犯罪ノ爲又ハ正當ノ事由ナク勤務演習ヲ闕キタルトキハ其ノ闕キタル日數又ハ回數ヲ勤務演習ノ日數又ハ回數ニ算入セズ正當ノ事由ナク召集ノ期日ニ後レタルトキ亦同シ前項ノ規定ハ教育ノ爲召集セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第四十九條 補充兵ハ教育ノ爲百八十日以内之ヲ召集スルコトヲ得

第六十條 歸休兵、豫備兵及補充兵ニ對シテハ毎年一回簡閱點呼ヲ行フコトヲ得

第六十一條 歸休兵、豫備兵又ハ補充兵ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ勤務演習召集又ハ簡閱點呼ヲ免除スルコトヲ得

第五十四條 歸休兵、豫備兵、補充兵又ハ國民兵ハ戰時又ハ事變ニ際シ必要ニ應ジ之ヲ召集ス

第六十二條 歸休兵、豫備兵又ハ補充兵ノ他必要アル場合ニ之ヲ召集スルコトヲ得

一 餘人ヲ以テ代フベカラザル職ニ在ル官吏又ハ官吏待遇者

第五十四條 歸休兵、豫備兵、補充兵又ハ國民兵ハ戰時又ハ事變ニ際シ必要ニ應ジ之ヲ召集ス

第五十七條 補充兵ハ教育ノ爲百八十日以内之ヲ召集スルコトヲ得

第六十二條 歸休兵、豫備兵又ハ補充兵ノ他必要アル場合ニ之ヲ召集スルコトヲ得

二 市町村長、助役、收入役其ノ他  
之ニ準ズベキ職ニ在ル者  
三 帝國議會、府縣會、市町村會其  
ノ他之ニ準ズベキモノノ議員但シ  
其ノ會期中ニ限ル  
四 帝國外ノ地ニ旅行又在留スル者  
五 帝國外ノ地ヲ往復スル帝國船舶  
ノ船員

第六十二條 召集セラレタル者疾病其  
ノ他避クベカラザル事故ニ因リ召集  
ニ應ジ難キトキハ十日以内召集ヲ延  
期スルコトヲ得

召集セラレタル者第三十九條第一項  
各號ノ一ニ該當シ召集期日ニ召集ニ  
應ジ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ  
召集ヲ延期セラレタル者其ノ延期期  
間内ニ召集ニ應ジ難キトキハ召集期  
日又ハ召集年次ヲ變更ス  
前二項ノ規定ハ簡便點呼ニ參會ヲ命  
ゼラレタル者ニ之ヲ準用ス  
召集セラレタル者入營ノ際行フ身體  
検査ニ於テ疾病其ノ他身體又ハ精神  
ノ異常ニ因リ勤務ニ堪ヘズト認ムル

者ナルトキハ召集期日若ハ召集年次  
ヲ變更シ又ハ召集ヲ免除ス  
第六十三條 召集セラレタル者召集ニ  
因リ家族（戸主ヲ含ミ本人ト世帯ヲ  
同ジクスル者ニ限ル）ガ生活ヲ爲ス  
コト能ハザルノ確證アル場合ニ於テ  
ハ召集ヲ免除ス但シ故意ニ其ノ事故  
ヲ作爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五章 雜則

第六十四條 第一補充兵ニシテ第四十  
八條ノ規定ニ依リ現役兵ノ補闕ニ充  
テラレ現役ニ服スルニ至リタル者ノ  
既ニ服シタル第一補充兵役ノ期間ハ  
之ヲ現役ノ期間ニ通算ス  
第六十五條 第四十六條ノ規定ニ依リ  
後レテ入營シタル者又ハ第四十八條  
第一項ノ規定ニ依リ補闕トシテ後レ  
テ入營シタル者ト雖モ其ノ在營期間  
ノ計算ニ關シテハ後レズシテ入營シ  
タルモノト看做ス但シ犯罪ノ爲又ハ  
正當ノ事由ナク後レテ入營シタル者  
ハ此ノ限ニ在ラズ  
前項ノ規定ハ第六十二條第一項ノ規

定ニ依リ召集ヲ延期セラレタル者ニ  
シテ其ノ延期期間内ニ召集ニ應ジタ  
ル者ニ之ヲ準用ス  
第六十六條 志願ニ依リ兵籍ニ編入セ  
ラレタル者ニシテ兵籍ヨリ除カルル  
ニ至リタル者勅令ノ定ムル期間服役  
セザル者ナルトキハ更ニ徵兵検査ヲ  
行フ  
前項ノ規定ニ依リ徵兵検査ヲ受ケタ  
ル者現役兵トシテ徵集セラレタル場  
合ニ於ケル現役期間ノ計算ハ勅令ノ  
定ムル所ニ依ル  
第六十八條 本法ニ規定スルモノノ外  
兵役ニ關シ必要ナル届出ニ付テハ命  
令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ爲サシムル  
コトヲ得  
第六十九條 市町村長ハ兵役（第二國  
民兵役ニシテ未ダ徵兵検査ヲ受ケザ  
ル者ヲ除ク）ニ在ル者ニ付命令ノ定  
ムル所ニ依リ其ノ戶籍ノ欄外ニ兵役  
ノ略符號ヲ附スベシ  
戶籍法第三條ノ規定ハ前項ニ規定ス  
ル事務ニ之ヲ準用ス

第七十條 本法中本人ヨリ願出ヲ爲ス  
ベキ場合ニ於テ本人事故アルトキハ  
戶主之ヲ爲スコトヲ得

第七十一條 本法中戶主ニ關スル規定  
ハ戶主未成年者又ハ禁治産者ナルト  
キハ戶主ノ法定代理人ニ、戶主若ハ  
戶主ノ法定代理人未ダ決定セザルト  
キ又ハ避クベカラザル事故アルトキ  
ハ家族中家事ヲ擔當スル者ニ之ヲ適  
用ス

第七十二條 本法中市長ニ關スル規定  
（第六十一條ノ規定ヲ除ク）ハ區長ヲ  
以テ戶籍ニ關スル事務ヲ管掌スル者  
ト爲シタル市ニ在リテハ區長ニ之ヲ  
適用ス

第七十三條 本法ニ規定スル學校中ニ  
ハ帝國外ノ地ニ在ル學校ニシテ勅令  
ノ定ムル所ニ依リ指定シタルモノヲ  
包含ス

第六章 罰則

第七十四條 兵役ヲ免ルル爲逃亡シ若

ハ潛匿シ又ハ身體ヲ毀傷シ若ハ疾病  
ヲ作爲シ其ノ他詐偽ノ行爲ヲ爲シタ  
ル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第七十五條 現役兵トシテ入營スベキ  
者正當ノ事由ナク入營ノ期日ニ後レ  
十日ヲ過ギタルトキハ六月以下ノ禁  
錮ニ處シ戰時ニ在リテ五日ヲ過ギタ  
ルトキハ一年以下ノ禁錮ニ處ス  
前項ノ規定ハ志願ニ依リ兵籍ニ編入  
セラレ服役スル者亦之ヲ準用ス

第七十六條 正當ノ事由ナク徵兵検査  
ヲ受ケザル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處  
ス

第七十七條 第二十四條ノ規定ニ依リ  
届出ヲ爲サザル者ハ五十圓以下ノ罰  
金又ハ科料ニ處ス

第七十八條 前四條ノ規定ハ何人ヲ問  
ハズ帝國外ニ於テ其ノ罪ヲ犯シタル  
者ニ之ヲ適用ス

陸軍特別志願兵令抄

（朝鮮、臺灣志願兵）

（昭一三、二、二二）  
（勅令九五）

第一條 戶籍法ノ適用ヲ受ケザル年齢  
十七年以上ノ帝國臣民タル男子ニシ  
テ陸軍ノ兵役ニ服スルコトヲ志願ス  
ルモノハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ  
銓衡ノ上之ヲ現役又ハ第一補充兵役  
ニ編入スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ現役又ハ第一補充  
兵役ニ編入セラレタル者ノ兵役ニ關  
シテハ陸軍大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ  
除クノ外兵役法ノ定ムル所ニ依リ現  
役兵又ハ第一補充兵トシテ徵集セラ  
レタル者ノ兵役ニ同ジ

第三條 補充兵役若ハ國民兵役ニ在ル  
者又ハ兵役ヲ終リタル者ニシテ戰時  
又ハ事變ニ際シ陸軍部隊編入ヲ志願  
スル者ハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ  
銓衡ノ上之ヲ適宜ノ部隊ニ編入スル  
コトヲ得

第四條 前條ノ規定ニ依リ陸軍部隊ニ  
編入セラレタル者ハ第一國民兵役ニ  
在ル者又ハ兵役ヲ終リタル際豫備

在ル者又ハ兵役ヲ終リタル際豫備

兵、後備兵若ハ第一國民兵タリシ者ニ在リテハ豫備兵役ニ、其ノ他ノ者ニ在リテハ第一補充兵役ニ服セシメ兵役ヲ終リタル者ニシテ前ニ兵ノ階級ヲ有シタルモノニ對シテハ陸軍部隊ニ編入ノ際之ニ前ニ有シタル兵ノ階級ヲ與フ前項ノ規定ニ依ル服役期間ハ部隊ニ編入セラレタル日ヨリ其ノ編入ヲ解除セラレタル日迄トシ其ノ身分取扱ハ召集中ノ者ニ同ジ

朝鮮徵兵制と臺灣  
志願兵制實施

政府は昭和十六年六月二十日定例閣議に於て昭和十七年度より臺灣に於て志願兵制度實施の準備をなす事項を決定、即日上海御裁可を仰ぎ同日午後四時その旨情報局から發表した。之は支

那事變勃發直後、朝鮮同胞の間に油然として湧上つた愛國の赤誠と熾烈な熱望に應へ「陸軍特別志願兵令」をもつて去る昭和十三年四月から半島同胞に志願兵制を斷行したのと全く同じ理由に基くものである。本事變勃發以來本島人青年の軍夫、軍農夫、通譯として聖戰第一線に勇躍應募し來つた者は既に二萬人餘に上り、その勇敢なことは本島人が立派に國防の重責に任じ得る實力あることを現實に立證するに至つた。因つて陸軍では之が施行に關し昭和十七年二月二十八日の官報で公布、四月一日から之を實施した。臺灣總督府では陸軍當局の指示を仰いで十七年二月一日臺灣全島に亘つて志願兵受附を開始し、同月十五日その數十五、六萬の多數に上り島民が如何に皇國民と

しての誇りと時局認識に燃えてゐるか物語るものとして長谷川總督以下關係者を感じさせた。募集は満十七歳以上のものを年二回五百名づつ、まづ臺北に開設される臺灣總督府陸軍兵志願者訓練所に入所させた上、大ヶ月間訓練し、起居、言語、動作等内地兵に伍して何等遜色なきまでに嚴格な訓練を施し、しかる後徵集兵と共に入隊せしめ皇軍の精銳として活躍せしめんとするものである又大東亞戰爭を契機とする朝鮮同胞の統後奉公の至誠は頓に昂揚し昭和十八年二月兵役法其の他の關係法規を改正し同年八月一日より徵兵制を施行することとなつた。

三、徵集及徵兵検査

徵兵適齡表 (自昭和十八年迄の分)  
至昭和十九年迄の分)

年 度	滿二十歳となり徵兵に當る者	滿十七歳となり兵役を志願し得る者
昭和十八年	自大正十一年十二月二日生 至同十二年十二月一日生	自大正十四年十二月二日生 至同十五年十二月一日生
昭和十九年	自大正十二年十二月二日生 至同十三年十二月一日生	自大正十五年十二月二日生 至同十六年十二月一日生

徵 集

徵兵區 徵兵區は之を軍管區、師管及聯隊區とし其の區域は陸軍管區表の定むる所に依る  
徵兵事務執行の爲必要あるときは徵募區を検査區に分つことを得  
軍管區内に在る部隊の兵員は其の軍管區より之を徵集するを例とす  
部隊の位置又は種類に依り一箇乃至數箇の軍管區又は各軍管區より當該部隊の兵員を徵集することを得  
海軍の兵員は各軍管區より之を徵集す  
徵兵官 徵兵官は總理徵兵官、軍管區徵兵官、師管徵兵官、聯隊區徵兵官及聯隊區聯合徵兵官とす

總理徵兵官は陸軍大臣及内務大臣を以て之に充て全國徵兵の事務を統轄す  
軍管區徵兵官は軍司令官を以て之を充て軍管區内の師團長の行ふ徵兵の事務を統轄す  
師管徵兵官は師管内道府縣毎に師團長及地方長官を以て之に充て師團長を首座とし徵兵の事務を統轄す  
聯隊區徵兵官は聯隊區内道府縣毎に左の區分に従ひ聯隊區司令官、當該府縣の兵事に關する事務を分掌する書記官又は地方事務官、支廳長、市長及區長を以て之に充て聯隊區司令官を首座とし徵兵事務を執行す  
軍管區徵兵官は軍軍醫部長を以て之に充つ

師管徵兵官軍師團軍醫部長を以て之に充つ  
聯隊區徵兵官は陸軍軍醫少佐又は陸軍軍醫大尉の内一人を以て之に充つ  
聯隊區徵兵副官は陸軍軍醫尉官の内一人を以て之に充つ  
兵員配賦 毎年徵集する現役兵及第一補充兵の員數は陸軍大臣上裁を経て之を各軍管區に配賦す  
海軍に徵集する兵員の數は海軍大臣之を陸軍大臣に移す  
軍司令官は軍管區に配賦せられたる員數を各師管に、師團長は師管に配賦せられたる員數を各聯隊區に、聯隊區司令官は聯隊區に配賦せられたる員數を各徵募區に配賦す

徴兵検査 聯隊區徴兵署は市に在りては市長(第四十二條の市に在りては區長)、支廳長の管轄區域に在りては支廳長、其の他の區域に在りては地方長官之を設備す

市町村長は徴兵検査を受くべき者を精査し且之に對し陸軍大臣の定むる所に依り徴兵検査通達書を交付すべし

徴兵検査通達書を受けたる者は指定に従ひ徴兵署に出頭すべし

身體検査 身體検査は聯隊區徴兵署内に設くる身體検査場に於て之を行ふ兵役法の規定に依る標準及體格等位左の如し

一 現役に適する者は身長一・五〇メートル以上にして身體強健なる者とす

現役に適する者は其の體格の程度に應じ之を甲種及乙種に、乙種は之を第一乙種、第二乙種及第三乙種に分つ

二 國民兵役に適するも現役に適せざる者は身長一・五〇メートル以上に

して身體乙種に次ぐ者及身長一・四五メートル以上、一・五〇メートル未滿の者にして第三號及第四號に該當せざる者とす之を丙種とす

三 兵役に適せざる者は身長一・四五メートル未滿の者及左に掲ぐる疾病其の他身體又は精神の異常ある者とす之を丁種とす

(イ) 全身畸形

(ロ) 筋骨極めて薄弱なるもの

(ハ) 悪性腫瘍

(ニ) 不治の精神病又は不治の神經系病

(ホ) 不治の營養失常

(ヘ) 癩

(ト) 盲

(チ) 聾

(リ) 啞

(ヌ) 口蓋破裂又は著しき兔唇

(ル) 斜頸又は背柱骨盤の畸形にして運動に妨げあるもの

(ヲ) 胸腹部臓器の慢性疾患にして一般榮養状態に妨げあるもの

(ワ) 脱肛、痔瘻又は肛門畸形にして其の程度重きもの

(カ) 泌尿生殖器の慢性病又は缺損畸形にして機能障礙あるもの

(コ) 骨、骨膜又は關節の慢性病にして其の程度重きもの及其の繼續症

(タ) 四肢の缺損又は著しき四肢の短縮彎曲

(レ) 指趾の缺損、強剛、癒著又は畸形にして著しく機能障礙あるもの

(ソ) 鰓足、馬足

(ツ) 前各號に準ずる疾病其の他身體又は精神の異常にして陸軍大臣の定むるもの

四 兵役の適否を判定し難き者は身體検査を受けたる年に於ては疾病中又は病後其の他の事由に因り甲種又は乙種と判定し難きも其の翌年に至るときは甲種又は乙種に合格すべき見込ある者とす之を戊種とす

體格の程度及疾病其の他身體又は精神

の異常に因り第一乙種、第二乙種、第三乙種、丙種又は丁種と爲すべき細部の標準は陸軍大臣之を定む

兵役法第三十七條の規定に依り兵役を免除することを得る疾病其の他身體又は精神の異常左の如し

一 全身畸形

二 不治の精神病にして監視又は保護を要するもの

三 癩

四 兩眼盲(眼前三分の一メートルに於て視標〇・一を視別し得ざるもの)

五 兩耳全く聾したるもの

六 腕關節又は足關節以上にて一肢を缺きたるもの

聯隊區司令官は身體検査の事務を監督し身體検査を受けたる者の兵種の選定に任ず

聯隊區徴兵醫官は身體検査を受くる者の體格等位の決定に任ず

兵事官、地方事務所長、支廳長又は市長は徴兵検査を受くる者の身上に關す

る調査に任ず

町村長は徴兵署に出席し徴兵官の諮問に應ずべし

兵役法第三十三條第一項及第二項の規定に依る現役兵及第一補充兵の徵集に關しては左の各號に依る

一 現役に適する者の體格等位の優劣に依る徵集の順序は甲種、第一乙種、第二乙種の順序とす

二 體格等位同一なる者に付ては身長高き者より配賦人員を充足し得る迄役種毎に徵集豫定者を定む但し身長一・六〇メートル以上の者當該體格等位の者より徵集すべき現役兵又は第一補充兵の人員に超過する場合に於ては身長一・六〇メートル以上の者を總て徵集豫定者と爲すものとす

三 徵集豫定者に付ては前二號の例に依り第七十五條に規定する兵種毎に徵集順序を定む但し前號但書の規定に依り徵集豫定者と爲したる者の徵集順序は抽籤の方法に依り之を定むるものとす

兵種 徴兵検査に於て定むべき兵種は左の區分に依るものとす但し師範學校を卒業し國民學校の教職に就くの資格を有する者は海軍兵に在りては之を水兵とす(附表第三參照)

區分	陸 軍		海 軍 兵
	兵 科 兵	技 術 部 兵	
兵 種	步兵、騎兵、戰車兵、野砲兵、山砲兵、重砲兵、野戰砲兵、通球兵、工兵、鐵道兵、通信兵、飛行兵、氣空兵、迫撃兵、輜重兵	兵技兵、航技兵	衛生部兵、衛生兵
			水兵、整備兵、機關兵、工作兵、看護兵、主計兵

前項に規定する兵種の區分は現役兵及第一補充兵として徵集すべき者に付て之を行ふ

徵集順序の決定 聯隊區徴兵署に於ける事務終了後聯隊區整理徴兵署又は聯隊區聯合整理徴兵署に於て徵募區毎に



聯隊區徵兵官又は聯隊區聯合徵兵官之  
 を行ふ但し抽籤に限り抽籤總代人をし  
 て之を爲さしむ  
 徵集處分及其通達 徵集免除、兵役免  
 除及徵集延期の處分現役編入及補充兵  
 役編入の處分は本人の本籍所在の徵募  
 區を管轄する聯隊區司令官之を行ふ  
 現役編入、補充兵役編入、兵役免除及  
 徵集延期の處分は證書を以て之を本人  
 に通達す  
 現役及入營 現役兵の入營及退營の期  
 日は附表第二による  
 現役兵補闕 現役兵に闕員を生じた場  
 合、入營期日迄に於ける闕員及爾後二  
 十一日間の闕員に限り其の徵募區に於  
 ける同兵種の補充兵を以て補充す

徵集延期と入營延期

附、大學學部等修業年限短縮  
 在學徵集延期期間短縮

在學徵集延期 左に掲ぐる學校に在學  
 する者に對しては本人の願に基き兵役  
 法第四十一條第一項の規定により徵集

を延期す

1 中學校、師範學校、實業學校(國民  
 學校初等科修了を入學程度とする修  
 業年限五年又は之と同等以上のもの  
 に限る)、高等學校、大學令に依る大  
 學豫科、專門學校、高等師範學校、  
 大學令に依る大學學部、臨時教員養  
 成所、實業學校教員養成所及青年學  
 校教員養成所但し研究科、選科等の  
 別科を除く

2 宮内大臣文部大臣以外の各省大臣、  
 朝鮮總督、臺灣總督、滿洲國駐劄特  
 命全權大使、又は樺太廳長官の所轄  
 學校にして前號に掲ぐる學校に準ず  
 るもの但研究科、選科等の別科を除  
 く

3 前二號に掲ぐる以外の學校又は前二  
 號に掲ぐる學校の別科にして陸軍大  
 臣及文部大臣に於て認定を爲したる  
 もの

在學徵集延期期間  
臨時短縮

時局の重大に鑑み、昭和十六年十月

以來大學學部等の上級學生生徒の卒業  
 期が繰上げられるとともに、國防直接  
 の要員として御奉公の誠をいたす道が  
 開かれるに至つたが、右改正の要旨は  
 左の如くである。

大學學部等の在學年限又は修業年限の  
 臨時短縮 すなはち昭和十六年には大  
 學學部專門學校等の最上級學年に在學  
 するもの卒業期を繰上げて同年十二  
 月卒業せしめ、昭和十七年には大學學  
 部の在學年限、高等學校高等科、專門  
 學校及實業專門學校、高等師範學校等  
 の修業年限を六月、又國民學校初等科  
 修了程度を以て入學資格とする實業學  
 校等の修業年限を三月夫々短縮せらる  
 ることとなり又昭和十八年度にも同様  
 の短縮が行はれるのである。

大學學部等の在學年限又  
 は修業年限の臨時短縮に  
 關する件勅令要綱  
 第一 (一)大學令第十條、第十一條、  
 第十三條第一項若しくは第十六條、高等  
 學校令第七條第一項、專門學校令第

六條若しくは第八條第二項又は實業學校  
 令第二條の二第二項の規定による大  
 學學部の在學年限または大學豫科、  
 高等學校高等科、專門學校若しくは實業  
 專門學校の修業年限は當分の内夫々  
 六月以内これを短縮することを得る  
 こと。

(二)(一)の規定に依り大學豫科の修業  
 年限を短縮したる場合に於ては大學  
 令第十三條第二項及第三項中修業年  
 限三年又は修業年限二年とあるは夫  
 夫前項の規定に依り短縮したる修業  
 年限を謂ふものとする。

(三)(一)および(二)中大學令、高等學  
 校令、專門學校令または實業學校令  
 とあるはそれら朝鮮教育令および  
 臺灣教育令において依る場合を含む  
 ものとする。

第二 第一の(一)の規定に依る在學年  
 限または修業年限の短縮は内地にあ  
 りては文部大臣、朝鮮にありては朝  
 鮮總督、臺灣にありては臺灣總督こ  
 れを行ふこと。

在學徵集延期期間の  
臨時短縮

在學徵集延期期間の限度は別表の通  
 であつて、從來のものより大體一年こ  
 れを短縮せられるのである。

別表は文部省所轄の主なる學校に就  
 て示されたのであるが所謂各種學校及  
 文部省所轄以外の學校に付ても別表に  
 準じ短縮せられる。

右の如く短縮せられるが順調に進學  
 する者は尙一年の餘裕がある。

尙右延期期間内の者と雖も同一の學  
 校に在學する期間がその學校の在學年  
 限又は修業年限より九月を引いた期間  
 (高等學校、大學豫科、師範學校、中學  
 校、實業學校等に在りては修業年限)を  
 超ゆるに至つた者に付ては疾病その他  
 已むを得ない理由による者でない限り  
 最早延期は認められない。特に注意す  
 べきは昭和十六年の兵役法改正に方り  
 「昭和十四年法律第一號中の附則第四  
 項」を削られたこと即ち、

昭和十四年法律第一號附則第四項

昭和十四年十二月一日において現に  
 中學校又は從前の第四十一條の規定  
 に依り中學校の學科程度と同等以上  
 と認めたる學校に在學する者に對す  
 る徵集の延期はその者が現在在學す  
 る學校に引續き在學する間は第四十  
 一條の改正規定に拘らず仍從前の例  
 に依る。

としてあつたのを、今回の改正で例外  
 なく一律に取扱はれたことである。

尙昭和十四年の改正で、  
 時局の要請に稽へ、「戰時、事變そ  
 の他特に必要ある場合に在りては、  
 徵集を延期せざることを得」と定め  
 られたことで、誠に意義大なる次第  
 である。この規定は現在においては  
 未だ實行されてゐないが、國家の非  
 常に際しては、學生、生徒と雖も直  
 に戰場に馳せ參するの趣旨を明かに  
 せられたのである。

學 校 の 區 分

中學校、高等學校尋常科、實業學校  
 師範學校、青年學校教員養成所  
 修業年限三年の青年學校教員養成所、臨時教員養成所、  
 實業學校教員養成所、高等學校高等科、大學令に依る大  
 學豫科、高等學校專攻科、修業年限三年又は四年の專門  
 學校  
 修業年限五年以上の專門學校、高等師範學校、大學令に  
 依る大學學部（醫學部醫學科を除く）  
 大學令による大學醫學部醫學科

徵集を延期し得べき期間  
 一月二日より四月一日迄の間に出生したる者  
 四月二日より一月一日迄の間に出生したる者

年 齡 二 十 一 年 迄	年 齡 二 十 一 年 迄
年 齡 二 十 二 年 迄	年 齡 二 十 二 年 迄
年 齡 二 十 三 年 迄	年 齡 二 十 三 年 迄
年 齡 二 十 四 年 迄	年 齡 二 十 四 年 迄
年 齡 二 十 五 年 迄	年 齡 二 十 五 年 迄

在學徵集延期期間の短縮に關する陸軍、文部兩省令要綱

第一 (一) 兵役法施行令第一百一條第二項の規定に依り兵役法施行令第一百條第一號に掲ぐる學校に在學する者に付兵役法第四十一條第一項の規定に依り徵集を延期し得べき期間は兵役法施行令第一百一條第一項の規定に拘らず當分の内別表區分に依ること。  
 (二) (一) に規定する期間内の者と雖も同一學校に在學する期間が當該學校

の修業年限（在學年限等の臨時短縮に關する文部省令に依り短縮せられたるものに在りては當該修業年限以下之に同じ）より九月を控除したる期間（專門學校又は高等師範學校に在學する者にして大學令に依る大學學部に入學すべきものおよび中學校實業學校、師範學校、青年學校教員養成所、高等學校または大學令による大學豫科に在學する者に在りては修業年限）を超ゆるに至りたる者に付てはその徵集を延期し得べき期間

は當該期間の終迄とすること。  
 (三) 徵集を延期する學校より他の徵集を延期する學校に轉校（一）の學校を卒業し他の學校に入學する場合を除く）したる者に對する前項の適用に付ては前の學校に在學したる期間を後の學校に在學する期間に通算すること。  
 第二 疾病その他已むを得ざる事由により滞學したる者（滞學すべき見込の者を含む）  
 については前條第二項の規定に拘ら

ず本人の願により前條第一項に規定する期限迄徵集を延期すること。  
 附、第一(三)の規定は昭和十七年四月三十日前における轉校に付てはこれを適用せず。

在學徵集延期期間を臨時短縮せられたる者の徵集事務

(昭一七、二二、二二) 令七

前に示した所により昭和十八年十二月三十一日迄に在學徵集延期期間の満了する者又は、同一學校に在學する期間が昭和十八年三月三十一日迄に其の學校の修業年限（短縮せられたるものはその短縮された年限）を超ゆるに至る者（徵集適齡の者で上記の關係になつた者を含む）は昭和十八年一月二十五日迄に到着する様に在學徵集延期期間満了届（徵集適齡の者に在りては徵兵検査受検届）を本籍地の市町村長（町村長に準ずる者を含む）東京市、京都市、大阪市、名古屋、横濱市及神戸市に

在りては區長）に差出すのである。但昭和十七年臨時徵兵検査の爲に在學徵集延期期間満了届を出したものはいらない（正當の原因なくして満了届を爲さざる者は百圓以下の罰金又は科料に處せられる）朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲國に在留する者は前項の届出の外に在留地徵兵検査受検届を昭和十八年一月二十五日迄に到着するやうに町村長該當者に差出すのである。

在帝國外徵集延期

の（之に準るものを含む）は在學徵集延期期間延長届（之に添附すべき書類を含む）を昭和十八年三月二十五日迄に到着するやうに本籍地の市町村長に差出すのである。

徵兵適齡及其の前より帝國外の地に在る者（帝國外の地を往復する帝國船舶を含む）本人の願に依り事由止む迄兵役法第四十二條第一項の規定に依り徵集を延期せざるものとして除外すべき者左の如し。

- 一 關東州又は滿洲國に在る者
- 二 徵兵検査を受け現役兵と爲るべき順位に在る者
- 三 第三百三條第一號に掲ぐる地域に在る者にして陸軍大臣の定むる徵集延期願出の期日に於て當該地域其他帝國外の地に引續き在留する期間一年に滿ちざる者
- 四 第三百三條各號に掲ぐる地域より一時關東州又は滿洲國に到り其の地域

に滞在する者但し兵役法第四十三條第一項に規定する事由に因り九十日以内當該地域に滞在する者又は同法第四十三條第二項の規定に依る帝國内の滞在を通じ一年間一回を限り第三條各號に規定する區分に應じ當該地域に滞在する者を除く  
兵役法第四十三條第二項の規定に依る滞在期間左の如し。

- 一 河北省、山東省、江蘇省、浙江省、安徽省、福建省、廣東省、廣西省、香港、澳門又は沿海州に在留する者にして徵集延期中の者 四十日
- 二 サガレン州、ザバイカル州以東シベリア(沿海州を除く)、內蒙古、山西省、河南省、湖北省、湖南省又は江西省に在留する者にして徵集延期中の者 六十日
- 三 其の他の地方に在留する者にして徵集延期中の者 九十日

在帝國外徵集延期の臨時特例

徵兵適齡前から帝國外の地に在る者在留地が交戦國であるか、又は交通杜絶せる中立國であるため在帝國外徵集延期願又は在留申告書を差出すことが出来ない者に對しては聯隊區司令官は本人本籍地の市町村長の證明書を以て徵集延期の處分をすることが出来る様に特例を定められた。  
又南方占領地域に在留する者は在帝國外徵集延期願又は在留申告書を在留地最寄の陸軍最高指揮官に出すことになつた。

其他の徵集延期

- 一 徵兵検査の結果戊種と判定せられたる者、徵否を決定し得る迄毎年徵兵検査を受く
- 二 徵兵検査を受くべき者刑法の適用を受けつゝあるか或は之に類する場合、其の事由止む迄
- 三 徵兵検査を受けたる者現役兵として徵集せらるるときは家族が生活を爲すこと能はざる時、二年間入營延期

- 一 同一家族より二人以上現役兵として同時に在營する爲家事實上支障あるときは、一人の在營間他の者の入營を延期することが出来る
- 二 現役兵として入營すべき者、疾病其の他避くべからざる事故に因り入營し難きとき等には、三十一日以内(兵種により其の期間を別にす)入營を延期す

帝國外及朝鮮、臺灣、關東州等に関する徵兵検査特例

支那、香港、澳門又は沿海州其の他當該地域の附近に在留する者にして徵集を延期せられざる者は陸軍大臣の定むる所に依り本人の在留地附近の軍隊地方廳、領事館(明治三十三年法律第七十號第十九條に規定する領事館を謂ふ以下之に同じ)内又は各其の所在地に於て身體検査を受くることを得

樺太に関する特例 沿海州又はサガレン州に在留する者にして徵集を延期せられざる者は前項の規定に依るの外本人の願に依り樺太に於ける聯隊區徵兵署に於て身體検査を受くることを得。  
朝鮮、臺灣、關東州及滿洲國に関する特例 朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲國に在留する者に對しては其の本籍に拘らず在留地所在の徵集區に於て徵兵検査を行ふ但し身體検査に限り其の他の地に於て之を受けしむることを得。  
前項の者にして現役兵又は第一補充兵に徵集せらるべき者は當該徵兵區及徵集區の配賦要員に充て之を徵集す。  
前項の規定に依る配賦は徵兵區又は徵集區に在留し徵兵検査を受くべき者の見込數を基準として之を行ふ。  
第一項の規定に依り徵兵検査を受けたる者に關する徵兵終決處分は在留地所在の徵集區を管轄する陸軍兵事部長之を行ふ。  
徵兵區は朝鮮に於ける徵兵事務に關しては之を軍管區、師管及兵事區とし臺

灣、關東州又は滿洲國に於ける徵兵事務に關しては之を軍管區及兵事區とする。  
在留地検査 左記上欄に掲ぐる地域に於て行ふ身體検査は其の下欄に掲ぐる者之を統轄實施す。

廣東	南支那方面に於ける陸軍最高指揮官
厦門	關東軍司令官
關東州、滿洲國	關東軍司令官
天津、北京、張家口、石家莊、太原、厚和、徐州、山、關、濟南、芝罘、青島	北支那方面に於ける陸軍最高指揮官
上海、南京、漢口	中支那方面に於ける陸軍最高指揮官

在留地に於て身體検査を受けんとする者は在留地検査願を昭和十八年三月三十一日迄に到着する如く在留地を管轄する在留地徵兵事務官に差出すべし。

在留地検査願の願書の様式左の如し。

(用紙適宜)

在留地検査願

本籍地 府縣郡市區町村字番地

在留地 何々(詳細ニ記入スルコト)

戸主(長(二)男(兄、弟))

本人戸主ナルトキ 本人 氏 名 年月日生

ハ戸主ト記スベシ 本人 氏 名 年月日生

右在留地ニ於テ徵兵身體検査受檢致度候ニ付御許可相成度候也

年月日

本人 氏 名印

在留地徵兵事務官何官(職)殿

附表第一

本 籍 地	郡市區町村字番地
本 人 現 住 地	何 々 々
戸 主 ト ノ 續 柄	某(長(二)男)兄(弟)ハ本人戸主ナルトキ ハ戸主ト記スベシ
出 生	年 月 日 生 名氏人本 氏 (ヲ氏名ニハ傍訓 ヲ附スベシ)
本 人 ノ 職 業	現時ノ職業ト其ノ就職年 (兼業アルモノハ之ヲ記ス) 從前ノ職業ト其ノ就職年 （航空免狀ヲ有スル者、國民醫藥法施行令第一條第一項第一號乃至第三號ノ一ニ該當スル者又ハ藥劑師、獸醫師、自動車 ハ第二條第一項第一號乃至第三號ノ一ニ該當スル者又ハ藥劑師、獸醫師、自動車 運轉免許證ヲ有スル者ハ其ノ旨ヲ記ス） 乘馬、游泳、柔道、劍道、歌舞音曲等
特 有 ノ 技 能	國民學校高等科修了（何々卒業）等實際修業セシ學歷（不就學者ニ在リテハ其ノ 旨ヲ記ス）
就 學 程 度	青年學校ニ於テ第何年ノ課程ヲ修業中又ハ何中學校卒業ノ際學校教練ノ檢定ニ 合格目下何校ニ於テ引續キ修業中ニシテ現ニ學校教練ヲ受ク等（青年學校ノ課程 若ハ之ト同等以上ト認ムル課程若ハ學校教練ヲ修メザル者又ハ其ノ修得ヲ中止シ タル者ニ在リテハ其ノ旨ヲ記ス）
青年學校ノ課程若ハ之ト同等以上ト認ムル課程及ハ學校教練ヲ修メタル程度	
右徵兵適齡ニ達シ候ニ付及届出候也	
現住地（本籍地外ニ現住スル場合ニ限り記載スルモノトス）	
年 月 日	
何市區町村長殿	戸 主 氏 名 印

本様式中野は之を略するも妨げなし

(用紙適宜)

附表第二

陸 海 軍 現 役 兵 入 退 營 期 日 表				
區 分	入 營 期 日	退 營 期 日		
	別ニ定むる所に依る			
陸 軍	航 空 部 隊	前 期 入 營 兵 徵集年の翌年三月一日	後 期 入 營 兵 徵集年の翌年九月一日	
	其 の 他 の 部 隊	別ニ定むる所に依る		
海 軍	師範學校を卒業し國民學校の教職に就くの資格を有する者	徵集年の翌年四月一日		
	其 の 他 の 者	前 期 入 營 兵 徵集年の翌年一月十日	後 期 入 營 兵 徵集年の翌年九月一日	
別ニ定むる所に依る				
備 考	一 輸送其他の關係上本表に規定する期日に入營し難き者に付ては法第四十六條第一項及法第六十五條第一項の規定に依り取扱ふものとす			
	二 旭川師團長は北海道又は樺太に在る部隊に入營する兵員にして旭川師團長の指定する交通社絶の虞ある島嶼等より入營する者に在りては其の入退營期日を當該部隊に於ける其他の者の入退營期日より各一月繰上ぐることを得			
	三 入營期日の異りたる部隊より轉屬したる兵の退營期日は別に定むるものを除くの外原所屬部隊の兵の退營期日とす			
	四 現役起算の日より徵集年の翌年四月十日迄に入營する者に付ては其の現役起算の日より入營期日の前日迄の期間は兵役法第十九條の二第一項の規定に依る未入營期間に相當する期間之を延長するものとす			
	五 入營期を前期及後期に區分したる軍隊に入營する陸軍衛生兵に付ては前期の入營期日に依る			

昭一七、六月 改正

情報兵	氣球兵	工兵	鐵道兵	通信兵	飛行兵	防空兵	迫撃兵
て自動車を取扱ふ兵員に在り は辨色力完全なる者	て自動車を取扱ふ兵員に在り は辨色力完全なる者	成るべく腎力ある者	大部は辨色力完全なる者	聴力完全にして言語明瞭なる者	特種の藝能職業を有せざる完全なる者	成るべく聴力完全なる者 し要員の聴力完全なる者 著敏捷なる者	自動車を取扱ふ兵員に在り は辨色力完全なる者
要員の一部は聴力完全なる者		成るべく腎力ある者	成るべく腎力ある者	聴力完全にして言語明瞭なる者	特種の藝能職業を有せざる完全なる者	成るべく聴力完全なる者 し要員の聴力完全なる者 著敏捷なる者	自動車を取扱ふ兵員に在り は辨色力完全なる者
要員の一部は自動車、發動機類の使用に慣れたる者	各種中隊の特性に應じ舟夫、發動機、自動車、修理工及同運轉手(特に船用發動機)木工又は爆薬の使用に適する者	成るべく汽罐、電気機類の取扱、組立、鐵道業務に從事したる者	成るべく汽罐、電気機類の取扱、組立、鐵道業務に從事したる者	成るべく有線電信電話の通業務に従事したる者	成るべく飛行機、滑空機、發動機、電氣機類の使用に慣れたる者	成るべく聴力完全なる者 し要員の聴力完全なる者 著敏捷なる者	自動車を取扱ふ兵員に在り は辨色力完全なる者

附表第三

陸							區分		兵種選定標準表
重砲兵	野戰重砲兵	騎砲兵	山砲兵	野砲兵	戰車兵	騎兵	步兵	視力	
					辨色力完全なる者	自動車を取扱ふ兵員に在りては辨色力完全なる者		視力	身力
成るべく腎力ある者		概ね騎兵に準ず	脚力強健腎力ある者		聴力成るべく完全にして敏捷なる者	兵員に在りては歩兵又は戰車兵に準ず	脚力強健にして勞力に堪ふる者	其の材	他
		要員の一部は成るべく數理的學力ある者及通信の素養ある者			成るべく自動車、發動機類の使用に慣れたる者	自動車を取扱ふ兵員に在りては成るべく自動車、發動機類の使用に慣れたる者		藝能職業	業

		海 軍				軍			
主計兵	看護兵	工作兵	機關兵	整備兵	水兵	衛生兵	航技兵	兵技兵	輜重兵
	辨色力完全なる者		各眼裸眼視力〇・六以上にして成るべく辨色力完全なる者		各眼裸眼視力〇・八以上にして辨色力完全なる者但し師範學校を卒業し小學校の教職に就くのは資格を有する者に在りては整備兵に準ず				自動車取扱ふ兵員に在りては辨色力完全なる者
	體力強健なる者		體力強健聽力成るべく完全なる者		體力強健聽力完全にして性質敏捷、言語明瞭なる者	性質温順にして患者の取扱に適する者			乗馬部隊現役兵要員に在りては成るべく騎乘に適する者
						成るべく學力を有する者、要員の一部は金屬技工の技能を有する者	成るべく航空關係器材の製造修理の技能を有する者	成るべく兵器器材の修理保存手入に適する素養を有する者	自動車の隊又は之に準ずるもの發動機類の使用に慣れ又は之に關する製造修理の技能を有する者

考	備
	<p>一 本表の外各隊分業、特業等の区分及人員に應じ藝能職業を按配するものとす</p> <p>二 海軍兵は本表に示すものの外國民學校初等科修了以上の學力を有する者を以て之に充つ</p> <p>三 第七條の二に該當する者又は特種の技術を有する者に付ては本表に示す標準を若干低下することを得</p> <p>四 陸軍補充兵の兵種選定に付ては本表に示す身材の標準を低下することを得但し藝能職業は特に重視するものとす</p>

四、召集及簡閱點呼

召集區分 召集を分けて左の五種とす。

- 一 充員召集 動員に依り諸部隊の要員を充足する爲在郷軍人及國民兵役の下士官兵を召集するを謂ふ。
- 二 臨時召集 戰時又は事變に際し必要ある場合に於て臨時在郷軍人及國民兵役の下士官兵を召集し若くは平時に於て警備其の他の必要に因り歸休兵又は豫備兵を召集するを謂ふ。
- 三 演習召集 勤務演習の爲在郷軍人

を召集するを謂ひ又充員召集の演習を爲す目的を以て其の手續に準じ之を實施する演習召集は臨時演習召集と謂ふ。

- 四 教育召集 教育の爲補充兵を召集するを謂ふ。
- 五 歸休兵召集 在營兵の補闕其の他必要あるとき歸休兵を召集するを謂ふ。
- 六 海軍 に於ける召集は充員召集、演習召集、及臨時兵員の補闕其の他必要ある場合に於て歸休中又は服役第一年次の豫備役下士官兵を召集す

る補闕召集の三とす（海軍豫備員は充員召集、演習召集、勤務召集、とす）

願届 召集、簡閱點呼等に關する心得及び願届の様式及手續等は別項「在郷軍人」の項に詳記してゐる。

防衛召集

主として國土の防衛及防空の爲めに昭和十七年發布せられたものであるが詳細は、本書防衛防空篇に詳記してある。

豫備役將校准士官下士官兵補充兵演習召集回数、標準年次及日數表

種 類	回 數	標 準 年 次						日 數
		第 三 年	第 四 年	第 五 年	第 六 年	第 七 年	第 八 年	
豫備將校、准士官、下士官（幹部候補生出身者を除く）	二 回	第 三 年	第 四 年	第 五 年	第 六 年	第 七 年	第 八 年	日 一 十 二
幹部候補生出身の豫備役將校	三 回	第 三 年	第 四 年	第 五 年	第 六 年	第 七 年	第 八 年	
軍醫豫備員たる豫備役衛生曹長、軍曹（同出身の將校を含む）	二 回	第 三 年	第 四 年	第 五 年	第 六 年	第 七 年	第 八 年	日 一 十 二
豫 備 兵	二 回	第 三 年	第 四 年	第 五 年	第 六 年	第 七 年	第 八 年	
補 充 兵（輜重兵を除く）	一 回	第 三 年	第 四 年	第 五 年	第 六 年	第 七 年	第 八 年	日 一 十 二

簡閱點呼（陸軍）

簡閱點呼の目的 簡閱點呼は國家有事の際に處する在郷軍人の用意如何を

點檢査閱し、所要の教導を爲し以て、動員の遂行を遺憾なからしむるを主眼

として執行せらるゝものである。故に簡閱點呼執行官は特に在郷軍人參集の

育と定められたる者を除き在隊三箇月に滿たざる者を含むに在りては

軍事上必要あるときは第一項の規定に拘らず簡閱點呼を執行することあるべし。

状態、心身の健否、軍事能力保持及軍事思想普及の程度、服役上に於ける義務履行の確否等を點檢査閱し、且勅諭勅語の趣旨の徹底に努め、在郷軍人の國家に對する責務を熟知せしめ、其の本分を全うする如く指導せらるゝのである。

其の服役間を通じ四回とし通常二年置きとす。

簡閱點呼（海軍） 簡閱點呼の目的 在郷軍人の情態特に軍人精神及軍事知識保持の程度、健康状態、應召準備等を査閱し之に所要の教訓を與へ以て在郷軍人をして其の本分を完うせしむる如く之を教導するに在り。

參會年次 簡閱點呼の參會回数及年次は別段の規定ある場合を除くの外左の各號に依る。

前項の執行年次は左の各號の年を執行の第一年次として計算するものとす。

參會者の一般心得 一、參會者は簡閱點呼の目的を十分に達し其の成績をして優良ならしむる如く努力するを要す。

一 豫備役下士官に在りては通常一年置きに左記の起算の年より十二年に滿つる間に於て之を行ふ。軍醫豫備員たる豫備役の衛生曹長及衛生軍曹に在りては其の服役期間を通じ四回とし通常四年置きに左記の起算の年より之を行ふ。

二 幹部候補生出身の下士官に在りては徵集年の翌年。

二、平素善行を認められたる者は點呼場に於て表彰せらる。

二 豫備役兵及補充兵（未だ教育せざる者を除く）に在りては其の服役間を通じ五回とし通常一年置きとす。

三 兵及志願に依らずして兵より下士官に任官したる者に在りては徵集年

三、點呼場は陸上又は艦上にして其の場所及日時は點呼令狀に依り承知する事。

三 未だ教育せざる補充兵（特に既教

官に任官したる者に在りては徵集年

海軍は毎年一回便宜の地に於て施行するを例とし、前年十月一日以後召集を解かれ又は現役滿期に依り歸郷した

者には、其の年の點呼を行はず。又船舶國籍證書を有する船舶に乗組中の者に對しては、其の期間點呼を免除される。而して特務士官以下の簡閱點呼は在籍鎮守府司令長官之を掌る。

國民兵役者の簡閱點呼

左記

第一國民兵役の下士官兵全員

第二國民兵役（昭和六年より同十六年までに徵兵検査をうけた丙種の者）全員

第二國民兵役の修役處分を終つた者は新に在郷軍人の一員として初めて簡閱點呼を受けることになつたのである。

昭和十七年簡閱點呼に關する件

（昭一七、二、一八）  
陸省令八

第一條 豫備兵ノ下士官兵、及補充兵

（支那ニ在留スル者ヲ除ク以下同ジ）ニ付テハ昭和十七年ニ於テハ簡閱點呼ハ之ヲ行ハザルモノトシ昭和十七年ニ於テ簡閱點呼ニ參會スベキ豫備役ノ下士官兵及補充兵（簡閱點呼免除者ヲ除ク）ハ當該年ノ簡閱點呼ニ參會シタルモノト見做ス

第二條 第一國民兵役ノ下士官兵及昭和六年以降徵兵終決處分ヲ行ヒタル

第二國民兵ニ付テハ昭和十七年ニ於テ其ノ全員ニ付簡閱點呼ヲ實施ス前項國民兵役ノ下士官兵ノ簡閱點呼ニ關シテハ陸軍召集規則中在郷軍人ノ簡閱點呼ニ關スル規定ヲ準用ス

第三條 昭和十七年ニ限リ陸軍召集規則第百六十三條中半日間トアルハ之ヲ一日間トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年に於ける簡閱點呼執行要領

第一條 昭和十七年ニ於ケル簡閱點呼

ニ關シテハ本達ニ特ニ規定スルモノヲ除クノ外簡閱點呼執行規則（以下規則ト稱ス）ヲ準用ス

第二條 昭和十七年ニ於ケル國民兵役ノ下士官兵ノ簡閱點呼ニ關シテハ左ノ各號ニ依ル

一 昭和十七年ニ於ケル國民兵役ノ下士官兵ノ簡閱點呼ハ國民兵役ノ下士官兵ノ召集準備ヲ整フルヲ目的トシ召集ノ實施並ニ充用上必要ナル諸調査特ニ職業、特有ノ技能身體及健康ニ關スル調査ヲ行フト

共ニ在郷間及應召時ニ於テ直接必要ナル事項ニ付點檢、査閱及教導ヲ爲スモノトス

二 師團長ハ在郷將校以下特ニ衛生部關係者ヲ成ルベク居住地附近ノ簡閱點呼ニ參列セシメ點呼ノ補助ヲ爲サシムル如ク指導スルモノトス

種 類	法 規	届 出 人	宛 名	提 出 期 日	添 附 書 類	損 要
徵兵適齡届	法 二四	戶 主 市 町 村 長	市 町 村 長	其の年十一月 前年の十一月		十二月一日より十二月卅一日迄の間に年齢二十年となる者
兵籍編入届	兵施行規則 二七	戶 主 市 町 村 長	市 町 村 長	其の年十一月 前年十一月中		前補生、生徒其の他適齡以前に志願により陸海軍に入
徵兵適齡未 滿現役願	同 二八	本人、戶 主親權者	聯隊區司令官	徵兵検査場に て	身上明細書	十七年以上二十年未滿にて現役志願者、兵種、部隊を
徵兵検査不 参届	同 一一八	本人	長以應地本 外長市兵籍 は市市長事又 市町市官寄 村市支留	検査當日迄	憲明に醫 兵書市師 一警警長 つの察村 の證察長 明官官の 書又の證 の書は證	疾病、身體又は精神異常に て出頭不能者、所在不明、現 役志願者、應募受檢中其の時 他避くべからざる事故の時

附表第四

徵兵検査關係願届

三 簡閱點呼執行官ハ學科及術科ノ實施ニ方リテハ學科ニ在リテハ主トシテ服役及召集ニ付、術科ニ在リテハ主トシテ敬禮及各個教練ニ付實施スルモノトス

役ノ下士官兵及補充兵ノ簡閱點呼ニ付テハ準用ス  
第四條 簡閱點呼執行官ハ 勅諭、勅語ノ奉讀ニ方リテハ規則第二十條第一項第二號ニ規定スル 勅諭、勅語ノ外 昭和十六年十二月八日陸海軍

人ニ賜ハリタル勅語ヲ奉讀スルモノトス  
第五條 師團長ハ簡閱點呼景況報告ノ提出ニ方リテハ第二條第二號ノ規定ニ依リ參列セル者ノ兵科（部）、階級別人員表ヲ添附スベシ



在外部隊服 役願	在留地検査 願	船員特別檢 査願	船員身體檢 査願	特別検査願	寄留地受檢 取消	寄留換受檢 願	寄留地受檢 臨時願
同 二五一	同 一八二	同一七七の四	同一七七の三	同 一七六	同 一七三	同 一七〇	同 一六八
本人	本人	本人	本人	本人	本人	本人	本人
聯隊區司令官	在留地徴兵事 務官	希望師管の徴 兵官	本籍地兵事官 宛本籍地市町 村長へ	聯隊區徴兵官	同 右	新寄留地兵事 長務官支應長市 長	同 右
検査當日検査 場にて	三月卅一日迄	受檢地最寄海 官廳を同事務 長へ	本籍地の検査 期日迄	速 かに	速 かに	寄留換後速か に	二月一日後は 成るべく速に
止むを得ざる事 情のある者は本籍 地の検査期に在留地 の検査期に在留地 に在る者に在る事 に依りて	徴兵事務官に在留地 の検査期に在る事 に依りて	船長の證明書	船長の證明書				
朝鮮、臺灣、關東州、滿洲 國又は支那に在る部隊に服 役希望する者	在留地検査は概ね五月中旬 六月三十日迄	四月十六日以前に止むを得 ざる事由にて帝國外地に赴 くとき	船員法、朝鮮船員令、關東 州船員令の適用を受ける船 員に限る	検査開始期日以前止むを得 ざる事由にて帝國外に赴き 又は受檢の爲に帝國外より歸 還した者に限る	寄留地受檢を許可せられた し許可取消を願ふ場合、但 し不許可のことあり	寄留地受檢許可者が更に寄 留換をせざる場合新寄留地市 町村長へ	事故により通常願を期日迄 に提出し得ざる者但し不許 可のことあり

寄留地受檢 通常願	在留地徴兵 検査受檢屆	同 右 届	在學徵集延 期期間延長 願	在學徵集延 期期間満了 届	鏡外徴集願	兵役免除願	徴兵検査不 参事故止届	徴兵検査期 日變更願
同 一六五	兵施行規則 一六四	(同 八)	(同 七)	(昭七一七、陸 令七一七)	同 一六三	同 一二五	同 一二三	同 一一九
本人	本人	本人	本人	本人	本人、 主親權者	本人	本人	本人
長務官支應長市 長	在留地事務官	同 右	同 右	聯隊區徴兵官 (一月二十五日)	聯隊區司令官	聯隊區徴兵官	同 右	同 右
受檢の一月卅 一日迄	(一月二十五日)	(三月二十五日)	(三月二十五日)	(一月二十五日)	速 かに	検査當日迄	速 かに	同 右
		狀 學校長の推薦	滯學證明書診 斷書			醫師の診斷書	同 右	同 右
本籍地徴集區外の寄留地に て受檢せんとする者寄留地 市町村長へ提出	期間迄に町村長該當者に提 出			徴兵適齡者は徴兵検査受檢 届	法第三三條第五項該當者	令六九條の重症、不具者、 身體又は精神異狀者	徴兵検査不参届を提出せる 者事故止みたるとき	一面尊屬妻子死亡重態、同 一戸籍内の者死亡又は重 火災、流失等による災害 を蒙り本人に依るにあらざ れば後始末、看護をする者 なきとき

在學徵集延 期願	同	本人	聯隊區司令官	四月十五日迄 第二回以後の 新學校に在學 する者	學校長の在學 證明書	中等學校、實業 學校又は同等 の學校に在學 する者
一時事故止 届	同	本人	同	四月十五日迄 卒業し四月以 降卒業する者 は卒業後十四 日以内	卒業學校長の 證明書	法第四一第三 項但書に該 當する者
徵集延期事 故止届	同	本人	同	卒業後十四日 以内	新、舊學校長 の退學證明書	在學徵集延期 願を出しある 者卒業等によ り事故止みた るとき
轉校届	同	本人	聯隊區徵兵官	轉校後十四日 以内	領事館なき地 に在學する者 は領事館支館 へ南洋公使館 支館	帝國外の地に て始めて延期 せんとする者
在帝國外徵 集延期願	同	同	右	領事館に一月 卅一日迄	同	在帝國外徵集 延期願を出し ある者、引續 き在留する場 合
在留申告書	同	本人	同	同	同	延期者歸朝等 にて事故止み たるとき
在帝國外徵 集延期事故 止届	同	本人	本籍聯隊區徵 兵官	十四日以内	同	

在帝國外徵 集延期者歸 朝届	同	本人	同	十四日以内	上陸地、國境 歸還地の警察 官の證明書	法第四三條一 時内地に歸還 せるとき
一時歸朝再 出發届	細則 三三七	本人	同	帝國を離れた 後十四日以内	船長又は警察 官の證明書	歸朝届を出せ る者再び規定 期限内に出發 せるとき

(備考) 括弧内は昭和十八年のための特別の規定なり

五、服 役

一、陸軍將校准士官

(陸軍武官服役令抄、昭和十六年改正)

第一章 總 則

第一條 現役ノ將校、准士官及下士官ハ所屬部隊ノ兵籍ニ之ヲ編入シ將校及准士官ニ在リテハ現役期間滿ツル日迄之ヲ服役セシム

第二條 待命、休職又ハ停職ノ將校及准士官並ニ豫備役ノ將校、准士官及下士官ハ之ヲ本籍所在ノ師管ノ兵籍ニ編入シ將校及准士官ニ在リテハ師團長、下士官ニ在リテハ聯隊區司令官ノ管轄ニ屬セシム但、戶籍法ノ適用ヲ受ケザル者ノ兵籍ニ關シテハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依ル

第三條 將校、准士官及下士官ノ服役期間ハ戰時又ハ事變ノ際其ノ他必要ナル場合ニ於テハ之ヲ延長スルコトヲ得但シ之ガ爲他ノ服役ノ終期ヲ變更スルコトナシ

兵役法施行令第三十六條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ服役期間ヲ延長スル場合ニ之ヲ準用ス

第四條 本令ニ規定スル服役期間ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外月ヲ以テ之ヲ計算シ最後ノ月ノ末日ヲ以テ滿了ス

第二章 將校及准士官ノ 服 役

第五條 削除

第六條 將校及准士官ノ服役ハ之ヲ現役及豫備役ニ分テ其ノ轉役ニ關シテハ本令ニ定ムルモノノ外陸軍將校分限令其ノ他陸軍將校及准士官ノ分限ニ關スル規定ノ定ムル所ニ依ル

第七條 將校ノ現役年限半歸左ノ如シ元帥タル大將ノ現役年限ハ之ヲ定メズ

第八條 豫備役將校ノ服役期間ノ終期ハ現役年限滿ツル年ヨリ起算シ六年目ノ三月三十一日トス

幹部候補生、操縱候補生又ハ陸軍補

各 部	大 將	中 將	少 將	大 佐	中 佐	少 佐	大 尉	中、少尉
兵 科	六十五年	六十二年	五十八年	五十五年	五十三年	五十年	四十八年	四十五年
	六十二年	六十年	五十六年	五十四年	五十二年	五十年	四十七年	

充令第九十四條、同令第九十五條若ハ陸軍軍醫豫備員令第七條ニ規定スル見習士官ヨリ將校ト爲リタル者ハ年齡五十年ニ滿ツル年ノ三月三十一日迄之ヲ豫備役ニ服セシム

第九條 削除

第十條 准士官ノ現役年限年齢左ノ如シ

一 兵科(憲兵ヲ除ク)准士官

二 其ノ他ノ准士官 四十年

第十一條 豫備役准士官ノ服役期間ノ終期ハ前條第一號ニ掲グル者ニ在リテハ現役年限年齢ニ滿ツル年ヨリ起算シ十一月ノ三月三十一日、同條第二號ニ掲グル者ニ在リテハ現役年限年齢ニ滿ツル年ヨリ起算シ六月目ノ三月三十一日トス

第十四條 待命、休職、停職又ハ豫備役ノ將校帝國外ノ地(關東州及滿洲國ヲ除ク)ニ旅行シ又ハ在留セントスルトキハ目的、國名及期間ヲ具シ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ申告スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ但シ官廳ノ命ニ依リ施行シ又ハ在留スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ニ掲グル者前項ニ規定スル申告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ申告ヲ爲シタルトキハ陸軍大臣之ヲ召還スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ准士官ニ之ヲ準用ス(下略)

二、陸軍下士官の服従

一、下士官の服役は現役、豫備役及第一國民兵役である。

二、特別の規定ある場合を除く外現役

を終りたる者は豫備役に服するのである。

三、下士官の現役期間

兵科下士官は前服役年月を通算し四年、但し憲兵下士官は轉科前の服役年月を通算して六年。

陸軍戰車學校又は陸軍通信學校を卒業して兵科下士官と爲りたる者及少年飛行兵より兵科下士官と爲りたる者は任官の年の十二月より起算して三年。

前二項以外の兵科下士官は前服役年月を通算して四年。

陸軍兵器學校を卒業して技術部下士官と爲りたる者及少年飛行兵より技術部下士官と爲りたる者は任官の年の十二月より起算して三年。

前項以外の技術部下士官は前服役年

月を通算して五年。

經理部、衛生部、獸醫部下士官は前服役年月を通算して五年。

軍樂部下士官は軍樂上等兵を命ぜられた年の十二月より起算して五年。

豫備役の下士官で再び現役に服した者及歸休、豫備役又は補充兵役の兵長で現役下士官となつた者は再び現役に服したる年又は現役下士官となつた年の十二月から起算して二年。(一六)

下士官にして現役期間満了した後再び現役を希望する者は現役年限年齢に滿つる日まで數次再服役を志願することが出来る。(一八)

四、下士官の現役年限年齢

兵科(憲兵を除く)の除附下士官は四十年。

其の他の下士官は四十五年。(一七)

五、服役期間の終期

下士官の豫備役期間の終期は任官の年より起算して十九年目の三月三十一日である。(二四)

下士官にして其の服役を終つた者及疾病等で現役、豫備役を免ぜられた者で年齢四十年未滿の者は年齢四十年に滿つる日迄引續き第一國民兵役に服する。(三〇)

幹部候補生より下士官に任ぜられたる者及志願に依らずして兵より下士官に任ぜられたる者の豫備役期間の終期は兵として徵集せられたときに於ける現役の起算日より起算して十七月四月に滿つる日迄である。(二五、四〇)

操縦候補生又は豫備役航空に關係する下士官志願候補者より下士官と爲りたる者の豫備役終期は年齢四十八年に滿つる年の翌年三月三十一日である。(二五ノ二)

志願に依らずして補充兵より下士官に任ぜられた者の豫備役の終期は前服役年月を通算して十七年四月に滿つる日である。(四〇)

舊令に依り一年志願兵として現役を終りたる下士官の豫備役は現役滿期

後十六年四月である。(附則)

三、陸軍兵の服役

一、兵の服役(兵役法二)

兵の服役は常備兵役(現役、豫備役)補充兵役(第一補充兵役、第二補充兵役)、國民兵役(第一國民兵役)第二國民兵役)に分つ。

二、兵の服役期間(兵役法五、六、八、九、一八)

現 役 兵の現役期間は二年である(五)

豫備役 豫備役兵の服役期間は現役終了後十五年四月(六)

補充兵役 補充兵役の服役期間は第一補充兵役、第二補充兵役共に十七年四月(八)

國民兵役

1、第一國民兵役 常備兵役を終つた者及軍隊に於て教育を受けた補充兵で其の役を終つた者並に常備兵役を免ぜられた者が滿四十歳迄之に服する(九、一八)

2、第二國民兵役 滿十七歳から

満四十歳迄の男子で常備兵役、補充兵役及第一國民兵役に在らざる者が之に服する。  
 (注意) 現役及補充兵役は現役兵又は補充兵として徴集されたる年の十二月一日から、起算するのである。但し戦時又は事變其の他必要ある場合は起算の日を變更せらるることがある(兵役法一七)。

陸軍 服役期間一覽表

充 補	現 役	二 年
	預 備 役	十 五 年 四 月
第一補充兵役		十 七 年 四 月

と認むる課程を修めたる者にして在營間品行方正、學術勤務の成績優秀なる者又は定員過剰と爲りたる者は其の在營期間を短縮されることがある。  
 3、教育召集の補充兵は、百八十日以内。  
 4、戦時又は事變の場合の服役延長下士官兵の服役期間が満ちた者でも戦時又は事變其の他必要の場合には服役を延長せられる。延長せられた期間

間は次に服すべき兵役の期間に之を通算する。  
 五、處刑者の服役  
 1、現役兵で入營前又は入營後六年未滿の懲役若しくは禁錮の刑に處せられたる者で在營中刑の執行を受けたる日數及在營中逃亡したる者の逃亡中の日數は現役期間に算入せられぬ。  
 2、六年の懲役若しくは禁錮以上の刑に處せられたる者は兵役に服するの名稱と權利を失ふもの故兵籍から除かれる。

(歳十四滿)

國民兵役	第一國民兵役	第二國民兵役
兵役	第二補充兵役	
	十 七 年 四 月	十 七 年 四 月
	↑	↑
	↓	↓
	↑	↑
	↓	↓

四、海軍將校准士官の服役

(昭和十五年改正)

海軍武官服役令抄

第一章 總則

第一條 武官、服役ヲ分チテ現役、豫備役及後備役トス

第二條 本令中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外武官ニシテ現役ヲ退キタル者ハ豫備役ニ、豫備役ヲ終リタル者ハ後備役ニ別ニ辭令ヲ用ヒズ服セシム

第三條 武官現役年限年齢ニ達シ又ハ

服役期間滿ツト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ服役期間ヲ延長スルコトヲ得  
 一 戦時又ハ事變ニ際スルトキ  
 二 出師準備又ハ守備若ハ警備ノ爲ニ必要アルトキ  
 三 航海中又ハ外國ニ於テ勤務中ナルトキ  
 四 重要ナル演習又ハ特別ニ觀艦式アルトキ  
 五 配員上特ニ必要アルトキ  
 六 天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ己ムヲ得ザルトキ  
 前項ノ規定ニ依リ延長シタル期間ハ

豫備役を終りたる者軍隊に於テ教育を受けたる補充兵にして補充兵役を終りたる者

次ノ服役期間ニ之ヲ通算ス

第一項ノ規定ニ依ル服役期間ノ延長及其ノ解止ニ關シテハ海軍大臣臨時之ヲ定ム但シ航海中又ハ外國ニ於テ勤務中ノ特務士官、准士官及下士官ノ服役期間ノ延長及其ノ解止ハ鎮守府司令長官之ヲ爲スコトヲ得

時機切迫シ海軍大臣又ハ鎮守府司令長官ノ命ヲ待チ難キ場合ニ於テハ艦隊司令長官、艦隊司令官、鎮守府司令長官、要港部司令官、特命司令官又ハ分遣艦船部隊指揮官ハ其ノ部下ノ者ニ對シ必要ノ期間ヲ限り服役期間ノ延長ヲ專行スルコトヲ得此ノ場

合ニ於テハ事實ヲ具シ速ニ海軍大臣ニ報告スベシ

第四條 士官、特務士官及准士官ニシテ現役ヲ退キタル後任用又ハ進級シタル者ノ服役及其ノ期間ハ前官ノ例ニ依ル

下士官ニシテ現役ヲ退ク際、歸休中、服役延期中若ハ現役ヲ退キタル後任用シタル者又ハ現役中海軍武官任用令第二十三條ノ規定ニ依リ任用シタル下士官ニシテ其ノ服役ヲ志願セザル者ノ服役及其ノ期間ハ前等級ノ例ニ依ル

ニ依ル

第五條 服役期間ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外任用、進級又ハ服役ノ月ノ一日ヨリ之ヲ起算ス

第六條 士官ノ兵籍ハ之ヲ海軍省ニ、特務士官、准士官及下士官ノ兵籍ハ之ヲ下士官ニ任用シタル時ノ在籍鎮守府ニ置ク

海軍大臣ハ必要ニ應ジ特務士官、准士官及下士官ノ兵籍ノ所在ヲ變更スルコトヲ得

歸休中ノ下士官及現役ヲ退キタル下

士官ノ兵籍ハ之ヲ其ノ本籍地ノ海軍志願兵徵募區ヲ管轄スル鎮守府ニ置ク

第七條 海軍豫備員ノ服役ハ海軍豫備員令ノ定ムル所ニ依ル

第二章 士官、特務士官及准士官ノ服役

第八條 現役ノ士官、特務士官及准士官ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外現役年限ニ滿ツル迄之ヲ現役ニ服セシム

現役士官ノ現役年限左ノ如シ

	大	將	中	將	少	將	大	佐	中	佐	少	佐	大	尉	中	少	尉
六十五年	六十二年	五十八年	五十四年	五十年	四十七年	四十五年	四十年										
將校相當官 (軍醫、藥劑、主計、技術)																	
軍醫中將	軍醫少將	軍醫大佐	軍醫中佐	軍醫少佐	軍醫大尉	軍醫中尉	軍醫少尉	軍醫中尉	軍醫少尉	軍醫中尉	軍醫少尉	軍醫中尉	軍醫少尉	軍醫中尉	軍醫少尉	軍醫中尉	軍醫少尉
主計中將	主計少將	主計大佐	主計中佐	主計少佐	主計大尉	主計中尉	主計少尉	主計中尉	主計少尉	主計中尉	主計少尉	主計中尉	主計少尉	主計中尉	主計少尉	主計中尉	主計少尉
技術中將	技術少將	技術大佐	技術中佐	技術少佐	技術大尉	技術中尉	技術少尉	技術中尉	技術少尉	技術中尉	技術少尉	技術中尉	技術少尉	技術中尉	技術少尉	技術中尉	技術少尉

現役ノ特務士官及准士官ノ現役年限年齢左ノ如シ

各料特務大尉	各料特務中尉	各料特務少尉	准士官
五十二年	五十年	四十八年	

元帥タル大將ノ現役年限年齢ハ之ヲ定メズ

特務士官ヨリ任用シタル佐官(各科大佐ヲ除ク)ノ現役年限年齢ハ各科特務大尉ノ例ニ依ル

第九條 待命ハ現役士官、特務士官及准士官ニシテ一時職務ニ服セシメザル者ニ之ヲ命ズ

第十條 休職ハ現役ノ士官、特務士官及准士官ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ命ズ

一 待命一年ヲ經過シタル者

二 海軍部内ノ文官(海軍大臣又ハ海軍次官ヲ除ク)ニ任ゼラレタル者

三 海軍刑法又ハ陸軍刑法ニ依リ一年未滿ノ禁錮ニ處セラレタル者

四 配員上ノ必要ニ因リ職務ニ服セシメザル者

前項ノ外現役ノ士官、特務士官及准士官ニシテ公務ニ因ラザル疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ニ因リ服役ニ堪ヘザル者本月ヲ結過スルモ恢復ノ徵候ナキトキハ之ニ休職ヲ命ズルコトヲ得

第十一條 停職ハ現役ノ士官、特務士官及准士官ニシテ懲戒スベキ行為アル者ニ之ヲ命ズ

停職ヲ命ゼラレタル者ハ六月ヲ經過

スルニ非ザレバ之ヲ就職セシムルコトヲ得ズ但シ戰時又ハ事變ノ際ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 現役ノ士官、特務士官及准士官餘人ヲ以テ代フベカラザル職ニ在ルトキハ現役停限年齢ニ滿ツルモ之ニ留任ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ留任ヲ命ゼラレタル者ノ身分取扱ニ付テハ戰時又ハ事變ノ際召集セラレタル者ニ同ジ

第十三條 待命、休職又ハ停職中ノ士官、特務士官及准士官ニシテ普通恩給ヲ受クベキ服役年數ニ達シタル者ハ健康状態又ハ配員上ノ必要ニ基キ將官ニ在リテハ上諭ニ依リ、其ノ他ノ士官及特務士官ニ在リテハ海軍大臣、准士官(現役ヲ退ク際特務士官

ニ任用セラルル者ヲ含ムニ在リテ  
ハ鎮守府司令長官ノ諭告ニ依リ現役  
ヲ退カシムルコトヲ得

第十四條 現役、豫備役又ハ後備役ノ  
士官、特務士官及准士官、疾病其ノ  
他身體又ハ精神ノ異常ニ因リ永久服  
役ニ堪ヘザルトキハ服役ヲ免ズ

第十五條 現役ノ士官、特務士官及准  
士官左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ  
現役年限年齢ニ滿ツル日迄之ヲ豫備  
役ニ服セシム

一 第十三條ノ規定ニ依リ現役ヲ退  
キタルトキ

二 休職二年ヲ經過シタルトキ

三 停職一年ヲ經過シタルトキ

四 待命、休職及停職ヲ通ジテ三年  
ヲ經過シ又ハ休職及停職ヲ通ジテ  
二年ヲ經過シタルトキ

五 別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外  
海軍部外ノ文官又ハ宮内官ニ任ゼ

ラレタルトキ

六 貴族院令第四條ノ規定ニ依リ貴  
族院議員ト爲リタルトキ

前項ノ規定ニ依ルノ外將官又ハ休職  
若ハ停職中ノ佐、尉官、特務士官及  
准士官ニシテ現役ニ堪ヘザル者ハ本  
人ノ願ニ依リ現役年限年齢ニ滿ツル  
日迄之ヲ豫備役ニ服セシムルコトヲ  
得

第十六條 士官、特務士官及准士官ハ  
現役年限年齢ニ滿ツル日ノ翌日ヨリ  
起算シ五中間之ヲ後備役ニ服セシム  
第十七條 士官、特務士官及准士官左  
ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ退役ト  
ス

一 後備役ヲ終リタルトキ

二 第十四條ノ規定ニ依リ服役ヲ免  
ゼラレタルトキ

三 現役ヲ退キタル後准士官ニ進級  
シタル者其ノ進級ヲ爲サザリシ場

合ニ於テハ第一國民兵役ニ入り又  
ハ服役免除若ハ兵役免除ト爲ルベ  
キトキ

五、海軍下士官兵の  
服役

下士官兵の服すべき兵役は現役、豫  
備役及第一國民兵役とす。

現役を終りたる者は之を豫備役に、  
豫備役を終りたる者にして年齢四十年  
未滿の者は第一國民兵役に別に辭令を  
用ひず服せしむ。

下士官にして豫備役を終りたる日に  
於て年齢四十年以上四十五年未滿の者  
は其の翌日を以て服役を免す。

下士官にして服役中年齢四十五年に  
達する者は服役の期間に拘らず四十五  
年に達する日の翌日を以て服役を免す

海軍下士官兵服役年一覽表

區	下士官	分	現役	豫備役	第一國民兵役
志願兵	昭和二年十二月一日前に任用せられたる者	同日	6年	4年	第一國民兵役
徵兵	昭和二年十二月一日前に採用せられたる者	同日	6年	7年	第一國民兵役
備考	現役を退く際歸休中、服役延期中若しくは現役を退きたる後下士官に任用せられたる者の服役及其の期間は前等級(兵)の例に依る	同日	3年	12年	第一國民兵役

補遺 一年志願兵又は一年現役兵で  
退役から豫備役に復した者の豫備役期  
間其の他の服役は幹部候補生から豫備  
役將校となつた者の服役に同じであ  
る。(一七、勅令九二)

参考 一年志願兵又は一年現役兵より  
豫備役の將校と爲りたる者にして、  
本法施行の際現に退役の將校たるも  
のは傷病疾病の爲永久服役に堪へざ  
るに因り退役を命ぜられたる者及年

齡五十年に滿つる年の三月三十一日  
を過ぎたる者を除くの外、之を豫備  
役に服せしむ。(一七、法律一七)

六、分限、進級

陸軍將校分限令並陸軍  
武官進級令

陸軍將校分限令 將校は一死奉公の  
精神をもつてその本分に邁進すると共  
に團結を強化し、軍規を益々振肅する

ことが重點となつてゐる。

改正陸軍武官進級令は平戰兩時の區  
別を撤廢して眞の拔擢主義を採用して  
居る。兩令は眞に一體の關係に於て總  
力戰に對應すべき帝國陸軍の人事行政  
の完璧なる運用が期待される。

陸軍將校分限令

(昭一六、二七、勅令一九八)

第一條 陸軍將校トハ將官、佐官及尉

官ヲ謂フ

第二條 將校ハ終身其ノ官ヲ保有シ之ニ對スル禮遇ヲ享ク

第三條 將校ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ非ザレバ其ノ官ヲ失フコトナシ

一 本人ノ願ニ依リ其ノ官ヲ免ゼラレタルトキ

二 將校タルノ本分ニ背キ又ハ其ノ體面ヲ汚シ勅裁ニ依リ免官ト爲リタルトキ

三 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

キ但シ陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依リ一年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 將校ニシテ陸軍ノ諸生徒又ハ海軍ノ學生生徒ノ兵籍ニ編入セラレタルモノハ別ニ辭令ヲ用ヒズ當該兵籍ニ編入セラレタル日ヲ以テ其ノ官ヲ免ゼラレタルモノトス  
前項ノ規定ニ該當スル者當該學生生徒ヲ免ゼラレタルトキハ將校タルノ體面ヲ保持シ得ザル者ナル場合ヲ除

クノ外同項ノ規定ニ依リ免ゼラレタル官ニ復シ前ノ服役ヲ繼續セシムルモノトス

第五條 現役將校ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外現役ノ儘宮内官又ハ文官(待遇職員ヲ含ム)ニ專任又ハ專補セララルコトヲ得ザルモノトス

一 陸軍大臣又ハ陸軍次官其ノ他武官ヲ以テ充ツベキ官又ハ職ニ專任又ハ專補セララルコトキ

二 法令ニ別段ノ定アルトキ

第六條 現役將校ニシテ一時職務ニ服セシメザルモノニハ待命ヲ命ズ

陸軍大臣必要アリト認ムルトキハ待命發令ノ際待命ヲ命ゼラルル者ニ對シ滞在地ヲ指定スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ滞在地ヲ指定セラレタル者ハ陸軍武官服役令第二條ノ規定ニ拘ラズ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ滞在地所管師團司令部又ハ之ニ準ズベキ部隊、兵籍ニ編入シ當該部隊長ノ管轄ニ屬セシム

第七條 現役將校傷疾疾病ニ因リ執務セザルコト六月ニ及ブトキハ之ニ休職ヲ命ズルコトヲ得但シ本人ノ願アルトキハ六月ヲ待ツノ限ニ在ラズ

第八條 現役將校ニシテ懲戒スベキ行為アリタルモノニハ停職ヲ命ズルコトヲ得

陸軍大臣統督上必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ停職ヲ命ゼラレタル者ニ對シ居住及旅行ヲ制限スルコトヲ得

停職ヲ命ゼラレタル者ハ三月ノ後ニ非ザレバ就職スルコトヲ得ズ但シ戰時又ハ事變ニ際シテハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 戰地ニ臨ムノ首將ニハ特ニ停職ヲ命ズルノ權ヲ假スコトアルベシ

第十條 待命、休職又ハ停職中ノ將校ハ健康狀態又ハ補充上ノ必要ニ依リ之ヲ豫備役ニ入ラシムルコトヲ得  
將校ニシテ傷疾疾病ノ爲現役ニ堪ヘザルモノハ本人ノ願ニ依リ之ヲ豫備役ニ入ラシムルコトヲ得

第十一條 現役將校左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ豫備役ニ入ルモノトス

一 待命又ハ休職ト爲リ二年ヲ經過シ就職ノ命ナキトキ

二 停職ト爲リ一年ヲ經過シ就職ノ命ナキトキ

三 待命、休職又ハ停職ヲ通ジテ二年ヲ經過シ就職ノ命ナキトキ

四 宮内官又ハ文官(待遇職員ヲ含ム)ニ專任又ハ專補セラレタルトキ但シ第五條各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除ク

五 貴族院令第四條ノ規定ニ依リ貴族院議員ト爲リタルトキ

第十二條 現役將校現役年限年齢ニ達シタルトキハ豫備役ニ入ルモノトス

第十三條 豫備役將校豫備役滿期ト爲リタルトキハ退役トス

第十四條 現役又ハ豫備役ノ將校傷疾疾病ノ爲永久服役ニ堪ヘザルトキハ之ニ退役ヲ命ズルコトヲ得

陸軍武官進級令 (抄)

總 則

陸軍武官の進級は上級の官職に堪ふる人材を拔擢して其の官階を進むるを本旨とす。

陸軍武官は級を逐ひ之を歴進せしむ但し本令中別段の規定ある場合は此の限に在らず。

陸軍武官は進級に必要な實役停年を超えたる者に非ざれば之を拔擢することを得ず但し本令中別段の規定ある場合は此の限に在らず。

本令中現役武官に關する規定は豫備役武官にして部隊に武官の職を奉ずるもの及召集中のものに之を準用す退役將校にして部隊に編入せられたるものに付亦同じ。

實役停年は其の官に於ける在職中の期間(陸軍將校分限令第六條第三項の規定に該當する者の待命中の期間を含む)及召集中の期間(勤務演習召集中の期間を除く)を推算す。

將校の進級

現役將校の進級に必要な各官の實役停年左の如し。

中將	四年
少將	三年
大佐	二年
中佐	二年
少佐	二年
大尉	四年
中尉	二年
少尉	二年
少尉	一年

待命、休職又ハ停職中の者は之を進級せしめざるものとす。

現役將校は尉官の階級に於て三年以上隊附勤務に服したる者に非ざれば大尉より少佐に、佐官の階級に於て二年以上隊附勤務に服したる者に非ざれば大佐より少將に之を進級せしめざるを例とす但し戰時又ハ事變の際及其他の場合に於て補充上必要あるときは此の限に在らず。

中將より大將に進級せしむるには歴戰者又は樞要なる軍務の經歷を有する

者にして功績特に顯著なるものの中より特旨を以て親任するものとす。將官を進級せしめ及大佐を少將に進級せしむるは上旨に出づるものとす此の場合に於ては先づ内旨を陸軍大臣に諭すを例とす。

將校にして左の各號の一に該當するものは第三條本文及第九條の規定並に第十四條中擡進級候補決定名簿に關する規定に拘らず其の際特に之を進級せしむることを得。

一 軍事に關し拔群の功績ある者又は軍人の龜鑑として陸軍大臣之を陸軍全般に布告したる者

二 敵前に在りて殊勳を奏し首將之を全軍に布告したる者

三 公務に因る傷疾疾病の爲危篤に陥りたる者にして功績特に顯著なるもの

前項の規定に依り同項第一號又は第二號に該當する者を進級せしむる場合に於ては第二條本文の規定に拘らず特に二階級之を進級せしむることを得。

豫備役の中少尉にして二回以上の召集に應じ其の勤務の成績優秀なるものは特に選拔して進級の爲にする勤務演習に服せしめ技能を査閲したる後臨時擡進して之を進級せしむることを得。召集せられたる豫備役將校及部隊に編入せられたる退役將校の進級は必要に應じ召集又は編入解除の後之を行ふことを得。

前項の規定は召集解除に依り豫備役期間の延長解止と爲り退役に入りたる者の進級に之を準用す。

戰地に臨むの首將には特に進級せしむるの權を假すことあるべし。

下士官の進級

現役下士官の進級に必要な各官の實役停年左の如し。

曹長 四年

軍曹 二年

伍長 一年

現役下士官又は部隊編入中の豫備役下士官にして第二十四條に規定する實役停年を超え成績優秀なるものは第二

十六條第一項の規定に拘らず陸軍大臣の定むる所に依り現役を退く際、召集解除の際又は解職の際特に之を進級せしむることを得。

海軍將校分限令

第一條 海軍將校トハ大將、中將、少將、大佐、中佐、少佐、大尉、中尉、少尉ヲ云フ

第二條 將校ハ終身其官ヲ保有シ其制服ヲ著シ其官ニ對スル禮遇ヲ享ク之ヲ將校ノ分限トス

第三條 將校ハ左ニ掲クル事項ノ一ニ依ルニ非レハ其分限ヲ失フコトナシ

第一 本人ノ請願ヲ許容シ其官ヲ免セラレタルトキ

第二 日本人タルノ分限ヲ失ヒタルトキ

第三 刑ニ處セラレ其官ヲ失ヒタルトキ

第四 武官タルノ本分ニ背キ勅裁ニ依リ免官トナリタルトキ

第四條 本令ハ將校相當官、特務士官

豫備將校及豫備特務士官ニ適用ス

海軍武官進級令 (抄)

海軍武官の進級に必要な實役停年左の如し。

各科少將 三年

各科大佐 二年

各科中佐 二年

各科少佐 二年

各科大尉 四年

各科中尉 一年六月

各科特務中尉 三年

各科少尉 一年

各科特務少尉 二年

一等下士官 二年四月

二等下士官 一年四月

海軍練習航空隊飛行練習生(生)が卒業の掌航空兵たる者に在りては二年

海軍練習航空隊飛行練習生(生)が卒業の掌航空兵たる者に在りては一年

三等下士官 一年四月

海軍練習航空隊飛行練習生(生)又は同教程卒業の掌航空兵たる者に在りては一年

戰時又は事變の際は海軍大臣の定むる所に依り前項の進級に必要な實役停年を半減することを得。

實役停年は勤務日數に海上勤務日數の三分の一及海上勤務に非ざる航空勤務日數の三分の一に當る日數を加算し之を算出す。海上勤務とは艦船に乘組み服務するを謂ふ。其の艦船の種類は海軍大臣之を定む。航空勤務とは航空機に乗ずる勤務又は其の操縦に關する勤務に服するを謂ふ。其の操縦に關する勤務の種類は海軍大臣之を定む。

下士官は進級試験に合格したる者に非ざれば、之を進級せしむることを得ず。戰時又は事變の際は前項の進級試験に依らず進級せしむることを得。

本章の特殊進級とは定規に拘らざる進級を謂ふ。海軍武官にして左の各號の一に該當する者は其の際特に之を進級せしむることを得。

戰時又は事變の際は海軍大臣の定むる所に依り前項の進級に必要な實役停年を半減することを得。

一 敵前に在りては殊勳を奏し首將之を全軍に布告したる者  
二 戰時又は事變の際殊勳を奏したる者又は勳功顯著なる者にして其の戰時又は事變中傷疾又は疾病の爲危篤に陥りたるもの  
三 拔群なる勇敢の行爲あり功績顯著にして軍人の龜鑑として海軍大臣之を海軍全般に布告したる者  
師範學校を卒業し國民學校の教職に就くの資格を有する三等下士官にして勤務の成績良好なる者は歸休の際特に二等下士官に之を進級せしむることを得。  
現役武官又は召集中の豫備役後備役武官にして殊勳を奏し若は勳功顯著なる者又は進級に必要な實役停年を有し功績顯著なる者は現役を退く際、召集中若は召集を解く際又は傷疾若は疾病の爲危篤に陥りたる際特に之を進級せしむることを得。



# 財團法人 軍人會館

## 講

## 堂

大講堂は集會、講演會及興行物開催の爲一般に有料で貸付て居ります、  
收容人員一、五五〇名、換氣の設備完備殊に音の反響良好なる爲絶へず  
利用されて居ります。

電話九段二〇〇〇番 自四一〇〇番  
至四一〇〇九番

(詳細は本文四九〇頁参照)

昭和十七年

### 陸海軍召募一覽

目次

**陸軍**

- 幼年學校生徒
- 士官學校豫科生徒
- 經理學校豫科生徒
- 兵器學校生徒
- 少年戰車兵學校生徒
- 少年通信兵學校生徒
- 野戰砲兵學校生徒
- 重砲兵學校生徒 (少年砲兵)
- 防空學校生徒 (少年航空兵)
- 東京航空學校生徒 (少年航空兵)
- 技術、經理、衛生 (各見習士官)
- 獸醫、法務
- 操縱候補生
- 技術候補生
- 軍醫候補生
- 軍醫豫備員
- 戶山學校軍樂生徒
- 陸地測量部修技所生徒

**海軍**

- 兵學校生徒
- 機關學校生徒
- 經理學校生徒
- 海軍志願兵
- 水兵、水中測的兵、電信、機關
- 工作、軍樂、看護、主計
- 乙種飛行豫科練習生 (少年)
- 甲種飛行豫科練習生
- 軍醫、齒科醫、造船
- 造機、造兵、主計 (各見習尉官)
- 法務
- 海軍豫備學生 (兵科、飛行、整備)
- 豫備練習生 (整備、飛行甲及乙)

陸海軍依託學生及同生徒

### 陸軍幼年學校生徒

(昭和十七年採用公告)  
(昭和十七年三月十二日官報)

#### 志願者の資格

十三年以上十五年未満(入校年の三月三十一日の計算に依る)者で、學力は概ね中學校第一學年第二學期修業程度に於て採用試験が行はれるが學歷には制限がない。(破産の宣告を受けて復権を得ざる者、禁錮以上の刑に處せられたる者、素行修まらざる者は不採用)

#### 願書用紙

志願票用紙は聯隊區司令部(朝鮮、臺灣、關東州及滿洲國では兵事部又は同支部、支那に在りては軍司令部以下同じ)、教育總監部若しくは直接各幼年學校又は陸軍豫科士官學校に請求(郵税五錢切手封入)すること。

出願期日六月一日より八月十日迄であるから志願票を其の日に到着するやうに直接教育總監部内陸軍將校生徒試験常置委員宛に身上申告書は志願票

の切斷線から切り離して直接本籍地の市區町村長宛に提出のこと  
採用検査

採用検査を分ちて身體検査及學科試験とし、學科試験は身體検査合格者に付之を行ふ。

身體検査期日 概ね十一月中。  
學科試験 十二月一日より概ね三日間。

検査場 (陸軍各校共通)

検査場所管	身體検査場	學科試験場
東京師團長	東京、甲府	東京、横須賀、千葉、甲府
仙臺師團長	仙臺、若松、高田、新發田	仙臺、若松、高田、新發田
名古屋師團長	名古屋、靜岡	名古屋、岐阜、靜岡、豊橋、三島
大阪師團長	大阪、奈良、和歌山	大阪、和歌山、奈良
廣島師團長	廣島、濱田、松江、山口	廣島、福山、濱田、松江、山口
熊本師團長	熊本、鹿兒島、都城、大分、那覇	熊本、鹿兒島、都城、大分、那覇
旭川師團長	旭川、札幌、釧路、函館	旭川、札幌、函館、釧路
弘前師團長	弘前、山形、盛岡	弘前、山形、秋田、盛岡
金澤師團長	金澤、富山、松本	金澤、富山、松本
姫路師團長	姫路、鳥取	姫路、岡山、鳥取
善通寺師團長	善通寺、高知、松山、徳島	善通寺、高知、松山、徳島
久留米師團長	久留米、小倉、佐賀	久留米、小倉、福岡、大村、鶏知、佐賀

國語 作文  
歴史 國史の全部但し江戸幕府及其の以降は國民學校初等科にて修めたる程度  
地理 日本地理但し樺太、北海道、奥羽、關東及中部地方以外は國民學校初等科程度  
外國地理 (國民學校初等科に於

學科試験科目及其の範圍

宇都宮師團長	宇都宮、水戸	宇都宮、水戸、松本、高崎
京都師團長	京都、津、福井、福知山	京都、津、福知山、福井、
羅南師團長	羅南、成興	羅南、成興
龍山師團長	京城、平壤	京城、大邱、平壤
臺灣軍司令官	臺北、臺南	臺北、臺南
關東司令官	大連、新京、奉天、哈爾濱、牡丹江、齊々哈爾	大連、新京、奉天、哈爾濱、牡丹江、齊々哈爾
北支最高指揮官	北京、太原、濟南、大同	北京、太原、濟南、大同
中支最高指揮官	漢口、南京、上海	漢口、南京、上海
南支最高指揮官	廣東	廣東

て修めたる範圍及程度

數學 算術(整數、小數、諸等數、分數、比、比例及歩合算)  
代數(正數、負數、整式四則、一元一次方程式)  
理科 國民學校初等科にて修めたる範圍に於て中學校第一學年第二學期修業程度の一般理科、但し生理、衛生、物理、化學に關する事項は國民學校初等科に於て修

めたる程度

陸軍豫科士官學校生徒及陸軍經理學校豫科生徒  
志願者の資格  
一般よりの志願者は十六年以上二十六年未滿。現役下士官よりの志願者は二十六年未滿。幹部候補生、操縦候補生又は現役兵は二十五年未滿(入校の年

の三月卅一日計算とす)者で、學力は概ね中學校第四學年第一學期修業程度で、學歷には制限ない。但し左記該當者は採用しない。  
妻ある者。  
破産の宣告を受け復権を得ざる者。  
禁錮以上の刑に處せられた者。  
素行修まらざる者。

願書

請求は略幼年學校の部に述べた通である。提出先も亦幼年學校に同じで四月一日より五月十五日迄又陸軍部内者の出願期日は四月二十日迄に所屬部隊長に提出する。

採用試験

採用試験を分ちて身體検査及學科試験とし、學科試験は身體検査合格者に付之を行ふ。検査場は幼年學校に同じ。

身體検査期日 八月中

學科試験 八月二十九日より概ね三日間

科目及範圍

國語、漢文

作文

歴史、國史の全部

地理：外國地理中「アジア」洲のみ

理科：(乙表要目に準據す)物理(物性、熱、音、光、磁氣、靜電氣)化學(非金屬、金屬)

數學：代數(整式、分數式、無理式、開方、方程式、不等式、比例、級數、函數)幾何及三角法(直線形、圓、面積、比例、相似形、軌跡、作圖題、銳角の三角函數)

身體検査に不合格となすべき者

裸眼の視力〇・三に満たざる者及辨色不全の者。

傷寒、疾病、畸形等にて陸軍軍人の服務に妨ある者。

身長、體重、胸圍一定の標準に達せざる者。

備考

幼年學校の卒業者及直接志願者共に

入校期日は四月一日、修業年限概ね二年。入校旅費と手當毎月四圓を支給せ

られ、卒業後は士官候補生となり隊附を経て士官學校へ進む。

但し航空兵科の者は卒業後直ちに航空士官學校に入校す。

經理學校豫科生徒は主計候補生となる外豫士生徒と同じ。

陸軍兵器學校生徒

陸軍少年戰車兵學校生徒

陸軍少年通信兵學校生徒

陸軍野戰砲兵學校生徒

(少年砲兵)

陸軍重砲兵學校生徒

(同右)

陸軍航空學校生徒 (同右)

東京陸軍航空學校生徒

(少年航空兵)

昭和十八年採用者召集公布

(昭和十七年三月十二日官報)

志願者年齢、願書差出期日及採用検査期日

學校別	年齢	願書差出期日	採用検査期日
陸軍兵器學校	大正十一年四月二日ヨリ昭和二年四月一日迄	昭和十七年四月一日ヨリ同年五月三十一日迄	一 身體検査 昭和十七年八月下旬ヨリ九月五日迄ノ間ニ於テ検査官ノ指定スル日 二 學科試験 昭和十七年九月六日ヨリ概ネ三日間
陸軍少年戰車兵學校	大正十三年四月二日ヨリ昭和二年四月一日迄	昭和十七年四月一日ヨリ同年五月三十一日迄	一 第一次検査 (イ) 昭和十七年八月月中旬ヨリ八月二十三日迄ノ間ニ於テ検査官ノ指定スル日 (ロ) 昭和十七年八月二十四日ヨリ概ネ二日間 二 第二次検査 昭和十七年十一月二十二日ヨリ概ネ九日間
陸軍野戰砲兵學校	大正十三年四月二日ヨリ昭和二年四月一日迄	昭和十七年四月一日ヨリ同年五月三十一日迄	一 身體検査 昭和十七年八月月中旬ヨリ八月二十三日迄ノ間ニ於テ検査官ノ指定スル日 二 學科試験 昭和十七年八月二十四日ヨリ概ネ二日間
陸軍重砲兵學校	大正十三年四月二日ヨリ昭和二年四月一日迄	昭和十七年四月一日ヨリ同年五月三十一日迄	一 身體検査 昭和十七年八月月中旬ヨリ八月二十三日迄ノ間ニ於テ検査官ノ指定スル日 二 學科試験 昭和十七年八月二十四日ヨリ概ネ二日間
陸軍防空學校	大正十五年四月二日ヨリ昭和三年四月一日迄	昭和十七年四月一日ヨリ同年十月三十一日迄	一 身體検査 昭和十八年一月下旬ヨリ二月七日迄ノ間ニ於テ検査官ノ指定スル日 二 學科試験 昭和十八年二月八日ヨリ概ネ二日間
東京陸軍航空學校	大正十五年四月二日ヨリ昭和三年四月一日迄	昭和十七年四月一日ヨリ同年十月三十一日迄	一 身體検査 昭和十八年一月下旬ヨリ二月七日迄ノ間ニ於テ検査官ノ指定スル日 二 學科試験 昭和十八年二月八日ヨリ概ネ二日間

備 一 陸軍部内 現役兵又ハ應召兵トス)ヨリ陸軍兵器學校生徒ヲ志願スル者ハ大正八年四月二日以後ニ出生ノ者トシ其ノ願書類ハ昭和十七年六月十日迄ニ所屬部隊長ニ之ヲ差出スモノトス

考

二 陸軍少年戰車兵學校生徒(陸軍少年通信兵學校生徒)ヲ志願スル者ニシテ陸軍少年通信兵學校生徒(陸軍少年戰車兵學校生徒)ヲ第二志望トスル者ニ在リテハ志願票所定欄ニ通信(戰車)ト記入スルモノトス

三 陸軍防空學校生徒(陸軍野戰砲兵學校生徒)又ハ陸軍重砲兵學校生徒(陸軍防空學校生徒)ヲ第二志望トスル者ニ在リテハ志願票所定欄ニ野戰砲(防空)ト記入スルモノトス

二 學科試験ノ程度及試験科目

(イ) 陸軍兵器學校生徒採用學科試験ノ程度ハ國民學校高等科修了ノ程度ニ於テ左ノ科目ニ付之ヲ行フ  
國語、作文、數學、地理、歴史、理科

(ロ) 陸軍少年戰車兵學校生徒、陸軍少年通信兵學校生徒、陸軍野戰砲兵學校生徒、陸軍重砲兵學校生徒及陸軍防空學校生徒採用學科試験ノ程度、國民學校高等科修了ノ程度ニ於テ左ノ科目ニ付之ヲ行フ  
國語、數學、歴史、理科

(ハ) 東京陸軍航空學校生徒採用學科試験ノ程度ハ概ネ國民學校初等科修了ノ程度ニ於テ左ノ科目ニ付之ヲ行フ  
國語、數學、歴史、理科

三 検査場

師管	身体検査場及學科試験場
東京師管	東京、甲府、横須賀、千葉、(熊谷)
宇都宮師管	水戸、宇都宮、高崎
仙臺師管	仙臺、若松、新發田、高田、福島
金澤師管	金澤、富山、松本、長野
名古屋師管	名古屋、岐阜、豊橋、静岡、三島、(濱松)
京都師管	京都、福知山、津、敦賀、(八日市)、福井
大阪師管	大阪、奈良、和歌山
姫路師管	姫路、岡山、鳥取、神戸
廣島師管	廣島、福島、濱田、山口、松江
善通寺師管	善通寺、松山、徳島、高知

熊本師管	熊本、大分、都城、鹿兒島、那覇
久留米師管	小倉、福岡、久留米、佐賀、大村、鶏知
旭川師管	札幌、函館、釧路、旭川、(帯広)
弘前師管	弘前、山形、秋田、盛岡、青森、(八戸)
羅南師管	羅南、成興、(羅津)
京城師管	京城、平壤、大邱
臺灣軍管區	臺北、臺南、(臺中、屏東)
關東軍管區	大連、新京、奉天、哈爾濱、牡丹江、齊齊哈爾
支那	上海、南京、漢口、濟南、大同、太原、廣東

一 志願者(陸軍兵器學校ニ在リテハ陸軍部内ノ者)

四 其ノ他

(1) 志願票用紙及志願者心得ハ本人ノ請求ニ依リ左ノ部隊ニ於テ之ヲ交付ス(郵送ノ場合ハ所要ノ切手封入)

(イ) 教育總監部  
陸軍少年戰車兵學校、陸軍少年通信兵學校、陸軍野戰砲兵學校、陸軍重砲兵學校及陸軍防空學校生徒ノ分

(ロ) 陸軍航空本部

考	備
一	除クハ便宜ノ検査場ヲ選定スルニシテ志願票ヲ提出シタル後ニ於テハ検査場ヲ變更スルコトヲ得ス
二	身體検査場ハ之ヲ指定スルコトアルベシ
三	(ハ) 東京陸軍航空學校生徒ハ東京陸軍航空學校ニ在リテハ志願者以外ニハ適用セザルモノトス
四	外地部隊(關東州、滿洲國及支那ニ在ル部隊ヲ除ク)ニ在ル部隊ハ當該最高指揮官ノ部隊本部ノ位置トス

東京陸軍航空學校生徒ノ分

(一) 陸軍少年戰車兵學校、東京陸軍航空學校、陸軍兵器學校、陸軍野戰砲兵學校、陸軍重砲兵學校、陸軍防空學校當該學校生徒ノ分

(二) 陸軍通信學校陸軍少年通信兵學校生徒ノ分

(ホ) 聯隊區司令部(朝鮮、臺灣、關東州又ハ滿洲國ニ在リテハ兵事部、北支那、中支那、南支那其ノ他外地部隊ニ屬スル者ニ在リテハ其ノ地域ニ在ル最高指揮官ノ部隊本部)

各學校生徒ノ分

(2) 陸軍少年戰車兵學校生徒及陸軍少年通信兵學校生徒ノ兩者ヲ同時ニ志願スル者ニ在リテハ其ノ願書類ハ第一志望ノモノノミヲ當該學校長ニ差出スモノトス

陸軍野戰砲兵學校生徒又ハ陸軍重砲兵學校生徒及陸軍防空學校生徒ノ兩者ヲ同時ニ志願スル者ニアリ

テハ前項ニ準ズ、但シ陸軍野戰砲兵學校生徒(陸軍重砲兵學校生徒)ノ志願者ニ在リテモ陸軍重砲兵學校生徒(陸軍野戰砲兵學校生徒)ニ採用セララルコトアルベシ

(3) 陸軍少年戰車兵學校生徒志願者及陸軍少年通信兵學校生徒志願者ノ學科試験ハ同一問題ニ付之ヲ行フ陸軍野戰砲兵學校生徒、陸軍重砲兵學校生徒及陸軍防空學校生徒志願者ニ在リテモ前項ニ同ジ

技術部  
經理部  
衛生部(藥劑) 見習士官  
獸醫部  
法務部

昭和十七年採用者公告  
(昭和十七年三月廿五日官報)  
(同 六月廿六日官報(法務部))

志願者資格  
技術部 大學令に依る大學の工

學部、理學部、又は農學部に於て夫々指定の課程を卒業したる者。  
専門學校（別科を除く）に於て右と同一要領の課程卒業者。  
（ロ） 經理部 法學士、商學士、經濟學士

（ハ） 衛生部（藥劑） 藥劑師法第二條第二項各號の一に該當する者

（ニ） 獸醫部 大學、専門學校、其他文部大臣指定學校修業者

（ホ） 法務部 法學士にして且司法官試験たるの資格を具ふる者

年齢 衛生部及法務部は三十二年未滿其他は三十年未滿

願書差出期日

獸醫部 七月二十日乃至三十一日  
法務部 七月二十日

其他 四月二十日乃至三十日

採用検査

各部により異なるも五月より八月に亘り身體、學力、口述考査あり。

願書類の差出 志願票（各地軍、師團司令部に五錢切手封入請求）及所要

書類（戶籍、身分證明書、卒業證書、教練合格證、寫真等）を現住地（在學者は學校所在地）の師團長に、又部内者は所屬隊長に差出すのである。

備考 大學卒業者は中尉に専門學校卒業者は少尉に任ぜられる。

操縦候補生、同豫備役下士官候補生

昭和十七年臨時召集公告

（昭和十七年三月二十日官報）

採用期日 前者十月一日後者十一月一日

出願期日 七月三十日、九月十五日

検査日及場所 八月中旬、十月上旬

陸軍航空技術研究所（東京府立川）  
資格 二十八年未滿にして、（イ）希望者、（ロ）派遣將校の檢定合格者、（ハ）操縦士免狀所持者、（ニ）教練合格者たるを要す。

志願手續 志願票（航空本部に請求）  
其他の書類を陸軍航空本部長に提出

其他 入營後一等兵より順次見習士官となり岐阜陸軍飛行學校にて約半年教育せられ考査の結果航空兵科の少尉又は下士官に任ぜられる。

技術候補生

（臨時特例短期現役技術部將校）

昭和十七年採用者公告

（昭和十七年四月一日官報）

資格

（甲） 大學、工、理、農學部卒業者又は卒業見込者

（乙） 専門學校同右  
兩者共教練檢定合格者。

志願手續 志願票（師團司令部、各學校に請求）及所要書類を五月三十一日（部内志願者は五月十日）迄に所管師團長又は所屬部隊長に差出すものとす。

検査 身體検査 六月中旬  
學力考査 六月下旬

其他 十月中旬入隊、四月の後、（甲）

は技術中尉に（乙）は技術少尉に任ぜらる。  
現役として二年服役の義務あり、其後も本人の希望により引續き現役に服することを得。

軍醫候補生

（臨時特例短期現役衛生部將校）

昭和十七年召集公告

（昭和十七年四月一日官報）

資格 三十二年未滿、醫師法第一條第一項各號該當者、又は九月三十日迄に卒業見込者。

出願手續 五月三十一日（部内者は五月十日）迄に志願票（各地師團司令部に切手封入請求）に所要書類を添へ現住地の軍、師團司令部に提出すること。

採用検査

身體 六月中旬

學力 六月下旬

其他 生徒として兵籍に編入し衛生軍曹の階級を與へられ次で見習醫官と

なり考査の上、衛生部中尉又は少尉に任ぜらる。現役二年服役の義務あり、其後も希望により現役に留るを得。

軍醫豫備員

説明 醫師の資格ある者を志願により豫備役の衛生下士官に任用し戰時又は事變の際は之を召集して見習醫官を命じ陸軍軍醫の職務を執らせる制度である。

資格 徴兵検査を受け現役に編入せられなかつた者の外、豫備役下士官、豫備兵又は補充兵から採用する。

修業及服役 豫備役下士官は十五日。豫備兵又は既教育補充兵は二十一日其他は七十五日間入隊教育した後、何れも豫備役衛生軍曹に任用され軍醫豫備員となり四十五歳迄服役の義務がある。

召集及任用 召集されて入隊すると直ちに見習士官となり、軍醫と同様の將校待遇を與へられるが除隊と共に

豫備役曹長の下士官の身分に復する。

但、此の見習士官の召集期間に衛生部將校に任ぜられる途が開かれてゐる。

志願手續 各地師團軍醫部に就き志願票を請求、之に戶籍卒業證書を添へて九月十日迄に願出るのであるが、詳細は現住地師團司令部に就き聞合はせるのが宜しい。

戸山學校軍樂生徒

昭和十七年召集公告

（昭和十七年二月十日官報）

採用人員 約五〇名

年齢 十七歳乃至二十一歳

資格 國民學校高等科卒業程度の學力を有する者但し學歷には制限なし。

試験 志願票は教育總監部、陸軍戸山學校又は各聯隊區司令部にあり、志願者は戶籍抄本を添附して三月末日迄に

希望身體検査地の聯隊司令官に提出する。

身體検査 希望検査地の徴兵検査の際同時に實施せらる。

學科試験 概ね九月、其の科目は國語、作文、數學、地理、歴史、唱歌の外に、音程判別並に音楽に關する素質の程度を検査せらる。

備考

入學期日は十二月一日。修業年限は概ね二年とし、在學中は毎月手當を支給せられ卒業後軍樂上等兵となり更に軍樂部下士官に任用される。

陸地測量部修技所生徒

昭和十七年募集公告

(昭和十七年二月十三日官報)

一、資格 生徒は陸軍軍人中左の各號に該當する者より之を採用す。但し本人又は父若くは戸主家資分散又は破産の宣告を受け復権を得ざる者及本人禁錮以上の刑に處せられたる者は採用せられず。

1 現役各兵科准士官下士官兵にして募集の年に於て現役を離れ若くは歸休となる者又は豫備役後備役將校准士官下士官兵にして現役を離れたる年の十二月一日より起算し三年を経過せざる者。

2 年齢三十年(年齢の計算は募集年の十二月一日調べを以てす)未滿の者。

3 身體強壯、行狀方正、勤務勉勵の者

4 試験に合格したる者。

昭和十七年特別規定

豫備役將校准士官下士官兵ハ現役ヲ離レタル年ノ十二月一日ヨリ起算シ五年ヲ經過セザル者

應召シタル者ハ召集解除ノ年ノ十一月一日ヨリ起算シ五年ヲ經過セザル者

現ニ在營中ノ者ハ本年十一月末日ニ於テ概ネ左ノ期間連續服務シタル者トス

2、補充兵役ノ者ニシテ應召シタル者ニ在リテハ三年(教育召集ノ期間ヲ通算ス)

3、其ノ他ノ應召者ニ在リテハ二年

二、出願期日 六月上旬頃迄。所屬隊長又は聯隊區司令官宛出願する。

三、試験科目並に程度

1 作文 漢字交り文書及書簡文

2 數學 中學校第四學年修了程度

3 物理 中學校第四學年修了程度

四、修學期間 概ね一年とし三角、地形及地圖の三科中其の一を専修せしむ。

五、其他 生徒を命ぜられたる者は一家を構ふる身元確實なる者二名(内一名は東京市若くは其の附近在住の者たることを要す)を保證人と爲し入學の際入學證書を差出すものとす。

六、生徒には手當金月額三十四圓を給せられ通學とす。

特例 戰時又は事變の際には資格の1に該當しない陸軍軍人中からも採用せらる。

られる。

海軍兵學校生徒

海軍機關學校生徒

海軍經理學校生徒

昭和十八年採用者公告

(昭和十七年三月三十一日官報)

志願者の資格

當分の間一般者は年齢滿十五年より滿十九年迄(經理學校生徒は十五年以上二十一年以下)

學歷 制限なし。

學力 中學校第四學年一學期修了程度(第二種課程)を標準とす。

不採用者

1 有妻の者

試験場

- 旭川、札幌、青森、盛岡、秋田、仙臺、山形、郡山、新潟、水戸、宇都宮、前橋、熊谷、千葉、東京、横須賀、甲府、長野、静岡、名古屋、岐阜、富山、金澤、福井、彦根、津、京都、奈良、大阪、和歌山、東舞鶴、神戸、姫路、岡山、鳥取、松江、廣島、吳、山口、徳島、高松、高知、松山、福岡、佐賀、佐世保、熊本、大分、宮崎、鹿児島、加治木

ぬ。

海軍生徒採用前は試験の前後を問はず、志願取消しが出来る、又志願票提出後も志願書提出期限迄は志願校を變更することを得。

志願書類

志願校の海軍生徒採用試験委員宛、五月三十一日迄に書留等確實なる方法に依り、提出すること。

志願票

志願者戸籍謄本(志願年の二月以後に作製せるものとす) 一通

採用試験

採用試験は三校同時に身體検査、學術試験及口頭試験に分れ、學術及口頭試験は身體検査合格者だけについて行はれる。

志願者止むを得ざる理由ありて受験地を變更せんとする場合には志願書提出期限迄は志願校の海軍生徒採用試験委員に許可を願出ることが出来る。

身體検査

七月下旬より八月月上旬に之を行ふ。其の日割は六月二十五日迄に各學校の海軍生徒採用試験委員より志願者に豫告す。

學術試験

學術試験は身體検査に引續き同地にて之を行ふ。其の科目左の如し。國語、漢文、作文、日本歴史

英語(和譯、英譯、文法) 物理(物性、熱、音、光、磁、電氣、真空放電、放射、能及電波を除く)

數學 代數(負數、整式、最大公約數、最小公倍数、分數、法、方程式、累法、開方、比例、級數、銳角三角函數、幾何(平面幾何全部))

化學 無機化學 主なる非金屬元素及其化合物、主なる金屬元素、白金及稀産金屬(銀、銅、鉛、錫、鎳、鉻、錳、鉾、鎂、鋅、鎘、銻、碲、碲、鉍、釷、鈾、錒、ラジウム、ポロニウム、アクチン、ラザール、フランシウム、アクチノイド)

有機化學 炭化水素、含酸素化合物、含窒素化合物、含硫黄化合物、含塩素化合物、含フッ素化合物、含シリコン化合物、含硼化合物、含鉛化合物、含錫化合物、含鉄化合物、含銅化合物、含銀化合物、含白金化合物、含稀産金屬化合物、含鹵素化合物、含硫酸化合物、含硝酸化合物、含磷酸化合物、含砒化合物、含砷化合物、含碲化合物、含鉍化合物、含釷化合物、含鈾化合物、含錒化合物、含ラジウム化合物、含ポロニウム化合物、含アクチン化合物、含ラザール化合物、含フランシウム化合物、含アクチノイド化合物

採定者之決定發表及其の召集 海軍生徒を命ずるには先づ其の採用豫定者を、十一月月上旬電報にて示達し、且官報に告示し更に十一月下旬當該學校に召集し、身體の再検査を行つた後に於て、入校期日は四月一日とす。又受験地への往復滞在旅費は自辨とす採用豫定者亦同じ。

注意 海軍生徒採用試験の事情は各學校の

海軍生徒採用試験委員之を取扱ふに付志願票の請求、海軍生徒志願に必要なる書類の提出其の他海軍生徒志願に關する一切の通信は左記各學校海軍生徒採用試験委員宛とす。 海軍兵學校生徒志願者：廣島縣江田島海軍兵學校 海軍機關學校生徒志願者：京都府東舞鶴海軍機關學校 海軍經理學校生徒志願者：東京市京橋區小田原町三丁目海軍經理學校

海軍志願兵

志願兵の種別 海軍の兵は徵兵検査の結果徵集せられる者と、志願に依り現役に服する者がある。志願に依る即ち志願兵は戶籍法の適用を受くる者にして年齢十四年以上徵兵適齡未滿者にして、五年の現役期間滿つるも年齢三十五年迄は二年を一期として數次再現役を志願し得る。

志願し得る兵種

1 水兵には普通の水兵と電信兵と水中測的兵とがある。

水兵：大砲、水雷又は測的關係、艦艇の運用、信號等に從事。

電信兵：無線電信、電話の取扱。水中測的兵：敵の潜水艦又は軍艦の所在測定。

2 飛行兵は左の三種に分れる。

甲種飛行豫科練習生(航空機の操縦) 乙種飛行豫科練習生(及機上諸作業)

(少年飛行兵) 整備兵：航空機の機體發動機及兵器の整備取扱。

※甲種飛行豫科練習生は次に詳述する。

3 機關兵：汽罐、機械、電氣機械取扱、機關工業。

4 工作兵：金屬木具工業、潜水作業。

5 軍樂兵：儀式禮式の爲、又は志氣を鼓舞する爲、其の他國際的交歓等の際に樂を奏する。

6 看護兵：傷病兵の看護、調劑、治療の助手。

7 主計兵：被服、糧食、需品其の他一般經理事務、和洋食調理。

募集、志願書提出期日、受檢日等 普通官報には告示せられず前年十一月から翌年二月迄の間に各府縣毎に告示される。願書は地方長官宛なるも市(區)町村長に差出すものである。又徵募検査は身體検査及國民學校高等科卒業程度の學力試験(別に定められたる者を除く)を行はる。

志願者にして青年學校手帳、國民學校四年以上の通信簿若くは之に準ずるもの又は學業其の他職業に關する證書類を有する者は検査所に携行し徵募官の閱覽に供するのである。

志願者の年齢

水兵(一般水兵) 十六年以上 整備兵(飛行豫科練習生を除く) 二十一年以上 機關、工作、看護、主計兵

水兵(水測兵、電信兵) 十四年八月一日以上十九年未滿

甲種飛行豫科練習生 二十五年以上 十五年未滿

少年飛行兵 十四年八月一日以上十八年未滿

軍樂兵 二十六年以上 二十年未滿

◇甲種飛行豫科練習生のみは毎年四月及十月入隊の分を前期後期に分けて二回採用する。 採用せられたる志願兵は海兵團に入團せしむ、但し飛行豫科練習生たることを志願する航空兵は土浦航空隊に、軍樂兵は横須賀海兵團に入隊又は入團せしむ。 入團、入隊の旅費、附添官吏員旅費は官給とし志願者の検査を受ける爲の検査所迄の旅費は自辨とす。

1

各兵種（甲種飛行豫科練習生を除く）

身體検査規格

視力	握力左右各（疋）	活量（立櫃）	胸廓擴張（種）	胸圍（種）	體重（疋）	身長（種）
各眼視力	二八・〇	三〇〇〇	六・〇	七九・〇	四九・〇	一五七・〇
	二六・〇	三〇〇〇	五・五	七八・〇	四七・〇	一五六・〇
	二四・〇	二八〇〇	五・五	七七・〇	四五・〇	一五四・〇
	二二・〇	二六〇〇	五・五	七四・〇	四一・〇	一五一・〇
	二〇・〇	二五〇〇	五・〇	七一・〇	三八・〇	一四七・〇
	一・〇					

2

甲種飛行豫科練習生

體格	身長（種）	體重（疋）	胸圍（種）	胸廓擴張（種）
十八年以上	一五七	四九	七九	六
十八年未滿	一五六	四七	七八	五・五
十七年未滿	一五四	四五	七七	五・五
十六年未滿	一五一	四一	七四	五・五

視力	握力左右各（疋）	肺活量（立櫃）
各眼視力	二八	三〇〇〇
	二六	三〇〇〇
	二四	二八〇〇
	二二	二六〇〇
	一・〇	

學術試験等

科目 讀書、數學（國民學校高等科卒業程度）尙水中測的兵、電信兵、甲種飛行豫科練習生、乙種飛行豫科練習生、軍樂兵、工作兵は此の外に適性検査が行はれる。  
乙種飛行豫科練習生の第二次検査第一次試験に合格したる者を三月中、下旬に約三日間、各鎮守府所在地の海軍航空隊に集めて更に學術試験（讀書、數學）、適性検査及身體検査を行ひ、始めて採用者を決定する。

入隊期日

一般兵種：五月一日及九月一日の二回。  
乙種飛行豫科練習生：六月一日、十二月一日の二回。

甲種飛行豫科練習生：四月一日及十月一日の二回。

甲種飛行豫科練習生

海軍に於ては昭和四年飛行豫科練習生の制度を設け、少年飛行兵の養成に努めてゐるが、更に四圍の状況に依り昭和十二年に甲種飛行豫科練習生の制度を設け、海軍航空機搭乗員幹部を急速に養成することとなつた。従つて從來の豫科練習生は之を乙種豫科と稱し、甲種と並進するものである。

教育

土浦海軍航空隊に於ける教育は二年六ヶ月で、初めの一年六ヶ月は基礎教育即ち軍人精神の鍛錬と一般軍事學を教へ、後の一年は主眼として航空幹部に必要な操縦術、偵察術等の技能及

航空に關する高等學術を教授する。

進路

入隊すると四等飛行兵を命ぜられ、六ヶ月後に一等飛行兵に、後期の教程中に三等飛行兵曹に任官、同教程卒業後軍艦又は航空隊に配員、實地勤務に服したる後一等飛行兵曹に進み、更に練習航空隊選修學生として約一ヶ年専門的技術を修得し、本教程修了後間もなく飛行兵曹長に進級、此の間入隊以來約六年である。

爾後累進して特務少尉、特務中尉、大尉となり累進して海軍少佐に任用せられ、更に上級に進む。

志願案内

1 年齢（入隊の十二月一日現在）十五年以上二十年未滿  
2 志願手續 募集、志願書様式其の



他期日等は各府縣毎に告示。

3 検査 検査は年二回行はれる。

イ、身體検査規格(前表)

ロ、學力及學科試験科目 中學第三

學年修了程度

代數、幾何(平面)、英語(和譯、

英譯)、國語漢文、作文、日本歴

史、物理、化學(無機)、地理(日

本又外國)

ハ、試験順序

第一日 數學、理化學、作文

第二日 英語、地理、歴史

ニ、第二次検査(入隊者の検査)―身

體検査、適性検査及口頭試問

海軍軍醫

海軍藥劑

海軍主計

海軍技術

(造船、造機

造兵)

海軍齒科醫

海軍法務

見習尉官

採用公告

(昭和十七年四月二十四日官報)

資格

各科により異なるも概ね、大學卒業  
者、専門學校卒業者中指定學科を修得  
せるもので其他高等試験合格者(主計)  
司法官試補(法務)もある、詳細は官  
報武官任用令、採用規則等に就き承合  
のこと。

志願手續

海軍省人事局、各地海軍人事務關係  
諸學校より志願票の交付を受け戸籍、  
卒業證、免許狀、合格證及寫眞等を添  
へ五月二十五日迄に海軍省人事局宛差  
出すこと。

検査

身體及口頭試問

昭和十七年は六月中下旬

検査地 内地各地方主要都市十二ヶ  
所、外地は京城、臺北、奉天、旅順等  
であるが各科により異なる。

参考

海軍依託學生及生徒(後記)よ  
り採用せられし者は永久現役に服務す  
るが、本制度により採用せられた者は  
中少尉任官後、二年間は現役に服する

義務があり、其後は希望により引續き  
現役に服し得るのである。

海軍豫備學生

昭和十六年制定の海軍豫備員補充制  
度である。

昭和十七年 五月四日官報。

兵科(大學又は専門學校卒業  
飛行科)又は見込者(二十四年未満  
整備科、工學部其他は同右。

出願 海軍豫備學生規則により志願  
書、卒業證、其他所要書類を添へ海軍  
省。

期限 六月三十日迄。

採用検査 (身體及雜問)

昭和十七年八月中旬、東京、仙臺、  
名古屋、大阪、福島にて行はる。

其他 昭和十七年十月一日に採用決  
定し、同時に海軍兵籍に編入せられ少  
尉候補生に準ずる取扱を受け、艦船部  
隊、學校にて一年乃至一年半教育の後、  
海軍豫備少尉に任ぜられ所定の服役義  
務を負ふ。

海軍豫備練習生

募集公告 (海軍豫備員候補者)

(イ) 整備科、昭和十七年十月三十日  
官報。

(ロ) 飛行科甲種、同十七年三月十三  
日同。

(ハ) 同 乙種、同 日  
資格

(イ) 工業學校機關電氣關係卒業生、  
二十年未満。

(ロ) 航空機免狀所持者、二十四年未  
滿。

(ハ) 中等學校卒業生、横須賀海軍入  
事部照。

検査 身體、雜問筆答、口頭試験あり、筆  
答は代數及國語である。

依託學生及生徒

陸海軍略々同一制度であつて、

陸軍

技術

經理

衛生(藥劑を含む)

獸醫

法務(學生のみ)

海軍

軍醫

藥劑

主計

技術

法務(學生のみ)

齒科醫(生徒のみ)

に分れてゐる。

學生は大學、生徒は専門學校在學中  
の者で志願採用される陸海軍省より學  
費を給與せられ、卒業後は見習士官又  
は見習尉官となる。

詳細は陸軍は同規則(補充之部)海  
軍依託學生生徒令(昭和十七年九月八  
日勅令)に依る。

此の學生々徒は必ずしも毎年全部に  
亘り募集するのではなく、其時々官報  
に發表せられる。

一、陸軍依託學生同生徒

種類 技術、經理、衛生(軍醫、藥劑、  
齒科)獸醫、法務各部。

資格 二十七年(衛生部は二十八年)  
未滿の大學又は専門學校在學者。

志願 隨時官報を以て公告せらる、尙  
各學校にも其都度通達せらるゝを以  
つて學務當局と連絡しておくこと。

検査 身體検査の外、志操、性行、修  
學及家庭の狀態を調査せらる。

其他 採用後は師團長の監督を受け、  
毎年夏季三週間軍事教育を受ける、  
毎月學資金を給せられ卒業後は各部  
見習士官となり中尉(大學)少尉(專  
門學校)任官後は現役將校として服  
務するのである。

昭和十七年召集公告

昭和十七年二月十三日官報(技術、  
衛生、獸醫)

同 六月二十六日官報(法務部)

志願期限 昭和十七年四月三十日

採用検査

身體検査 四月中旬より五月上旬  
學力考査 身體検査合格者  
尙、詳細は各地師團司令部、諸學校  
につき承知すること。

二、海軍依託學生及生徒

海軍には從來此名稱なく各科學生同  
生徒と稱したが、昭和十七年九月海軍  
依託學生生徒令により陸軍と同じ名前  
になつた、従つて、夫迄の募集は舊名  
稱で公示せられ本年度は左の如く召集  
せられてゐる。  
卒業後は前記の海軍見習尉官となる  
が、任官後は現役士官となるのであ  
る。

1、海軍軍醫科學生及齒科醫學生徒

昭和十七年二月二日官報  
出願期日 四月二十五日

採用試験 五月中各地にて行はる。

2、海軍技術(造船、造機、造兵)學  
生及生徒

技術將校となる依託學生生徒であ  
る。

昭和十七年三月四日官報  
尙、同年四月九日官報を以て同じく  
技術部中の土木及建築學科の依託學  
生及生徒の追加募集が公示せられ  
た。

3、海軍法務學生

昭和十七年五月二十一日官報  
資格 大學法律學科履修中第二及第  
三學年十九年以上二十七年未満  
出願期日 六月廿五日  
試験 七月上旬、身體及口頭試問を  
東京、京都、仙臺、福島の各帝大  
にて行はる。

少年砲兵

陸軍野戰砲兵學校

(一) 測遠機による距離測量を特技と  
するもの——一般砲兵射撃の基礎と  
なる正確な距離を主とする。  
(二) 音源標定機により敵位置の決定  
を特技とするもの——山の後や建物  
に遮蔽する敵砲兵の位置をその發射  
音を捕捉して位置を決定する。

(三) 寫眞撮影及び寫眞の判讀利用を  
特技とするもの——特殊の機械で遠  
距離の地域を撮影し、その寫眞或は  
空中寫眞により目標の種類、状態を  
判斷して位置、標高を出し射撃の諸  
元とする。

陸軍重砲兵學校

水中聽音機による敵艦船の搜索及び  
その位置決定を特技とするもの——  
海岸要塞で夜、濃霧の時接近し來る  
敵艦船或は海中に潜没行動する潜水  
船から出す音を聞いて敵を搜索し或  
はこれに對する射撃諸元を決定する

陸軍防空學校

(一) 測高機により飛行機の高高度測定を  
特技とするもの。(二) 空中聽音機によ  
る飛行機搜索を特技とするもの。  
入學資格及び手續 入校年の三月末日  
に年齢十五歳以上十八歳、志願票と戸  
籍謄本を五月末日までに希望の検査地  
の聯隊區司令官又は兵事部長に提出。

在郷軍人篇  
附財團法人軍人會館

帝國在郷軍人會

勅語

朕時勢ノ推移ト國防ノ整備ト  
ニ鑑ミ茲ニ帝國在郷軍人會ノ  
組織ヲ確立セシム汝在郷軍人  
克ク先朝ノ聖諭ヲ體シ其ノ本  
分ニ顧ミ戮力奮勵以テ朕カ倚  
信ニ副ハムコトヲ期セヨ  
昭和十一年十一月三日

奉答文

昭和十一年十一月三日  
海軍大臣 永野 修身  
陸軍大臣 伯耆寺内 壽一  
帝國在郷軍人會ノ組織確立ニ當リ特

ニ優渥ナル 勅語ヲ賜フ概慮深遠恐  
懼感激ノ至リニ堪ヘス臣等益々奮勵  
各々其ノ本文ヲ盡シ以テ 聖旨ニ對  
ヘ奉ランコトヲ期ス

沿革

必任義務兵役の法實施以來、在郷軍  
人を主腦とする尙武團體各地に興り日  
清日露の戰役を経て愈々其の數を加へ  
全國市區町村殆ど其の設立を見ざる所  
なきに至れり。然れども其の設立及經  
營は各郷毎に個々のものにして之を統  
一して指導振作するの機關なし。加之  
將來軍の編成は在郷軍人の精銳を必要  
とすること益々切實なるを以て明治三  
十九年より之が調査に着手し、同四十  
三年取敢ず陸軍軍人のみを以て帝國在

帝國在郷軍人會  
帝國在郷軍人會本部  
帝國在郷軍人會財團  
軍人會館  
在郷軍人會  
附 請願屆様式  
在郷軍人諸願屆一覽表  
在郷軍人職業申告規則

篇末記事  
郷軍彙報

(昭和十六—十七年)

郷軍人會を創立することにし時の陸軍  
大臣寺内正毅大將が主として其の任に  
當られ、明治天皇の御恩召を仰ぎ、伏  
見宮貞愛親王殿下を總裁に戴き、此の  
年天長の佳節十一月三日を卜して東京  
に發會式を擧げたり。超えて大正三年  
十月に至り時局に鑑み陸海協同提携す  
ることとなり同會組織の大意は整つた  
のである。爾來會勢の伸展に努めつつ  
十年餘を経て大正十四年に至り時勢の  
推移と内外の情勢は本會の内容充實改  
善を要望するに至り、規約の一大改正  
を斷行し聯合支部を新に設け又評議會  
並に議員の選出等に關する改正、審議  
會の新設、表彰として有功章の制定等  
時勢に應じた制度を確立せり。其の後

に此の規約によつて十一箇年間に（昭和八年一部規約の改正を行ふ）活動を續け來りしが、世界情勢の變化、殊に滿洲事變以來軍人會の強化發展が愈々切實となつたのに鑑み多年の懸案であつた公的團體として軍人會を認めらるることとなり、昭和十一年九月勅令を以て律せらるるに至れり。茲に於て從來一箇の私設團體であつた帝國在郷軍人會は、勅令團體となり其の地位を上されたと共に其の統制強化を圖らるることとなり同年十一月三日優渥なる勅語を賜はり且陸海軍省令の規程に基いて軍人會組織の確立、會則の新制定等を行ひ、茲に全く一新紀元を劃した譯である。

爾後數次所要の改正を加へたりしが近時宇内の形勢の急激なる變移、國內情勢の一大轉向、殊に大東亞戰爭の勃發に會し舉國國策の完遂すべき劃期的時代を迎へ在郷軍人分會の使命の重大と會員義務の重加とは昔日の比にあらざるに至り、且時恰も第二國民兵の多

數を會内に包容するに至り昭和十七年二月規程及會則の改正を斷行して指導統制の強化を圖りたり。

### 帝國在郷軍人會令

本令は昭和十一年九月二十年勅令第三六五號を以て發令せらる。

**目的** 軍人精神を鍛練し軍事能力を増進するを本旨とし、兼ねて社會の公益を圖り風教を振作し、恒に國家の干城となり國民の中堅たるの實を擧ぐるを以て目的とする。

**組織** 帝國在郷軍人會の組織、會員の資格、加入及脱退其の他必要なる事項は陸軍大臣及海軍大臣に於て定めらる。

帝國在郷軍人會を組織せんとするときは陸軍大臣及海軍大臣の認可を受けねばならぬ。

**監督** 帝國在郷軍人會は陸軍大臣及海軍大臣の監督を受くる。

陸軍大臣及海軍大臣は陸海軍部陸の長をして監督せしむる。此の場合同部

隊の長は帝國在郷軍人會に對し會務に關する報告を徴し會務執行又は會計の狀況を檢査し其の他監督上必要なる處分を爲すことを得る。

**補助** 政府は帝國在郷軍人會に對し豫算の範圍内で補助金の交付をする。

**會旗及會員徽章** 帝國在郷軍人會は附圖に定むる會旗を使用し、會員は附圖に定むる會員徽章を佩用する（附圖略す）

會旗の供用、會員徽章の佩用に關しては陸軍大臣及海軍大臣之を定むる。

**政治干與** 帝國在郷軍人會は政治に干與すべからず。

**協力** 陸軍大臣及海軍大臣は帝國在郷軍人會に對して徵募、召集、徵發、防禦等に關して協力を求むることを得る。

### 帝國在郷軍人會規

#### 程摘要

（昭一七、二一月）  
（陸海軍省令）

帝國在郷軍人會は聯合支部、

支部聯合分會及分會より成る

聯合支部は内地（樺太を含む以下之に同じ）及朝鮮に在りては師管内、臺灣に在りては臺灣全島内、關東州及滿洲國に在りては關東軍司令官の定むる區域内、支那（蒙疆地區を含む以下之に同じ）に在りては北支那、中支那又は南支那に在る陸軍最高指揮官（以下各區域陸軍最高指揮官と略稱す）の定むる區域内に在る支部を以て之を組織す。

前項の區域内に於て特別の事情に依り支部を組織し得ざる聯合分會及分會あるときは之を當該聯合支部の組織に編入す。

支部は内地又は朝鮮、臺灣、關東州及滿洲國に在りては聯隊區内又は兵事區内、南洋群島に在りては全島内、支那に在りては各區域陸軍最高指揮官の定むる區域内、其の他の地域に在りては適宜に定むる區域内に在る聯合分會を以て之を組織す。

前項の區域内に於て特別の事情に依

り聯合分會を組織し得ざる分會あるときは之を當該支部の組織に編入す。

本部に關する規程並に聯合分會及分會の組織は帝國在郷軍人會會則に於て之を定む。

**名稱** 聯合支部は内地及朝鮮に在りては師管の名稱、臺灣に在りては該名稱、關東州及滿洲國に在りては關東軍司令官、支那に在りては各區域陸軍最高指揮官の定むる地名等を冠稱す。

支部は内地に在りては聯隊區の名稱を、朝鮮、臺灣、關東州及滿洲國に在りては兵事區の名稱を、其の他の地に在りては其の區域内に在る著名なる土地又は其の事務所在地の地名を冠稱す。

**會員** 帝國在郷軍人會の會員は豫備役又は退役の將校、將校相當官、特務士官、准士官、歸休中又は豫備役の下士官、歸休兵、豫備兵、補充兵、海軍豫備員、豫備役幹部候補生、豫備役候補候補生及國民兵役に在る者（徵兵終決處分未済者を除く）とす。

前項以外の者を以て會員と爲すに付ては會則に於て之を定む。

前項に規定する者は其の屬すべき團體の長に届出で帝國在郷軍人會の會員と爲るものとす。

帝國在郷軍人會の會員の所屬に關しては會則を以て之を定む。

帝國在郷軍人會の會員は會員たる資格の喪失、死亡又は除名の事由に因り退會す除名の事由は會則を以て之を定む。

**監督** 聯合支部以下の監督は附表に依る

附表

及國	東滿	關東	臺灣	朝鮮		内地		地域	團體
				聯合支部	分聯合分會	聯合支部	分聯合分會		
警備府司令長官 (但シ關東州内トス)	關東軍司令官 警備府司令長官	軍司令官 警備府司令長官	師團司令官 警備府司令長官	軍司令官 鎮守府司令長官	師團司令官 鎮守府司令長官	聯隊區司令官 海軍人事部長 地方海軍人事部長	兵事部長 警備府司令長官ノ定ムル者ヲ以テ監督セシムルコトヲ得	兵事部長 警備府司令長官ノ定ムル者ヲ以テ監督セシムルコトヲ得	兵事部長 警備府司令長官ノ定ムル者ヲ以テ監督セシムルコトヲ得

聯合支部以下監督區分表

監

督

者

帝國在郷軍人會則拔萃

(昭和十七年二月改正)

第一章 總則

第一條 帝國在郷軍人會ハ昭和十一年勅令第三百六十五號帝國在郷軍人會令ニ依リ之ヲ組織ス

本會本部ハ之ヲ東京ニ置ク

第二條 本會ハ皇族ヲ總裁ニ奉戴ス

第四條 會令第五條ニ基キ本會ハ團體トシテ、會員ハ本會ノ名目ヲ以テ政治ニ干與スルコトヲ得ス

第二章 指導

其ノ地域	支那	南洋群島
各團體	聯合分會	聯合支部
陸軍大臣及海軍大臣ノ定ムル者	各區域陸軍最高指揮官 艦隊司令長官(但シ艦隊行動區域ノ附近トス)	海軍大臣ノ定ムル司令長官
各區域陸軍最高指揮官又ハ艦隊司令長官ノ定ムル者ヲ以テ監督セシムルコトヲ得		

第七條 指導ハ會令第一條ノ目的一ニ鑑ミ精神鍛鍊軍事教育ニ重點ヲ置キ良兵タル資質ヲ向上シ且之ヲ擴充シテ社會ノ公益ヲ圖リ風教ヲ振作シ良民タルノ實ヲ擧ゲシムル如ク之ヲ實施スルモノトス

第八條 前條ニ定ムル重點ノ指導ハ會員ヲシテ聖旨ヲ奉體シテ軍人ノ本分ヲ格守シ階級ト秩序トヲ重シ責任感ト協同心トヲ向上シテ團結ヲ固成シ且必勝ノ實力ヲ涵養シテ應召ノ準備ヲ完ウシ以テ軍ノ任務ニ密與セシムルヲ主眼トス

第九條 各團體長ハ會員ヲシテ本會ハ軍隊ノ延長タルノ心構ヲ堅持シ進ンテ統制ニ服スルノ徳性ヲ涵養スルト共ニ本會ノ特質ニ鑑ミ各自ノ自覺ヲ高メ切磋セシムルモノトス

第十條 本會ハ概ネ左記事項ヲ實施シテ會員ヲ指導スルモノトス

一 修養

イ、聖旨ヲ奉體シ常ニ其ノ實踐ヲ期ス(國家祝日、創立記念日、其ノ

他康アル行事ノ際ニ於ケル勅諭、勅語、詔書奉讀式並ニ訓話、奉誦ノ勵行等)

ロ、國體ノ本義ヲ體得シ國防ノ思想ヲ向上セシメ不拔ノ信念ヲ養成ス(國家祝日、康アル宮中式典ノ際ニ於ケル遙拜式、敬神崇祖、國體明徴、思想指導、國防思想普及ノ諸行事、大ナル國家的祝典ノ際ニ於ケル記念事業等)

ハ、建軍ノ本義ヲ明カニシ戰陣道徳ノ徹底ヲ圖ル(軍紀的教育、戰陣訓、訓話等)

ニ、應召準備ノ完備ニ努メシム(服役義務履行、戶籍ノ整備、家事財政ノ整理等應召準備ノ教育)

ホ、禮儀ノ正確ヲ期ス(一般禮儀ノ教養、陸海軍禮式令ニ依ル精神指導等)

二 訓練  
イ、既教育者ノ教育ヲ行フ(教育者タル教育、指揮官タル教育、兵ノ軍事教育等)

ロ、現役兵トシテ入營又ハ入團スル者及未ダ召集セラレザル補充兵並ニ第二國民兵ノ軍事教育ヲ行フ

ハ、武道ヲ獎勵ス(武道會、班組ノ會同勵行ニ依ル基礎訓練等)

ニ、體力ノ維持増進ヲ圖ル(臂力、脚力ノ養成、體育ノ勵行、體力ノ檢定等)

ホ、軍事智識ノ増進ヲ圖ル(講演會、研究會、映聲會、雜誌圖書、見學等)

三 事業

イ、軍ノ業務、公安ノ維持、思想ノ善導、風教ノ改善、社會公益等ニ關スル事業ハ軍官憲又ハ地方自治體ノ要請ニ依リ進メ之ニ協力スルノ外時宜ニ依リ獨自之ヲ行フ(會令第六條ノ業務特ニ簡便點呼、徵兵徵募檢査、防空、防諜等ノ業務援助、青年學校協力、思想對策、救護事業、奉仕事業等)

ロ、會員相互ノ扶助ニ努メ且軍人後援ニ關スル事業ニ對シテハ積極的

ニ協力又ハ後援ヲ爲ス(會員ノ扶助、戰役、事變並ニ公務ニ因ル死亡者ノ祭典、遺家族ノ慰弔、慰藉及扶助、傷病軍人優遇等)

第三章 組織

第一款 團體

第十六條 分會ハ團結、修養、訓練、事業及經理上ノ單位トス  
分會ハ各町村ノ區域ニ居住スル會員ヲ以テ組織ス(地域分會ト略稱ス)但シ教育、指導ノ徹底ヲ期スル爲其ノ會員數ハ著シク多數トナラザル如ク第十八條ノ各號ヲ適用シテ之ヲ組織スルモノトス  
多數ノ會員集團シテ一個所ニ勤務スル場所ニ在リテハ其ノ所屬ノ會員ヲ以テ分會ヲ組織スルコトヲ得(職域分會ト略稱ス)

第二十條 聯合支部以下各團體ノ稱號ハ概ネ左記例稱ニ從フ

聯合分會

郡、市又ハ會社、工場等ノ名稱ヲ冠シ帝國在郷軍人會何市(何郡)(何市北部)(何會社)聯合分會

分會

町村又ハ會社、工場等ノ名稱ヲ冠シ帝國在郷軍人會何市何(何町)(何村)(何工場)分會  
分會ニ於テ町村名ノミニテ明確ニ表示シ難キ場合ニ在リテハ、臨機郡名ヲ冠スルモノトス

第二款 團體内ノ區分及機關

第二十一條 分會ハ指導ノ徹底、示達報告、通報ノ敏活ヲ期スル爲會員集團ノ狀況、部落ノ配置、交通又ハ戰場等分會區域ノ狀況ニ從ヒ通常之ヲ班ニ區分ス  
班ハ更ニ最寄若干ノ會員ヲ以テ組ニ區分スルコトヲ得

第二十二條 海軍會員ノ軍事教育及一般ニ對スル海軍思想普及ノ爲支部及聯合分會ニ海軍部ヲ置ク但シ聯合分會ノ海軍會員僅少ニシテ特ニ海軍部ノ必要ナキモノハ聯合分會海軍部ヲ置カザルコトヲ得

第四章 會員

第二十六條 會員ハ正會員、篤志會員及特別會員ノ三種トス其ノ區分左ノ如シ

一、正會員

規程第八條第一項該當者(徵兵檢査ノ結果現役兵タルベキ者ハ入營(團)迄正會員ニ準ジ取扱フモノトス)

二、篤志會員

正會員タリシ者ニシテ前號ニ該當セザルニ至リタル者ノ中會員タルコトヲ希望スル者

三、特別會員

現役ノ將校、將校相當者、特務士官ニシテ幹部ニ囑託スル爲豫メ推薦セラレタル者

第三十條 會員其ノ住所地ヲ變更シタルトキハ之ヲ新舊所屬團體ノ長ニ、班(組)ノ所屬ヲ變更シタルトキハ之ヲ新舊所屬班(組)ノ長ニ届出ツベシ

第七章 軍事教育

第六十條 本教育ハ陸軍會員ニ在リテハ准士官以下ノ、海軍會員ニ在リテハ下士官以下ノ正會員ニ對シ之ヲ行フモノトス

第六十二條 本會ニ於ケル教育ハ機會ヲ利用スルコト必要ナルヲ以テ各團體長ハ常ニ之ニ留意シ特ニ第七十八條ニ規定スル會同ノ如キ際ヲ利用シテ軍紀的教育、武道ノ獎勵、體力ノ維持増進等ヲ圖ルヲ要ス

第八章 式

第六十四條 團體及會員ノ敬禮ハ左ノ各號ニ據ル

一、團體ノ場合、軍服着用者ト否ラザル者トニ拘ラズ陸軍禮式令又ハ海軍禮式令ニ據ル但シ和服、背廣服等着用者ニ在リテハ脱帽セシム

ルモノトス

陸軍禮式令又ハ海軍禮式令ニ規定ナキ軍人外ノ者ニ對シテハ團體ノ敬禮ヲ行ハズ必要ノ場合ニ於テハ指揮者ノミ單獨ノ敬禮ヲ行フモノトス但シ第五十條ニ依リ篤志會員ヲ以テ團體長ニ充テタル場合當該團體長ニ對シテハ其ノ所管ノ團體ニ限リ團體ノ敬禮ヲ行フモノトス

第六十六條 會員整列スル場合ニハ軍服着用者ト否ラザル者トニ分チ指揮者ノ號令又ハ記號ニ依リ敬禮ヲ行フモノトス

第六十九條 奉讀式ノ場合ニ於テハ各勅語、勅諭、詔書、御沙汰、令旨等奉讀毎ニ其ノ前後ニ於テ指揮者ノ號令(室内ニアリテハ「最敬禮」「直レ」ノ指示)ニ依リ敬禮ヲ行フモノトス

四、武道徽章ハ左肋部ニシテ概ネ第三四節ノ中間ト同高ノ位置ニ佩用ス、但シ二箇以上ノ武道徽章ヲ有スル場合ニハ右ヨリ銃劍術、軍刀術、射撃ノ順序ニ佩用ス

帝國在郷軍人會本部

所在地 東京市麹町區九段一ノ五軍人會館内

目的

在郷軍人の精神を鍛錬し軍事能力を増進し兼ねて社會の公益を圖り風教を振作し國家の干城國民の中堅たるの實を擧ぐるを以て目的とする。

事業

- 一 皇室尊崇觀念の涵養
二 思想の善導
三 軍事能力の増進、體育の奨励
四 戦病死者の祭典、遺族並に傷病兵の優遇
五 應召の準備、召集、簡閱點呼、徴兵検査の援助及未入營者の軍事教育
六 青少年團、青年學校への協力

トス

第七十二條 會員ノ死亡シタル場合ニハ團體長ハ遺族ノ同意ヲ得テ團體會葬及總代會葬ノ兩者又ハ其ノ一ヲ行ヒ或ハ時宜ニ依リ塔列送葬ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第九章 服裝及徽章

第七十四條 會員タル身分ヲ表示スル左ノ場合ニ於テ正會員ハ努メテ軍服ヲ、篤志會員ハ成ル可ク國民服ヲ着用スルモノトス

- 一、皇室ノ儀禮ニ參列スルトキ
二、召集又ハ簡閱點呼ノトキ
三、演習又ハ觀兵式觀艦式參觀ノトキ
四、公式ノ賀儀、葬祭ニ參列スルトキ
五、軍事教育ニ出場スルトキ
六、其ノ他廉アル本會ノ行事ニ參列スルトキ

七 社會公益事業の補助、公安の維持及非常防備救護事業の援助並に會員の相互扶助
八 雜誌圖書の發行及會員必需品の紹介

帝國在郷軍人會財團

設立目的 帝國在郷軍人會の事業を補助し同會の發達を助長するにある。

事業 帝國在郷軍人會の經費を補助し、其の財産を委託に依り保管し、且之を後授し事業を助成する。

財團軍人會館

一、建設の經過 昭和三年 今上陛下御即位の大典を行はせらるゝや、帝國在郷軍人會は、此の記念すべき御盛儀を永遠に意識したい願望の下に、其の計畫を世間に發表した處が、幸に社會各方面の熱誠なる後援を得て、遂に昭和七年二月起工同九年三月竣工を告ぐるに到つた。總工費二六〇萬圓餘、地上四階地下二階、房室の總數二七三

ラズ

第十一章 表彰 (要旨)
一般表彰及武道表彰トシ個人又ハ團體ニ對シ會長ヨリ賞狀、徽章、功勞章、有功章等ヲ授與ス
(徽章佩用位置其ノ他)

- 一、役員、又ハ顧問、名譽參與、名譽審議員ノ徽章ハ會員徽章ト併用スルモノトス
其ノ佩用位置ハ會員徽章ノ下方約十厘トス
二、役員、又ハ顧問、名譽參與、名譽審議員ノ徽章ハ之ヲ通ジテ各場合ニ應ジ其ノ身分ヲ表ハスニ必要ト認メタルモノ一箇ノミヲ佩用ス
三、有功章、功勞章ハ役員、又ハ顧問、名譽參與、名譽審議員ノ徽章ノ内側ノ位置ニ之ヲ佩用スルモノトシ其ノ順序ハ外側ヨリ役員又ハ顧問、名譽參與、名譽審議員ノ徽章(第二項ニ依リ必要ト認メタルモノ一箇)ノ次ニ功勞章有功章ノ順序トス

延坪四、六三〇坪餘、高さ九十尺を超えてゐる。
會館の竣工を見るや其の年六月二十九日には、畏くも 今上陛下行幸在らせられ親しく 天覽を賜はるの光榮に浴した。其の後事業の進展に伴ひ、別館を増築し、別に武道具製作工場を経営してゐる。

二、目的 帝國在郷軍人會の誇とする其の鞏固なる團結を本館の建設に因つて之を形而下に表現し、全會員一致の核心たらしめんことを冀求するものであつて、軍人團結の表現、會員修養の殿堂であるが、之と同時に帝國在郷軍人會と同心一體となつて其の發達を助成し、兼ねて國民精神の作興、國防思想の普及、一般軍人及其の關係者の便宜を圖ることが其の目的である。

三、組織 會館理事長は、全般の業務を統轄し、其の下に庶務課、調査課、經營部、圖書部、事業部、經理部の二課及四部が置かれ、經營部は更に講堂(大講堂の貸付)、宴會(集會、食

堂の外前結婚式の舉行、宿泊(常時二百四十名乃至四百名を收容し得)の三課、圖書部は出版(各種圖書の印刷發行)及編輯(雜誌其の他の編纂)の二課に、事業部は酒保(軍裝品、分會及學校等の教練用品、慰問及日用品の頒布)及工場(武道具の製作頒布)の二課に區分され其の他屋上には護國神社を祀り貴賓室、記念堂、滿蒙室、練武室の外に食堂、理髮室、浴室、洗濯所等完備せられ合計三百餘名の従業員を有す。

專業の概要

一 庶務部 一般庶務

二 經營部

1 大講堂の貸付 大講堂座席は一階より四階に亘り一、五〇〇乃至一、七〇〇名を收容し、音曲、演藝、能樂、映寫等有ゆる大集會に供する。

2 宴會、集會、食堂、小は二十人内外より大は五百人迄大小各室の用意があり、和、洋、支食何れも

低廉に使用提供してゐる。  
3 前結婚式 館内に特に式場を設け嚴肅に舉行される。其の外寫眞部や美容室の設けもある。  
4 宿泊 二階より四階に亘り、和

洋室多數あり、常時二百四十名、必要に應じては四百名、非常の場合には八百名迄の宿泊設備を整へてゐる。

大講堂使用料	區分		座席	時間
	入場料類を徴せざる場合	入場料類を徴する場合		
定員	平日	土、日、祭	一、五〇名	自午後四時至午後五時
	平日	土、日、祭		自午後五時至午後九時
考	平日	土、日、祭	一、五〇名	自午後九時
	平日	土、日、祭		自午後九時

備 一、夏季及冬季連續三日以上の御使用には一割を減額  
二、特に午前御使用の場合は別に相談す  
三、冬期間暖房料として金十三圓を申受く  
四、本表の講堂使用料の外従業員に對する御心付祝儀等は一切斷絶す

宿泊者範圍

一、帝國在郷軍人會々員  
二、現役軍人

三、元軍人たりし者  
四、南滿洲鐵道株式會社々員  
五、前各號の家族

六、戰歿者遺族  
七、入退營(團)者及其の附添人  
八、本館發行の優待券携帯者

九、兵事、教育關係者  
一〇、青少年團員(女子團員を除く)  
一一、各種學校學生及生徒(女子中等

學校以上の學生々徒を除く)

種別	定食			朝食	晝食	夕食
	支那食	洋食	和食			
種別				朝	晝	夕
		四〇	三〇	四〇	六〇	六〇
	七〇	六〇	一〇〇	七〇	一〇〇	七〇

備 一、定食の外ランチ、各種丼物、すし、炒飯等  
二、米食販賣時間  
三、食事は全て食堂に於てす。

宿泊室料金表

(昭和十七年六月改正)

區分	料分		特別料分	普通料分
	合宿	專室		
	一	二		
料分	八〇	一五〇	二〇〇	二六〇
料分	一〇〇	二〇〇	二五〇	三〇〇
料分	一〇〇	二〇〇	二五〇	三〇〇

注 意 一、二人以上にて一室專用の場合一名は上記の料金にて他の方は一名毎に當該料金の五割を頂きます  
二、客室區分中「内」は内庭に面せるもの「外」は外部に面せる

室館用	和別專		洋階四				室階三					階			
	三號	二號	一人用		二人用		用專			合宿	用				
			外	内	小	外	内	特別室	普通室		大	中			
二二〇	三〇〇	二二〇	三〇〇	二五〇	三五〇	三三〇	二八〇	四〇〇	三四〇	三〇〇	二七〇	二二〇	一二〇	三〇〇	二五〇
二七〇	三五〇	二七〇	三五〇	三〇〇	四〇〇	三八〇	三三〇	四五〇	四〇〇	三五〇	三二〇	二七〇	一四〇	三五〇	三〇〇

もの又特別室「大」は一、二、三階の第六、七號室「中」は同階第十二號乃至第十四號室「小」は同階第一號室、第十一號室及四階第一號室の略稱であります。

三、一階第五號室、四階第八號室は一、二階普通室（内）料金と又三階第八號室第十七號室は一、二階普通室（外）料金と同額を頂きます。

四、計算の際厘位以下は切り上げます。

五、監督官廳の指定に依る外國人及其の關係者の室料は本表普通料金の倍額を頂きます。

六、別館の使用は家族連れに限りません。

七、集會、休憩等の爲め宿泊室御使用の場合の料金は別に規定がありますから宿泊事務所に御問合せ下さい。

三 圖書部

- 1 國防思想普及、時局關係の認識 其の他一般の軍事参考書並に在郷軍人關係圖書の編纂、印刷、發行。
- 2 學校教練教科書並に青年訓練、教練參考書類の印刷發行。
- 3 防空關係圖書の印刷發行。
- 4 時局用地圖の編纂發行。
- 5 雜誌「皇權」訓練の編輯印刷發行。
- 6 軍事新聞「つはもの」工場新聞「國の力」の印刷發行。
- 7 陸地測量部地圖の大賣捌。
- 8 其の他一般印刷、圖書の取次發行引受等。

四、事業部、酒保課、工場課

軍裝品、分賣用品、教練用品其の他日用品を簡易低廉に紹介取次してゐる。工場課では主として銃剣術用防具を製造、配給してゐる。其の他屋上には本會館の守護神として護國神社を祀り、貴賓室、記念室

満蒙室、練武室、娛樂室、理髮室の設備があり、本會會員の殿堂として萬遺憾なきを期してゐる。

帝國在郷軍人會本部同財團及軍人會館役員並に職員

(昭和十七年現在)

- 總 裁 載仁親王
- 會 長 陸、大將 井上幾太郎
- 副會長 海、中將 中野直枝
- 同兼本部長 陸、中將 小泉六一
- 顧問 陸、大將 本莊繁
- 參事 海、大將 百武源吾
- 陸、中將 篠田次助
- 海、少將 遠藤格
- 陸、少將 和田由恭

- 監事 陸、少將 中山健 外十九名
- 參事 陸軍省經理局長外四名 八十二名
- 名譽參事 五名
- 部員 十三名
- 帝國在郷軍人會財團
- 理事 海、中將 中野直枝
- 監事 陸、中將 小泉六一 以下八名
- 評議員 陸軍省經理局長外二名
- 評議員 八名
- 軍人會館
- 理事 陸、中將 篠田次助
- 評議員 海、中將 中野直枝
- 評議員 陸、中將 小泉六一



經營部長	海、少將 遠藤 格
事業部長	陸、少將 中井 武三
經理部長	陸、少將 和田 由恭
圖書部長	陸、少將 根岸 莞爾
監事	中山 健
評議員	八十餘名
長	外四名
庶務課長	陸、大佐 出口 芳雄
調査課長兼務	右 岡村 翁輔
工場課長	陸、大佐 末安 勘吾
宿泊課長	陸、大佐 野村 定五郎
宴會課長兼務	右 新井田 貢
出版課長	陸、大佐 萩原 俊三
酒保課長	同 萩原 俊三
講堂課長	同 萩原 俊三
編輯課長	陸、大尉 萩原 俊三

帝國在郷軍人會本部分掌表

會 長	陸軍大將 井上 幾太郎
副 會 長	海軍中將 中野 直枝
本 部 長 (兼)	陸軍中將 小泉 六一
本部部長	陸、大佐 平池英太郎
本部部長	陸、大佐 遠藤 眞一
本部部長	陸、少佐 柴田 道政
本部部長	同 同 西野 徹
本部部長	陸、大佐 渡邊 徹
本部部長	同 同 友清 保
本部部長	同 同 萩原 俊三
本部部長	同 同 佐藤 友兄
本部部長	陸、大佐 森川 稻彦
本部部長	同 同 松宮 啓
本部部長	陸、主中佐 本田 順一

在郷軍人心得

附願届様式

應召及出征時 充員召集  
演習召集 簡閱點呼  
服役上願届 雜則  
○願届一覽表

應召及出征時の心得

平素の準備 家庭は平素より之を整理指導し、本人留守中は勿論死後後と雖も遺族間に不安、紛糾を來さざるやう總てを處理して家族の安定を圖らざるべからず。之が爲(一)、婚姻者は直ちに關係市町村長に届出づること、急遽壯途に就きし爲届出を爲さざりし者と雖も、出征地より所轄戸籍吏宛に郵送せるものは本人死亡後に於ても有効に成立す。(二)、内縁の妻又は私生子等を有する者は戸籍の整理を行ふべし。又本人又は家族の身分に變動ありたるときは確實に戸籍整理を要す。

(三)、遺族の紛糾を豫防する爲分家するを必要と認むる者は速かに此の處置を採ること。(四)、以上の如き處置を採るも尙家族關係複雑なる場合には家督の相続、財産處分其の他必要なる事項に付遺言書を作成して残し置くを可とする可あり。

應召時の處置 (一)、軍人一度征途に就くや生還を期せざるのみならず、時に一片の肉片だに止めず、又は單機敵中に突進して歸らざることあるを覺悟せざるべからず、斯くの如きは眞に武人たるの本分を完するものなることを家族に銘肝せしむると共に眞實、遺髪等を残し置くを可とす。(二)、留

守擔當者を定め金銭、土地、建物及物品貸借關係等は爲し得る限り清算し、會費、納税、預金、保險等の整理又は引續をなし、營業、家計、子女教育等の指示、恩給賜金等の一切の處置をなすこと。(三)、神社參拜、墓參等を爲し、分會關係者、市區町村長、業務上の上級者、同僚、近隣並に親戚等へ訣別又は挨拶をすること。

防諜 (外國の我が國に對して行ふ諜報又は有害行爲に對し國家及國軍を防護すること) 平戰兩時を問はず、國防又は直接戰爭遂行上極めて緊要缺くべからざる事項とす、而して防諜に關しては各人悉く責を有するにも拘らず

軍の機密は動もすれば不用意なる個人の言動により暴露する場合多きを以て左の諸件に注意するを要す。(一)、軍事上の機密事項は業務上關係なき者に對しては縦ひ知己其の如何なる關係にある者と雖も絶対に洩さざること。(二)、寄席、酒場、列車中等其の他公衆の面前にて、召集又は到着部隊、出勤先、其の他機密事項を口外し或は電話等に依り傳達するが如きことを慎むこと。(三)、應召に際し所屬部隊號を記せる幟小旗等を携行し又は部隊の編成、裝備、動員、行動其の他苟も機密に亘る事項を私信中に記載し又は封筒に部隊號等を明記せざること。(四)、私信、慰問品中等に思想上注意を要する宣傳文等を發見せば直ちに上司に提出すること。(五)、機密書類の取扱、運搬等に方りては身を以て其の責に任じ周到なる注意の下に萬全を期すること。(六)、紙屑反古の取扱に注意し苟くも機密事項を記載せるものは散逸せしめざること等にして、右の中(一)乃至(四)項迄は家庭等にも十分承知せしめ置くを肝要とす。

充員召集心得

令狀交付を受けたる者は令狀に添附してある受領證に受領の年月日時を記入し捺印(本人に代つて受領したるものは記名捺印)して直ちに返付すべきである。正當の事由なくして此の規定に背く者は拘留又は科料に處せらるるのである。  
本人に代つて召集令狀を受領した者は直ちに確實迅速なる方法で召集部隊、到着地、及到着日時を(到着遅延の虞ある場合其の他必要の場合には電信等を以て)本人に通報し且召集令狀を速に本人に交付するの手續をなすべきである。正當の事由なくして此の規定に背く者は拘留又は科料に處せらるるのである。  
充員召集若くは臨時召集の通報をする際、郵便物の封筒、葉書には自分で

左の如く標示を記入し一般郵便物との區別を明瞭にすべきである。  
本人召集令狀を受領したるときは之を携へ其の令狀に定められたる日時に所命の地に到着し召集事務所又は到着官廳に届出づべきである。

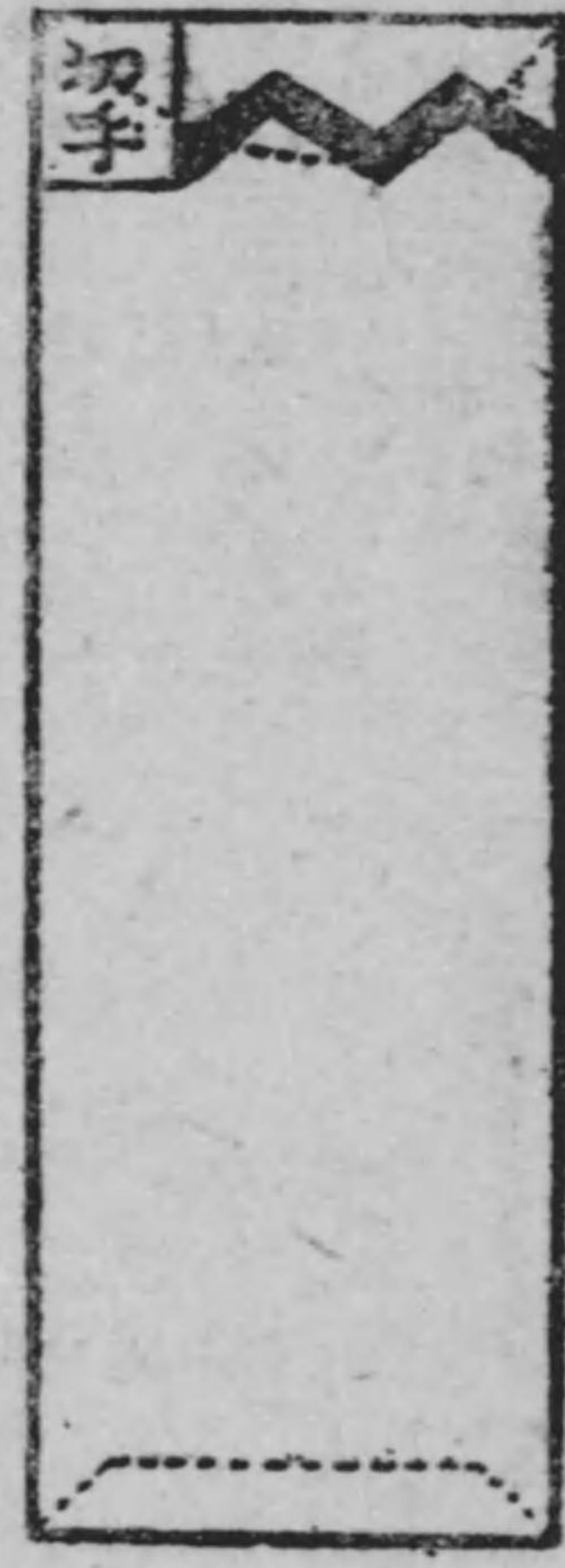
召集通報人より召集通報を受けたる者令狀の交付を待たんが爲却て到着遅延の虞ある場合には令狀の到着を待たず直ちに應召するのをよしとする。  
令狀又は召集の通報を受けたる日時の關係上指定の日時に到着地に到ることの出来ぬ者は所在地の憲兵又は警察官吏に就て令狀又は通報を受けたる日時及出發日時の證明書を受け到着の上召集事務所(海軍は到着官廳の長)に届出づべきである。此の規定に違反した者は拘留又は科料に處せらるるのである。

前項の場合に於て召集事務所閉鎖後なるとき又は集合場に集合すべきときは直ちに召集部隊に到着すべきである。

召集に隨ずる際携帯すべき物は概ね左の通である。

- 一 召集令狀
  - 一 軍隊手牒(履歴表)
  - 一 適任證書
  - 一 勳章記章(略綬)
  - 一 印形
  - 一 風呂敷又は油紙其の他必要の物
- 應召員傷痍疾病の爲、指定の日時に到着地に到ることの出来ぬ者は聯隊區司令官に宛てたる下記様式の届書に醫師の診斷書を添へて直ちに本籍地市町村長(出發後なるときは同時に召集事務所へも)に差出すべきである。  
應召員傳染病豫防の爲、交通遮斷、隔

封筒表面



端書表面



備考 Mは一見明瞭なる太さとし著色を適宜とす、海軍は二條の山形Mとす。

一、到着期日遅延届

何々ノ爲到着遅延届

到着日時 何年何月何日午前(後)何時

到着地 何々

召集部隊 何第何部隊

本籍地 府縣郡市區町村字番地

徵集年(下士官以上ニ在リテハ當該役種編入年) 役種 兵種 官等級 氏名

右何々ノ爲到着期日ニ到着地ニ到リ難ク候ニ付醫師ノ診斷書(何々ノ證明書)相添へ及届出候

昭和 年 月 日 右 氏 名

何聯隊區司令官殿

註 海軍ニ在リテハ右ニ準シ充員召集應召遅延届トシ、到着日時、到着地、本籍(現住地)役種官等級氏名ヲ記シ士官ハ海軍省人事局長、特務士官以下ハ海軍人事部長宛ニ直接届出ヅベシ

(用紙適宜)

離又は停留を命ぜられ其の他止むを得ざる事故に因り指定の日時に到着地に到ることの出来ぬ者は聯隊區司令官に宛てたる届書を直に本籍地の市町村長(出發後なるときは同時に召集事務所へも)に差出し、且其の地支廳長、市町村、憲兵、警察、官吏、船長又は驛長の證明書を受け到着の上召集事務所(召集事務所閉鎖後なるときは又は集合場に集合すべきときは直に召集部隊)に差出すべきである。其の届書の様式は下の通である。

犯罪又は所在不明の爲、指定の日時に到着地に到ることの出来ぬ者あるときは令状を受領したる者より聯隊區司令官に宛てたる左の様式の届書に憲兵又は警察官吏の證明書及令状を添へて直に本籍地の市町村長に差出すべきである。

非常事變に因り交通断絶し到着地に到着することが出来ぬ場合には其の旨を最寄諸部隊(部隊なき土地にありては支廳長、市町村長及憲兵又は警察官

吏員)に届出で指揮を受くべきである。此の前記各項の場合を除くの外召集期日は延期されない。諸種の事故(非常事變にて交通断絶の場合を除く)に依り到着地に到ることの出来ぬ旨を届出でたる者其の事故の止んだときは直に下記様式に依つて本籍地市町村長に届出で直に應召し到着の上召集事務所に出づべきである。但し召集事務所閉鎖後るとき又は集合場に集合すべきときは召集部隊に到着すべきである。

演習召集願届

寄留地に於ける演習召集

本籍地外の師管(歩兵に在りては聯隊區)に寄留する者は願に依り寄留地師管内の軍隊にて演習召集を受けることが出来るのである。

前項の願出を爲す者は下記様式の願書を其の前年の十一月三十日迄に寄留地市町村長及警察署長を経て寄留地所管の聯隊區司令官に差出し許可を受く

到著遅延届

到著日時 何年何月何日午前(後)何時

到着地 何々々

召集部隊 何第何部隊

本籍地 府縣郡市區町村字番地

徵集年(下士官に在リテハ)役種 兵種 官等級 氏名  
(當該役種編入年)

右應召途中何處ニテ疾病ニ罹リ(何々ニ依リ)召集期日に到着地に到リ難ク候ニ付醫師ノ診断書(何々ノ證明書)相添へ及届出候也

昭和 年 月 日

何部隊長殿 右 氏 名

註 海軍ニ在リテハ其ノ一様式註ニ同シ

(用紙適宜)

二、不應召届

犯罪(所在不明)ノ爲不應召届

到著日時 何年何月何日午前(後)何時

到着地 何々々

召集部隊 何第何部隊

本籍地 府縣郡市區町村字番地

徵集年(下士官以上ニ在リテ)役種 兵種 官等級 氏名  
(ハ當該役種編入年)

右犯罪(所在不明)ノ爲到着地に到リ難ク候ニ付憲兵(警察官吏)ノ證明

書相添へ及届出候也

昭和 年 月 日

右召集通報人 氏 名

(戸主又ハ家事擔當者)

註 何聯隊區司令官殿

海軍ニ在リテハ右ニ準シ犯罪(所在不明)ノ爲充員召集不應召届トシ、人事局長又ハ人事部長宛トス

(用紙適宜)

到著遅延事故止届

到著日時 何年何月何日午前(後)何時

到着地 何々々

召集部隊 何第何部隊

本籍地 府縣郡市區町村字番地

徵集年(下士官以上ニ在リテ)兵種 兵種 官等級 氏名  
(ハ當該役種編入年)

右召集ノ命令ヲ受ケ何々ノ事故ニ因リ未ダ應召致サズ候處今般事故止ミ候ニ付届出候也

昭和 年 月 日

何市(町)(村)長殿 右 氏 名

註 海軍ニ在リテハ事故止應召届トシ出發日時、出發地、本籍地(現住地)ヲ記入シ人事局長又ハ人事部長宛ニ

べきである。

前項の願出期日後に寄留し寄留地に於て演習召集を受けむとするものは情を具し市町村長より寄留に關する證明を受け寄留の日より十四日以内に出願することが出来る。其の願出手續は前項と同様である。但し此の願は許可せられないことがある。又令状受領後は願出ること出来ない。

寄留地演習召集の許可を受けたる者が寄留換を爲し新寄留地の師管内の軍隊に於て演習召集に應ぜんとするときは前に許可を受けたことを證明すべき書類を添へ新寄留地の聯隊區司令官に宛て新寄留地の市長又は町村長及警察署長を経由して願出ることが出来る(願書等は前項に準ずればい)

寄留地演習召集の許可を得たる者本籍地に復歸し又は寄留換を爲したる爲、其の許可の取消を受けむとするものは新居住地所管の聯隊區司令官に宛て新居住地の市町村警察署長を経て下の様式に依り願出づることが出来る。

(用紙適宜)

寄留地演習召集應召願

寄留地 府縣郡市區町村字番地

寄留年月日 何年何月何日

本籍地 何々々

徵集年(下士官以上ニ在リ) 役種 兵種 官等級 氏 名

テハ役種編入年

右何年度寄留地ニ於テ演習召集ニ應召致度候ニ付許可相成度願出候也

昭和 年 月 日

何聯隊區司令官殿

右 氏 名

(用紙適宜)

寄留地演習召集應召許可取消願

寄留地 府縣郡市區町村字番地

本籍地 何々々

徵集年(下士官以上ニ在リ) 役種 兵種 官等級 氏 名

テハ役種編入年

取消ノ事由 寄留換(本籍地復歸)

右寄留地ニ於ケル何年度演習召集應召許可取消相成度及願出候也

昭和 年 月 日

何聯隊區司令官殿

右 氏 名

(用紙適宜)

此の場合には本籍地の演習召集に應召せしめ得る者に限り許可せらるることがある。

寄留地に於て演習召集を受くる許可を得たる者は本籍地に復歸し又は寄留換を爲すも許可の取消を許されたる場合を除くの外其の許可を受けたる地に於て演習召集を受くべきである。

演習召集の免除及延期

召集免除者 在郷軍人にして文官となり特別の職務を奉ずる者、市町村長、助役、収入役其の他之に準ずべき職に在る者、帝國議會、府縣市區町村會其の他之に準ずべきものの議員(但し其の議會開會中に限る) 帝國外の地、(關東州及滿洲國を除く)に旅行又は居留する者及帝國外の地を往復する帝國船舶の船員は演習召集を免除せられる

演習召集、點呼免除者 在郷軍人にして市町村長、助役、収入役又は之に準ずるもの又は帝國議會府縣市區町村會其の他之に準ずるものの議員となつ

た者は演習召集簡點呼を免ぜらるるのであるが、之に就きたるときは其の日より十四日以内に本籍地市長又は町村長及警察署長を経て本籍地所管の聯隊區司令官に届出づべきである。其の職を退きたるときも亦同様である。

前項により演習召集を免除せらるべき者で演習召集を受くることを希望する者は市長又は町村長及警察署長を経由し聯隊區司令官に願出ることが出来る、又議員が演習召集中議會が開會されるときは本人の希望に依り其の開會

(用紙適宜)

演習召集延期願

本籍地 府縣郡市區町村字番地

徵集年(下士官以上ニ在リ) 役種 兵種 官等級 氏 名

テハ役種編入年

右何年度演習召集に召集せラルベキ處(演習召集ヲ命ゼラレ候處)別紙(左記)理由ニ依リ何 年 月 日ヨリ 年月 日ニ至ル間召集ノ延期許可相成度別紙市町村長(何々長)ノ證明書相添へ此段及願出候也

昭和 年 月 日

何聯隊區司令官殿

右 氏 名

注意

一 召集令状受領後ナルトキハ召集部隊(必要アルトキハ到着地ヲモ)到着日時ヲ示スベシ

二 寄留地應召ヲ許可セラレタル者ナルトキハ其ノ旨ヲ明示シ且本籍地市町村長ニ代ヘ寄留地市町村長ノ證明書ヲ添付スベシ

の日と旅行日数を参酌し、残餘の日数だけ其の召集を免除することも出来る。避くべからざる事故の爲演習召集の延期を願はむとする者は其の事實を記し本籍市町村長を経て本籍地所管の聯隊區司令官に願出で許可を受くべきである。

但し其の願書には本籍地市町村長又は關係ある官公署の長の證明書（船舶國籍證書を有する船舶の海員に在りては其の船長の證明書を以て之に代ふることを得）を添付する必要がある。其の様式は下記の通である。

應召集員中直系尊屬妻子の死去又は重態、同一戸籍内に在る者死亡し他に後始末する者なきとき、本人住家の火災流失又は倒壊其の他之に準ずる災害の爲及同一戸籍内に在る者重態にして本人に依るに非ざれば他に看護を爲す者なきため到着期日の延期を願はむとする者は聯隊區司令官に宛てたる願書を本籍地市町村長（寄留地に於て召集に應ずべき許可を受けたる者にありては

寄留地聯隊區司令官及市町村長）に差出すべきである。但し直系尊屬妻子又は同一戸籍内に在る者重態の場合は醫師の診断書を、其の他の場合は市町村長警察官吏又は憲兵の證明書を添付すべきである。到着期日の延期を願出でたる者でも別に指令がなければ指定の日時に召集に應ずべきものである。

應召集員事故の爲指定の日時に到着地に到る事の出来ぬ者の手続は左の通りである。  
1 傷痍、疾病の者は醫師の診断書を添へて直に市町村長（寄留地勤務演習應召集許可者は寄留地市町村長）を経て聯隊區司令官に届出づべきである。  
2 傳染病豫防の爲交通遮斷隔離又は

(用紙適宜)

演習召集到着期日延期願	
到着日時	何年何月何日午前(後)何時
到着地	何々々
召集部隊	何第何部隊
延期ノ事由	父某死亡(母某危篤等)
本籍地	府縣郡市區町村字番地
徵集年(下士官以上ニ在リ)	役種 兵種 官等級 氏 名
右演習召集ヲ命ゼラレ候處何々ニ依リ到着期日ヲ延期相成度別紙醫師ノ診断書(何々ノ證明書)相添へ此段及願出候也	
昭和 年 月 日	
何聯隊區司令官殿	右 氏 名

停留を命ぜられ其の他止むを得ざる事故に因る者、犯罪又は所在不明等の爲本人に代つて令状を受領したる者竝に非常事變に因り交通遮斷したるときは其の地の市町村長、憲兵、警察官吏、船長又は驛長の證明書を添へて聯隊區司令官（鎮守府司令官）に届出づべきである。  
3 應召集員出發後事故發生して前項の届出を爲す場合には召集部隊長に宛て届出づべきである。

前三號の届書の様式は充員召集の部其の一、其の二、其の四、其の五の夫々の場所に掲載したるものに準ずる。又右届出を爲したる後尙事故止まず期日以内（演習召集に在りては召集期日五日、後教育召集に在りては十日以内）に到着地に到ることの出来ぬ者は令状を返附すべきである。事故止みたる場合も届出を要する。

以上に掲ぐるものを除く外演習召集に就ての心得は充員召集の場合に於ける心得に準ずるのであるから、参照

演習召集延期願	
到着日時	年月日午前(後)何時
到着地	何々々
本籍地(寄留地)	何々々
役種	兵種 官等級 氏 名
右何々ノ理由に依リ何年月日ヨリ何年月日ニ亘ル間演習召集ノ延期許可相成度別紙市町村長(何々長)ノ證明書相添へ此段願出候也	
年 月 日	
何鎮守府司令官殿	右 氏 名

讀すべきである。海軍に在りては前記の願書を士官は海軍大臣、特務士官准士官は在籍鎮守府司令官、下士官兵は市長又は町村長を経由し、在籍鎮守府司令官に差出するのである。

海外居住者の召集

在郷軍人にして朝鮮臺灣關東州又は滿洲國に在留する者は其の地に於て充員召集及演習召集を行ふのである。其の願届に關する心得は本籍地に於ける

と同様である。演習の爲召集すべき者にて所管區域内に召集する部隊なきものに對しては當分の内演習召集を行はない。又僻地の地に居住するものに對しては演習召集を行はないことがある。

海外在留者の在留、在留地變更、旅行滞在、在留地復歸に關する願届に要する召集通報人は其の地在留者を以て定むべきで總て十四日以内に届出を必要とする。演習召集に關し内地に於ける聯隊區

司令官の事務を執る者は、朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲國に在りては兵事部長である。又内地の市町村長に相當する者は朝鮮に在りては警察署長、臺灣に在りては郡守、市尹及支廳長、關東州に在りては警察署長、滿洲國に在りては大使官兵事員である。

教育召集及歸休兵召集

教育召集は第一補充兵に付之を行ふ右により所要の人員に満たざる場合又は其の他必要ある場合には第二補充兵に付て之を行ふ。此の召集は服役間一回で陸軍大臣の特に指示する場合の外は其の召集日数は百五十日である。但し輜重兵で馬匹に關する教育を受くべき者は百十日である。

青年學校の規程又は之と同等以上の課程を修へたる補充兵に對しては聯隊區又は鎮守府管區の召集人員を充足し得られないときの外は教育召集を行はれない。

歸休兵召集とは在營兵の補闕其の他

必要あるとき歸休兵を召集するを謂ふのである。

教育召集及歸休兵召集に關する心得は充員召集に關する心得に準ずるのである。但し應召員中事故に依り歸郷を命ぜられたる者又は召集解除を命ぜられたる者及事故の爲到着地に到ることの出來ぬ者に就いては演習召集の場合の手續に準ずるものである。

簡閱點呼

簡閱點呼の目的及參會年次は兵役篇(四)召集及簡閱點呼を参照されたい。

簡閱點呼に參會するものは左の諸點に注意すべきである。

- イ 令狀、軍隊手牒、履歴表(海軍)、補充兵證書(未入營補充兵手牒)及奉公袋を携ふること。
- ロ 軍服所持者は成るべく之を着用すること。其の他の者に在りては質素にして且端正を害せざる程度に於て敏活なる動作に便利なる服裝を爲すこと特に靴其の他運動に便なる履物

を穿つが宜しい。

ハ 定められたる時刻より著十時前に參集すること。遅刻したときは更に他の點呼場に參會を命ぜらるることがある。

ニ 簡閱點呼執行官の意圖命令に違反し若くは上官に禮を失したときは陸(海)軍刑法又は陸(海)軍懲罰令に依つて處分せらるることがある。

ホ 參會の爲往復途中及點呼場に於ては服裝の何たるを問はず上官に對して敬禮をなすべきである。

簡閱點呼願届

寄留地に於て簡閱點呼を受けむとする者は寄留地に於て演習召集を受くる場合に準じ毎年三月三十一日迄に寄留地所管の聯隊區司令官に宛て市長又は町村長及警察署長を経て願出許可を受くべきである。其の願書の様式は次の通である。

前項の願出期日後に寄留地に於て簡閱點呼を受けんとするものは情を具し

て本籍地及寄留地の點呼執行期日の各二十日(本籍地聯隊區内にて受けんとするものは七日)前迄に前項に準じ願出づることが出来る。但し此の願は許可せられないことがある。

海軍の願書の様式は下の通である。事故の爲參會することの出來ぬ者の願出に關しては演習召集の場合の規程に準ずるのである。但し其の願書は參會日時迄に市町村長に差出すのである。

直系尊屬妻子の死亡重態又は同一戸籍内の死亡及天災に依る不參の願出は演習召集到着期日延期の願出と同じである。其の様式は下記の通りである。避くべからざる事故に依り參會期日の變更を願出づる者は情を具し且參會期日及希望する變更期日を明記し聯隊區司令官(寄留地に於て參會すべき許可を受けたる者に在りては寄留地の聯隊區司令官)に宛てた願書を市町村長(寄留地に於て參會すべき許可を受けたるものに在りては寄留地の市町村長)

寄留地簡閱點呼參會願

寄留地 府縣郡市町村字番地  
本籍地 何々

徵集年(下士官ニ在リテ) 役種 兵種 官等級 氏名

右本年寄留地ニ於テ簡閱點呼ニ參會致度候間御許可相成度及願出候也  
昭和 年 月 日 右 氏 名

何聯隊區司令官殿

(用紙適宜)

寄留地ニ於テ簡閱點呼參會願

寄留地 何々  
本籍地 何々

離現役年月日 役種 兵種 官等級 氏名  
(事情何々)

右寄留地ニ於テ簡閱點呼ニ參會致度及届出(出願)候也  
年 月 日 右 氏 名

何海軍人事部長殿

(註、四月一日以後ハ願トスルコト、事情ヲ詳細ニ附記スルコト)

に差出すのである。其の様式は下記の通りである。(海軍のものは海軍人事部長)

服役上の願届

青年學校卒業者 服役第一年次の補充兵にして青年學校の課程又は之と同...

身上異動 在郷軍人の身上異動に付ては、戸籍法寄留法の届出を其の儘利用...

在郷隊人が戸籍法や寄留法に依つて爲すべき届出、即ち出生、死亡、養子...

旅行滞在其の他 歸休兵、豫備兵、又補充兵、は國民兵(海軍の第一國民兵...

簡閱點呼不參願
參會日時 何年何月何日午前何時
點呼場 何々
不參ノ事由 父某死亡(母某危篤等)
本籍地 府縣郡市區町村字番地
徵集年(下士官ニ在リテハ) 役種 兵種 官等級 氏 名
(用紙適宜)

簡閱點呼參會期日變更願
本籍地(寄留地) 府縣郡市區町村字番地
參會ヲ命ゼラレタル點呼場 何々
希望スル參會點呼場 何々
徵集年(下士官ニ在リテハ) 役種 兵種 官等級 氏 名
(用紙適宜)

右簡閱點呼參會ヲ命ゼラレ候處別紙(左記)理由ニ依リ右記希望ノ如ク
參會期日ノ變更許可相成度此段及願出候也
昭和 年 月 日
何聯隊區司令官殿
右 氏 名
(用紙適宜)

青年學校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程修得ノ件届
一、本籍地 府縣郡市區町村字番地
二、現住地 何々
三、兵種 何々
右及届出候也
何聯隊區司令官殿
本人 氏 名

の世帯の在る市町村を離れる場合にも同様家事擔當者に自分の行先等を詳知させて置かなければならぬ。
若し單身戸主の如き者で自分の行先を知らして置くべき家族がない者は軍衙の命あるとき之を傳達すべき者(成

年の者に限る)を本籍地市區町村内に於て定め豫め連署を以て本籍地の市町村長に届出で置き且つ其の者に自分の居所を常に詳知させて置かなければならぬ。又朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲國に在留する者其の在留地を離るるときは前に述べたと同様の手續を爲さねばならぬ。但し市町村長は其の地の之に該當するものである。

帝国外地の旅行在留 歸休兵、豫備兵、補充兵、又は國民兵にして内地より帝国外の地(關東州、滿洲國、支那、香港又は澳門を除く)に旅行又は在留せんとする者は出發前に左の様式に依り書面を以て本籍地の市區町村長を経て本籍地の聯隊區司令官に届出なければならぬ。

(用紙適宜)

外國旅行(在留)届

一 本籍地 府縣郡市區町村字番地

二 現住地 何々

三 徵集年、役種、兵種、等級、氏名

四 行先 何地

五 目的 何々(官廳ノ命ニ依ルモノハ其ノ官廳名ヲ記入スベシ)

六 出發豫定期日及發航地 何年何月何日何地

七 歸朝豫定期 何年何月何日(不明)

右ノ通帝国外ノ地ニ旅行(在留)致スベク候付及届出候也

昭和 年 月 日

何聯隊區司令官殿

本人 氏 名

右の届出を爲したる者出發豫定期日後十四日以内に出發せざるとき又は歸朝したるときは其の後十四日以内に其の旨を本籍地の聯隊區司令官に届出なければならぬのである。又右に掲げた歸休兵豫備兵補充兵又は國民兵で本籍地から旅行日數七日以上を要する帝國內の地(關東州及滿洲國を含む)又は航海に七日以上を要する水域に赴かうとするときも同様届出でなければならぬ。

帝国外地の移動 歸休兵、豫備兵、補充兵又は國民兵にして内地又は帝国外の地(關東州、滿洲國、支那、香港又は澳門を除く)より朝鮮、臺灣、關東州、滿洲國、支那、香港又は澳門に到り當該地域に在留する者は在留地到着後十四日以内に、朝鮮に在りては警察署長、臺灣に在りては郡守市尹又は支廳長、關東州に在りては警察署長、滿洲に在りては大使館兵事員、支那、香港又は澳門に在りては領事館を経て在留地の兵事部長(陸軍最高指揮官の

指定する將校)に届出でなければならぬ。其の届書の様式は外國在留届出に準ずる、又右の者が朝鮮、臺灣、關東州、滿洲國、支那、香港又は澳門に在留し當該地域内で在留地を變更したとき又は他の地域若くは内地に到るときも同様届出を要する、若し其の在留地から帝国外の地(關東州、滿洲國、支那、香港又は澳門を除く)に赴き又は在留地より旅行日數七日以上を要する帝國內の地(關東州及滿洲國を含む)若し航海に七日以上を要す水域に赴かんとするときは前に掲げた帝国外(旅行)在留届を出すのである。

船員 歸休兵、豫備兵、補充兵又は國民兵にして船舶國籍證書を有する船舶の船員たる者は其の就職又は雇入の日より十四日以内に管海官廳又は管海官廳の事務を行ふ市町村長若し領事官の證明書を添へ下の様式に依り書面を以て本籍地の市町村長を経て本籍地所管の聯隊區司令官に届出づべきである。其の退職し又は雇止したるときも

亦同様である。但し朝鮮、臺灣、關東州、滿洲國、支那、香港又は澳門に在留する者に在

りては當該地域の市町村長に該當する者を経由して在留地を管轄する兵事部長に届出るのである。

(用紙適宜)

船員就職(雇入)届

一、本籍地 府縣郡市區町村番地

二、現住地 何々

三、徵集年、役種、兵種、等級 氏名

四、就職(雇入)年月年

五、職名 (船長、一等運轉手、二等運轉手、機關長、一  
等機關士、事務長、水夫長、水夫、火夫長、火夫、油差、  
無線電信技術員、舵夫、火夫長、火夫、油差、賭方等)

六、海技免狀ヲ有スル者及船舶職員試験規程ニ依リ通信大臣ノ認定シタル學校又ハ水産講習所ヲ卒業シタル者ニ在リテハ其ノ旨

七、乗組船舶ノ噸數

八、乗組船舶ガ帝国外ノ地ヲ往復スルモノナルヤ否

右及届出候也

年 月 日

何聯隊區司令官殿

本人 氏 名

注意 第八項に記載する事項に変更ありたるときも前記に準じ届

出なければならぬ。前項の證明書は海員に在りては船長



の證明書で代へることが出来る外届出の際證明書の代りに軍に船員手帳を市町村長(之に準ずるもの)に示せば宜しいのである。

又帝国外に往復する船舶の船員は前項の船員就職届を爲せば外國旅行届を出さずともよい。

醫師法該當者 歸休兵、豫備兵、補充兵又は國民兵にして國民醫務法施行令第一條第一項第一號乃至第三號の一に該當する者は該當するに至りたる日より十四日以内に學校卒業證明書、合格證書又は國民醫務法施行令第一條第一項第三號に該當する事實を證明するに足る書類を添へ其の旨本籍地市町村長を経て本籍地の聯隊區司令官に届出ねばならぬ。

免許證 歸休兵、豫備兵、補充兵又は國民兵にして藥劑師免許證、齒科醫師免許證、獸醫師免許證又は自動車運轉免許證を下附せられたる者は免許證の下附を受けたる日より十四日以内に免許證の寫を添へ其の旨本籍地の市町村長を経て本籍地の聯隊區司令官に届出ねばならぬ。

村長を経て本籍地の聯隊區司令官に届出づるを要す(朝鮮、臺灣、滿洲國、支那、香港又は澳門在留者は市町村長

該當者を経て在留地兵事部長に届出づるのである)

- 一、本籍地 府縣郡市區町村字番地
- 二、現住地 何々々
- 三、徵集年、役種、兵種、等級 右及届出候也

何聯隊區司令官殿

本人 氏 名

所在不明者 歸休兵、豫備兵、補充兵又は國民兵にして所在不明の者あるときは憲兵又は警察官吏の證明書を添へて其の戸主(本人戸主なれば家族中家事を擔當する者)より十四日以内に本籍市町村長に届出づべきである。所在不明の者歸郷若くは所在分明したるときも亦同様である。但し證明書は要しない。其の届書の様式は左の如くである。但し此の届は口頭でも差支はない。

朝鮮、臺灣、滿洲國、支那、香港又は澳門に在留する者に付ては當該地域の市町村長に該當する者を経由し當該地域を管轄する兵事部長に届出てもよい。

服役免除 在郷軍人在郷中傷痍疾病の爲永久服役に堪へないときは在職陸軍醫官の診斷書若くは地方醫師の病況書を添へて本籍地市町村長を経て本籍地

在郷軍人所在不明届(分明届)

(用紙適宜)

一 本籍地 府縣郡市區町村字番地

二 現住地 何々々

三 役種、兵種、徵集年、等級、氏 名

四 所在不明(分明)トナリタル年月日 何年何月何日

五 所在不明ノ者ニアリテハ其ノ事實ノ要旨 出漁遭難(何々)

右所在不明(分明)ニ付届出候也

本籍地 府縣郡市區町村字番地

現住地 何々々

戸主 氏 名

昭和 年 月 日

何市區町村長殿

地所管の聯隊區司令官に届出づべきである。

所置 在郷軍人正當の事由なく本章に規定する届出(永久服役免除を除く)を怠りたるときは拘留又は科料、五十圓以下の罰金に處せらるるのである。又自己の居所を家事擔當者に詳知せしめざる爲、軍衛の命令を通報することを怠るに至らしめるときも亦同様

である。

家事擔當者又は本人に代りて令狀を受けたる者正當の事由なく召集の命令を確實迅速に本人に通報(到着遅延の虞ある場合其の他必要の場合には電信等にて)せず、又は令狀を交付するの處置を怠りたるときは拘留又は科料に處せらる。

陸軍在郷軍人職業申告規則

(昭和十七年改正)

(改正の要旨)

兵役法の改正にとまひ陸軍在郷軍人職業申告規則(昭和十五年九月三十日公布)の一部が改正された。改正された第一の要旨は、これまで職業申告の義務をもつてゐた在郷軍人は將官を除いた豫備兵の陸軍將校、准士官、下士官または歸休兵、豫備兵、補充兵であつたが、今回この中に國民兵役にある下士官と兵が加へられたことだ。ただし國民兵役のうちでもまだ徵兵終結處分を経てゐない者、および昭和五年以前に徵兵終結處分を経た者には適用されないことになつてゐる、右のほか大體の改正要旨は

一、申告票を聯隊區司令官又は陸軍兵事部長に差出す際には所定の證明が必要であるが、これまで民間でこの證明をすることの資格を持つてゐた

のは、四月卅日現在で五十人以上の在郷軍人を使用してゐる工場または事業場の長に限られてゐたのが、さらに資源調査法第一條の規定に基づいて、陸軍大臣が指定した工場又は事業場の長も證明する資格をもつやうに改められた、しかしこれらの證明をする工場又は事業場の長は必ず四月三十日現在で五月二十日までで陸軍大臣宛在郷軍人現員表を提出しなければならぬ。

一、申告原票（初めての申告者）と年度申告票（第二回目以降の申告者）の調製であるが、これまで申告者各自で調製出来たのは年度申告票だけであつたが、今回兩票とも官廳作業廳又は前述の民間工場若しくは事業場において調製出来るやうに改正せられた。

一、これまで「申告すべき指定職業」は昭和十四年厚生省告示第五號で示された百三十七種中の主要なもの八十五種だけであつたのをさらに「製

材工」「バルブ工」「人絹工」「自動車運轉手」「塗装工」「綱具工」「家具大工」「左官」「寫職」の九種を除いた四十三種全部が追加された、しかし追加された職業で申告すべきものは官廳、その他國の工場、事業場または前述の民間工場、若しくは事業場に勤務してゐるものにかぎられてゐる、なほ追加職業を第二指定職業と定め、これまでのものを第一指定職業と稱することになつた。

### 陸軍在郷軍人職業申告規則（抄）

第一條 本令に於て在郷軍人と稱するは豫備役の將校（將官を除く）、准士官、下士官又は歸休兵、豫備兵、補充兵又は國民兵役の下士官兵（未だ徵兵終決處分を経ざる者を除く）を謂ふ。

第二條 在郷軍人にして毎年五月三十一日に於て引續き一年以上別に指定する職業に従事するものは内地に居

住する者に在りては本籍地の聯隊區司令官、樺太に居住する者に在りては豊原聯隊區司令官、朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲國に在留する者に在りては在留地を管轄する兵事部長に毎年六月三十日迄に其の職業に關する事項に付申告すべし但し五月三十一日に於て召集中の者は召集解除後一月以内に之を申告すべし

第三條 前條の規定に該當する者（以下申告者と稱す）の最初の申告は別紙第一様式在郷軍人職業申告票（以下申告原票と稱す）に依り爾後毎年行ふべき申告（以下年度申告と稱す）は別紙第二様式在郷軍人職業年度申告票（以下年度申告票と稱す）に依り之を爲すべし  
申告原票は最寄の聯隊區司令部又は兵事部に之を請求すべし

第四條 第二條の規定に依り申告を爲したる者一月以上職業を離れ又は職業の異動に依り要申告者たらざるに至りたるときは十四日以内に在郷軍

人職業異動届（以下職業異動届と稱す）を第二條に規定する聯隊區司令官又は兵事部長に提出すべし  
前項の職業異動届の様式は別紙第二様式に準ず

第五條（要旨）國民職業能力申告令の規定に依り職業能力に關する事項の申告を爲すべき在郷軍人の申告原票又は年度申告票は現に従事する職業及職業能力に關する經歷資格に關する記載事項に付申告すべき職業指導所長、朝鮮に在りては府尹、郡守又は島司、臺灣に在りては市長又は郡守、樺太に在りては樺太廳支廳長）の證明を受くることを要す但し四月三十日に於て五十人以上の在郷軍人を使用する工場又は事業場に勤務する者に在りては當該工場若しくは事業場又は陸軍大臣指定工場又は事業場（指定工場）長の證明を以て之に代ふることを得

關東軍司令官は關東州又は滿洲國に在留する在郷軍人の申告原票又は年

度申告票中現に従事する職業及職業能力に關する經歷資格に關する記載事項の證明に付別段の規定を爲すことを得

第六條 前條第一項の規定に依る證明は官廳に勤務する者に在りては當該官廳に勤務する在郷軍人の數に拘らず當該官廳の長の證明を以て之に代ふることを得但し此の場合に於ては同條第二項の規定は之を適用せず  
第七條 正當の事由なくして第二條の規定に依る申告又は第四條の規定に依る職業異動届を爲さざる者は五十圓以下の罰金又は拘留若しくは料料に處す（下略）

附則 本令は昭和五年以前に終決處分を行ひたる第二國民兵役には之を適用しない

### 陸軍在郷軍人職業申告規則第二條の依る指定の職業

陸軍在郷軍人職業申告規則第二條の規

定に依る指定の職業左の如し

#### 其一、第一種指定職業

註 職業の區分は昭和十四年一月十八日厚生省告示第五號（國民職業能力申告令第二條第一號の規定に依り厚生大臣の指定せるもの）に依る

- 一、鑛山技術者
- 二、冶金技術者
- 三、電氣技術者
- 四、電氣通信技術者
- 五、機械技術者
- 六、航空機技術者
- 七、造船技術者
- 八、化學技術者
- 九、窯業技術者
- 一〇、木工技術者
- 一一、土木技術者
- 一二、建築技術者
- 一三、氣象技術者
- 一四、航空機搭乗員
- 一五、金屬試驗工
- 一六、實驗工
- 一七、機械検査工
- 一八、レンズ検査工
- 一九、試運轉工
- 二〇、分析工
- 二一、採炭夫
- 二二、坑内運炭夫
- 二三、炭坑支柱夫
- 二四、機械運炭夫
- 二五、採鑛夫
- 二六、鑛山支柱夫
- 二七、坑内運鑛夫
- 二八、機械運鑛夫
- 二九、石油鑛夫
- 三〇、製銑工
- 三一、製鋼工
- 三二、非鐵金屬製鍊工
- 三三、金

別紙第一様式

在郷軍人職業申告票

證明者	一 氏名及出生		二 本籍地		三 現住地		四 服役關係		五 現ニ従事スル職業	
	昭和 年 月 日生		年 月 日生		年 月 日生		(イ) 兵種 (ハ) 役種 (ニ) 任官年、徵集年		(イ) 職業名、指定制番號 (ハ) 技能程度 (ホ) 経年 (ト) 就業場所	
職氏名印	職業能力		六 力ニ應ズル經歷資格		七 充員又七ハ臨時召集		八 從業ノ入状態		(イ) 職名 (ハ) 職務 (ロ) 内容	
	既既歸 教育教育 一補補休 未未豫 教育教育 二補補備 二一回		(ロ) 官等		(イ) 職業名、指定制番號 (ハ) 技能程度 (ホ) 経年 (ト) 就業場所		(イ) 職業名、指定制番號 (ハ) 技能程度 (ロ) 内容		(イ) 職業名、指定制番號 (ハ) 技能程度 (ロ) 内容	

(記載上ノ注意ヲ守ルコト)

記載上の注意

- 一 「氏名及出生」は戸籍に符合せしめ氏名の下に捺印すること
- 二 「本籍地」又は「現住地」は番地に至る迄記載すること
- 三 「服役關係」は左の如く記載すること
  - 「兵種」は兵に在りては兵種を下士官に在りては之に準ずるものを記載す
  - 「役種」は該當事項に「○」を附す
  - 「任官年、徵集年」は下士官以上は任官年(志願に依らずして下士官に任ぜられたる者は徵集年)を、兵は徵集年を記載し「任官年、徵集年」の中該當するものに「○」を附す
- 四 「現に従事する職業」は國民職業能力申告令の規定(關東州又は滿洲國に於ては之に準ずるもの以下同じ)に依る職業能力申告票(關東州又は滿洲國に於ては之に準ずるもの以下同じ)の記載に準じ記載すること

但し職業名は例へば

(イ) 職業名	指定制番號
電池工	105

の如く記載すること

- 五 「職業能力に關する經歷資格」は職業に關係ある學歷、資格、經驗等の主なる事項を列記すること(國民職業能力申告令の規定に依る職業能力申告中「六指定の技能者養成施設」、「七指定の檢定、試験、免許」、「八指定職業の經歷」の項の記載事項を摘記す)
- 六 「充員又は臨時召集」は之に應召したる期間を例へば自昭一二、九、八(充員)の如く記載すること
- 七 「從業の状態」は勤務の状態、健康度等を記載し休務中の者は其の旨及事由を明記すること
- 八 其の他記載上不明なる事項は最寄の聯隊區司令部(陸軍兵事部)又は國民職業紹介所等に付之が教示を受くること

別紙第二様式

在郷軍人職業年度申告票

(昭和 年)

(用紙官製葉書大)

一 氏名及出生	年 月 日生	印
二 本籍地		
三 現住地		
四 服役關係	(イ) 兵種 (ハ) 役種	(ロ) 官等級 (ニ) 任官年 (ホ) 経験年月
其ノ他ノ事項中異動アリタル事項	五 現ニ従事スル職業 (イ) 名業職 號番定指	(ホ) 経験年月

記載上の注意

一 氏名、本籍地、現住地、服役關係職業名は異動の有無に拘らず申告原票の記載に準じ従業の狀態と共に現に從事する職業の経験年月と共に常に之を記載し氏名の下に捺印すること

二 異動ありたる事項(氏名、本籍地、現住地、服役關係を含む)は申告原簿記載の項目(番號共)毎に前申告現在と註記し各該當事項を併記す例へば左の如し

五 現に從事する職業	(イ) 名業職 號番定指 53	工盤旋
------------	-----------------------	-----

職業異動せるも仍要申告者たるものに在りては

五 現に從事する職業	(イ) 名業職 號番定指 5	機 械 技 術 者
------------	----------------------	--------------

前申告 63 (仕上工具)  
前申告 二 普通工級  
前申告 在 組 長  
前申告 在 現 在 組 長

三 職業異動届に在りては表題を「在郷軍人職業異動届」に、「其の他の事項中異動ありたる事項」を「職業の異動」に改め其の他に付ては第一號に準じ記載すべし

四 證明は職業又は職業能力に關する經歷資格の有無に拘らず之を必要とし職業異動届に付ては之を要せず證明者にして職印を有する者は職印を用ふるものとし且指定工場の證明者なるときは「職」の左側に「指定工場」と記載すること

- 屬熔融工 三四、操爐工 三五、壓延伸張工 三六、鑄物工 三七、鍛工 三八、燒處理工 三九、現圖工 四一、鉄打工 四三、熔接工 四四、製罐工 五二、罨書工 五三、旋盤工 五四、タレット工 五五、中グリ工 五六、研磨工 六〇、フライス工 六一、齒切工 六三、工具仕上工 六四、仕上工 六五、電機組立工 六六、電氣通信機組立工 六七、精密組立工 六八、機械組立工 六九、航空機組立工 七〇、自動車工 七一、鑄裝工 七二、電線被裝工 七三、撚線工 七四、巻線工 七五、絶縁工 七六、目盛工 七九、木型工 八〇、木工 八九、アルミナ製造工 九〇、石炭乾溜工 九四、人造石油工 九五、石油工 九七、ゴム工 一〇四、電極工 一〇五、電池工 一〇八、特殊ガラス工 一一〇、蒸汽機關車運轉手 一一一、内燃機關車運轉手 一一四、航空機整備員 一一五、有線電信通信士 一一六、無線電信通信士 一一八、製圖手 一二〇、

- 通信電路工 一二一、通信電機工 一二二、電力電路工 一二三、電力電機工 一二四、汽罐士 一三三、氣象手
- 註 本指定に依る職業に從事する者は陸軍在郷軍人職業申告規則第五條第一項但書の規定に依る工場若しくは事業場に勤務中の者に限る
- 其 一 第二種指定職業
- 四〇、撓鐵工 四二、填隙工 四五、剪斷工 四六、鐵木工 四七、板金工 四八、金屬プレス工 四九、銅工 五〇、配管工 五一、鐵工 五七、ポール盤工 五八、平削工 五九、形削工 六二、特殊機械工 七八、合板工 八一、造船工 八二、硫酸工 八三、鹽酸工 八四、硝酸工 八五、ソーダ工 八六、壓縮ガス工 八七、アンモニア合成工 八八、カーバイト電爐工、九一、ガス發生爐工 九二、タール分溜工 九三、染料工 九六、油脂工 九八、セルロイド工 一〇一、顔料塗料工 一〇二、火藥工 一〇三、火工

- 一〇六、燒成工 一〇七、ルツボ工 一〇九、光學ガラス工 一一二、電車運轉士 一一七、漁船運轉手 一一九、企畫手 一二五、機械運轉工 一二六、起重機運轉工 一二七、築爐工 一二八、保温工 一二九、メッキ工 一三二、裝蹄師 一三四、潜水夫

雜 則

服裝の着用

一、在郷下士官兵の制服(帶剣を除く)を著用し得る場合は左の通りである。

- イ、満期歸郷のとき
- ロ、召集若くは簡閱點呼のとき
- ハ、演習又は觀兵式參觀のとき
- ニ、賀儀葬祭のとき
- ホ、以上掲げたるもの、外在郷軍人の資格を表するとき

二、在郷下士官以下の服裝は在營者の單獨の軍裝に準ずる、但し刀(銃劍)を除き乘馬兵種の者は長袴式の袴を用ひてもよろしい。

三、軍服着用の場合には左の諸點に注意すべきである。

- イ、衣袴は同一制式のものを用いて着用し異制式のものを用いることは宜しくない。
- ロ、出来得る限り季節に伴ふ時服を着用すること。
- ハ、行幸、行啓、奉迎等の場合は軍服と他の服と混用することは禁ぜられて居るが、其他の場合と雖も軍服の上にインペネスを着用する如きはなるべく避けたいがよい。但し酷寒、雨天等の場合止むを得ざれば外套、マント等の混用は差支ない。
- ニ、帯刀本分に非るものが軍刀又は日本刀を帶ぶることは禁ぜられて居る。
- 但し青年學校指導員等が教練實施の爲め學校備付の刀を佩用するは差支ない。
- ホ、軍服以外の任意の服装に陸海軍制式の帽を併用することは禁ぜられて居る。

れて居る

ハ、軍服の一部を着用し日傘、雨傘の類を穿し或は草履、下駄等を穿つが如き又は普通の帽子を冠むるが如きは宜しくない。

ト、軍服を着用し大なる風呂敷包を背負ふが如きは之れ亦適當でない。

在郷軍人會外團體の制服

在郷軍人會々則には會員たる身分を表示して、諸種の行事に参加する場合正會員は努めて軍服を着、篤志會員は成る可く國民服を着用すべきことを定め、本會外團體の制服着用を禁じてあるが、『會長ニ於テ別ニ定ムルモノハ此ノ限リニアラズ』と規定されてゐるからこの但書の規定によつて、今度『滿洲帝國協和會制服』と『學校制服』との二種が、行事に際しても着用參加し得ることに認められることとなつた。尙ほ『國民服』は所謂『本會外團體の制服』の中に入らないことは言ふ迄もない。

注意

イ、功四級、勳四等以下の勳章、記章及褒章は時宜に依り通常服（フロックコート）又は「モーニングコート」又は紋付羽織袴着用の節衣服の左肋に佩用することが出来る。勳章記章等にて公然佩用し得るものは概ね左の通りである。

勳章

從軍記章

佩用を許可せられたる外國勳章、同記章

射撃徽章

褒章（藍綬章の類）

憲法發布記念章

銀婚式記念章

韓國併合記念章

大禮記念章

紀元二千六百年祝典記念章

職捷記章

國勢調査記念章

勤功章

赤十字社員章、同有功章

ハ、勳章、記章類を佩用する位置及順序については夫々の規定を守らねばならぬが、大體に於て勳章、外國勳章、記章の順とし等級の高いものを上位とし、記章類の佩用順序は概ね授賜年月の順により赤十字記章の如きは最後の部位に佩用するのである。

ニ、勳章記章は全部佩用するのが本則であつて時には最高勳章一個のみを佩用して差支ないが、略授は戦地、事變地又は演習地に於て佩用するのが通常である。

勳章記章を紛失した者には再下賜せられぬから必要なものは勳記其他の證據書類を以て直接勳章製造人より購入する方法があるのみである。其詳細の手續等は賞勳局又は各官廳につき問合はすべきである。

勳章を賜はりたる者左の事項の一に該るときは十四日以内に賞勳局へ届出づべきである。

在郷軍人職業輔導部

一、事業の概要 大體左の如き業務を實施してゐる

- 1、退營者及將校以下の在郷軍人に對する職業輔導
  - 2、傷痍軍人の實情調査及職業輔導
  - 3、戦死病死者遺族、出征應召軍人等の家族の實情調査及職業輔導
  - 4、軍の要求する雇傭人の補給
  - 5、退職武官講習會の計畫實施
- 三、求職申込の方法に就て 求職希望の除隊者、在郷軍人、傷痍軍人及軍人遺家族は自筆の履歷書を携帶し左記區分に從ひ成可直接出頭申込をなすのが宜しい。
- 1、在郷將校、准士官は東京近傍

現住者は直接陸軍省內輔導部本部、東京師團司令部、東京聯隊區司令部、海軍士官は海軍省人事局へ、其他は現住地所管師團司令部、聯隊區司令部或は海軍人事部又は附近職業指導機關へ。

- 2、傷痍軍人は師團司令部、聯隊區司令部、海軍人事部人事相談所又は府縣廳職業紹介所へ
- 3、除隊者及在郷下士官兵は在營間は部隊就職斡旋委員若しくは海軍人事部人事相談所へ、除隊後は最寄職業指導所若しくは現住地所管聯隊區司令部又は海軍人事部人事相談所へ
- 4、軍人遺家族は現住地所管の聯隊區司令部若しくは最寄職業指導所へ（遺族は輔導部本部にても取扱ふ）
- 5、在滿在郷軍人は各地の部隊本部或は新京並に其の他の職業指導所へ





到演 習召 期集 願集	演習 召集 延期 願集	事故 止應 召届	應召 運延 届集	家事 免除 願集	陸軍 生徒 採用 願集	就(退) 職届	召集 通報 人届	歸郷 届	服役 免除 願集	服役 又 は	旅行、 滞在、 船舶 (乗下) 届
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
由在鎮守府市長に	由在鎮守府市長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に
市鎮守府市長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に
市鎮守府市長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に
市鎮守府市長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に
市鎮守府市長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に
市鎮守府市長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に	市長又は町長に

職在 郷軍 業人 申告	退役 願届	兵役 免除 願届	免許 證書 添附 願届	免許 證書 添附 願届	免許 證書 添附 願届
陸四〇	服五	兵規三	兵規六	兵規五	兵規三
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
十年六月迄	同右	其の都度	同右	同右	同右
本隊區司令官	陸軍大臣 (准士官は師團長)	同右	同右	同右	同右
毎月五三十一日現在を以て申告	同右	同右	同右	同右	同右
					免許證書添附
					在職陸軍軍醫の診断書又は醫師の病況書を添ふ

在郷軍人諸願届一覽表(海軍)

願届名	死亡又不明届	疾病届	現住地届	戸籍異動届
士、特、下、兵	○	○	○	○
士、兵	○	○	○	○
提出先	士官は海軍大臣、特士、准士は在籍鎮守府司令長官	本籍市町村長を経て在籍鎮守府司令長官	士官は海軍省人事局長、特士は在籍鎮守府人事部長 同右下士官兵は本籍地市區町村長に履歴表を差出し訂正を受ける	同右
備考	地主より届出づるものなるも家族なきときは本籍地市區町村長より	疾病其他身患又は精神の異常に又は其の服役又は病状書を添へ届出を要す	現役より豫備役に入りたるるとき及び以後は現住地變更都度	戸籍に異動を生じたる都度、第一國民兵役の者を含む



寄留地簡閱點呼	○	寄留地市長を經由し又は町村長及警察署長を經由し人事部長	寄留地にて參會せんとする者は毎年三月三十一日迄に到着する如く
簡閱點呼延期願	○	市長經由又は町村長及警察署長經由の市町村長及警察署長	止むを得ざる事故の爲
簡閱點呼不參屆	○	點呼執行官宛の届を市町村長經由(寄留者は寄留地の)にて	家庭内、住家等に重大なる事故ありし場合診斷書又は證明書添附

在郷軍人諸願届一覽表(海軍豫備員)

願届名	以上士官	以下士官	兵	提出先	備考
死亡、所在届	○	○	○	豫備士官は海軍省人事局長、准士官以下在籍鎮守府人事部長へ	戸主より届出づ 所在分明のとき亦同じ
船員法適用届			○	在籍鎮守府司令長官へ	兵科及機關兵、船員としての勤務日數二年に達せるとき管海官廳の證明書添附届出
豫備員現狀届	○	○	○	豫備士官は海軍人事局長、准士官以下在籍鎮守府司令長官へ	毎年十一月一日現在に就き十二月末日迄に但し官衙、學校、會社等より進級適任届を出したる者を除く
進級、任用届	○	○		士官人事局長、准士官鎮守府司令長官へ	各科豫備少佐、同豫備少尉、同三等下士官に任用せられたるとき、寫眞一葉を差出す
退役、免役願	○	○	○	士官海軍大臣、准士官以下鎮守府司令長官へ	傷疾疾病にて身體又は精神異常ある場合、醫師診斷書を要す
召集通報人届	○	○	○	士官人事局長、准士官以下人事部長へ	事故にて命令を本人直接受領し得ざる場合通報人變更の場合、通報人の住所變更の場合亦同じ

帝國在郷軍人會々歌

- 一、建國二千有餘年 神聖比なき皇國の 思ひは一ついつとても 世界に負へる大使命 果すは誰の任務ぞや 皇國を護る赤誠は 吾等が胸に燃ゆるなり
- 二、朝日輝く旗風に 迷妄の雲拂ひ去り 五、あゝいくそたび天皇の 降したまへる勅語の 正義の利劍人類を 救ひ匡すはいつの日ぞ 聖旨かしくみ束の間も 心ゆるめず鍛へばや
- 三、郷に入りては忠良の 民とし勵み事あらば 六、忠勇義烈の血を受けし 日本男子の輝ける 出で御國に捧ぐべき 我等が此身此命 譽たふとみいざやいざ 雄々しく共に進まばや

# 郷軍彙報

(昭和十六—十七年)

## 目次

- 令旨及奉答
- 總裁殿下喜壽御祝品献上の件
- 昭和十七年度帝國在郷軍人會指導要領
- 支部長會議席上郷軍會長訓示並指示要旨
- 會則改正の件の會長訓示
- 第二國民兵の服裝

翼賛政治會に對する軍人會の態度  
二百三十億貯蓄に對應し分會の規約貯金  
ハンガリー國より郷軍旗寄贈  
總裁殿下御言葉並會長訓示  
有功章親授式  
大東亞戰爭一週年記念行事

寫

## 令旨

(昭和十六年十一月二十六日) 聯合分會會長會議ノ際

帝國在郷軍人會ハ茲ニ聯合分會長ヲ會同シ時局下指導ノ方策ヲ議シ國策協力ノ完璧ヲ期セントス洵ニ時宜ヲ得タリト謂フヘシ

惟フニ國家ハ未曾有ノ難局ニ直面シ正ニ隆替ノ岐路ニ立ツ此ノ時ニ當リ諸子ノ誠忠眞摯ナル決意ト努力トハ克ク時難ヲ克服シ以テ興亞ノ大業ヲ完遂スルニ寄與スルコト大ナルモノアルヘシ諸子宜シク國運ノ消長國家ノ安危ニ關スル所以ヲ念ヒ具サニ四圍ノ情勢ヲ究メ

會員ノ指導ヲ適正ニシ以テ其ノ本分ヲ完ウセンコトヲ期セヨ

奉答

謹ミテ令旨ヲ奉シ會員一同粉骨碎身誓ツテ匪躬ノ節ヲ效サンコトヲ期ス

昭和十六年十一月二十六日

帝國在郷軍人會會長 井上幾太郎

## 昭和十七年度帝國在郷軍人會指導要領

### 指導方針

大東亞戰爭ニ完勝シ皇國百年ノ大計ヲ確立スベキ秋ニ當リ全會員ヲシテ宣戰ノ大詔並ニ今次陸海軍人ニ賜ハリタル勅語ノ聖旨ヲ奉戴シ外ニ在ツテハ戰場

必勝ノ勇士トナリ内ニ在ツテハ銃後確保ノ中核トナリ死力ヲ盡シテ戰爭目的ノ貫徹ニ邁進セシメンコトヲ期ス是ガ爲昭和十六年十一月廿六日聯合分會長會議ノ際與ヘタル訓示ノ三要綱ニ指導ノ重點ヲ指向ス

### 指導要項

#### 一、對武力戰指導

- (一) 應召準備  
1、軍人精神ノ鍛鍊、軍事能力ノ増進特ニ幹部ノ技能向上、未入營兵ノ教育並銃劍術射擊ノ勵行
  - 2、體力特ニ行軍力ノ増強
  - 3 服役義務ノ嚴守並家事ノ整理
- (二) 團體トシテ不測ノ事態ニ處スル準備

- 1、軍部或ハ地方官憲トノ連絡
  - 2、會員ノ掌握及編成並出動準備
  - 3、通報連絡ノ處置
- (三) 統後國民トシテ不測ノ事態ニ處スル心構
- 町内會員、部落會員、隣保班員、隣組員トシテ其ノ先達或ハ中堅トナリ一般國民ヲ指導シ或ハ之ニ垂範セシム

## 二、對思想戰指導

- (一) 米英ノ暴戾ヲ徹底的ニ膺懲シ東亞共榮圈確立ノ絕對必要性ヲ明確ニ把持セシム
  - (二) 長期戰ノ必至ト前途ノ光明ヲ認識シ必勝ノ信念ト不屈ノ氣魄ヲ培養堅持セシム
  - (三) 敵愾心ノ昂揚ヲ圖ル
  - (四) 思想戰線ノ統一ヲ圖リ特ニ反戰反軍思想ノ監視撲滅ヲ圖ラシム
  - (五) 防諜及對謀略方策ヲ普及ス
- 三、對經濟戰指導
- (一) 職域奉公ノ誠ニ徹シ生産擴充ニ精進セシム

## 訓示

### 支部長會議

昭和十七年二月十九、二十日支部長會議席上に郷軍會長訓示並指示要旨

- (一) 勤儉貯蓄ヲ勵行シ最低限ノ簡素生活ニ甘ンゼシム
- (二) 勤儉貯蓄ヲ勵行シ最低限ノ簡素生活ニ甘ンゼシム
- (三) 經濟舊體制依存ノ迷夢ヲ脱却セシム
- (四) 會員相互扶助ニ努メシム

大東亞戰爭前ニシテ皇軍ノ捷報四表ヨリ參差シ皇國民タル光榮ト矜持トハ筆舌ニ盡シ難シ緒戰ノ戰果既ニ赫奕タリ聖戰烈火ノ勢ヲ推シテ皇謀ハ絳ヲ光被シ萬邦ヲシテ一字共榮ニ安ンゼシムル正ニ一億國民ノ双肩ニ在リ

大詔炳トシテ聖國嚮フベキ途ヲ明示シ給フ洵ニ恐懼感激ノ至リニ堪ヘズ一意之ヲ奉體シテ遺漏アル可ラズ

惟フニ帝國ハ支那膺懲ノ師ヲ出シテ既ニ五年今ヤ千載ノ靈機ニ會シ世界制覇ノ野望炎々タル米英ト雄渾ナル戰爭ニ

昭和十七年二月二十日  
帝國在郷軍人會會長 井上幾太郎

會長指示要旨

二月十九日

大東亞戰爭勃發に際し畏くも 大詔を拜し奉り恐懼感激一意聖旨に副ひ奉ることを期するのみであります。爾來緒戦時代に於ける我が陸海軍の赫々たる戦果を耳に致します我々銃後國民は誠に血湧き肉躍るの感に打たるものであります。其の反面第一線將兵の辛勞に感謝し戦病死傷の戦友に哀惜同情の念禁じ難き次第であります。

而して之れと共に是等將兵が挺身奉公の尊き精神に報ゆるには一意銃後の責務を完ふすべきである事を深く銘肝致さねばなりません。特に本職は本會を率ゆる重責に對して一層の覺悟を三十三有餘年本會をして今日あらしめた先輩の遺業を此の重大時機に於て益々光輝あらしむる如く努めつつある次第であります。支部長に於かせられては時局柄特に軍務御多端の身を以て管内會員の指導に盡瘁し負荷の重任を完う

せられある事は感謝に堪へぬ次第であります。長期總力戦の今後に處する會員の進むべき途は獨り武人たるの修養のみならず廣く國民の中堅としてその進退は益々儀表的なるを必要としその活動力は愈々挺身的であらねばならぬ時代でありますから、本職はこの見地より明年度の指導方針を確定し曩に直屬團體長に指示したのであります。各地位は既に夫々聯合支部長より適切なる指示を享けられたものと信じて居ります。就ては之に關しては一々茲に述べること控へますが以下當面の問題二三に就き所懐を披瀝して指導上一段の配慮を煩はしたいと存じます。

一、緒戦の戦勝は素より我々銃後に在る者と雖極力之れを擴充し有終の美を收むる爲各自の責務を十分に完遂する如く努力すべきは當然とする所であります。自今の如く銃後國民が捷報のみを耳にして居る間は其の覺悟も堅確に保持し得ますが、聊かなりとも悲報を聞き戦禍に直面する

際が我國民性の缺陷を暴露し易いのでありますから、かゝる際に於て國民の先達たらねばならぬ會員の間に些少なりとも決心を動揺する者がありとせば獨り朝野の信倚に反くのみならず實に世の物笑となるのであります。まして本會の存在價値を低下すること大なるものであります。而してこれは本會會員の量と質とを考へたならばあながち杞憂とのみ思はれぬのであります。此の點に關し各種の機會を捉へ逆境の場合を想定して十分深慮ある指導を望みます。即ち會員をして國民の中堅たるの自責を完うせしむる爲には磐石の決意堅持と軍人精神を基調とする實行力の發揮にあります。一時の昂奮感激にかられ或は附和雷同して大言壯語をなすに止る如きは大に戒めねばなりません。特に現下の時局に於ては國民の嚮ふ處は一目標に前進しつゝあるのでありますから、會員は黙々として實行の底力を遺憾なく發揮し一般國

民を之に踉隨せしめると云ふ様に範を垂れしめることが大切であります。徒らに自ら實行し得ざる如き決議や宣言をなすのみにて足れりとなす如きことなく、既に定まれる決意の下に勇往邁進する様指導せられたいのであります。

二、第二國民兵を會員とすべき件に就ては各地方に於ても段々希望がありました。が、今回本會規程の改正に依りましてその實現を見るに至つたのであります。就ては軍事教育を少しも受けざる而かも現在會員よりは體質に於て劣る多數の者を會員として包容することになりますので、各團體に於ける之が指導には役員と努力と著意とに中々苦心を要する所と察せられます。然しながら時局の現段階から考へても當然我等の戦友として大に骨を折つてやらねばならぬ次第でありますから、下級團體長の指導を適切にして是等新會員に對する指導に關しては特に會内の團結に努

めしむると共に重點教育を完からしむる様期せられたいのであります。

三、本部に於ては現下の時局に鑑み高度國防國家の建設に密與する爲本會の機構運営上改善すべき所なりやを檢討しました結果、今回先づ會則改正を致すこととして目下最後の手續中であります。この改正は相當廣範圍に涉つて居りますが、要するに團體長の責任重視統制力強化がその骨子となつて居ると申して過言でないものであります。従て指導上の中堅團體たる支部に長たる各位の責務も從來に比し相當加重されて居るのであります。就てはその責務を遂行せられます上に於て本會は軍隊の延長たることを會員の心構として要求するものであります。軍隊そのものではないのでありますから指導上一面軍隊統率の眞諦を直ちに適用せらるると共に他面在郷軍人の心理を十分に把握せられて合理的に指導力を強化する如く考慮せられんことを望みます。

ます。

四、昭和十七年度國庫補助金は劃期的に増額せらるゝこととなりました爲政府當局の御盡力と本會並に會員の活動する御理解とに對し衷心感謝の意を表するものであります。然しながら既に考へますれば會員特に我々指導に任ずる者には一段の責務を加重せられたるを覺ゆるのであります。して、萬々一にも之れが活用の途を誤り或は經理上の信を失墜する様なことがありましたら特に多額の軍費を要する今日誠に申譯なきことでもあります。本件に就ては近く一般會員にも徹底する様訓示を發する考へでありますから、何卒各位に於かれては萬遺算なき御指導を望みます。

訓示 (會則改正ノ際)

本會曩ニ勅令ニ基キ其ノ組織ヲ確立スルヤ會則ヲ制定シ爾後數次所要ノ改正ヲ加フル所アリシガ近時宇内ノ形勢ハ急激ニ變移シ國內情勢亦一大轉回ヲ見

殊ニ舊臘大東亞戰爭ノ勃發ニ會シ舉國國策ノ完遂ニ邁進スベキ劃期的時代ヲ迎ヘ今ヤ本會使命ノ重大ト會員責務ノ重加トハ昔日ノ比ニアラザルヲ想ハシム泥ヤ時恰モ第二國民兵ノ多數ヲ會内ニ包容スルノ機ニ際會セルニ於テヲヤ茲ニ從來ニ於ケル本會ノ機構運營ヲ檢討シ國家ノ期待ニ副ハンガ爲會則ノ改正ヲ斷行シテ指導統制ノ強化ヲ圖ル所以ナリ諸士宜シク眼ヲ現下ノ國狀ニ注ギ具ニ會則改正ノ趣旨ヲ究メ建軍ノ本義ヲ體シテ愈々軍事能力ノ増強ニ精進スルト共ニ總力戰ノ戰士トシテ遺憾ナキ修養實踐ニ邁進シ以テ國防ノ完備ニ寄與センコトヲ期スベシ

昭和十七年三月

帝國在郷軍人會會長 井上幾太郎

### 第二國民兵の服装

今度新に第二國民兵が本會々員となつたについて、訓練その他の會同が屢々行はれるであらうが、その場合當然問題となるのは服装で、既に本部に質

議の向も數件ある。これに對して不取敢「會一企第二號」で、「之ガ服制ヲ定メラレザル間ハ訓練ニ適スル任意ノモノヲ使用スル様指導相成度」と通牒したわけである。

これを「會則」第七十四條及び「會則改正ノ要旨」の其の條の説明と照合すれば自ら明かになる筈であるが、要するに在郷軍人としての儀禮的な場合や公式的な場合には、訓練であらうと教育であらうとその行事に適した和服野良着、職場服、何でも構はないが、他國の制服だけは絶対に不可で、私的な豫行的な小規模な會同の場合には、敢へて深く問はないといふ建前である。

これも然し暫定的な便宜上の取極でいつれもその中に制服が定められる筈である。

### 翼賛政治會に對する 軍人會の態度

昭和十七年五月二十日「會庶第一九

五號」を以つて、小泉本部長の名に於いて、左の通牒を各聯合支部長・支部長に送付した。就いて本會の翼賛政治會に對する態度を明察すべきである。

「本二十日翼賛政治會創立總會開催ニ先チ主唱發起人ヨリ小官ニ對シ發起人トシテ右總會ニ加名出席方勸招アリタルハ本日ノ各新聞紙ニ掲クル通りナルモ小官カ本會副會長又ハ本部長トシテ政治結社タル翼賛政治會ノ創立總會ニ加名出席スルハ本會會令ノ許サマル所ナルヲ以テ曩ニ右勸招ヲ謝絶シタル所ナルモ各新聞社ハ主唱發起人カ勸招狀ヲ發シタル向ヲ其ノ儘掲載シタル次第ナルニ付本會ノ翼賛政治會ニ對スル態度ニ關シテ一般ニ誤解ナカラシムル爲右通牒ス」

### 分會の規約貯金

聖戰遂行に絕對必須な、昭和十七年度二百三十億貯蓄の國策に順應し、昭和十七年四月一日施行の國民貯蓄組合法に基き、今般本會の重要な團體運

動の一として、全國各分會洵なく、九月末日迄に必ず國民貯蓄組合を組織し一定の規約貯金を勵行することとなつた。

### ハンガリー國より 郷軍旗寄贈

四月十九日、日洪協會はブタペストの大劇場に於いて、盛大なる日洪友好親善會を催したが、その際、洪牙利大戦参加者同盟より帝國在郷軍人會に對し、交誼の表徴として、美麗なる旗一旒を贈呈せられた。旗は縦七一横九八種で表面に日の丸を描き、兩翼に「洪牙利大戦参加者同盟」「戦友の爲」と、日本文で美事に刺繡し、裏面には同盟の紋章と日本文と同趣旨の洪牙利語が刺繡されてある。これに對して、本會會長は同盟會長ジョーゼット伯爵に對し、五月十九日深甚なる謝意表明の電文を發して、その友情に應へるところがあつた。

因に洪牙利はツラン同盟の首唱國で

日本や滿洲國とは人種的繋りの深い國である。ともあれ皇國の勢威四海に輝いて、朋有り遠方より旗を贈つて驕を呈し來るまた彌榮に榮行く昭代の瑞象といふべきである。我々はいよいよ氣宇を豪宕にして、八紘一宇の大經綸に勇往邁進しなければならぬ。

### 總裁殿下御言葉

在支會員ハ大東亞戰爭下第一線ノ直後ニ在リテ皇軍ノ作戰ニ寄與シ又各々其ノ職域ニ精進シテ聖業完遂ニ貢獻シアルハ予ノ深ク欣ブ所ナリ惟フニ戰爭ハ今後尙長期ニ亘ルコト明カナリ諸子益々自愛奮勵會員タルノ責務ヲ完ウセヨ

### 會長訓示

今回本職渡支ニ際シ在支會員諸士ニ對シ總裁 閑院宮戴仁親王殿下ヨリ只今傳達セシ難有キ 御言葉ヲ賜ハリ誠ニ恐懼感激ノ至リニ堪ヘス 惟フニ時局ハ昨冬大東亞戰ノ新段階ニ

入り皇國ノ前途益々多難ニシテ本會ノ責務亦一層ノ重大ヲ加フ本職ハ此時ニ當リ本會指導ノ萬全ヲ期シ其嚮フヘキ途ヲ明確ナラシムルノ緊急要事タルヲ思ヒ客年十一月末臨時全國聯合分會會長會議ヲ開催シテ指導重點ヲ明示シ次テ昭和十七年度指導方針ニ於テモ亦此重點ニ對シ死力ヲ盡スヘキヲ要望セリ諸士ハ能ク本職ノ意ノ存スル所ヲ體シ第一線ノ直後ニ在ル皇軍ノ一員トシテ直接間接ニ軍ノ任務ニ寄與シ又一面各其職域奉公ニ邁進シ而モ元氣發刺不屈不撓ノ慨ヲ以テ其ノ本分ヲ盡シアルハ本職ノ深ク満足シ且ツ感謝スル所ナリ然レトモ時局ノ前途ハ尙極メテ遠遠ニシテ而モ苦難ノ加重ヲ覺悟セサル可ラス諸士宜シク其ノ重責ニ對スル自覺ヲ新ニシ益々軍人精神ヲ鍛鍊シ軍事能力ヲ増進シテ武力戰ニ備フルト共ニ在支同胞ノ中堅トシテ思想戰經濟戰ニ對スル中樞戰士トナリ又支那民衆ニ對シテハ恰ク皇道ヲ光被シテ大東亞建設ノ基礎ヲ固クシ以テ 陛下ノ御信倚ニ副ヒ

奉リ又總裁殿下ノ優旨ニ答ヘ奉ランコトヲ期スヘシ

昭和十七年 月 日

帝國在郷軍人會會長 井上幾太郎

有功章親授式

昭和十七年十一月六日及び七日の兩日に亘り、本年度有功表彰に優賞せられた二百八十八名の内、拜受の爲上京せる二百五十餘名に對する有功章親授式及び之に伴ふ行事が、いとも嚴肅簡樸に取り行はせられた。

六日午後一時、拜受者一同 總裁宮殿下御邸に參集、指定の位置に整列すれば、同二時、總裁宮殿下御親授式場に合臨あらせられ、本會會長・副會長・陸海軍省當局拜謁侍立の下に、悉くも順次御親授遊ばされて、二時三十分頃御親授の式滞りなく終了した。

宮邸を辭去した一同は、直に軍人會館に再集合、二階大集會室における有功章記授與式に臨む。會長・副會長・本部々長等式場に臨立し、會長各聯合

支部毎にその代表者に章記を授與し、三時五十分、これまた無事終了を見えた。

午後四時より、拜受者及び本部々員以上並に軍人會館課長以上が大集會室に會同して、本部長司會の下に隔意のない懇談會に移り、和氣藹々の裡に終了したのは、已に薄暮の午後五時であつた。

之より總裁宮殿下の御賜餐の事あり午後五時三十分、御召を拜したる者一同、會館大食堂に着席御待申し上げる間もなく、殿下には五時四十分、會館に御到着、會長・副會長の御出迎を受けさせられ、それより會長・副會長・名譽顧問に拜謁を賜はつた後、五時五十分、賜餐場に合臨あらせられる。

やがて賜餐に入る。目のあたり總裁宮殿下の御英姿を拜しながら、一同無上の光榮に酔うて、恩賜の太平に飽滿すること時餘、此の時、會長起つて恭々しく今日の御恩頼に對する御禮を言上し、午後七時を過ぐる頃、總裁宮殿

下には會長・副會長の御見送りを受けさせらかて、御機嫌麗しく軍人會館を御發あれば、間もなく會長は有功章拜受者に懇篤なる告別の辭を述べ、午後七時二十分頃、各々驢を盡して解散した。

翌七日は、有功章拜受者一同、係員の誘導によつて、午前十時より新宿御苑を拜觀する。俗塵絶えた仙境に、折から關の菊の香に、神氣を淨めていよ／＼清明心を磨ぎ澄したことであつた。

有功章親授式は、從來は毎年春季に行はせられる例であつたが、今年以後は概ね秋の候に取り行はせられることとなつた。

大東亞戰爭一周年

記念行事

式典と行軍で志氣昂揚

昭和十七年十二月八日、大東亞戰爭一周年記念日に際し、本部においては嚴肅なる式典を擧げて、聖戰完遂の志

感 狀

第二次特別攻撃隊

昭和十七年五月三十一日敵英國艦隊をデイエゴ・スワレス灣及シドニ一港に奇襲し多大の戦果を擧げ帝國海軍軍人の忠烈を克く中外に宣揚し全軍の士氣を振作したるは其の武勳拔群なりと認む。仍て茲に感狀を授與す。

昭和十七年十二月八日

聯合艦隊司令長官

山本五十六

任海軍中佐

海軍大尉

秋枝三郎

同

同

中馬兼四

任海軍少佐

海軍中尉

松尾敬宇

任海軍大尉

海軍少尉

伴勝久

任海軍特務少尉

海軍一等兵曹

岩瀬勝輔

同

同

竹本正巳

同

同

大森猛

任海軍兵曹長

海軍二等兵曹

都竹正雄

同

同

高田高三

(別項、「帝國海軍」彙報追加)

氣を昂揚する所があつた。

この日、本部・會館勤務員は、午前九時集合、式場に入つて先づ高らかに國歌を奉唱し、それより井上會長の詔書及勅語(昭和十六年十二月八日下賜)の奉讀があり、ついで小泉本部長の時局及び時務に關する切實なる訓話があつた。をはつて會歌を合唱して式典の前段を終り、續いて午前十時三十分本部・會館の順序に各部課長の引率の下に一同宮城に向つて行軍を起し、二重橋前にいたつて皇居を奉拜、井上會長の發唱により、大元帥陛下の萬歳を唱和、再び行軍を以つて軍人會館に歸着して本日の式典を終了し、一同は握り飯の克己辨當を會食して解散した。

尙ほ當日午後二時、大政翼賛會・翼賛政治會・東京府・東京市と共に、本會の主催を以て靖國神社・頭に開催せられた大東亞戰爭第一周年記念國民大會中央大會には、本部・會館の幹部は全員これに參列し、東條首相の告辭を聴き、皇軍感謝の決議及び大東亞戰爭

完遂決議に參加協賛したのであつた。

本會會長井上大將の發聲による聖謨萬歳の奉唱を最後に、朝野の名士綺羅星の如くに集つた國民大會中央大會は、聖戰完遂のため強き推進力たるの實を發揮して、終了を告げたのは頼母しき極みである。

昭和十七年度軍事功勞表彰

昭和十七年度に於ける陸軍軍事功勞者として、昭和十八年二月十一日附を以つて本會會員及び本會團體中次の如く陸軍大臣より表彰せられた。

- 感謝狀・木杯・軍事功勞徽章贈與
- 地方官民・若杉好平 外七十一名
- 表彰狀・木杯・軍事功勞徽章贈與
- 在郷軍人 大井武夫 外一一大名
- 表彰狀
- 帝國在郷軍人會東區船場分會外三

財 團 法 人

軍 人 會 館

宴

會

電話九段二〇〇〇番 自四一〇〇番 至四一〇〇九番

(詳細は本文四九〇頁参照)

國 防 國 家 篇

(國家總動員と學生青年訓練)

第一部 國家總動員

國家總動員の意義、國家總動員法の説明、國家總動員法、總動員法發給狀況、企畫院、國家總動員審議會、總力戰研究所、國民徵用令、國民勤勞報國協力令、企業整備令

第二部 學生青年訓練

陸軍現役將校學校配屬制度沿革  
陸軍現役將校學校配屬令  
學校教練制度の説明  
海軍現役武官商船學校等配屬令  
青年學校令  
學校滑空訓練

國家總動員

國家總動員の意義 國家總動員とは有事に際し國家を戰爭遂行に適する態

勢に移し學國一致國軍の需要を完全に充足するに努むると共に一面國家の存立及國民の生活を保障し以て戰爭を有利に遂行する爲國家の利用し得べき人馬、物件、有形無形一切の資源を最有効に統制運用する事業を謂ふ。

國家總動員の由來 現代國防の要は

國防の骨幹として精銳なる國軍を擁すると共に一旦緩急に當り國家國民の全能力を擧げて國防に當るに存す。即ち有事に際しては一面國軍の巨大なる需要を完全に充足し他面國家の存立、國民の生活を保障し以て戰爭を有利に遂行する爲國家の利用し得べき一切の人的及物的資源を最も有効に統制按配し以て最大の國防能力を發揮する所謂國家總動員の實施に待たざるべからず。

彼の世界大戰に於て苦き經驗を滿喫せる歐洲諸國が、戦後の復舊に汲々日も猶足らざるのときに於て尙且此の種施設に専念し、著々此の種法制の整備制定に努力したるは寔に故ある所なり。

我が國に於ける國家總動員に關する

法制は、大正七年歐洲戰爭中に軍需工業動員法を制定し支那事變勃發後資金調整法、輸出品臨時措置法、船舶管理法の臨時非常時立法を見たが元來軍需工業動員法は其の範圍工業動員に局限せられ工業以外の産業、資金の動員等に就ては何等の規定なく、直接軍需の充足といふことよりも、間接的軍需充足手段、又は軍需充足に關聯して一般經濟交通等の運行を調整するといふに過ぎなかつた。

事變の經驗は尙一層強力なる立法の

必要なるを認め政府は第七十三回帝國議會に、國家總動員法を提出し其の協賛を経て昭和十三年三月三十日之を公布するに至つた。

當時公布せられし總動員法は、從來の軍需工業動員法を始め、資金調整法輸出入品臨時措置法、船舶管理法其の他凡ゆる法規を包含せるものであるが、總動員法が公布されても其の内容全部が直ちに發動されるのではない、(軍需工業動員法が大正七年公布施行されたまゝ、初めて昭和十三年九月に至り工場事業場管理令が公布せられて活動を開始せるが如し)法の施行と同時に發動するものは、軍需工業動員法に相當する條項と、平時に於ける總動員規定のみにて、他の戰時動員條件は勅令を待つて始めて發動するのである。

總動員法の實施は忠君愛國の精神に基く國民各自の自發的協力を基調とすべきものであるから、本法の諸規定は其の場合場合に於ける必要の限度に於てのみ發動せしめられるのである。

國家總動員法の説明

總動員法の態容 第一條に其の定義

が掲げられ、第二及第三條には國家總動員の對象たる總動員物資及總動員業務が示されてゐる。更に第四乃至第十二の十九條には本法の骨子ともいふべき戰時における國家總動員が規定され、第二十三から第二十八條迄は平時における總動員が規定されてゐる。残りには補償に關する規定である。而して其の運用は殆ど全く勅令に委ねられてゐるので、高度の委任立法である點を注目せねばならない。

總動員の對象 國家總動員の對象として示されてゐるのは總動員物資と總動員業務である。

第二條は九號に分けて物資を列挙してゐるが、其中で目に付くのは從來は船舶管理法によつて居る船舶及其の他の交通機關、通信用具、燃料、電力等である。

第三條に規定する總動員業務の内容は、運輸及通信、金融、衛生、救護、試験研究、情報宣傳、警備に關する各業務と總動員物資の生産、修理、配給、

輸出、輸入又は保管の直接關係業務である。即ち國家總動員法は總動員物資と總動員業務とを双翼として、最廣義に於ける國防要素の全部を包含してゐるのである。

人的資源の統制運用 戰時に發動される規定の眞先に掲げられてゐるのは人的資源の統制運用の規定である。第四條は戰時において國家總動員の爲必要あるときは「帝國臣民を徵用」して總動員業務に従事せしめ得ることを規定してゐるが、從來の軍需工業動員法では軍需工場及設備の動員に際し單に従業員を供用する途と兵役にあるものを軍需輸送機關及軍需工場等の業務に徵集し得るに止まつたのに比較すると、總動員では一般臣民の徵用を可能ならしめてゐる。

又第五條は之に關聯して、一般臣民と相並んで法人其の他の團體に對して總動員業務に協力せしめ得ることを規定してゐる。

勞働力の充實乃至補給の問題が、戰時において特に重要性を加へることは今次の事變で明かにせられたが、重要性の増大と共に勞働に對する統制も強化するのは必然である。第六條において「従業員の使用雇入若くは解雇、就職、従業員は退職又は賃銀給料其の他の従業員につき」必要な命令をなし得ることを規定したのは、戰時勞働管理を實施するものである。

第七は勞働爭議抑制を規定してゐる。戰時における勞働爭議が軍需品生産の停頓等に悪影響を齎らすことはいふ迄もなく、戰時には此の點についても自治統制に待つことなく強制的統制を必要とする。茲に爭議の豫防解決、禁止の權限が定められたのである。

物資の動員 第十條の總動員物資の徵發と第十三條以下の工業動員條項との二は物資動員の根幹規定をなしてゐる。第十三條は從前の軍需工業動員法の中樞的な規定を移したものである。更に使用又は收用は物資又は業務のみ

に止らず、無形の權利に迄及び、第十三條第二項による特許權、第十四條による鑛業權、砂鑛權、水の使用に關する權利に迄及んでゐる。

工業動員規定の中で注目すべきは第十六條である。即ち工場及設備の新設、擴張、又は改良を命令し及之を制限又は禁止することが可能となつてゐることである。

勿論製鐵、人造石油、自動車、産金等の各種別業法には設備擴張等の強制規定があつたが、斯かる一般的な規定は從來何れにも見られなかつた。従つて支那事變に於ては、軍需生産力擴充の爲に、平和産業に屬する工場設備の制限は資金調整法によつて押へ、増産は輸出入品法で生産命令だけを發したに止まつた。其の増産も今まで唯一の増産命令の出た硝酸の場合の如く既存設備による生産力維持を命令しただけであつた。かく工場設備の擴張を強制し得なかつた缺陷を是正する爲に此の新條項が挿入せられたのである。

貿易・需給統制 支那事變下に貿易統制並に夫れに伴ふ需給の混亂を調整すべく登場した輸出入品臨時措置法は第八及第九條に壓縮されてゐる。

輸出入品法第一條は第九條の第一段に明確に規定され、第二條は「物資の生産、修理、配給、讓渡、其の他の處分、使用、消費、所得又は移動に關し必要な命令をなすことを得」るものとなつて、修理、所得及移動に關する命令が追加されてゐる。

尙第九條の後段は多年大藏省當局が希望してゐた伸縮關稅制度の創設である。更に第八條は船舶が總動員物資中に含まれてゐることを想起すれば本條は船舶管理法全二十三條の集約とも觀られ得るのである。

金融統制 輸出入品法、船舶管理法と共に戰時經濟三立法の一として出現した資金調整法全二十一條は、要綱第十一條及第十二條の二條中に落し込み更に強められてゐる。次に第十二條に於て、社債の募集又

は資本の増加につき商法第二百十條の除外例たる株金全額拂込前と雖も増資し得ることは資金調整法と同様だが、本條は更に商法第二百條の制限を超えて拂込金額を越ゆる社債を募集し得ることとなした點は資金調整法よりも生産力擴充に對する保護を厚くしてゐるといふべきである。

價格統制 戰時に際して價格統制の必要なことは、豫算遂行の建前より又國民生活安定の見地からみても、素より當然であるが、支那事變下においては暴利取締令が發動され、更に輸入物資について最高價格公定制度が實施されてゐる。價格統制法としての暴利取締法の對象は不當なる利益であつて、思惑による場合にしか效果なく、原價が昂騰した場合には手を束ねて傍觀せねばならないのである。又最高價格公定の場合には、それが棉花、羊毛等の原料品の場合には問題は少いが、綿絲や綿織物となりそれがステープル・ファイバー等の代用纖維の強制混用が行

はれる場合には價格の公定の爲には價格構成の總ての點について検討しなければならぬ。事變勃發以來商工當局が實施しつつある價格公定は業者の協定を持つて始めて可能なわけである。第十九條は物價運賃、保管料、保険料、賃貸料、加工賃其の他の價格に對し、必要な命令をなし得ることとし、價格統制の運用は總て勅令に委任してゐる。

### 昭和十六年の總動員法 大改正及最近迄の同法 強化

其後日に月に急迫を加へ來つた内外時局は相踵いで幾多の法令となつて現はれ來れること實に別記の如くである。更に昭和十六年に到り全般的に強化改正加除をなしたるもの即ち現行の國家總動員法にして次に掲ぐる通りである。

### 國家總動員法

(昭和十三、四、法律第五五號)  
(昭一六、一一、法律第一九號)

- 第一條 本法ニ於テ國家總動員トハ戰時(戰争ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ際シ國防目的達成ノ爲國ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ
- 第二條 本法ニ於テ總動員物資トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ
  - 一 兵器、艦艇、彈藥其ノ他ノ軍用物資
  - 二 國家總動員上必要ナル被服、食糧、飲料及飼料
  - 三 國家總動員上必要ナル醫藥品、醫療機械器具其ノ他ノ衛生用物資及家畜衛生用物資
  - 四 國家總動員上必要ナル船舶、航空機、車輛、馬其ノ他ノ輸送用物資

- 五 國家總動員上必要ナル通信用物資
  - 六 國家總動員上必要ナル土木建築用物資及照明明用物資
  - 七 國家總動員上必要ナル燃料及電力
  - 八 前各號ニ掲グルモノノ生産、修理、配給又ハ保存ニ要スル原料、材料、機械器具、裝置其ノ他ノ物資
  - 九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル物資
- 第三條 本法ニ於テ總動員業務トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ
- 一 總動員物資ノ生産、修理、配給輸出、輸入又ハ保管ニ關スル業務
  - 二 國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務
  - 三 國家總動員上必要ナル金融ニ關スル業務
  - 四 國家總動員上必要ナル衛生、家畜衛生又ハ救護ニ關スル業務

- 五 國家總動員上必要ナル教育訓練ニ關スル業務
  - 六 國家總動員上必要ナル試験研究ニ關スル業務
  - 七 國家總動員上必要ナル情報又ハ啓蒙宣傳ニ關スル業務
  - 八 國家總動員上必要ナル警備ニ關スル業務
  - 九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル業務
- 第四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ徵用シテ總動員業務ニ從事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ
- 第五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ヲシテ國、地方公共團體又ハ政府ノ指定スル者ノ行フ總動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得
- 第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員

- 第七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ勞働争議ノ豫防若ハ解決ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ作業所ノ閉鎖、作業若ハ勞務ノ中止其ノ他ノ勞働争議ニ關スル行爲ノ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得
- 第八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ物資ノ生産、修理、配給、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
- 第九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ輸出入ノ制限若ハ禁止ヲ爲シ、輸出入若ハ輸入ヲ命ジ、輸出税若ハ輸入税ヲ課シ又ハ輸出税若ハ輸



入税ヲ増課若ハ減免スルコトヲ得  
第十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員  
上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ  
依リ總動員物資ヲ使用者ハ收用シ又  
ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ之ヲ使  
用若ハ收用セシムルコトヲ得

第十一條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動  
員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所  
ニ依リ會社ノ設立、資本ノ増加、合  
併、目的變更、社債ノ募集若ハ第二  
回以後ノ株金ノ拂込ニ付制限若ハ禁  
止ヲ爲シ、會社ノ利益金ノ處分、償  
却其ノ他經理ニ關シ必要ナル命令ヲ  
爲シ又ハ銀行、信託會社、保險會社  
其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ  
資金ノ運用、債務ノ引受若ハ債務ノ  
保證ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコト  
ヲ得

第十二條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動  
員上必要アルトキハ總動員業務タル  
事業ヲ營ム會社ノ當該事業ニ屬スル  
設備ノ費用ニ充ツル爲メ社債ノ募集  
又ハ資本ノ増加ニ付商法第二百條又

ハ第二十條ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ  
以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得  
第十三條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動  
員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所  
ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル  
工場、事業場、船舶其ノ他ノ施設又  
ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全  
部又ハ一部ヲ管理、使用又ハ收用ス  
ルコトヲ得  
政府ハ前項ニ掲グルモノヲ使用又ハ  
收用スル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所  
ニ依リ其ノ從業者ヲ供用セシメ又ハ  
當該施設ニ於テ現ニ實施スル特許發  
明若ハ登録實用新案ヲ實施スルコト  
ヲ得  
政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要  
アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總  
動員業務ニ必要ナル土地若ハ家屋其  
ノ他ノ工作物ヲ管理、使用若ハ收用  
シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ之  
ヲ使用若ハ收用セシムルコトヲ得

第十四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動  
員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所  
ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主  
又ハ其ノ團體ニ對シ當該事業ノ統制  
又ハ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トス  
ル團體又ハ會社ノ設立ヲ命ズルコト  
ヲ得  
前項ノ命令ニ依リ設立セラルル團體  
ハ法人トス  
第一項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレ  
タル者其ノ設立ヲ爲サザルトキハ政  
府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必  
要ナル處分ヲ爲スコトヲ得  
第一項ノ團體成立シタルトキハ政府  
ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該團體ノ  
構成員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其  
ノ團體ノ構成員タラシムルコトヲ得  
政府ハ第一項ノ團體ニ對シ其ノ構成  
員（其ノ構成員ノ構成員ヲ含ム以下  
之ニ同ジ）ノ事業ニ關スル統制規程  
ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受  
ケシメ、統制規程ノ設定若ハ變更ヲ  
命ジ又ハ其ノ構成員若ハ構成員タル  
資格ヲ有スル者ニ對シ團體ノ統制規  
程ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ

ニ依リ鑛業權、砂鑛權及水ノ使用ニ  
關スル權利ヲ使用者ハ收用シ又ハ總  
動員業務ヲ行フ者ヲシテ特許發明及  
登録實用新案ヲ實施セシメ若ハ鑛業  
權、砂鑛權及水ノ使用ニ關スル權利  
ヲ使用セシムルコトヲ得  
第十五條 前二條ノ規定ニ依リ政府ノ  
收用シタルモノノ不用ニ歸シタル場合  
ニ於テ收用シタル時ヨリ十年内ニ拂  
下グルトキ又ハ第十三條第三項ノ規  
定ニ依リ總動員業務ヲ行フ者ノ收用  
シタルモノノ收用シタル時ヨリ十年内  
ニ不用ニ歸シタルトキハ勅令ノ定ム  
ル所ニ依リ舊所有者若ハ舊權利者又  
ハ其ノ一般承繼人ハ優先ニ之ヲ買受  
タルコトヲ得  
第十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動  
員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所  
ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴  
張若ハ改良ヲ制限若ハ禁止シ又ハ總  
動員業務タル事業ニ屬スル設備ノ新  
設、擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得  
第十六條ノ二 政府ハ戰時ニ際シ國家

得  
第一項ノ團體又ハ會社ニ關シ必要ナ  
ル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
第十八條ノ二 第十六條ノ二ノ規定ニ  
依リ設備若ハ權利ノ讓渡若ハ出資ヲ  
命ジ又ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依リ  
事業ノ讓渡ヲ命ジタル場合ニ於テ讓  
渡者又ハ出資者ノ負擔スル債務ノ承  
繼及其ノ擔保ノ處理ニ關シ必要ナル  
事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
第十八條ノ三 第十六條ノ二ノ規定ニ  
依リ設備若ハ權利ノ讓渡若ハ出資、  
第十六條ノ三ノ規定ニ依リ事業ノ讓  
渡若ハ法人ノ合併又ハ第十八條第一  
項若ハ第三項ノ規定ニ依リ設立セラ  
ルル團體若ハ會社ニ付テハ勅令ノ定  
ムル所ニ依リ課税標準ノ計算ニ關ス  
ル特例ヲ設ケ又ハ租稅ノ減免ヲ爲ス  
コトヲ得  
第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動  
員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所  
ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險  
料、賃賃料、加工賃、修繕料其ノ他

總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ム  
ル所ニ依リ事業ニ屬スル設備又ハ權  
利ノ讓渡其ノ他ノ處分、出資、使用  
又ハ移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲ス  
コトヲ得  
第十六條ノ三 政府ハ戰時ニ際シ國家  
總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ム  
ル所ニ依リ事業ノ開始、委託、共同  
經營、讓渡、廢止若ハ休止又ハ法人  
ノ目的變更、合併若ハ解散ニ關シ必  
要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動  
員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所  
ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主  
間ニ於ケル當該事業ニ關スル統制協  
定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ  
受ケシメ、統制協定ノ設定、變更若  
ハ取消ヲ命ジ又ハ統制協定ノ加盟者  
若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業  
主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコ  
トヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動  
員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所  
ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主  
間ニ於ケル當該事業ニ關スル統制協  
定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ  
受ケシメ、統制協定ノ設定、變更若  
ハ取消ヲ命ジ又ハ統制協定ノ加盟者  
若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業  
主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコ  
トヲ命ズルコトヲ得

第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動  
員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所  
ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險  
料、賃賃料、加工賃、修繕料其ノ他

ノ財産的給付ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得 政府ハ前項ノ制限又ハ禁止ニ違反シタル新聞紙其ノ他ノ出版物ニシテ國家總動員上支障アルモノノ發賣及頒布ヲ禁止シ之ヲ差押アルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ併セテ其ノ原版ヲ差押フルコトヲ得

第二十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國臣民ヲ雇傭者ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ヲ申告セシメ又ハ帝國臣民ノ職業能力ニ關シ検査スルコトヲ得 第二十二條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成セラルベキ者ノ雇傭主ニ對シ

國家總動員上必要ナル技能者ノ養成ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、販賣又ハ輸入ヲ業トスル者ヲシテ當該物資又ハ其ノ原料若ハ材料ノ一定數量ヲ保有セシムルコトヲ得

第二十四條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ノ事業主又ハ戰時ニ際シ總動員業務ヲ實施セシムベキ者ヲシテ戰時ニ際シ實施セシムベキ總動員業務ニ關スル計畫ヲ設定セシメ又ハ當該計畫ニ基キ必要ナル演練ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十五條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者又ハ試驗研究機關ノ管理者ニ對シ試驗研究ヲ命ズルコトヲ得 第二十六條 政府ハ國家總動員上必要

アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産又ハ修理ヲ業トスル者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ一定ノ利益ヲ保證シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ者ニ對シ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ爲サシメ又ハ國家總動員上必要ナル設備ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、第十條、第十三條、第十四條若ハ第十六條ノ二ノ規定ニ依ル處分、第九條ノ規定ニ依ル輸出若ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依ル資金ノ融通、有價證券ノ應募、引受若ハ買入、債務ノ引受若ハ債務ノ保證ノ命令、第十六條ノ規定ニ依ル設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令又ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依ル事業ノ委託、讓渡、廢止若ハ休止若ハ法人ノ目的變更若ハ解散ノ命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス但シ第二項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ 總動員業務ヲ行フ者ハ第十條、第十

三條第三項又ハ第十四條ノ規定ニ依リ使用、收用又ハ實施ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償スベシ

第二十八條 政府ハ第二十二條、第二十三條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付ス

第二十九條 前二條ノ規定ニ依ル補償ノ金額及第十五條ノ規定ニ依ル買受ノ價額ハ總動員補償委員會ノ議ヲ經テ政府之ヲ定ム 總動員補償委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十條 政府ハ第二十六條又ハ第二十八條ノ規定ニ依リ利益ノ保證又ハ補助金ノ交付ヲ受クル事業ヲ監督シ之ガ爲必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナ

ル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十一條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス 一 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者 二 第十九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十二條 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノハ之ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第七條ノ規定ニ依ル命令又ハ制限若ハ禁止ニ違反シタル者

二 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲サザル者 三 第十條ノ規定ニ依ル總動員物資ノ使用又ハ收用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者 四 第十三條ノ規定ニ依ル施設、土地若ハ工作物ノ管理、使用若ハ收用及ハ從業者ノ供用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス 一 第十一條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者 二 第十六條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者 三 第十六條ノ二ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

四 第十六條ノ三ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者 五 第十七條若ハ第十八條第五項ノ

五 第十七條若ハ第十八條第五項ノ

規定ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ統制協定若ハ統制規程ヲ設定、變更若ハ廢止シ又ハ第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第六 第二十三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ保ヲ爲サザル者

第七 第二十六條ノ規定ニ違反シ生産修理又ハ設備ヲ爲サザル者

第三十五條 前四條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四條ノ規定ニ依ル徵用ニ應ゼズ又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ從事セザル者

二 第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二十二條ノ規定ニ依ル命令ニ

違反シタル者

二 第二十四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ計畫ノ設定又ハ演練ヲ爲サザル者

三 第二十五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ試驗研究ヲ爲サザル者

第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十八條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ團體又ハ會社ノ設立ヲ爲サザル者

二 第十八條第六項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

三 第三十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者

四 第三十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

第三十九條 第二十條第一項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ發行人及編輯人其ノ他ノ出版物ニ在リテハ發行者及著作者ヲ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

新聞紙ニ在リテハ編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタル者及掲載ノ記事ニ署名シタル者亦前項ニ同ジ

第四十條 第二十條第二項ノ規定ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 前二條ノ罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セズ

第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シテ申告ヲ怠リ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第四十四條 總動員業務ニ從事シタル者其ノ業務遂行ニ關シ知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者職務上知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第四十五條 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ノ規定ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ事業ノ統制ヲ目的トシテ設立セラルタル團體又ハ會社其ノ他本法ニ依ル命令ニ依リ統制ヲ爲ス法人其ノ他ノ團體ノ役員若ハ使用人又ハ其ノ職ニ在リタル者其ノ業務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキ亦前項ニ同ジ

第四十六條 第十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ事業ノ統制ヲ目的トシテ設立セラルタル團體又ハ會社其ノ

他本法ニ依ル命令ニ依リ統制ヲ爲ス法人其他ノ團體ノ役員又ハ使用人其ノ擔當スル統制事務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第四十七條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第四十八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十一條ノ二乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八

條又ハ第四十三條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス

第四十九條 前條ノ規定ハ本法施行地ニ本店又ハ主たる事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於シ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ

本法ノ罰則ハ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル帝國臣民ニモ之ヲ適用ス

第五十條 本法施行ニ關スル重要事項(軍機ニ關スルモノヲ別ク)ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲メ國家總務員審議會ヲ置ク

國家總動員審議會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

總動員法發動狀況

昭昭十三年四月の總動員法公布以來

發動せる勅令は實に六十七に達し、その範圍は勞務、生産力擴充、物資の統制、電力、運輸交通、貿易、資金、企業統制、價格等全分野に及んでゐる。

國家總動員法中發動勅令

Table with 3 columns: 勅令題號, 公布年月日, 昭和三十二年. Includes items like 國家總動員審議會官制, 工場事業場管理令, 總動員補償委員會規程, etc.

Table with 3 columns: 勅令題號, 公布年月日, 昭和三十二年. Includes items like 船員職業能力申告令, 獸醫師職業能力申告令, 工場就業時間制限令, etc.

Table with 3 columns: 勅令題號, 公布年月日, 昭和三十二年. Includes items like 海運統制令, 製鐵用輸入原料配給等統制令, 農業水利臨時調整令, etc.

Table with 3 columns: 勅令題號, 公布年月日, 昭和三十二年. Includes items like 港灣運送業等統制令, 國民勤勞報國協力令, 勞務調整令, etc.

企業院官制抄

(昭和一二、一〇、二三) 勅令六六〇(六)

第一條 企業院ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ニ關シ案ヲ起草シ理由ヲ具ヘテ内閣總理大臣ニ上申スルコト
二 各省大臣ヨリ閣議ニ提出スル案件ニシテ平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ニ關シ重要ナルモノノ大綱ヲ審查シ意見ヲ具ヘテ内閣總理大臣ヲ經テ内閣ニ上申スルコト
三 平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ニ關スル重要事項ノ豫算ノ統制ニ關シ意見ヲ具ヘテ内閣總理大臣ヲ經テ内閣ニ上申スルコト
四 國家總動員計畫ノ設定及遂行ニ關スル各廳事務ノ調整統一ヲ圖ルコト

國家總動員審議會官制抄

(昭和一二、一三、一五) 勅令三一三(九)

第一條 國家總動員審議會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ關係各大臣ノ諮問

ニ應ジテ國家總動員法第五十條第一項ノ事項ヲ調査審議ス
國家總動員審議會ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

總力戰研究所官制

(昭和一二、九、二〇) 勅令第六四八(號)

第一條 總力戰研究所ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ國家總力戰ニ關スル基本的調査研究及官吏其ノ他ノ國家總力戰ニ關スル教育訓練ヲ掌ル

關係法令

國民徵用令

(昭和一二、一四、一四) 勅令一四四(五)
(同一六、勅令一一九(二改正))

國家總動員法第四條の規定に基く國民徵用令が發布せられ昭和十四年七月十五日より施行せられた。本徵用及其の解除は厚生大臣の命に依り之を施行し徵用は特別の事由ある場合の外職業紹介所の職業紹介其の他の募集の方法に依り所要の人員を得られざる場合に